

平成 1 8 年度

包括外部監査結果報告書

山口県包括外部監査人

森 永 敏 夫

目 次

包括外部監査の結果報告書（その1）

第1	外部監査の概要	1
1	外部監査の種類	1
2	選定した特定の事件（テーマ）	1
3	特定の事件（テーマ）として選定した理由	1
4	外部監査の実施者	2
5	外部監査の方法	2
6	外部監査の実施期間	3
7	根拠法令の略称	3
8	利害関係	3
第2	試験研究機関全般	4
1	概要	4
2	監査結果	8
3	組織及び運営に関する意見	2 1
第3	山口県環境保健研究センター	3 9
1	概要	3 9
2	監査結果	4 3
3	組織及び運営に関する意見	5 5
第4	山口県産業技術センター	6 2
1	概要	6 2
2	監査結果	6 5
3	組織及び運営に関する意見	7 6
第5	山口県農業試験場	8 7
1	概要	8 7
2	監査結果	9 2
3	組織及び運営に関する意見	1 0 5
第6	山口県畜産試験場	1 1 3
1	概要	1 1 3
2	監査結果	1 1 7
3	組織及び運営に関する意見	1 2 6

第7	山口県林業指導センター	136
1	概要	136
2	監査結果	140
3	組織及び運営に関する意見	149
第8	山口県水産研究センター	157
1	概要	157
2	監査結果	161
3	組織及び運営に関する意見	171

包括外部監査の結果報告書（その2）

第1	外部監査の概要	177
1	外部監査の種類	177
2	選定した特定の事件（テーマ）	177
3	特定の事件（テーマ）として選定した理由	177
4	外部監査の実施者	177
5	外部監査の方法	178
6	外部監査の実施期間	178
7	根拠法令等の略称	178
8	利害関係	179
第2	人材養成・職業訓練機関全般	180
1	概要	180
2	監査結果	182
3	組織及び運営に関する意見	191
第3	山口県立農業大学校	196
1	概要	196
2	監査結果	200
3	組織及び運営に関する意見	210
第4	山口県立衛生看護学院	219
1	概要	219
2	監査結果	222
3	組織及び運営に関する意見	228

第5	山口県立萩看護学校	239
1	概要	239
2	監査結果	242
3	組織及び運営に関する意見	248
第6	山口県立東部高等産業技術学校	255
1	概要	255
2	監査結果	258
第7	山口県立西部高等産業技術学校	266
1	概要	266
2	監査結果	270
3	組織及び運営に関する意見	276

包括外部監査の結果報告書（その1）

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

（1）監査テーマ

試験研究機関の財務事務について

（2）監査対象機関

山口県環境保健研究センター

山口県産業技術センター

山口県農業試験場

山口県畜産試験場

山口県林業指導センター

山口県水産研究センター

（3）監査対象期間

原則として平成17年度（必要と認めた場合過年度分を含む）

3 特定の事件（テーマ）として選定した理由

平成17年度の国勢調査で山口県においては、県内の総人口が58年ぶりに150万人を下回り、人口の減少や少子高齢化が一層進展している。一方、国の三位一体改革の推進により、産業振興に係る各種補助金が見直しされるなど地方分権が進んでいることから、地域の特性やシーズをいかした地域独自の産業振興の重要性がますます高まっている。

このような状況の中で、山口県では産業部門ごとに6つの試験研究機関が設置されているが、各試験研究機関には研究開発による成果を基盤として、県内の産業創出を促進する役割が求められている。また、山口県行政改革推進プラン（平成18年3月策定）の中で、経営の視点に立った効率的な組織体制の見直しの対象に加えられていることから、試験研究機関における財務に関する事務が、地方自治法第2条第14項及び第15項の趣旨に沿って執行されているか検討する必要があると判断し、テーマとして選定した。

4 外部監査の実施者

外部監査人	公認会計士	森永 敏夫
外部監査人補助者	公認会計士	水谷 芳昭
外部監査人補助者	公認会計士	小田 正幸
外部監査人補助者	公認会計士	田中 博之
外部監査人補助者	公認会計士	古林 照己
外部監査人補助者	事務所職員	中田 麻美

5 外部監査の方法

(1) 監査の着眼点

- ア 試験研究機関の管理運営は設置目的に従って法令、条例、規則等に基づき適正に運営されているか。
- イ 試験研究機関の管理運営は経済的、効率的に行われているか。また、組織及び運営の合理化に努めているか。
- ウ 研究課題の評価及びその結果の公表は適切に行われているか。
- エ 研究開発課題ごとの費用管理及び受益者負担の状況は適切に行われているか。
- オ 生産物売払収入等の収入は適正に計上されているか。
- カ 契約事務は適切に執行されているか。
- キ 人件費その他の支出事務は適切に行われているか。
- ク 試験研究用財産（機器及び試験薬を含む）及び施設の維持管理は適切に行われているか。また、有効に活用されているか。
- ケ 知的財産権の管理と技術移転等の手続及び活用の状況は適切に行われているか。
- コ 現金管理は適切に行われているか。
- サ 管理運営にITの利用に伴うセキュリティの管理は適切に行われているか。
- シ 県内及び他県の試験研究機関及び民間企業・大学等との研究機器の共同利用や共同研究等の連携が効果的に行われているか。

(2) 実施した主な監査手続

- ア 各試験研究機関の組織及び運営について、概要の聴取及び質問に対する回答内容の分析・評価
- イ 各試験研究機関の財務事務に係る関係帳簿及び書類の閲覧・照合
- ウ 各試験研究機関の研究室・ほ場等の現状を視察
- エ 物品（毒物、劇物を含む）管理について、現場の管理状況の調査及び現物の実査
- オ 研究評価制度及び研究成果の状況について、必要に応じて質問し評価書等を閲覧
- カ 他の試験研究機関、民間企業・大学等との連携の状況について聴取
- キ 研究課題別のコスト管理状況の把握

なお、必要と認めた場合、各監査項目の箇所に監査手続を記載している。

6 外部監査の実施期間

平成 18 年 7 月 26 日から平成 19 年 2 月 28 日まで

7 根拠法令の略称

本文中の法令の略称は次のとおりである。

地方自治法	「法」
地方自治法施行令	「令」
山口県会計規則	「会計規則」
山口県公有財産規則	「公有財産規則」
山口県物品規則	「物品規則」
地方公務員法	「地公法」
山口県使用料手数料条例	「使手条例」

8 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、私は地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

報告書中の表の金額は、端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

第2 試験研究機関全般

1 概要

(1) 試験研究機関の設置の状況

環境・保健、商工業、農林水産業の分野に6つの試験研究機関が設置されており、各分野別の状況は次のとおりである。

(環境・保健分野)

健康福祉部 厚政課 ——— 環境保健研究センター

(商工業分野)

商工労働部 新産業振興課 ——— 産業技術センター

(農林水産分野)

農林水産部 ——— 農業振興課 ——— 農業試験場
 ——— 森林企画課 ——— 林業指導センター
 ——— 畜産振興課 ——— 畜産試験場
 ——— 水産振興課 ——— 水産研究センター

(2) 試験研究機関の業務内容については、各試験研究機関の箇所に記載している。

(3) 試験研究機関全体の財務の概要 (平成17年度)

(単位：千円)

項目	環境保健 研究センター	産業技術 センター	農業試験場	畜産試験場	林業指導 センター	水産研究 センター	計
収入							
使用料	9	15,944	87	52,838	157	16	69,051
手数料	7,143	5,121	737	1,151			14,152
財産運用収入			542				542
財産売却収入		0	11,691	71,273	1,199		84,163
受託事業収入		3,898	32,629		12,635		49,162
預金利子	0	0	0	0	0	0	0
雑入	51	22,109	99	703	61	88	23,111
小計	7,203	47,072	45,785	125,965	14,052	104	240,181
対象試験研究機関以外の 調定分	41,550	60,539	28,973	14,187	11,356	46,946	203,551
収入合計	48,753	107,611	74,758	140,152	25,408	47,050	443,732
支出							
報酬		6,667	14,620	0	1,991	5,630	28,908
共済費	1,070	1,070	1,948	1,572	708	1,448	7,816
賃金	13,677	8,699	50,108	24,416	19,210	19,215	135,325
報償費	427	2,769	279		1,136	2,098	6,709
旅費	6,610	18,244	16,231	4,864	6,191	11,873	64,013
需用費	124,787	84,534	97,542	121,543	16,240	114,383	559,029
一般需用費	124,775	84,532	97,521	121,511	16,227	110,080	554,646
食糧費	12	2	21	32	13	4,303	4,383

役務費	8,161	4,858	9,750	9,845	6,244	3,246	42,104
委託料	63,184	83,982	20,014	7,041	6,310	11,216	191,747
使用料及び賃借料	21,080	973	7,262	510	943	5,308	36,076
工事請負費	8,967	0	2,888	0	0	1,940	13,795
原材料費		4	50	295			349
備品購入費	39,222	61,338	10,421	25,030	3,877	942	140,830
負担金補助及び交付金	271	2,321	670	68	612	155	4,097
補償補填及び賠償金			0		51	0	51
公課費		1					1
小計	287,456	275,460	231,783	195,184	63,513	177,454	1,230,850
対象試験研究機関以外の 予算執行分		3,632	2,851				6,483
正規職員人件費	511,950	362,154	922,059	488,011	172,332	429,827	2,886,333
支出合計	799,406	641,246	1,156,693	683,195	235,845	607,281	4,123,666
収支差額	△ 750,653	△ 533,635	△ 1,081,935	△ 543,043	△ 210,437	△ 560,231	△ 3,679,934

平成 17 年度の試験研究機関全体の県費の負担額は 3,680 百万円である。

財務の概要の項目の説明

- ※ 1 対象試験研究機関以外の調定分
本庁での調定分の収入である。(国庫補助金等の収入)
- ※ 2 対象試験研究機関以外の予算執行分
本庁での予算執行分である。
- ※ 3 正規職員の人件費は共済費を含む。
- ※ 4 収支差額のマイナス金額
県の財政負担額である。

(4) 県の試験研究機関の活性化に向けた取組み

ア 山口県における試験研究機関の見直し

平成 18 年 3 月、県が策定した「山口県行政改革推進プラン」において、社会経済情勢の変化に対応した簡素で効率的な組織づくりを進める観点から、更なる機構改革に取り組むこととし、平成 18 年度においては、その重点的な取組として、部門ごとに設置している試験研究機関について、その活性化や連携強化を進めるため、業務運営、組織体制全般にわたる見直しを行うこととし、現在作業が進行中であり、平成 18 年 11 月には、「試験研究機関見直し計画（中間案）」が公表されている。

なお、平成 19 年 2 月に、「試験研究機関見直し計画（最終案）」（以下「最終案」という。）が公表された。

イ 県の資料によれば、これまでの主な見直しの状況は次のとおりである。

(ア) 第三次行政改革において、試験研究機関の活性化の取組を実施（平成 11 年度）

- ・ 内部組織の科・研究室を廃止し、組織階層をフラット化するとともに、部制を再編
- ・ 所内の企画立案・部間調整機能等を強化するため「企画情報室」を設置
- ・ 産業技術センター内に「食品共同研究センター」を設置
- ・ 外海水産試験場と内海水産試験場を統合し、「水産研究センター」を設置
- ・ 試験研究評価システムを段階的に整備

(イ) 育成牧場を畜産試験場に統合（平成 13 年度）

(ウ) 農業試験場に企画普及部を設置し、試験研究と普及活動の一体的体制を整備（平成 17 年度）

(エ) 農業試験場の分場としてフラワーランド（柳井市）に花き振興センターを設置（平成 18 年度）

ウ 平成 19 年 2 月、県が公表した「最終案」は、試験研究機関を巡る環境変化を踏まえ、見直しに係る視点や具体的な方向性を示すものであり、試験研究機関全体に係る部分は次のとおりである。

試験研究機関を巡る環境変化

(ア) 国立試験研究機関や大学の独立行政法人化、道州制の議論が進む中で、地方公設試験研究機関として担うべき機能・役割や相対的な位置付けの変化

(イ) 産地間競争の激化、担い手の減少・高齢化など、厳しさを増す地域産業の状況

(ウ) 県民の安心・安全や資源・環境問題など試験研究ニーズの高度・多様化

(エ) 厳しい財政環境と行政に対するスリム化・効率化の要請

エ 見直しの視点と検討項目

(ア) 公設試験研究機関を巡る環境変化を踏まえた役割・機能の在り方の検討

担い手の減少、高齢化をはじめとする地域産業構造の変化、国の試験研究機関や大学の独立行政法人化による応用研究分野への参入、道州制の議論が本格化する中で求められる県域を超えた広域連携と役割分担など、公設試験研究機関を巡る様々な環境変化を踏まえ、各試験研究機関の役割・機能の在り方を検討する。

- ・ 果たすべき使命・役割の再確認
- ・ 県が直接実施すべき事業領域の検証（民間との役割分担）

(イ) 試験研究をはじめとする業務の重点化・効率化

各試験研究機関の使命・役割を踏まえ、県民や地域産業の技術ニー

ズに的確に応える試験研究を実施するとともに、「選択と集中」の観点から、試験研究をはじめとする業務の重点化・効率化を図る。

- ・ 県民や地域産業の技術ニーズに的確に対応する試験研究の実施
- ・ 地域特性や個々の試験研究機関の強みを活かしながら、選択と集中の観点から、試験研究課題を重点化
- ・ 民間等との役割分担を踏まえた業務の重点化・効率化
- ・ 他県の公設試験研究機関との更なる連携と役割分担

(ウ) 業務の重点化等に対応した組織、施設設備等のスリム化

試験研究等の業務の重点化・効率化に対応し、また、厳しい財政状況や行政に対するスリム化・効率化の要請も踏まえ、分場を含めた組織体制や、研究員等の職員配置、施設設備、試験ほ場等の在り方を見直す。

- ・ 分場等の組織体制の在り方
- ・ 試験研究等の業務の重点化に対応した研究員等の職員配置の見直し
- ・ 施設設備、試験ほ場等の見直し

(エ) 試験研究機関の連携強化に向けた組織や業務執行の在り方の検討

6 試験研究機関の長で構成する「山口県試験研究機関技術交流協議会」の下で実施してきた共同研究や機器の共同利用の取組、食品共同研究センターによる連携の取組等を充実させるとともに、試験研究機関の更なる活性化や連携強化の観点から、組織や業務執行の在り方を検討する。

- ・ 食品共同研究センターの在り方
- ・ 一次産業部門の試験研究機関の連携の在り方
- ・ 普及指導部門等との連携の在り方

(オ) その他第三次行革の取組のフォローアップなど、活性化に向けた取組の充実

部制の再編、組織のフラット化、研究評価システムの整備など、第三次行革以降、実施してきた試験研究機関活性化の取組をフォローアップするとともに、更なる活性化に向けた取組の充実を検討する。

- ・ 組織のフラット化の在り方
- ・ 研究評価システムの充実
- ・ 地方独立行政法人制度の導入検討

オ 計画期間

(ア) 平成 18 年度 計画策定

(イ) 平成 19 年度から平成 21 年度までの 3 年間で実施

カ 計画の点検・評価

本計画に基づく見直しの実施状況は、計画期間中、毎年度、点検・評価し、その結果を公表するものとされている。

2 監査結果

試験研究機関の財務事務は、下記の指摘事項を除き、関係法令等に基づき概ね適正に処理されていると認められる。

なお、指摘事項の詳細は、各試験研究機関の監査結果の欄に記載している。((2)アの人件費の詳細は、下記(3)ア人件費に記載)

(1) 指摘事項は次のとおりである。

ア 収入に関する財務事務

行政財産の使用許可に際して、使用料を減免する場合、許可申請書に減免を受ける旨の付記が必要であるが、水産研究センターを除く試験研究機関において、当該記載のないものがあった。

イ 契約に関する財務事務

(ア) 産業技術センターの業務委託契約事務について

指名競争に係る契約事務において、受託先が業務の再委託をする場合、業務委託契約により、書面による試験研究機関の承認を要することになっているが、承認を得ていないものが1件あった。

(イ) 農業試験場の業務委託契約事務について

a 指名競争に係る契約において、作業の履行確認をし、場長の承認の印を得るようになっているが、押印のないものが1件あった。

b 不用薬品等処分業務委託において、業者の選定に問題があり、しかも契約締結伺が行われていない。また、当該業務において本契約の他に合意書を交わしているが、この合意書の内容が不適切である。

(ウ) 林業指導センターの業務委託契約事務について

随意契約に係る契約において、業務の履行確認に係る「空調設備点検報告書」が保管されていないものが1件あった。

ウ 知的財産に関する財務事務

林業指導センターでは「発明台帳」及び「品種育成台帳」の作成が行われていなかった。

エ 財産管理

(ア) 公有財産の管理について

a 公有財産台帳の記載の不備により登記簿謄本と不一致のものがあった。

水産研究センター	取得年月日の記載誤り
農業試験場	面積の記載誤り
畜産試験場	地目の記載誤り
農業試験場	未登記物件

b 公有財産台帳の記載を誤っていた。

水産研究センター	区分についての誤り
----------	-----------

(イ) 物品の管理について

- a 現物が存在しないものがあった。
 - 農業試験場徳佐寒冷地分場
 - 農業試験場萩柑きつ試験場
 - 農業試験場美東原種農場
- b 物品標示票の不鮮明なものがあった。
 - 農業試験場
 - 林業指導センター
 - 水産研究センター
- c 物品標示票の記載と備品管理簿が不一致のものがあった。
 - 環境保健研究センター
 - 林業指導センター
- d 備品に物品標示票が貼付されていないものがあった。(貼付の場所・方法の不備を含む)
 - 産業技術センター
 - 林業指導センター
- e 指定物品取得の報告漏れがあった。
 - 農業試験場
- f 物品の寄附採納手続きを失念しているものがあった。
 - 畜産試験場
- g 廃棄手続
 - ・物品の不用の決定が漏れていたものがあった。
 - 環境保健研究センター
 - 農業試験場萩柑きつ試験場
 - 農業試験場美東原種農場
 - 畜産試験場
 - 林業指導センター
 - 水産研究センター
 - ・廃棄処分について個体名号が記載されていないものがあった。
 - 畜産試験場
- h 物品廃棄決議書の決裁日の記載が漏れていたものがあった。
 - 環境保健研究センター
- i 借入品について、物品借入調書及び同返還調書に場長及び次長の決裁印が漏れているものがあった。
 - 農業試験場
- j 指定物品不用決定の決議はされているが、処分の手続きがなされず現物が保管されているものがあった。
 - 水産研究センター

(ウ) 毒物・劇物の管理について

- a 一部在庫点検を行っていないもの又は点検結果の確認ができないものがあった。(在庫点検の承認方法が適切でないものを含む)
 - 環境保健研究センター
 - 産業技術センター
 - 農業試験場
 - 畜産試験場
 - 水産研究センター
- b 保管庫の鍵の管理及び毒物・劇物の標示漏れ等安全管理上の不備があった。
 - 産業技術センター
 - 農業試験場
 - 水産研究センター
- c 使用簿及び出納簿の記載・作成方法の不備があった。
 - 環境保健研究センター
 - 産業技術センター
 - 水産研究センター
- d 使用簿の残高数量と現物の不一致のものがあった。
 - 環境保健研究センター
 - 農業試験場
- e 不用の決定をした薬品が廃棄手続がされないまま保有されていた。
 - 水産研究センター
- f 毒物・劇物取扱管理に関する要領等が存在しないものがあった。
 - 畜産試験場
 - 林業指導センター
 - 水産研究センター

(エ) 廃棄物の管理について

- a 廃棄物について「特管産廃等搬入報告書」を保管容器に貼付していなかった。
 - 環境保健研究センター
- b 「不用試薬一覧」に記載のない廃棄物があった。
 - 環境保健研究センター

(オ) 現金管理について

- a 農業試験場において、生産物の売払収入について、現金出納簿への記載漏れがあった。
- b 農業試験場で、会計規則第 32 条（現金の直接収納）に従っていない処理があった。

(2) 監査結果に関連する意見

ア 時間外勤務命令の理由の記載について

試験研究機関における時間外勤務手当の支給について、「時間外勤務・休日勤務命令簿」に記載する時間外勤務命令の理由が会計用務、企画用務、試験研究用務といった用務名の記載をしているケースが多く、どのような業務で勤務命令が出されたのか明確ではなく、適当ではない。

イ 随意契約から指名競争入札への変更（経済性の観点）

随意契約第2号から指名競争入札に変更した年度から契約金額の下落傾向がみられた。（環境保健研究センター 1,000千円以上の定型的な業務委託契約2件）

このことから、競争入札の方が競争原理が働き、コスト面で有利であることが分かる。

今後も、単独随意契約を行っている定型的な業務委託契約については、競争入札に変更できないか検討していくことが必要である。

ウ 業務委託契約の予定価格の積算について

産業技術センターにおける業務委託契約の予定価格について、契約金額が大きく下落しているにも拘わらず変化が小さい状況にある。

これまで庁舎積算マニュアルに基づき積算を行っているが、こうした予定価格と契約金額が大きく乖離することが継続する場合、これに加えて、業務の実態や過去の入札執行結果等、同種及び同規模の施設における積算、契約金額を調査するなどして、予定価格の積算について検討していく必要がある。

エ 未利用の土地・建物

試験研究機関の主な未利用の土地・建物は下記のとおりである。

試験研究機関	種類	資産の概要	未利用期間
環境保健研究センター	土地	庁舎敷（旧環境保健所）（面積2,344.09㎡）	平成9年4月山口環境保健所より所管替え
	建物	事務所建（旧環境保健所）（面積1,390.60㎡）	総務部で利用を検討することとして平成18年11月に総務部へ所管替え
農業試験場（本場）	土地	山口市大内御堀西谷390（面積2,310㎡）	平成11年度管財課へ未利用土地として報告している
農業試験場（本場）	土地	山口市大内御堀西谷391（面積485㎡）	平成11年度管財課へ未利用土地として報告している
（萩柑きつ試験場）	建物	分場長公舎（面積68.09㎡）	平成5年4月以降未利用
（美東原種農場）	建物	分場長公舎（面積64.93㎡）	平成9年4月以降未利用
	建物	職員公舎（面積109.70㎡）	職員公舎1は平成10年4月以降未利用、職員公舎2は平成6年4月以降未利用
林業指導センター	建物	林木育種園管理事務所（面積62.37㎡）	10年以上未利用
	建物	林木育種園作業場他2棟（面積38.27㎡）	10年以上未利用

水産研究センター	土地	庁舎敷地の一部（面積約2,500㎡）	昭和47年5月以降未利用
	建物	場長公舎（面積78.04㎡）	平成5年以降未利用
	建物	職員公舎二棟（面積約109.08㎡）	平成5年以降未利用

上記の財産の詳細は、各試験研究機関の公有財産の箇所に記載している。

各資産とも購入・設置の目的から今後の必要性、利用の可能性を検討する必要がある。（環境保健研究センターの旧環境保健所建物を除く）

オ 備品として取り扱う金額の基準について（効率性の観点）

各試験研究機関の物品の管理状況をチェックしたところ、現物管理の意識が乏しく、物品標示票の貼付漏れや、未使用の機器の利活用の方法も検討されていない状況がみられた。

これらの状況から、現物管理が重点的かつ効率的に行われるように、物品規則の備品として扱う金額の基準を改正することを検討する必要がある。

現状では、物品規則第5条第2項第1号によると、取得価格が3万円以上のものを備品として扱うことになっている（平成10年4月1日以降）が、例えば税法の規定では1個または1組当たりの取得価格の金額基準は10万円以上となっており、この基準を参考に金額を引き上げ、対象を絞って管理の重点化を図ること、また物品規則には実地棚卸に関する定めはないが、現物管理が適切に行われるように、1年に1回は棚卸を行うことを同規則に定めることを検討すべきである。

カ 試験研究用機器の使用実績簿の作成と活用について（効率性、有効性の観点）

(ア) 物品規則上、作成が義務づけられてはいないが、少なくとも指定物品に対しては、導入当初に予定していたとおりの使用がなされているか、効率性、有効性などを判断するために、また、将来における機器導入に際しての機器の整備計画の参考にするために、各試験研究機関で統一した使用実績簿を作成することを検討する必要がある。

(イ) 現状では、機器の導入当初に年間の利用回数や日数、時間等の稼動目標が定められていない。今後、稼動目標を定め、上記の使用実績簿の使用実績と対比し、効率性の判断及び購入が妥当であったかどうかの分析をする必要がある。また、その分析結果を今後の機器の選定に活用すべきである。

キ 重要機器の付保について（リスクマネジメントの観点）

産業技術センターでは、50百万円以上の機器について保険が付されているが、例えば環境保健研究センターでは下記のような高額機器に付

保されていない。

ガス質量分析装置	平成元年3月購入	58百万円
精密解析用電子計算機	平成6年3月購入	91百万円
精密解析用電子計算機	平成8年3月購入	110百万円
高分解能力ガスクロマトグラフ	平成12年3月購入	62百万円

物品規則においては保険を付するという規定はないが、一定金額及び一定の使用期間の見込まれる機器については、リスクマネジメントの観点から保険を付保する基準を定めることを検討すべきではないかと思われる。

ク 知的財産権の国際的な対応について

農業試験場では、「シワスアオバ」に関し、米国内での植物品種保護法に基づき保護の申請が行われている。海外における知的財産権の保護については、特に方針等が定められていない。この事例も個別的に検討がなされ手続が行われている。品種登録も含め、知的財産権は、研究開発のために多大なコスト及び長い期間を要しており、その権利の保護は重要な問題である。例えば農産物においては、種子が海外に持ち出され海外で生産されて逆輸入されることも考えられる。このようなことは、農業試験場のみの問題ではなく、産業技術センターを含めた県の試験研究機関全体の問題として捉えることが必要である。情報収集からリスクへの対応等について、県全体の課題として検討することも必要である。

ケ 毒物・劇物の数量の把握方法について（正確性の観点）

ほとんどの試験研究機関で、薬品使用簿の数量を中身の重量、容量で記載しているため、薬品使用簿の数量を確認することができず、薬品使用簿が十分機能していない。

薬品使用簿への記入の正確性を改善し、現物との照合が可能となるように、数量は風袋込みで記帳することにすべきである。

コ 薬品の取扱要綱等の整備について（統一的管理の観点）

(ア) 使用期限切れの薬品及び長期間未使用の薬品がみられるが、その取扱いについて定められていないため、廃棄等の検討が行われていない。定期点検時に期限・使用状況等の確認を行うとともに、その取扱いについて取扱要綱等で規定することが必要である。

(イ) 薬品の取扱いは、試験研究機関によって、各部署で取扱いが異なるケースもみられる。各試験研究機関で統一した取扱要綱等の作成の検討が必要である。

(3) 人件費（各機関で執行される臨時的職員（地公法第22条職員（以下「22条職員」という。）、日々雇用職員及び非常勤嘱託職員をいう。以下同じ。）

の給与を含む)及び研究データのセキュリティ管理についての概要・監査
手続・監査結果及び意見はこの箇所に記載する。

ア 人件費（給与に関する財務事務）

（ア）概要

正規職員の給与関係事務は、給与マスタを基に計算され、給与の支
給方法は口座振替を基本とし、一部現金支給により行っている。

監査対象とした給与の種類は、給料、管理職手当、扶養手当、調整
手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日
勤務手当、農林漁業普及指導手当、特殊勤務手当である。

一般職に属するすべての職員には、「一般職の職員の給与に関する
条例」（以下「給与条例」という。）及び「一般職の職員の特殊勤務手
当に関する条例」（以下「勤務条例」という。）が適用される。特例と
して、予算の範囲内で別に任命権者が定める臨時的任用職員、及び職
務の特殊性を考慮して別に任命権者が定める現業職員にも給与条例
が適用される。（給与条例第 20 条及び第 21 条第 2 項）

（イ）監査手続

- a 支給額の算定根拠となる行政職給料表、海事職給料表、研究職給
料表、現業職給料表、各種規程及び受給資格要件等を閲覧し、また
給与マスタの支給額と照合した。
- b 各種手当の入力データの正当性及び正確性を確認し、入力データ
の承認状況を検証した。
- c 時間外手当については、時間外勤務命令簿の時間外手当金額の正
確性を検証し、給与支給明細書上の金額と一致しているか確認した。

（ウ）監査結果

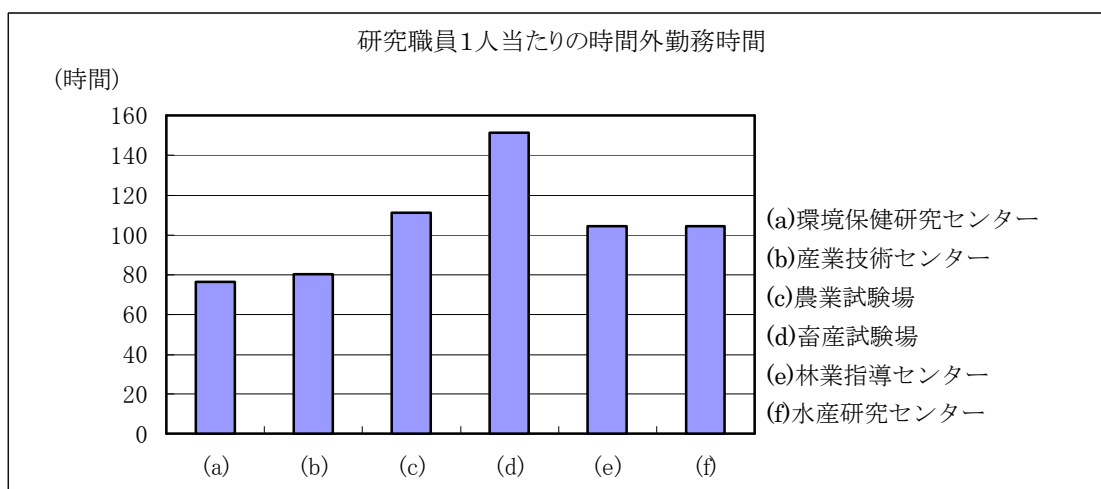
給与の計算は、給与マスタを基に適切に行われており、その給与マ
スタには、支給額の算定根拠となる各種給料表や各種規程及び各種手
当の入力データが正しく反映され、計算の正確性、合規性について特
記すべき事項はなかった。

（エ）意見

- a 時間外勤務命令の理由の記載について
どの試験研究機関も会計用務、企画用務、試験研究用務といった
簡略的な用務名を記載しているケースが多い。どのような業務で超
過勤務命令が出されたのか明確ではなく、超過勤務命令の具体的理
由を明確に記載する必要がある。
- b 平成 17 年度における研究職員の時間外勤務時間の発生状況は、
下表に示すとおりである。

(単位：時間、人)

	研究職員の時間外勤務時間	研究職員数(管理職を除く)	研究職員1人当たりの時間外勤務時間
環境保健研究センター	3,045	40	76.1
産業技術センター	2,728	34	80.2
農業試験場	6,996	63	111.0
畜産試験場	2,879	19	151.5
林業指導センター	835	8	104.4
水産研究センター	2,400	23	104.3



- ・ 畜産試験場において研究職員1人当たりの時間外勤務時間が比較的多い理由

これは、動物の飼育管理等のため土日の休日出勤が多くならざるを得ないためである。時間外勤務時間を平均水準にするため、土日の飼育管理等を研究職員の勤務シフトまたは日々雇用者で対応できないかどうか検討する必要がある。

c 任期付き研究職員及び臨時的職員の活用

(a) 任期付き研究職員

- ・ 概要

山口県では、平成14年11月1日に「一般職の任期付研究員の採用等に関する条例」が施行され、任期付き研究員の受け入れが可能になった。これに基づき、産業技術センターでは、「専門的な知識・経験を有する人材を受け入れ、研究者の相互の交流を推進することにより、その研究活動の活発化を図る」という観点から、平成15年4月から平成18年3月まで任期付研究員1人を受け入れている。(他の試験研究機関では任期付研究員の採用実績はない。)

その効果は、研究活動の面では他の研究員の研究への取組姿勢に大きな影響を与え、また、先端的な技術開発で求められる評価・解析技術は、研究員に継承され、技術力を高められたと自己評価して

いる。

・ 任期付研究員の受入れの必要性

産業技術センター以外の試験研究機関では、研究テーマとの関連で任期付研究員の必要性がないこと、また任期付研究員とすべき対象が不足している等の理由から、任期付研究員の採用実績はない。しかし、専門性の高い研究課題が生じた場合や研究環境の変化に迅速に対応するために、優れた資質や高い研究能力を有する研究員の配置が弾力的にできるように、任期付研究員制度の活用を検討する必要がある。

なお、「最終案」では、多様な人材の確保の観点から、各試験研究機関の実情に応じて、民間出身者や任期付研究員、客員研究員の採用等による多様な人材確保を推進することとしている。

(b) 臨時的職員

① 概要

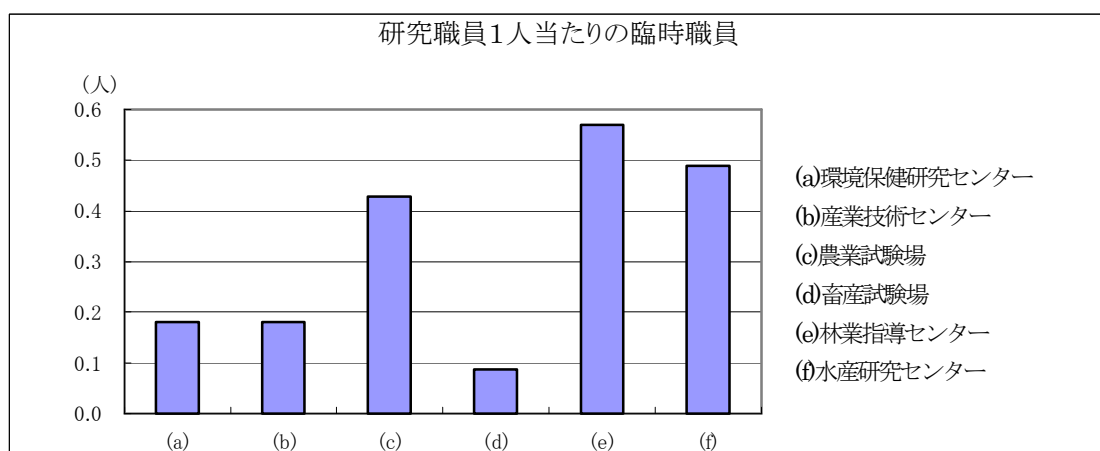
平成17年度における研究職員1人当たりの臨時職員（22条職員及び日々雇用職員をいう。以下同じ。）の数は、下表に示すとおりである。

(単位：人)

	研究職員	臨時職員	研究職員1人当たりの臨時職員
環境保健研究センター	47	8.8	0.18
産業技術センター	40	7.2	0.18
農業試験場	73	31.3	0.43
畜産試験場	23	2	0.09
林業指導センター	8	4.6	0.57
水産研究センター	26	12.7	0.49

(注)・研究職員は管理職を含む。

・臨時職員のうち、日々雇用者の人数は、年間の延べ雇用人数をもとに月21日（年間252日）で常勤換算した。



② 監査手続

22 条職員及び日々雇用職員に関する勤務実績簿、給与支給明細書を照合し、書類の不備、不整合の有無を確認した。

③ 監査結果

22 条職員及び日々雇用職員の賃金は正確に算定されており、書類の不備、不整合はなく特記すべき事項はなかった。

④ 意見

畜産試験場では、研究職 1 人当たりの臨時職員が比較的少ない。今後の方針として、畜産員（現業員）の退職による正規職員は補充せず、22 条職員で補充することが本庁との話し合いで決まっているとのことである。22 条職員は 3 年しか雇用できないため、業務の継続性を確保するため、その後は非常勤嘱託として採用する予定とのことである。

試験研究機関の人件費を長期的に削減していくためには、臨時的職員の給与割合を高めることが考えられるが、その前提として、正規職員の業務内容の分析が必要である。具体的には、正規職員である研究員等が本来の研究業務以外の業務を行っていないか、また研究業務のうち、研究員でなくても行える補助業務等に従事していないか等を調査して、正規職員が行うことの必要性を検討し、臨時的職員の適切な配置を検討する必要がある。

なお、現状の正規職員の給与総額の全職員の給与総額に対する割合は下記に示すとおりである。

(単位：千円、%)

	環境保健研究センター		産業技術センター		農業試験場		畜産試験場	
正規職員の給与	431,741	97%	322,431	95%	778,189	93%	434,524	95%
臨時的職員の給与	13,677	3%	15,366	5%	62,295	7%	24,416	5%
合計	445,418	100%	337,797	100%	840,484	100%	458,940	100%
	林業指導センター		水産研究センター		合計			
正規職員の給与	144,884	87%	380,991	94%	2,492,760	94%		
臨時的職員の給与	21,201	13%	24,845	6%	161,800	6%		
合計	166,085	100%	405,836	100%	2,654,560	100%		

注 共済費の金額は含まない。

- d 給与の支給について、現金支給から口座振替への切替推奨について
給与の支給方法は、人事給与システムを導入した平成 6 年頃から、現金支給から口座振替への切替を推奨しているが、どの程度進んでいるかを確かめるために平成 18 年 3 月時点及び平成 14 年 3 月時点の給与現金支給の割合を調べた。

各研究施設の給与の現金支給は、次のとおりである。

(単位：人、千円)

	環境保健研究センター		産業技術センター		農業試験場	
	平成18年 3月期	平成14年 3月期	平成18年 3月期	平成14年 3月期	平成18年 3月期	平成14年 3月期
給与支給人数(a)	52	54	45	44	115	99
現金支給人数(b)	24	47	16	25	27	84
現金支給人数の割合(b)／(a)	46.2%	87.0%	35.6%	56.8%	23.5%	84.8%
現金支給総額	2,694	6,942	1,240	2,738	1,674	7,123
	畜産試験場		林業指導センター		水産研究センター	
	平成18年 3月期	平成14年 3月期	平成18年 3月期	平成14年 3月期	平成18年 3月期	平成14年 3月期
給与支給人数(a)	62	68	20	22	54	46
現金支給人数(b)	61	68	6	20	19	31
現金支給人数の割合(b)／(a)	98.4%	100%	30%	90.9%	35.2%	67.4%
現金支給総額	7,013	8,480	667	1,925	1,390	2,459

(注) 平成18年3月期の正規職員の数と上記表(a)の給与支給人数は、育児休業者がいるため一致しない。

畜産試験場を除き、平成18年3月期における各試験場の現金支給人数、現金支給総額はともに、平成14年3月期に比べれば改善されている。畜産試験場での改善が進んでいないのは、山間部で近くに銀行がないからとのことである。

現金支給の場合、引き出しの際には二人一組で車を利用し、引き出した日に全額渡し、現金の移動及び保管のリスクに適切に対処しているとのことである。しかし、現金支給には現金移動保管等のリスクがあり、また、事務効率をあげるため、振込による給与支給の完全化に向けて現金支給職員の協力を要請していく必要がある。

なお、給与の支給については、現地調査後において各所属における取組が進められたことにより、平成19年1月現在では口座振替への切替が進み、現金支給人数の割合は大幅に改善されている。

イ 研究データのセキュリティ管理

(ア) 概要

県は、管理運用する情報システムの利用については情報の盗難、漏えい、改ざん及び破壊等の脅威から情報資産を守るとともに、情報資産の活用における機密性、完全性及び可用性を維持するため、山口県情報セキュリティ基本方針及びそれを具体化した山口県情報セキュリティ対策基準を定めている。各試験研究機関が管理運用する情報システムを利用する場合には、上記のセキュリティ基本方針や同対策基準に従って運

用されている。ここでは、各試験研究機関に委ねられている情報資産のセキュリティ管理について検討した。

(イ) 監査手続

- a 研究データの消失リスク及び漏出リスクに対して、必要十分な統制システムが整備され有効に運用されているかどうかを、責任者への質問等により確かめた。
- b 研究データのセキュリティ管理が機密度に応じてなされているかどうか確かめた。
- c 人事異動等において研究データの引継ぎが適切になされているかどうか確かめた。

(ウ) 監査結果

研究データが記録されたUSBメモリ、MO等の外部記録媒体の引継ぎは「業務引継書」に基づいており、特記すべき事項はなかった。

(エ) 意見

a セキュリティ基準について

各試験研究機関に管理が委ねられている情報資産については、セキュリティの具体的な基準が定められていない。研究データの消失リスク及び漏出リスク等を低減させるためには、セキュリティの具体的な基準を定め、目標とすべきセキュリティ水準に向けて管理する必要がある。

b 研究データの消失リスク

研究データを消失した場合には、研究員個人だけでなく組織としても重要な損害になるが、バックアップの頻度、保管方法については各研究員にまかせているだけであり、組織としての管理がされていない。したがって、研究データの消失リスクを軽減するため、バックアップファイルの取得方法を手順書として作成し、関係者に周知するか、あるいはチェックリストを作成して、セキュリティ意識を高める工夫をする必要がある。

c 研究データの漏出リスク

(a) 研究データ保管の外部記録媒体の定期的な棚卸

研究データの機密性は高く、外部へ持ち出された場合の影響は大きい。しかし、研究員が使用している各端末からUSBメモリ等の外部記録媒体に容易に複写でき、研究データを外部へ持ち出すことが容易な状況にあるにも拘わらず、研究データの外部持ち出し防止は研究員の信頼に依存したままである。研究データの漏出リスクを軽減するためには、研究員の信頼だけに依存せず、USBメモリ、MO等の外部記録媒体の台帳管理を行い、定期的に棚卸を行う必要がある。

(b) バックアップ用CDの保管

林業指導センターではバックアップ用のCDが各研究員の机の

上に置かれたままになっている。施錠付きのラック等に保管する必要がある。

(c) パスワードの設定及び変更

県庁LANに接続されている端末にはパスワードを設定し、3ヶ月ごとに変更しないと使用できない仕組みになっている。しかし、県庁LANにつながっていない研究用端末については、林業指導センターでは外部侵入によるデータ漏出を想定していないため、パスワードが設定されていない。研究用端末には機密度が高いデータが入っているため、パスワード設定する必要がある。

他の試験研究機関では、パスワード設定がされているものの、パスワード変更について特に定めがない。定期的にパスワードを変更することを定め、文書化することを検討する必要がある。

(d) 未利用のパソコン

農業試験場で、県庁LANにつながっていないパソコンの中に未利用のものが2台あった。その中に重要機密データがあるかないかは把握されていない。データ漏出の可能性があり、データの有無の確認をし、ある場合にはデータの消去を徹底し、さらにパソコンの利用の見込みがない場合は、不用の決定後、廃棄すべきである。

d 研究データの機密度設定

データの機密度の設定は運用としてはなされている。しかし、文書化されていないため、機密度の設定が組織的になされ、定期的に見直されているかは検証できなかった。紙ベースの書類や、電子データ、機密度の設定、管理の方法を示した方針・規定等を作成する必要がある。

3 組織及び運営に関する意見

試験研究機関の組織及び運営の合理化に資すると考える事項について、その内容を記載している。以下（１）から（５）の詳細については各試験研究機関の組織及び運営に関する意見に記載している。（６）は試験研究機関の組織の在り方に関して、（７）は行政コスト計算書の作成と活用状況に関する意見を記載している。

（１）研究開発の評価制度の充実について

ア 評価制度充実の必要性

研究課題の評価は、研究開発の質を高め、その成果が県民に還元される研究開発かどうか等を判断する重要な役割を担うものである。また、的確な評価に基づいて試験研究を行うことが、効率的な資源配分や研究開発施策の見直しに効果があり、無駄な評価や形式的な評価があってはならず、充実した評価制度を確立し運用する必要がある。

イ 評価制度実施の状況

産業技術センターは平成 11 年度から評価制度の運用を開始しているが、他の試験研究機関は平成 14 年度から 16 年度にかけて開始している。この制度は徐々に定着しつつあるが、中には評価すべきものにも拘わらず評価を失念している課題があり、定められた評価実施要領等により評価を行う必要がある。

ウ 評価制度の改善点

（ア）事前評価

a 評価目的

事前評価は、研究課題の採択、不採択若しくは実施の可否、また、研究課題の発案者には研究内容の再検討の判断に利用されている。

b 改善点

水産研究センターでは、事前評価に外部評価を行っていないが、県費を投入して研究開発をすることの妥当性を明確にするために、外部評価制度の導入を検討する必要がある。

（イ）中間評価

a 評価目的

中間評価は、進捗度の点検と継続、中止、方向転換、研究開発の質の向上などの判断に利用されている。

b 改善点

評価の効率性を高めるために下記の方法を検討する必要がある。

- ・ 試験研究機関によっては、研究開発初年度に中間評価を行っている場合があるが、基礎的研究か重点課題の研究かなど、研

究開発の種類により中間評価を行う対象及び評価時期について実施要領等で明文化する必要がある。

- ・ 短期的な研究課題では、研究課題の選定と完了後の評価を重視する観点から、中間評価を書面審査にすることができないか検討する必要がある。

(ウ) 事後評価

a 評価目的

事後評価は、研究の完成度や今後の波及効果を考慮して、継続試験や新たな方向性に関する研究をするかなどの判断に利用されている。

b 改善点

事後評価の時期について、当年度完了分を当年度末に評価している試験研究機関（農業試験場、畜産試験場）があるが、研究課題の完了実績等の把握が十分に行えない可能性があり、評価の時期は翌事業年度開始後できるだけ早い時期に行うように改めることを検討すべきである。なお、水産研究センターは平成17年度に、事後評価の時期を研究課題完了の翌事業年度に評価することに改めている。

(エ) 追跡評価

a 評価目的

追跡評価は、研究課題の成果・効用や波及効果の確認及び次の研究課題の選定などの判断に利用する。また、成果の波及効果によりフォローアップが必要かどうかの判断にも利用される。

b 改善点

評価制度が導入されて間もない試験研究機関では追跡評価が実施されたことがなく、評価に関する定めがない。

評価項目、評価基準、評価時期について実施要領などを明確に定める必要がある。

(オ) 内部評価と外部評価の関係

内部評価したものについて外部評価に付す基準が実施要領等で明確になっていない。外部評価委員の負担を軽減するという観点と、評価の透明性・有効性を高める観点とのバランスに配慮し、外部評価に付する基準を実施要領等で明文化する必要がある。

(カ) 評価結果の活用について

事前、中間、事後の評価について、評価結果への対処や活用方法が特に定められていない。各評価の総合評価により、研究課題の取り扱いをどのようにするのか基準を明確にする必要がある。

(キ) 評価の視点について

評価が研究における専門技術分野を重視する傾向にあるが、受益者及び消費者の視点の重視、また、県の施策との整合性を図る観点

及び中長期的視点から評価する基準の検討も必要である。

加えて、将来の重点研究の芽が育つような萌芽的な研究課題に対して、的確な評価基準の検討が必要である。

(ク) 研究テーマごとのコスト管理

a 現状

各試験研究機関において研究テーマごとのコスト計算は行われていない。事業ごとに需用費等の集計を行っているのが現状である。

b 意見

研究テーマごとのコスト計算は試験研究機関が実施している研究の経済性・効率性をみる指標として重要である。研究成果の指標として何が適切であるかは問題であるが、研究成果と対比すべき指標として、研究テーマごとのコスト計算は、研究テーマの評価を適切に行うために必要である。

コスト計算を行うためには、特定の研究テーマに直接集計できる直接費と複数の研究テーマに共通的に発生する間接費に分けて考える必要がある。

直接費の中で大きなウエイトを占める研究員の人件費を各研究テーマごとに集計するためには、例えば研究員に業務日報の作成及び提出を求め、研究時間の集計を行う必要がある。業務日報の作成や集計は手間のかかる作業であるが、コスト計算以外にも勤怠管理の資料として、あるいは人事考課の参考資料として役立つこともできるし、研究テーマごとに必要時間数が分かれば人員の適切な配分の参考資料にもなると考えられる。

間接費（設備・施設の減価償却費等）については、研究コストの発生と密接な関係にある指標を基準として、各研究テーマに配賦する必要がある。例えば、前述した業務日報の集計結果を利用することが考えられる。

また、研究テーマにコードを付して管理するなど、管理上の効率性も検討すべきである。

なお、現在、県の事業費予算では正規職員の人件費を事業コストとして認識することになっていないが、研究テーマごとのコスト計算が行われるためには、正規職員の人件費を事業コストとして算定する方式が検討されることが必要であると考えられる。

(ケ) 評価結果の公表

評価結果の県民に対する公表は、3つの試験研究機関（産業技術センター、畜産試験場、林業指導センター）が行っていない。公表は評価の公平性と透明性を確保し、県民に研究開発活動に資金が投入されることの説明責任を果たすために必要であり、公表することを検討する必要がある。ただし、特許等の関係や個人情報保護等に

配慮した上で公表する必要がある、規定等で公表の基準を明文化しておく必要がある。

公表媒体として、インターネットのホームページを利用するなど、評価結果が正確に伝わるように配慮し、分かりやすく公表する必要がある。

(2) 検査業務について

検査業務については、本庁事業課において民間委託分と環境保健研究センター委託分と割り振っているもので、水質環境基準の定点検査等すでにかかなりの検査業務が民間委託されている。この点は認められるところであるが、環境保健研究センターとしては、現在行っている検査業務について、民間委託の可能性について検討し、本庁事業課と連携し、民間委託がより進められるように取り組む必要がある。

(3) 県内外の公設試験研究機関との機器の相互利用及び連携による共同研究等の推進

県内の試験研究機関では、「試験研究機関技術交流協議会規約に係る機器・施設の相互利用覚書」に基づいて相互利用を行っており、平成17年度の実績は10件である。

中国地方5県では、「中国地方5県の公設試験研究機関における機器・施設の相互利用に関する協定書」が締結されているが、こちらは産業技術センターが1件利用しているのみである。中国地方5県の相互利用に関する協定書では、保有機器のリストを交換するようになっており、当初は各県の試験研究機関で保有機器のリストを交換しているが、その後の更新は、環境保健研究センター以外は行っていない。

相互利用の前提として保有機器のリストを更新し、他県の試験研究機関の機器の保有状況を把握して、研究課題に応じて必要な機器を購入するか、他県の試験研究機関のものを借り受けるか等の選択ができるようにすべきである。

これまで、他県との相互利用が進まない理由として、地理的に離れているということ以外に、損傷等があった場合の補償方法が決められていないことが挙げられている。この点の障害を取り除き、相互利用を促進するために、損傷の補償についての扱いを具体的に明文化する必要がある。

共同研究は、新しい研究手法や新技術の導入のために必要であり、より一層推進する必要がある。留意点について(5)外部研究資金導入による財源確保の観点の箇所に記載している。

なお、「最終案」では、他県の試験研究機関との連携について中国知事会の下での取り組みの強化が示されており、一層の連携と役割分担の在り方について協議・検討することとしている。

(4) 人材育成による業務品質の確保・向上及び職員の研究開発意欲の向上策について

ア 業務の高度化・細分化に対応できる研究技術者の育成が必要であり、人材育成の基本方針を作成し、計画的に人材を育成する研修制度の確立が必要である。

イ 団塊の世代の定年退職者が見込まれており、(定年退職者が多い機関と少ない機関がある)技術の継承問題に対応する必要がある。退職者を嘱託として採用することやグループ研究を通しての技術・ノウハウの継承を図ることなどが考慮されているが、技術継承の方策を試験研究機関全体の課題として検討することが必要である。

ウ 試験研究機関の人事異動は、定期的に行うことにより組織を活性化するという必要もあるが、試験研究機関にスペシャリストを育成するという観点も必要である。試験研究機関の人事管理において公平性を害さないように、スペシャリストを育成するという目的のために、特別な扱いをすることが組織内で容認される客観的なデータが存在する場合には、特別な扱いを受けることの可能な人事制度ができないか検討される必要がある。このことは、下記(5)の外部研究資金導入による財源確保を効果的に行うためにも必要である。

エ 職員の研究開発意欲の向上策について

職務発明等によって研究成果を挙げた職員に対しては、特許権等を取得したときに、特許権等1件につき1万円の登録補償金が支払われる。また、実施許諾の結果、県が得た財産上の利益に対し、従来30万円以下の場合：30/100，30万円超～50万円以下：20/100，50万円超～100万円以下：10/100，100万円超：5/100とされていた基準を、平成17年4月1日から、一律50/100として、全国トップレベルに改善し、実施補償金を支払うこととしている。地方公共団体である県は、知的財産権を利用しての事業は実施できず、不実施補償として実施料を徴収しており、利益活動である事業展開に直接関係しないため、研究成果と当該補償金が必ずしも直結しない場合もあり、職員の開発意欲の向上に役立つのか検討が必要である。

研究開発においては、その過程よりも成果が重視される。職員の研究意欲を更に向上させ成果を挙げるために、成果を挙げた職員に対しては、成果に見合った評価を行うことで給与等に反映させ、成果のない職員についてはそれに応じた処遇を行うなど、成果主義による評価を導入することが考えられる。

(5) 外部研究資金導入による財源確保について

ア 財源の制約がある中で、外部研究資金を確保するためには、本来果たすべき試験研究業務が阻害されることのないように、受託研究や共同研究を受入れる基準や経費負担等について基本方針等を作成する必要がある。

現状では、受託研究、共同研究に関する規則の定めがあるのは産業技術センターのみであり、他の試験研究機関についても規則等の整備が必要である。

また、規則に従って受託研究、共同研究の研究目的をチェックするなどの体制を構築する必要がある。

イ 競争的資金獲得のためには企画力、独創性に富んだ高度な能力を有する人材を配置する必要がある、また、より効率的に行うために国の独立行政法人や他県の関係機関との連携を図って、情報の収集及び交換を行うこと等も必要である。

上記の各試験研究機関共通に係る組織及び運営の合理化に資すると考える事項について意見を記載しているが、県が公表した「最終案」では各試験研究機関共通の事項として業務運営マネジメントの見直し等の工程が示されている。その見直し工程表は次のとおりである。

具体的取組事項	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
【業務マネジメントの見直し】				
□中期研究計画等の策定(改訂)	-----	→ 順次、計画策定(改訂)		
□研究評価システムの充実		→ 逐次、見直し実施		
□「試験研究機関評価」の導入	検討・準備		→ 逐次、導入	
【他県の公設試との連携】				
□中国知事会の下での取組強化	-----	→ 提案、協議・検討		
【人材の育成等】				
□計画的な人事配置		→ 継続的な取組実施		
□多様な人材の確保		→ 継続的な取組実施		
□研究職員の資質向上		→ 継続的な取組実施		
□研究職員の定員配置の見直し		→ 毎年度、見直し実施		

(6) 試験研究機関の組織の在り方の検討について

ア 機関評価

機関評価とは、平成 17 年 9 月の文部科学省における「研究及び開発に関する評価指針」によれば、機関の設置目的や研究開発の目的・目標に即して機関運営面と研究開発の実施・推進面から評価を行うとある。

機関運営面については、研究開発の目的・目標の達成や研究開発環境の整備等のための運営について、効率性の観点も踏まえ評価を行う。

研究開発の実施・推進面については、機関が実施・推進した研究開発課題の評価と所属する研究者等の業績評価の総体で行うとある。

この機関評価は、3年から6年程度の期間を一つの目安として、中長期的な観点から評価が行われる。

このたびの外部監査で、6つの試験研究機関に機関評価実施の有無を質問したところ、個別の試験研究課題の評価は実施しているが、機関評価は実施していないということであった。

機関評価により、各試験研究機関が抱える課題を抽出し、改善策を検討する。この改善策が試験研究機関全般に係る改善事項か、単独の試験研究機関に係る改善事項か分析等に活用すべきである。

なお、「最終案」では、試験研究課題の評価の取組に加え、新たに、産学公提携や技術支援の取組、技術移転の状況など試験研究機関の組織運営全般について評価する「試験研究機関評価」を導入することが示されている。

イ 地方独立行政法人制度導入の検討

(ア) 概要

地方独立行政法人法（以下「独法」という。）が平成 16 年 4 月 1 日から施行され、地方自治体は定められた業務に地方独立行政法人制度を導入することが可能になった。（試験研究機関は地方独立行政法人（以下「法人」という。）が行う業務に含められている。（「独法」第 21 条）

地方独立行政法人制度は、公共性、透明性、自主性を基本とし、目標による管理と適正な実績評価、財務運営の弾力化、徹底した情報公開などが制度の骨格となっている。このため、透明性が高く、責任の所在が明確な法人運営により、質の高い行政サービスを効果的・効率的に提供できるといわれている。

そのような観点から、県では「最終案」において地方独立行政法人化の可能性を検討し、平成 19 年度を目途に方向性を示すことを掲げている。

(イ) 制度への対応について

法人化に当たっては、アの機関評価等により試験研究機関の改善目標を明確にし、法人化することにより改善が可能か、試験研究機関の特質を踏まえ検討する必要がある。

(ウ) 検討事項

a 組織運営の管理方式について

独法での目標管理型の管理方式の概要は次の(a)～(d)のように定められている。

- (a) 法人は中期目標(3年～5年)、中期計画(3年～5年)、年度計画が独法により義務化されており、年度計画が中期目標に基づいた中期計画を具体的に実行していく計画として位置づけられている。
- (b) この各事業年度及び中期計画期間の事業実績を第三者機関の評価委員会が定期的に評価し勧告する。その結果を法人設立団体の長に通知する。
- (c) 中期目標期間終了時に設立団体の長は法人の組織業務全般にわたり見直しをする。
- (d) (a)、(b)については公表される。

この目標管理型の組織運営は、組織の使命、役割に適合した組織運営がなされているか、定期的に評価し修正するという事後チェックを重視した管理方式である。このメリットが生かされるためには、事業が事後的に検証可能であることが必要であり、例えば定量評価手法が確立され運用される必要がある。また、定量評価法がなじまないということで定量評価法が確立されていない分野の試験研究機関においては、評価の客観性や検証可能な評価手法の研究が必要である。

b 人事管理について

- (a) 法人の長の判断で多様な形態の雇用が可能
- (b) 法人の長の判断で適材適所及び業務量に応じた人員配置が可能
- (c) 法人の職員の帰属意識の向上

上記のようなメリットがあるが、法人化後は人事管理事務を法人が行う必要があり、法人の負担が増加する。また、法人職員を平等に扱う必要がある反面、成果給制度の導入が可能であり、同制度の導入に伴い、職員の勤務成績の評価により扱いが異なることになり、業務向上への動機づけにはなるが、評価の公平性・透明性が求められる。

このようなことから、人事管理上のメリットを生かすには、法人の人員等の規模がある程度大きくないと、法人の長の裁量の余地を生かしきれないことや事務負担を軽減できないと思われる。

(エ) 予算・経費について

- a 法人では、中期目標・中期計画の中で、単年度予算主義に縛られない予算執行が可能である。収入の面では、受託研究、共同研究の収入計上について、予算上の手続や予算枠の問題から開放され、適時受入れが可能である。
- b 法人は、設立団体である地方公共団体から法人の業務の財源に充てるために必要な金額またはその一部に相当する金額を運営交付金として交付を受けることができる。

この運営交付金は、当初の予算とは異なる使途に流用しても特別な手続が必要ではなく、弾力的な運用が可能である。予算執行が弾力的に行われるメリットがあるが、運営交付金は予算の財源が厳しい中でどのように確保できるかの問題もあり、別途、法人独自で獲得する財源の確保を見込むことが可能かどうかの検討が必要になる。

経費は、法人設立時の法人会計システムや法人資産等管理システム及びそれらの導入費用や不動産鑑定評価、不動産登記費用等、インシヤルコストが発生する。

また、法人に移行後、法人のガバナンスのための理事長、監事報酬や、外部監査費用、弁護士の顧問料等のランニングコストが必要となる。

(オ) 透明性の確保について

3年～5年の中期目標、中期計画、年度計画の業務遂行の実績、この実績に対する評価委員会の評価結果、財務諸表等の公表が独法に定められ、透明性が確保されており、この観点ではデメリットはない。

以上の検討から、目標による管理と実績評価により、行政サービスの質の向上や弾力的・機動的な予算執行、人事管理上などのメリットはあるものの、法人設立時、移行時のコスト増、組織のガバナンスや評価のための人件費増や事務負担が増加するなどのデメリットもあることが分かる。

法人の裁量の余地を生かすことや増加する固定費の負担割合が軽減されるということ等からすれば、法人の規模は小さいより大きい方が良いということで規模の問題を考慮する必要がある。

先般公表された「最終案」の中で、試験研究機関では産業技術センターが法人化の可能性を検討するということが示されている。

産業技術センターでは、機関全体の評価ではないが個別の研究課題の内部評価に定量評価を行っており、また、予算面では受益者が特定されやすいという面があり、運営上、独自財源の確保の面で有利性がある。このように、産業技術センターは業務の特質から法人化になじみやすい傾向は有しており、目標設定と評価の実施により、管理の自主責任や透明性が高まり、行政サービスの質の向上は可能である。しかし、評価に

ついて機関全体の評価基準等の評価手法が確立されていないこと及び評価事務が増加することへの対応、また規模の問題から、独法で法人に与えられた裁量の余地がどの程度生かされるか、固定費が増加する割合がどの程度かなどの問題に対する検討が必要である。法人への移行については、先行して独法化している県等の状況を検証し、慎重に検討することが必要である。

ウ 一次産業部門の試験研究機関等の連携強化について

「最終案」では、「農業試験場」「畜産試験場」「林業指導センター」「農業大学校」の組織の統合をし、「農林総合技術センター（仮称）」を平成 19 年度に設置することが示されている。

次の理由により、組織の統合は必要である。

(ア) 分野を超えた一次産業に共通する研究課題の増加傾向

鳥獣被害対策や農林水産業が果たす環境保全機能の問題等から、一次産業部門の試験研究機関が個別に研究開発を進めるよりも、研究分野を超えた横断的な取組みをすることにより、効率的に研究成果が得られる可能性がある。また、農業大学校との統合については、研究成果を教育研修に生かすことにより、研究と研修双方にメリットがあると考えられる。

(イ) 選択と集中の観点

- a 組織統合により予算を一元化することにより、その規模が大きくなり（スケールメリット）、その中で必要な施設の修繕等の決定を行えば、選択と集中が進み、個々の研究機関の個別の予算の中でそれぞれ修繕等の決定を行うよりも県全体として予算が効率的に使用される。

このたび試験研究機関を往査したところ、産業技術センター以外の施設は、昭和 40 年代から昭和 50 年代の半ばに建設されたものがほとんどで老朽化が進んでいる。これら各試験研究機関は組織の弱点と捉えている。現状のまま施設の老朽化が進行すれば、研究開発活動等の障害になる可能性があり、試験研究機関を取り巻く環境が変化する中で、研究開発の環境整備を効率的に進めるために、組織の統合を図ることは必要である。

- b 各機関の企画調整機能の扱いについて

企画調整部門の集約により、県の産業政策等の整合性の確保や研究開発の連携を推進すること等の効果がより高められる。

しかし、企画調整機能の集約化には留意が必要である。農業、林業、畜産業とそれぞれ業種の特質があり、分野別に研究開発推進施策との整合性を図って研究開発等を行っており、企画機能の集約によりそれぞれの試験研究機関が果たしている機能が低下しないように、また混乱しないように、選択と集中の観点から各機関の戦略

を調整する基準等の策定及び組織上の工夫が必要である。

なお、各試験研究機関を監査した状況では、総務・事務部門の集約は効率化に寄与するものであり、大きな問題はないと考える。

c 普及部門等との連携について

農業試験場では、本庁の経営普及課（現 農業経営課）の分室職員 14 人を受け入れて（平成 17 年 4 月 1 日から）専門普及班として試験研究部門と普及部門の連携を強化している。

「最終案」では、農業試験場の普及指導部門は試験研究と普及指導を結ぶパイプ役として、高度専門的な技術課題に特化し、通常の普及指導課題や広域普及活動に係る業務は農林事務所に一元化することとしている。試験研究成果を迅速かつ的確に現場に普及させていくために、適切な配置と考えられる。

このように、試験研究、普及、教育のそれぞれの機能を縦割りで行うのではなく、その弊害を是正し、連携を図って県の農業を総合的に支援するという方向である。それぞれの機能がより効率的に発揮されるようにすべきである。

このためには、組織統合後のビジョン（目的や展望）を明確にする必要がある。

エ 環境保健研究センター、水産研究センター

（ア）環境保健研究センターは、健康危機管理やその他の緊急事例に係る試験検査・調査研究を通じて県民の安心・安全な生活に貢献することや、信頼性ある科学的データの提供及び解析により行政処分等行政活動の根拠を支える業務等のために、分析レベルの維持や情報管理面で特段に留意を要することなどの特質を有している。その観点からすれば、当面、組織内部の部制の再編や研究グループの大括り化等の改編に着手することは、実態に合った組織体制の在り方の検討と思われる。

しかし、長期的には道州制の展開を踏まえ、例えば中国 5 県のそれぞれが調査研究の専門分野に特化し、役割分担を明確にした上で連携を図り効率的な運営を目指すことを視野に入れた検討も必要である。

なお、「最終案」では、果たすべき使命・役割や業務実態等を踏まえ、組織名称を「環境保健センター（仮称）」に変更することが示されている。

（イ）水産研究センター

a 「最終案」では、漁業調査船による調査体制の効率化が示されており、現行の稼働状況を踏まえ、くろしお、第 2 くろしおの運航体制を見直すことにより、調査体制を効率化することとしている。

漁業調査船の過去 5 年間の運航状況は、平成 13 年度の稼働日数が 94 日であるが、平成 17 年度は 62 日であり、年々減少している。漁業調査船の稼働率は研究課題の内容によって大きく左右される

部分があるということであり、漁業調査船の運航を効果的・効率的にするために、研究課題の評価制度の運用状況及び漁業者のニーズに合った試験研究が行われているかなどを検証する必要がある。その結果を踏まえ、漁業調査船の運航体制の効率的な体制が検討される必要がある。

- b 一次産業系の試験研究機関との連携について、水産研究センターが連携可能な分野は、森川海の連携に関わる試験研究、食品加工、未利用資源利用の分野といわれているが、実際に連携している課題は少ない。

しかし、最近の県民の食に対する安心・安全に配慮したニーズが強いこともあり、他の一次産業部門の試験研究機関との連携により水産物を使用した食品開発研究を目指し、県産水産物の販路拡大に貢献するようにすべきである。

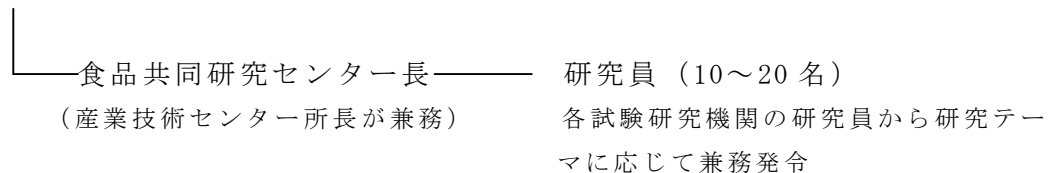
オ 食品共同研究センター

(ア) 設置

各試験研究機関の食品関連部門における相互の連携を強化し、研究内容の高度化、研究機器の効率的活用、共同研究の効果的推進等を図るため、平成 11 年 4 月、産業技術センター内に「食品共同研究センター」が設置されている。

(イ) 組織

産業技術センター



(ウ) 業務概要

県の試験研究機関が共同で研究することが効率的、効果的であると認められる食品に関する試験研究の実施

大学等他の試験研究機関や生産者、民間企業との食品に関する共同研究の実施

(エ) 研究成果及び利用の状況

- a 研究課題数の推移は次のとおりである。

(単位：件)

課題数	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
		4	2	4	4
技術移転等	技術移転(注 1) 2		特許出願(注 2) 2		

(注 1) 健康志向に即した低脂肪畜産加工品の開発、「西都の雫」の商品化

(注 2) タケノコ(水煮)の加工方法の改善、低脂肪畜産加工品

上記の研究課題数の推移にあるように、研究成果の事業化・製品化の件数は十分ではなく、試験研究機関の見直しの中で、産業技術センターに設置されている食品共同研究センターの在り方が検討されている。

b 現在の運営の状況

- ・ 兼務職員による構成で専ら所属機関での研究が中心である。
- ・ 予算的に明確な位置づけがない。
- ・ 産業技術センターに付属した形になっているが、現状は情報交換と一部機器等の使用の面で活用がなされているのみである。

(オ) このたび試験研究機関の各現場で聴取した状況などから改善を要する点を要約すれば次のとおりである。

a 総合的観点

食品共同研究センターの研究において、研究成果の事業化・製品化を図っていくためには、農産物の流通・加工企業等との連携が必要であり、積極的に連携・協力を進める必要がある。

「やまぐち食と緑のプラン21」にも、県産の農林産物が県民に安定して供給されるために、流通・加工関係者と農林業者などが積極的に連携・協力する取組みが必要であることが盛り込まれているところである。

b 食品共同研究センターの認知度を高める工夫が必要である。

地産地消を進めるという県の施策に基づき、山口県の農林水産一次産品を使って、新規特産品の開発を行っていることを、県内の農林水産事業者をはじめ加工業者及び消費者に向けてPRする必要がある。同時に消費者の視点からどのような特産品を求めているか、ニーズをアンケートなどにより把握することも必要である。

c 食品共同研究センターの設置場所について

県内の農産加工企業と連携し、加工企業からの意見や保有している消費者のニーズを把握し、新しい食品加工の技術開発に反映させることが必要である。そのためには、県内の農産加工企業等から、原材料確保のための品種改良から供給安定、加工技術の開発まで一貫した支援要望が農業系の試験研究機関にあるということであり、現在産業技術センター内に食品共同研究センターは設置されているが、研究開発と事業化機能の充実強化を図る観点から、食品共同研究センターの設置場所について検討する必要がある。

なお、このたびの外部監査で「最終案」が公表される前は、食品共同研究センターの設置場所について上記のような問題意識を有していたが、「最終案」において、食品共同研究センター機能の再編が示され、問題は解消される内容となっている。その内容は、一次産業部門の試験研究機関の再編の中で、「農林総合技術センター（仮称）」内に、農業・畜産・林業・水産の食品加工研究部門を集

約・機能強化した「食品加工研究室」が設置され、産業技術センター内に設置されている食品共同研究センターは廃止となり、「食品加工研究室」が食品共同研究センターの役割を代替することになっている。

d 県と民間事業者の共同研究について

(a) 事業化するには一定の生産数量の確保が必要となり、そのためには原材料等の貯蔵の問題が発生する。安全管理の面から冷凍庫等の設備投資が必要になる場合も生じ、民間事業者にとっては投資が必要となるが、収益の実現は不透明であり、投資リスクが大きく事業化が進まないという状況がある。

これまで低脂肪ソーセージの開発で、民間事業者との共同研究の例があるということである。今後は、共同研究の成果が広く県民に還元されるものであるか十分評価を行い、その評価で認められたものについては、民間事業者の負担を軽減し、事業化を進めるという観点から、県と民間事業者との共同研究をより進めることが必要である。

(b) 実験室レベルでは、製品化が可能という結果が得られても製造工程レベルで試作すると実験室レベルの結果が得られないということが起こっている。このようなことを避け、効率的、効果的な研究技術開発を行うために、これまで、西都の雫の開発で民間事業者の技術シーズやノウハウ等を活用した事例があるということであるが、(a)と同様、民間事業者と共同ないしは連携した研究を行い、民間事業者の技術シーズやノウハウ等の活用をより進めることが必要である。

上記 a, b, d は「最終案」が公表される前の意見を記載しているが、「最終案」で示されている「食品加工研究室」は食品共同研究センターの役割を代替するものであり、同研究室設置後においても取り組みが必要である。

(7) 行政コストについて

ア (ア) 全般

行政コスト計算書の作成及び活用の状況を検討した。

現状、県では行政コスト計算書を作成しているが、分析・評価の段階にはなく、行政活動の効率性を判断する材料として活用されていない。

今後有効に活用するために、下記の点等に留意が必要である。

- ・ 経年比較をするために継続して行政コスト計算書を作成すること。
- ・ 他県の同種の機関の行政コストのデータを入手し、指標単位当たり行政コスト計算書を作成し比較すること。
- ・ 行政活動の成果を定量的・定性的に評価する方法の検討。

(イ) 平成 17 年度の各試験研究機関の行政コスト計算書

平成 17 年度の各試験研究機関の行政コスト計算書は、県が、内容の分かりやすさや、作成の容易性等の向上を目的として、いわゆる総務省方式の作成マニュアルに準じた「施設別行政コスト計算書作成マニュアル」に基づいて作成したものである。

平成 17 年度の各試験研究機関の行政コスト計算書は下表に示すとおりである。

(単位：千円)

区分		環境保健 研究センター	産業技術 センター	農業試験場	畜産試験場	林業指導 センター	水産研究 センター	計
人にかかる コスト	人件費	511,950	368,250	931,235	488,075	174,684	436,906	2,911,100
	退職手当引当金繰入	29,966	94,155	79,288	28,866	12,577	9,071	253,923
	小計	541,916	462,405	1,010,523	516,941	187,261	445,977	3,165,023
物にかかる コスト	物件費	241,802	131,545	210,051	189,585	58,036	120,401	951,420
	維持修繕費	10,391	1,852	6,051	3,222	2,042	46,442	70,000
	減価償却費	29,672	215,247	35,654	34,216	16,477	84,196	415,462
	小計	281,865	348,644	251,756	227,023	76,555	251,039	1,436,882
移転にかかる コスト	補助費等						2,253	2,253
その他の コスト	災害復旧事業費			1,207			1,279	2,486
	公債費(利子のみ)		97,705					97,705
行政コスト総額		823,781	908,754	1,263,486	743,964	263,816	700,548	4,704,349
使用料・手数料等		7,203	25,727	45,786	128,232	14,052	19,101	240,101
国庫補助金		41,550	0	28,973	11,920	11,356	27,634	121,433
その他		0	35,621	0	0	1,409	0	37,030
行政コスト純額		775,028	847,406	1,188,727	603,812	236,999	653,813	4,305,785

平成 17 年度の試験研究機関全体の行政コスト純額は、4,306 百万円である。

< 参考 >

上記の行政コスト計算書は歳出・歳入の金額に下記の調整が加えられて作成されている。

調整事項

- ・ 資産形成となる 100 万円以上の備品購入費及び工事請負費を除き、資産の減価償却費及び退職給与引当金繰入等の非資金支出を加え形成されている。(退職給与年間増加見積額の計算は外部監査人が一部補正した。)
- ・ 歳入から資産形成に係る国庫補助金収入を除き作成されている。

イ 行政コスト計算書の活用

県が作成した「施設別行政コスト計算書作成マニュアル」によれば、行政コスト計算書は、「企業における損益計算書に倣ったものであり、

人的サービスや給付サービスなど、資産形式につながらない当該年度の行政サービスの提供のために当該施設が行った活動内容について把握するための報告書である。これにより施設ごとのコストの状況やコストに充てられた使用料、手数料等の財源の把握が可能となる」とみている。

しかし、全般の箇所に記載したように、平成 17 年度の行政コスト計算書は作成されただけであり、分析すらされていないので、以下外部監査人が分析を行ったが、その内容は下記のとおりである。

(ア) 県内の試験研究機関の比較

a 正規職員 1 人当たりの行政コストの分析

山口県内の試験研究機関ごとの正規職員数及び正規職員 1 人当たりの行政コスト（人的コスト・物的コスト）は、下の表に示すとおりである。

(単位：千円、人、%)

区分	環境保健 研究センター		産業技術 センター		農業試験場		畜産試験場		林業指導 センター		水産研究 センター	
	人数	コスト	人数	コスト	人数	コスト	人数	コスト	人数	コスト	人数	コスト
正規職員数	54 人		45 人		115 人		64 人		21 人		54 人	
正規職員 1 人当たりの行政コスト総額	100%	15,255	100%	20,195	100%	10,987	100%	11,624	100%	12,563	100%	12,973
正規職員 1 人当たりの人的コスト	65.8%	10,035	50.9%	10,276	80.0%	8,787	69.5%	8,077	71.0%	8,917	63.7%	8,259
正規職員 1 人当たりの物的コスト	34.2%	5,210	38.4%	7,748	19.9%	2,189	30.5%	3,547	29.0%	3,645	35.8%	4,649

上記の表をみると、産業技術センターの正規職員 1 人当たりの行政コストが試験研究機関の中では一番高い。原因は、正規職員 1 人当たりの物的コストが比較的高いことにある。これは、平成 11 年のセンター開所による施設等の建築、毎年の機器整備により、減価償却費負担が大きくなったことが要因である。

b 正規職員 1 人当たりの人的コストと平均年齢との関係の分析
次に、平成 17 年度における山口県の試験研究機関ごとの正規職員 1 人当たりの人的コストと平均年齢との関係は、以下の表に示すとおりである。

(単位：千円)

区分	環境保健 研究センター	産業技術 センター	農業試験場	畜産試験場	林業指導 センター	水産研究 センター
正規職員 1 人当たりの人的コスト	10,035	10,276	8,787	8,077	8,917	8,259
平均年齢	47.7 歳	42.2 歳	40.3 歳	43.1 歳	42.5 歳	42.8 歳

上記の表をみると、産業技術センターの正規職員の平均年齢は 42.2 歳であり、環境保健研究センターを除く 4 つの研究機関とほぼ同じである。しかし、環境保健研究センター、産業技術センターを除く 4 つの研究機関平均の正規職員 1 人当たりの人的コストが、

人にかかるコスト合計 2,160,702 千円を正規職員数 254 人で除して 8,507 千円と算出されるのに対し、産業技術センターの正規職員 1 人当たりの人的コストは 10,276 千円であり、1,769 千円も高い結果となっている。その原因は、下表に示すとおり、正規職員数に占める研究職員数の割合が高いことが理由の一つにある。

(単位：人、%)

区分	環境保健 研究センター	産業技術 センター	農業試験場	畜産試験場	林業指導 センター	水産研究 センター
研究職員数	47 人	40 人	73 人	23 人	8 人	26 人
正規職員数	54 人	45 人	115 人	64 人	21 人	54 人
正規職員数に占める 研究職員数の割合	87.0%	88.9%	63.5%	35.9%	38.1%	48.1%

(イ) 指標単位当たりの行政コストの分析

指標単位当たりの行政コストを算出して、類似の試験研究機関と比較することにより、当試験研究機関の特徴などの分析が可能になるが、下記では成果指標と考えられるものを取り上げた。(他県の類似の試験研究機関のデータがないため比較していない。)

行政活動の成果指標として何を指標とするかは、これから検討が重ねられる必要があるが、行政活動の必要性とあるべき内容・規模を分かりやすく示すためには、成果をできるだけ定量化し、行政コストと対比し分析する必要がある。

そのためには、試験研究機関ごとの正しい成果指標を設定し、そのデータを集計していく体制を整える必要がある。ここでは、各試験研究機関における成果指標として単位指標の欄に記載したものを指標として各試験研究機関の行政コストを算出した。

成果指標当たりの行政コストは下記のとおりである。

(単位：千円、円、時間、人、戸、経営体)

区分	環境保健 研究センター	産業技術 センター	農業試験場	畜産試験場	林業指導 センター	水産研究 センター
行政コスト総額	823,781 千円	908,754 千円	1,263,486 千円	743,964 千円	263,816 千円	700,548 千円
ヒトにかかるコスト	541,916 千円	462,405 千円	1,010,523 千円	516,941 千円	187,261 千円	445,977 千円
モノにかかるコスト	281,865 千円	348,644 千円	251,756 千円	227,023 千円	76,555 千円	251,039 千円
単位指標当たり行政 コスト	8,812 円	9,498 円	42,657 円	835,915 円	7,967 円	134,591 円
単位指標	(93,482 時間) 検査時間	(95,676 人) 従業者数	(29,620 人) 基幹的農業 従事者数	(890 戸) 畜産農家数	(33,114 戸) 林業事業体数	(5,205 経営体) 海面漁業及養 殖業経営体数

なお、この同じ単位指標を使って平成 17 年度の行政コストから平成 12 年度の行政コストを平均や推定値を用いて算出して単位指標当

たり行政コストを比較した結果、成果指標として抽出した経営体数が減少傾向にあり、成果指標単位当たりの行政コストは高くなっている。
(ウ) 行政評価への活用について

県の財政が厳しい状況において、財政の効率化が求められており、そのためには行政活動を評価する行政評価は必要である。その行政評価が適切に行われるためには、行政活動分野ごとの正確かつ客観的なコストの把握（行政コスト計算書の作成）と、(イ)で記載したように行政活動の成果を定量的・定性的に評価する指標の研究が必要である。なお、行政評価の目的は効率性の判断のみではないが、効率性を判断する場合の材料として、県で統一した基準により行政コスト計算書を作成し、行政評価に活用されることが望まれる。

第3 山口県環境保健研究センター

1 概要

(1) 設置

山口県環境保健研究センターは、山口県環境保健研究センター条例（昭和62年山口県条例第2号）に基づいて設置され、環境の保全及び保健衛生に関する調査、研究等を行い、もって生活環境の保全及び健康の確保を図ることを目的としている。

(2) 所在地

葵庁舎 山口市葵2丁目5-67

大歳庁舎 山口市朝田535

ホームページアドレス

<http://kanpoken.pref.yamaguchi.lg.jp/>

(3) 沿革

昭和33年3月 衛生試験所、細菌検査所及び食品衛生検査室を統合し、「山口県衛生研究所」として県庁構内に新築発足した。

昭和44年2月 現在地（山口市葵2丁目）に新築移転し機能の強化を図った。

昭和45年4月 衛生部公害課に、テレメータ設置による大気汚染監視網完成、中央監視局を県庁内に設置した。

昭和49年4月 衛生研究所の公害部門を分離し、山口市朝田に「山口県公害センター」を新築独立させた。併せて大気汚染中央監視局を公害センターへ移設した。

昭和62年4月 衛生研究所と公害センターを統合再編し、名称を「山口県衛生公害研究センター」として発足した。

平成11年4月 山口県行政改革の一環として、名称を「山口県環境保健研究センター」に改め、科制を廃止しグループ制を導入した。

平成12年3月 高度安全分析棟（ダイオキシン類分析棟）竣工。

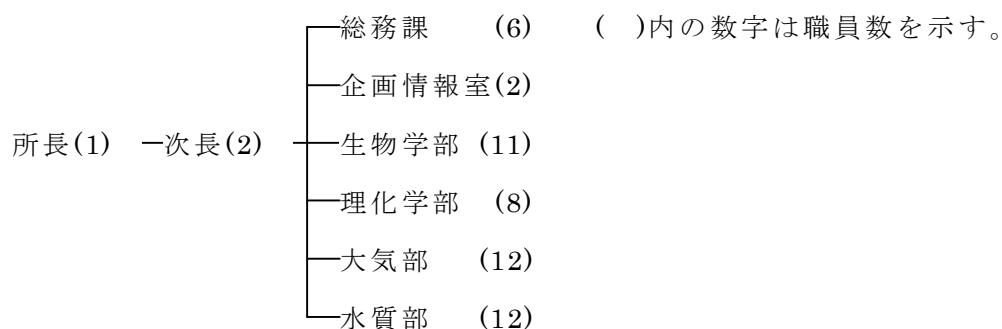
(4) 業務

- ① 環境の保全及び保健衛生に関する調査及び研究に関すること
- ② 環境の保全及び保健衛生に関する指導及び研修に関すること
- ③ 環境の保全及び保健衛生に関する情報及び資料の収集及び管理に関すること
- ④ 環境の保全及び保健衛生に関する試験及び検査に関すること
- ⑤ 環境の保全のために必要な監視に関すること

(5) 組織

正規職員総数：54人（平成18年4月1日現在）

組織：



（平成17年度の正規職員数は平成18年度と同数である。）

(6) 職員の状況

① 職種区分別の人数及び人件費額等の推移

（単位：千円、人）

区分	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
事務職(金額)	39,356	40,280	39,821	45,684	43,796
(人数)	5	5	5	5	6
1人当たり人件費	7,871	8,056	7,964	9,137	7,299
研究職(金額)	408,840	399,064	388,639	385,817	382,576
(人数)	47	48	47	47	47
1人当たり人件費	8,699	8,314	8,269	8,209	8,140
現業職(金額)	9,464	9,800	9,809	9,921	5,369
(人数)	2	2	2	2	1
1人当たり人件費	4,732	4,900	4,905	4,961	5,369
共済費(正規職員)	86,973	84,437	80,651	80,615	80,209
正規職員計(金額)	544,633	533,581	518,920	522,037	511,950
(人数)	54	55	54	54	54
1人当たり人件費	10,086	9,701	9,610	9,667	9,481
非常勤職員(金額)	0	0	0	0	0
(人数)	0	0	0	0	0
その他(金額)	13,236	12,088	13,682	13,070	13,677
共済費(非常勤・臨時等)	731	835	936	856	1,070
非常勤・臨時等計(金額)	13,967	12,923	14,618	13,926	14,747
合計(金額)	558,600	546,504	533,538	535,963	526,697

② 正規職員の年齢別構成の比較（平成13年度と平成17年度）

（単位：人、歳）

	60代以上	50代	40代	30代	20代	合計	平均年齢
平成13年度	0	29	11	10	4	54	46.6
平成17年度	1	31	5	13	4	54	47.7

正規職員の平均年齢は、5年間で1.1歳高くなっている。

(7) 主要施設の状況

(単位：㎡)

種別	区分	面積(㎡)	種別	区分	面積(㎡)
土地	県有	庁舎敷(葵庁舎)	建物	事務所建(葵庁舎本館)	2,425.80
		庁舎敷(葵庁舎)		雑屋建(動物舎)	146.50
		庁舎敷(旧環境保健所)		車庫建(車庫及び倉庫)	50.40
		庁舎敷(大歳庁舎)		事務所建(旧環境保健所)	1,390.60
		道路敷(大歳庁舎)		車庫建(車庫)	81.50
				雑屋建(栄養実習室)	105.00
				雑屋建(野犬抑留所)	11.49
				車庫建(車庫)	43.64
				事務所建(大歳庁舎本館)	3,091.91
				雑屋建(機械棟)	357.89
	借用	借用	山林 1件	車庫建(車庫)	167.23
			庁舎敷 2件	雑屋建(渡り廊下)	21.00
			宅地 24件	雑屋建(排水処理管理棟)	31.50
			計	事務所建(高度安全分析棟)	146.67
				大気測定雑屋建 19戸	173.08
			計	計	8,244.21
	合計	合計	12,993.17	事務所建 10戸	142.21
				校舎建 5戸	26.90
				計	169.11
				合計	8,413.32

注 高度安全分析棟

本施設は、極微量で生体や環境へ大きな影響を及ぼすダイオキシン類を測定するため、高性能の分析装置を備えたクリーンな分析室を備えている。

このため、本施設は機密性の高い負圧の二重構造を有している。高性能フィルターや活性炭による給排気・排水処理対策を講じた分析棟である。

(8) 財務の状況

(単位：千円)

項目	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
収入					
使用料	5	5	5	5	9
手数料	10,924	10,743	9,599	6,849	7,143
預金利子	0	0	0	0	0
雑入	4	1	0	47	51
小計	10,933	10,749	9,604	6,901	7,203

当センター以外の調定分	14,948	53,209	41,039	73,261	41,550
収入合計	25,881	63,958	50,643	80,162	48,753
支出					
共済費	731	835	936	856	1,070
賃金	13,236	12,088	13,682	13,070	13,677
報償費	120	70	35	274	427
旅費	6,355	5,468	5,641	7,471	6,610
需用費	125,147	117,861	125,277	153,880	124,787
一般需用費	125,128	117,844	125,262	153,867	124,775
食糧費	19	17	15	13	12
役務費	7,133	6,626	5,672	8,550	8,161
委託料	67,470	64,072	61,720	62,175	63,184
使用料及び賃借料	12,164	11,910	11,396	12,438	21,080
工事請負費	17,751	0	5,072	13,666	8,967
備品購入費	21,630	55,178	92,533	35,033	39,222
負担金補助及び交付金	432	444	349	341	271
小計	272,169	274,552	322,313	307,754	287,456
当センター以外の予算執行分	0	0	0	31,238	0
正規職員人件費	544,633	533,581	518,920	522,037	511,950
支出合計	816,802	808,133	841,233	861,029	799,406
収支差額	△ 790,921	△ 744,175	△ 790,590	△ 780,867	△ 750,653

(財務の状況の項目の説明)

- ※ 1 当センター以外の調定分
本庁での調定分の歳入である。(国庫補助金等の収入)
- ※ 2 当センター以外の予算執行分
本庁での予算執行分である。(施設の工事費等の支出)
- ※ 3 正規職員の人件費には共済費を含む。
- ※ 4 収支差額のマイナス金額
県の財政負担額である。

なお、以下5つの試験研究機関の箇所に記載した財務の状況に該当する各項目は同じ内容であり、※4を除き記載は省略する。

2 監査結果

山口県環境保健研究センター（以下「環境保健研究センター」という。）の財務事務は、以下の指摘事項の部分を除き、総合的には関係法令等に基づき、概ね適正に処理されていると認められる。

なお、監査結果に関連する意見を含めて記載している。

(1) 収入に関する財務事務

ア 使用料

(ア) 概要

電柱・支線などの設置に係る土地使用、大気汚染物質広域監視システム装置に係る建物使用などの行政財産使用料である。

(イ) 監査手続

使用許可申請書を閲覧し、調定票、領収書（控）、調定収納状況一覧表を照合した。また使用料金額について使手条例等と照合した。

(ウ) 監査結果

行政財産の使用料の減免を受ける場合は許可申請書に減免を受ける旨の付記が必要であるが当該記載がなされていなかった。その他照合の結果、特記すべき事項はなかった。

イ 手数料

(ア) 概要

環境分析などに関する手数料で一般依頼検査がほとんどである。

(イ) 監査手続

調定票と試験依頼書、領収書（控）、調定収納状況一覧表を照合した。また手数料金額について使手条例と照合した。

(ウ) 監査結果

照合の結果、特記すべき事項はなかった。

ウ 本庁で調定した収入

(ア) 概要

主な内容は以下のとおりである。

事業名	金額（千円）
大気監視施設管理	34,499
各種試験検査	3,081
動物由来感染症情報分析体制整備	1,475
感染症流行予測調査	1,387

(イ) 監査手続

国庫交付金については、交付申請書、交付決定通知書、実績報告書、確定通知書などを閲覧した。

受託事業収入については、申込書類、決裁書類、委託契約書、成果報告書などを閲覧した。

(ウ) 監査結果

特記すべき事項はなかった。

(2) 歳出に関する財務事務

以下5つの試験研究機関において、次の歳出項目に係る財務事務の概要が同じ場合、記載を省略している。

ア 共済費

(ア) 概要

共済費の内容は22条職員の社会保険料及び日々雇用職員の労働者災害補償保険料である。

(イ) 監査手続

平成17年度3月計上分について支出調書、証憑書類、資金前渡精算書を照合した。

(ウ) 監査結果

特記すべき事項はなかった。

イ 報償費

(ア) 概要

報償費の主な内容は、委員会や運営協議会の開催費用、講師やアドバイザーに対する謝礼、日本周辺高度回遊性魚類資源調査に係わる市場調査の謝金である。

(イ) 監査手続

支出負担行為・支出票から任意に抽出し、実績報告書、支出伺、支出票の保管状況及び資料間の整合性を確認した。また、支出負担行為・支出票の合計額と歳出決算額調とを照合し、データの正当性及び入力 of 正確性を確認した。

(ウ) 監査結果

特記すべき事項はなかった。

ウ 旅費

(ア) 概要

旅費は、職員等が公務により旅行する場合、その旅行中に必要とされる交通費、宿泊料等の経費にあてるために支給される費用である。旅費には、普通旅費と水産研究センターの海事職に支給される日額旅費がある。

(イ) 監査手続

平成17年度3月計上分について支出負担行為・支出票、旅費請求書、旅費精算書、赴任証明書、住民票を照合した。

(ウ) 監査結果

書類の不備及び不整合はなく、計算の正確性、合規性について特

記すべき事項はなかった。

エ 役務費

(ア) 概要

役務費の主な内容は、電報、電話料、切手代、保守料、点検料である。

(イ) 監査手続

支出負担行為・支出票から任意に抽出し、証憑書類、請求書、資金前渡精算書の保管状況及び資料間の整合性を確認した。

(ウ) 監査結果

書類の不備及び不整合はなく、計算の正確性、合規性について特記すべき事項はなかった。

オ 使用料及び賃借料

(ア) 概要

使用料及び賃借料の主な内容は、高速道路使用料、研究機器及び研究室の賃借料、システムプラント管理室の賃借料である。

(イ) 監査手続

支出負担行為・支出票から任意に抽出し、契約書及び請求書の保管状況及び資料間の整合性を確認した。

(ウ) 監査結果

書類の不備及び不整合はなく、計算の正確性、合規性について特記すべき事項はなかった。

(3) 業務委託契約等に関する財務事務

ア 概要

平成 17 年度の契約金額が 1,000 千円以上の定型的な業務委託契約について過去 5 年間の推移は次のとおりである。

(単位：千円、%)

業務名	年度	契約金額(a)	予定価格(b)	落札率(a/b)	委託先	備考
庁舎清掃業務 (指名競争入札)	平成 13 年度	3,171	3,171	100.0%	A 社	
	平成 14 年度	2,621	2,922	89.7%	B 社	
	平成 15 年度	2,436	2,490	97.8%	B 社	
	平成 16 年度	1,481	2,377	62.3%	C 社	
	平成 17 年度	1,575	1,585	99.3%	C 社	
ガスクロマトグラフ質量分析装置 保守管理業務 (随意契約(2号))	平成 13 年度	1,365	1,365	100.0%	J 社	
	平成 14 年度	1,365	1,365	100.0%	J 社	
	平成 15 年度	1,365	1,365	100.0%	J 社	
	平成 16 年度	1,365	1,365	100.0%	J 社	
	平成 17 年度	1,333	1,365	97.7%	J 社	
高度分析用ガス	平成 13 年度	3,990	3,990	100.0%	N 社	

クロマトグラフ 質量分析装置 保守管理業務 (随意契約(2号))	平成14年度	3,990	3,990	100.0%	N社	
	平成15年度	3,990	3,990	100.0%	N社	
	平成16年度	3,990	3,990	100.0%	N社	
	平成17年度	3,885	3,990	97.4%	N社	
大気汚染測定機器 保守管理 (平成13年度随意契 約(2号),平成14年度 より指名競争入札)	平成13年度	37,800	37,989	99.5%	O社	
	平成14年度	35,847	35,861	99.9%	O社	
	平成15年度	35,280	36,168	97.5%	O社	
	平成16年度	34,965	36,111	96.8%	O社	
大気汚染監視 データ処理系装置 保守管理 (随意契約(2号))	平成17年度	33,894	34,965	96.9%	O社	
	平成13年度	2,746	2,746	100.0%	Q社	
	平成14年度	2,746	2,746	100.0%	Q社	
	平成15年度	2,746	2,746	100.0%	Q社	
大気汚染監視 データ収集系装置 保守管理 (随意契約(2号))	平成16年度	2,746	2,746	100.0%	Q社	
	平成17年度	2,746	2,746	100.0%	Q社	
	平成13年度	3,522	3,522	100.0%	R社	
	平成14年度	3,522	3,522	100.0%	R社	
高度安全分析棟空調 設備等保守管理業務 (平成16年度まで随 意契約(2号),平成17 年度指名競争入札)	平成15年度	3,522	3,522	100.0%	R社	
	平成16年度	3,522	3,522	100.0%	R社	
	平成17年度	3,522	3,522	100.0%	R社	
	平成13年度	3,874	3,874	100.0%	T社	
	平成14年度	3,874	3,874	100.0%	T社	
	平成15年度	3,874	3,874	100.0%	T社	
	平成16年度	3,874	3,874	100.0%	T社	
	平成17年度	3,318	3,874	85.6%	U社	

(注)業務名の下に記載は契約の方法であり、随意契約右隣の号数は、令第167条の2(随意契約)の各号である。また、令第167条の2について、平成16年度より改正になっていることから、それまでの随意契約(4号)が(6号)となっている。表においては、改正後の随意契約(6号)で表現している。他の機関における記載も同様である。

イ 監査手続

業務委託、営繕工事等に係る契約について、会計規則等に従って、指名競争入札、随意契約が適切に行われているか、執行伺、契約締結伺、決議書等により各手続の執行状況、契約形態の適正性について検証した。

ウ 監査結果

契約に関する手続及び契約形態について特記すべき事項はなかった。

エ 意見

庁舎清掃業務については、平成14年度及び平成16年度に業者が代わり契約金額も大きく下落している。また、大気汚染測定機器保守管

理業務及び高度安全分析棟空調設備等保守管理業務においては、随意契約2号から指名競争入札に変更した年度に契約金額の下落がみられる。このことから、単独随意契約ではなく競争入札のほうが競争原理が働き、コスト面で有利であることが分かる。今後も、単独随意契約ではなく競争入札に変更できる業務がないか検討していくことが必要である。

(4) 物品購入に関する財務事務

ア 概要

物品の取得については、物品規則及び会計規則に基づいて手続きが行われる。

一般には、課長等は、物品購入決議書により決裁を行い、決裁の後、物品購入契約締結伺書により契約締結の決裁を受ける。その後、物品の給付の完了の確認に基づき物品検査調書により課長等へ通知する。

(150万円を超えないものであるときは、検査職員が請求書等に検査済みの旨を記載し記名押印して物品検査調書に代えることができる。)その後、課長等は物品購入契約締結伺書を回付し出納員に受入れの通知を行う。出納員は、当通知を受けたときは、直ちに購入契約の相手方から物品の引渡しを受ける。物品が指定物品であるときには、指定物品取得報告書により課長等から知事へ報告を行う。

なお、以下5つの試験研究機関において、物品購入に関する財務事務の概要は同様のため、概要の記載を省略している。

イ 監査手続

物品の購入契約に当たり、会計規則に従い、指名競争入札、随意契約等が適切に行われているか、また、物品規則に従って購入手続が行われているか検証した。

ウ 監査結果

物品の購入契約及び手続については、会計規則等に従って行われており、特記すべき事項はなかった。

(5) 知的財産権に関する財務事務

ア 知的財産権の定義・出願手続・実施許諾・処分について

この項は、試験研究機関において同様であるため、この箇所に記載し、環境保健研究センター以外では記載を省略している。

(ア) 定義

知的財産基本法(平成14年法律第122号)第2条において、知的財産及び知的財産権は、次のように定義されている。

「知的財産」とは、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は解明がされた自然の法則または現象であって、産業上の利用可能性のあるものを含む。）、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう。

「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいう。

また、同法第6条においては、地方公共団体の責務として「地方公共団体は、基本理念にのっとり、知的財産の創造、保護及び活用に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と規定されている。

知的財産権のうち、特許権、実用新案権、意匠権、商標権の4つが産業財産権といわれ、特許庁が所管を行っている。権利の保護（権利）期間については、法改正により出願時で異なるが、現在の産業財産権の種類別の保護（権利）期間は次のとおりとなっている。

種 類	保護（権利）期間
特許権	出願から20年
実用新案権	出願から10年
意匠権	登録から15年
商標権	登録から10年（更新が可能）

（イ）特許権の出願手続

山口県では、職員が職務発明を行った場合には、「職員の職務発明等に関する規程」（平成元年3月30日山口県訓令第2号 最終改正平成18年3月14日山口県訓令第1号）、「職員の職務発明等に関する事務取扱要領」（平成元年4月1日管財第59号 最終改正平成16年3月10日付管財第621号）により、手続が行われる。

（ウ）実施許諾について

特許権等の権利につき、県と権利等を共有する者がその権利を利用する場合、あるいは県が単独で保有する権利の利用を希望する者がいる場合、「県有特許等の実施許諾に関する事務取扱要領」（平成元年4月1日管財第60号）に基づき、実施許諾に関する契約が結ばれる。

契約が締結された場合、県は、実施権者に毎年定期に実施状況報告書を提出させるとともに実施料を徴収する。実施料については、「実施料算定基準」により算定される。

(エ) 特許権等の処分にかかる手続

特許権については、出願後、その利用の促進を図ることが重要となる。しかしながら、権利の出願後、利用が行われず、また、将来も利用される見込みがない場合には、権利を維持する費用のみ発生することとなる。このような場合は、特許権等の処分が行われる。

処分に当たっては、「県有特許権等の処分事務取扱要領」（平成4年9月1日管財第268号）に基づき手続が行われる。

イ 概要

環境保健研究センターは、保健環境行政を主な業務としており、産業に関する研究開発を主な業務としていないことから知的財産権の取得は通常行っていない。過去10年間は平成17年度に特許権1件の出願があるのみである。

過去10年間の出願・取得・許諾の状況 (単位：件)

	保有件数		過去10年間の実績 (平成7年度～平成17年度)				
	平成7年度末	平成17年度末	出願件数	権利取得件数	処分	実施許諾件数	実施料収入累計
特許権	0件	0件	1件	0件	0件	0件	— 円
実用新案権	0件	0件	0件	0件	0件	0件	— 円

平成17年度に出願した特許権は、「マグネシウム化合物及びその製造方法並びにそれを用いたラン藻類除去方法及び汚水処理方法」となっている。この特許は、マグネシウム化合物を用いて、アオコや赤潮の回収、浚渫や土地開発に伴う濁度の除去及び畜産（豚舎）排水、食品排水等の高濃度のリン、窒素を除去することができるものであり、県内の湖沼、溜め池等の環境の改善に役立つものである。この研究は、平成18年度の公設試験研究機関連携の事業として産業技術センターと共同研究を行う計画となっている。

ウ 監査手続

特許権の取得手続が適切に行われているか検証した。

エ 監査結果

「職員の職務発明等に関する規程」「職員の職務発明等に関する事務取扱要領」に従っており、特記すべき事項はなかった。

(6) 公有財産の管理

ア 概要

公有財産とは、地方公共団体の所有する財産のうち次に掲げるもの（基金に属するものを除く。）をいう。（法第238条第1項）

①不動産 ②船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機 ③前

2号に掲げる不動産及び動産の従物 ④地上権、地役権等の用益物件
⑤特許権、著作権等の無体財産権 ⑥株式、社債等の有価証券 ⑦出
資に係わる権利 ⑧不動産の信託の受益権

山口県においては、公有財産規則（昭和39年山口県規則第56号）
を定めている。

なお、以下5つの試験研究機関においては、公有財産の管理の概要
は同様のため、概要の記載を省略している。

イ 監査手続

（ア）公有財産台帳の閲覧、また関係者に質問することにより、実地調
査が行われていることを確認した。

（イ）登記簿謄本等との照合及び必要に応じて現地の視察及び実地調査
を行った。

ウ 監査結果

特記すべき事項はなかった。

エ 意見

未利用財産（遊休資産）は次のとおりである。

旧環境保健所であった庁舎敷（面積2,344.09㎡）

事務所建（旧環境保健所）（面積1,390.60㎡）

環境保健研究センターとして利用の必要性が特になく、耐震性も十
分でないことから、普通財産として管財課へ所管を移し、利活用を検
討する必要がある。（総務部で利用を検討することとして、平成18年
11月総務部へ所管替えしている。）

（7）物品管理

ア 概要

物品とは、地方公共団体の所有に属する動産（現金及び公有財産又
は基金に属するものを除く。）及び地方公共団体が使用のために保管
する動産（政令で定める動産を除く。）をいう。（法第239条第1項 令
第170条）

山口県においては、物品規則（昭和39年山口県規則第57号）を定
め、同規則第5条において、物品を備品、消耗品、動物、原材料品、
生産品、燃料、不用品及び借入品に区分して整理するものとしている。

なお、以下5つの試験研究機関において、物品管理に関する概要は
同様のため、概要の記載を省略している。

イ 監査手続

（ア）物品の維持管理について、管理簿の作成状況、物品標示票の貼付

状況と現物との関係を確認した。

(イ) 試験研究機器については、研究課題との関連で効率的に使用されているか、遊休機器、不用物品、未使用物品は適切に管理されているかを確認した。

(ウ) 物品の廃棄等の手続が適切であるかどうか検証した。

ウ 監査結果

(ア) 備品の管理について

任意に抽出した備品について、管理簿と物品標示票が相違していた。原因は不明であるが、実地棚卸しを行っていただければ判明していたと思われるものである。

理化学部 クロマトグラフ分析装置(取得平成14年12月13日)

管理簿上の番号 149 (誤)

物品標示票の番号 147 (正)

(イ) 廃棄手続

a 物品規則第45条に定める不用の決定漏れの機器

以下のものは更新により新機器を導入したことや大気部の測定関係の業務が休止されたことにより、長期間使用がないものであり、今後使用の見込みがなく不用の決定をすべきであるが、その手続きが漏れていた。

大気部

ガス分析装置(等速吸引装置)1台 取得金額 2,827千円

測定局にあるテレメータ備品

受信装置 2台 取得金額計 21,647千円

直流電源装置 2台 取得金額計 7,193千円

水質部

流速計(超音波流向流速計)1台 取得金額 5,923千円

分光光度計 1台 取得金額 2,100千円

b 物品廃棄決議書の決裁日の記載漏れが2件あった。

(8) 毒物・劇物の管理に関する財務事務

ア 概要

環境保健研究センターにおいては、各種の研究、分析等を行うために必要な薬品を購入、保管している。薬品の中には、毒物・劇物に該当するものがあり、適切な管理が求められる。

管理については、「毒物劇物の管理等の取扱内規」及び「毒物劇物の管理等の取扱要領」が定められている。

イ 監査手続

毒物・劇物について、購入から保管、使用及び点検について、管理

状況を検証した。具体的には、薬品出納簿の通査、薬品の保管状況の視察、薬品使用簿と現物との照合、薬品の点検状況の確認を行った。照合に当たっては、各資料を通査の上、任意に抽出した。

ウ 監査結果

(ア) 生物学部

特記すべき事項はなかった。

(イ) 理化学部

a 薬品出納簿と薬品使用簿について

物品規則第 36 条第 3 項において、出納員等は、薬品出納簿に物品の交付の請求をした職員の受領印を徴し、当該職員に対し、当該物品の引渡しをしなければならないと規定されており、薬品出納簿は出納員等が管理・作成すべきものであるが、実際には理化学部の担当者が作成していた。

b 現物確認について

使用簿と現物との照合を行ったが、理化学部について不一致が 3 件あった。

薬品名	使用簿	現物
アセトニトリル	未開封 1 (30) 開封 1,495.6g	未開封 1 (30) 開封 3,447.0g
トルエン	未開封 2本 (60) 開封 2,368.0g	未開封 2本 (60) 開封 2,437.7g
農薬混合標準液 34	8A (アンプル)	7A (アンプル)

このうち農薬混合標準液 1 件は、使用時に記帳されていなかった。

c 薬品の点検表の所長の承認について

棚卸時には点検表を作成し管理責任者である所長の承認を受けている。しかしながら、平成 18 年 3 月 31 日の点検表のうち、管理状況、帳簿記入状況、廃棄状況の記載がないにも拘わらず、点検者及び所長の承認印のあるものが 1 件ある。また、管理責任者職氏名欄に所長の名前の記入及び押印があるが、所長の名前は点検者が記入しているとのことである。これは所長本人が記入すべきものである。

(ウ) 水質部

a 薬品出納簿について

薬品出納簿は平成 16 年度までは記帳しているが、それ以降は記帳せず、代わりに市販のノートに出納員が記録している。

b 薬品使用簿について

PCB の使用状況について、年度末の現物検査時に使用の記載したものはあったが、継続して記録するための使用簿ではなかった。

今後、継続記録としての使用簿の作成を検討する必要がある。

c 現物との照合

使用簿と現物との照合の結果、不一致の毒物・劇物がある。

薬品名	使用簿	現物
ふっ化水素酸HF	未開封4 開封1・・・229g (3月31日現在の重量)	未開封4 開封2・・・229g 572.15g

(エ) 大気部

特記すべき事項はなかった。

(オ) 廃棄物の廃棄物管理について

- a 廃棄物管理に関する内規では、廃棄物を保管庫に搬入した場合、廃棄物担当責任者は、「特管産廃等搬入報告書」を廃棄物管理責任者へ提出するとともに、その写しを保管容器に貼付する。また、廃棄物管理責任者は、「特管産業廃棄物等保管帳簿・月報」を総務課長へ提出することとなっている。しかし、「特管産廃等搬入報告書」は保管容器には貼付されておらず、「特管産業廃棄物保管帳簿・月報」も総務課長に提出されていない状況があった。
- b 「理化学部 不用試薬一覧」に記載のない廃棄物（ポリ缶5ℓ以上）があり、内容も不明であった。

エ 意見

(ア) 薬品の数量管理について

毒物は数量単位で管理しているが、劇物は容器単位で管理している。したがって、劇物は、一つの容器がなくなって初めて使用簿に記帳される。容器単位ではなく、使用した都度の数量で管理することが必要である。

(イ) 薬品の開封について

薬品の開封について、同じ薬品で複数開封されている薬品がみられた。複数開封せず、薬品の管理上、1本封を切ったら使い切って次の1本の封を切る必要がある。

(ウ) 長期間未使用の薬品について

理化学部に保管している毒物・劇物について、過去7～8年間使用していないものがみられる。必要時に入手に時間がかかるものがあり、緊急時に備え常備しているものも多いとのことであるが、一度見直しも必要である。

また、1Fの理化学部薬品庫には、平成11年度以降、全く使用していないものが多くみられた。不用薬品の管理（廃棄の必要性）について検討が必要である。

(エ) 使用期限切れ薬品について

セレン標準液 72mg の使用期限は昭和 65 年 11 月、セレン標準液

(1000ppm)MLK9234①99mg については、2004年7月で期限切れとなっている。内規・取扱要領には、期限切れの薬品の取扱いについての記載がないことから、その取扱いについて改訂する必要がある。

(9) その他

ア 郵便切手等について

(ア) 概要

書類の発送等のために郵便切手、はがき等を保有し、また受払い残高管理のために出納簿を作成している。

なお、以下5つの試験研究機関において、郵便切手等に関する財務事務の概要は同様のため、概要の記載を省略している。

(イ) 監査手続

切手等について、実査を行った。また、年度末近くの購入の有無や使用枚数と購入数量との関係など、経済性を考慮した購入を行っているかを確認した。

(ウ) 監査結果

照合の結果、特記すべき事項はなかった。

イ 現金管理について

(ア) 監査手続

現金出納簿を閲覧し、必要に応じて調定票、調定収納状況一覧表を照合した。

(イ) 監査結果

特記すべき事項はなかった。

3 組織及び運営に関する意見

環境保健研究センターの組織及び運営の合理化に資すると考える事項を意見として記載している。その内容は以下のとおりである。

(1) 業務の現状と改善点

ア 検査業務について

(ア) 本庁関係各課等からの「試験検査等行政依頼業務」が全体の予算の管理費を除いた金額に占める割合は、平成 15, 16, 17 年度ともに約 96%であり、一般依頼検査を含めると予算のほとんどが検査業務に使用されている。

なお、試験検査の3年間の推移は次のとおりである。

(単位：件、%)

		生物学部	理化学部	大気部	水質部	合計	
平成 15 年度	行政依頼	件数	10,472	387	7,242	1,269	19,370
		構成割合	89.1%	57.6%	100.0%	70.2%	90.2%
	一般依頼	件数	1,283	285	3	539	2,110
		構成割合	10.9%	42.4%	0.0%	29.8%	9.8%
	計	件数	11,755	672	7,245	1,808	21,480
		構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
平成 16 年度	行政依頼	件数	6,133	362	4,779	1,040	12,314
		構成割合	91.9%	70.8%	100.0%	68.6%	91.4%
	一般依頼	件数	537	149	0	477	1,163
		構成割合	8.1%	29.2%	0.0%	31.4%	8.6%
	計	件数	6,670	511	4,779	1,517	13,477
		構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
平成 17 年度	行政依頼	件数	3,534	357	4,530	791	9,212
		構成割合	83.3%	75.8%	100.0%	60.1%	87.2%
	一般依頼	件数	709	114	0	526	1,349
		構成割合	16.7%	24.2%	0.0%	39.9%	12.8%
	計	件数	4,243	471	4,530	1,317	10,561
		構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(イ) 依頼試験検査業務

- a これまでの依頼試験検査業務について、試験検査機能を有する5健康福祉センターとの役割分担の明確化及び一部移管の経緯
- ・平成 4 年 11 月 2 日付医務環境第 1144 号「試験検査業務分担表(第 1 次改訂版)の策定について」
 - ・平成 11 年 9 月 29 日付厚政第 1055 号県民生活第 436 号「試験検査業務の環境保健研究センターから健康福祉センターへの移管について」
 - ・平成 15 年 3 月 17 日付厚政第 1499 号県民生活第 701 号「試験検査業務の環境保健研究センターから健康福祉センターへの一部移管について」

これ等の5健康福祉センターに、さらに試験検査業務の移管の可能性については、施設や機器の整備及び人的増員（能力向上を含めて）を行えば不可能ではないということである。しかし、検査需要の問題、コストの問題、試験検査機能が集約化の方向にあるなどの問題点があげられており、環境保健研究センターと健康福祉センターのそれぞれの役割分担を明確にした上で連携を図り、県民の安心・安全の確保を前提に効率化を図る必要がある。

b 環境保健研究センターの依頼検査の外部委託について

本庁の依頼課が、法律の根拠等を基に外部委託が可能と判断した件数は次のとおりである。

(単位：件)

部	調査の種類	事業名	平成17年度件数	委託先
生物学部	行政依頼検査	感染症予防対策	1,499件	民間試験検査機関
	一般依頼検査	食品等細菌検査	373件	
理化学部	一般依頼検査	一般室内環境検査	0件	民間試験検査機関
大気部	委託可能なものはない			
水質部	行政依頼検査	廃棄物関連調査	63件	民間試験機関

なお、過去における民間委託の状況で水質部関連業務における民間委託の実績は次のとおりである。

- ・ゴルフ場農薬検査
- ・地下水汚染地区モニタリング調査
- ・瀬戸内海広域一斉調査
- ・りん排出量調査
- ・公共用水域水質調査（生活環境項目、健康項目等）

現状では、ルーチン業務の民間委託は、民間受託業者が毎年代わり調査結果が安定しないという理由で委託されていないが、調査に必要なデータの種類や基準の枠を示すことにより、受託業者が異なっても統一的な調査やデータ管理ができないか検討し、本庁事業課と連携し民間委託をより進める必要がある。

環境保健研究センターでは、民間検査機関ができない依頼検査や行政検査について実施することが基本であり、効率化の観点、また民業圧迫を避けることから、県民の安心・安全に配慮しつつ、外部委託を進めることを検討する必要がある。

c 検査分析の方法等の改善

検査の方法は、法律、通知等で定められているものは簡素化できない。このため環境保健研究センターで考えている効率化のための対策は次のとおりである。

- ・検査に長時間を要する旧来型の検査機器の更新

- ・一括検査の実施による所要時間の短縮
- ・過去の検査成績のデータベース化とその活用
- ・効率的な検査作業の分担

イ 調査研究業務について

(ア) ルーチン業務のスリム化・効率化

環境保健研究センターの設置目的から依頼検査等ルーチン業務は必須であり、業務量の大部分を占め、時間的にも予算的にも厳しいものとなっている。

また、ルーチン業務を効率的に行うために、各業務ごとに分析技術や作業分担の効率化を心掛けており、さらに効率化するためには最新の機器の導入が不可欠ということであるが、より適切な機器の整備計画が必要である。

(イ) 研究及び評価制度

a 研究課題は、ほとんどが継続事業である。

主な研究課題は次のとおりである。

- ・ フグ毒等に関する研究
- ・ 感染症及び食中毒に関する行政支援のための検査技術の開発と基礎研究
- ・ 農産物中の残留農薬一斉分析手法の研究
- ・ 酸性成分の空間分布調査
- ・ 水生植物（葦）の有効利用

b 研究実績の推移

研究実績の推移表

(単位：件)

年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
前年持越	8	8 ^b	14 ^e
新規	5	8 ^b	1 ^a ^e
完了	5 ^c	1 ^f	4
中止		1 ^d	
休止			
課題結合による減			
次年度へ継続	8	14	11
(うち継続課題として評価)	—	13	7

c 研究課題の評価の実施状況

		平成15年度	平成16年度	平成17年度
事前評価	内部	/	1㉓	3
	外部		1㉓	3
中間評価	内部		13㉔	10㉕
	外部		7㉔	7㉕
事後評価	内部		1㉖	1㉗
	外部		1㉖	1㉗
追跡評価	内部		—	—
	外部		—	—

d 研究課題の評価と研究実績の関係

表の㉓から㉗は研究実績の推移表と研究課題の評価の実施状況との関係を示している。

㉓ 平成16年度事前評価（内部・外部評価）1件は平成17年度の新規着手分1件を評価している。

㉔ 平成16年度中間評価（内部評価）13件は、平成16年度持込分8件と平成16年度新規課題8件のうち5件と評価をし、3件評価をしていない。

外部評価は「内部評価委員会」の決定により13件のうち7件を評価している。

㉖ 平成16年度の事後評価（内部・外部評価）1件は平成15年度完了分5件のうち1件のみ評価を行っている。4件は評価をしていない。

㉗ 平成16年度の研究中止1件は希少種における生息環境の保全に関する調査研究であり、廃止につき事後評価の対象としていない。

㉕ 平成17年度の中間評価（内部評価）10件は、持越課題14件と平成17年度新規1件のうち10件評価を行い、5件は事業に付随した課題等のため、事後評価のみ実施するなどの理由により評価をしていない。

外部評価は「内部評価委員会」の決定により7件行っている。

㉗ 平成17年度の事後評価（内部・外部評価）1件は平成16年度の完了分1件である。

なお、平成17年度の前評価は平成18年度の新規課題、平成17年度の完了分は平成18年度の事後評価の対象となる。

e 評価制度の改善点

「環境保健センター調査評価システム」は平成16年度から適用され運営されているが、以下の問題があり改善を要する。

- ・ 上記dの㉔中間評価（内部評価）では3件、㉖事後評価（内部評価）では4件評価を行っていない。その理由は、環境保健研究

センターに質問したところ不明であるが、評価制度が最初に適用になったということもあり、評価を失念したと思われる。評価対象は定められた評価システムに従って漏れなく評価する必要がある。

- ・ 平成 17 年度は 12 月に事前、中間、事後の評価は 1 度を実施しているが、事前評価と事後評価の適切な実施時期は異なるので、下記のように定めることを検討する必要がある。

現状の上記評価システムでは評価の時期についての定めがないが、要綱、要領において、事前評価は予算作成前に、中間評価は複数年にわたるものはいつの時点で行うか、事後評価は研究完了後の翌事業年度にすみやかに実施すること等それぞれの評価について評価時期を規程上明確にする必要がある。

例えば上記研究課題の評価の実施状況の⑥では、中間評価について、当該年度に着手したものについて中間評価を実施しているものが 5 件ある。新規に着手したものを半年あまりで継続するか否か評価することは、事前評価の実効性がなくなり、評価の効率性からも問題である。中間評価の実施をいつの時点で行うかの規程が必要な例である。

- ・ 研究課題の評価で中間評価したものについて、内部評価したものと外部評価の数に差があり、外部評価に付すものは内部評価等委員会の決定によるということであるが、その基準が明確ではなく、要領等で明確にする必要がある。
- ・ 事前、中間、事後評価はそれぞれ 5 段階の定量評価を行っているが、総合評価点による措置が明文化されていないので、措置基準の明文化を図る必要がある。
- ・ 追跡評価は、評価制度が導入後 2 年経過の状態であり、平成 17 年度では実施されていない。予定では完了後 3 年ということであるが、評価の実施時期について要綱、要領等で明文化する必要は同様である。

(ウ) 「基礎的研究」「応用研究」の必要性と対応

環境保健研究センターは、環境保健行政を行うための科学的データの提供を迅速かつ的確に実施することが求められるので、試験検査法の開発や問題の解決などのために、基礎的、応用的な経常研究が必要であるとの考えである。しかし予算が削減される中で、高度な試験検査技術が必要となる場合等に対応するためには、国立環境研究所、地方研究所等との連携・協力による研究技術の修得、大学等との共同研究の推進に努める必要がある。

(2) 連携による業務の効率化と品質向上について

山口県では不測の緊急事態等に対応するため、「山口県健康危機管理

要綱」に基づき、県内関係機関による連携と役割分担を定めている。また「中国地方5県の保健環境系公設試験研究機関相互応援に関する協定書」及び「中国地方5県の公設試験研究機関における施設・機器の相互利用に関する協定書」により、中国地方5県の連携・協力を図ることとしている。

検査において、他県の試験研究機関と連携することは、検査レベルを標準レベルと合わせることや分析方法の統一化、標準品のデータ交換等、検査結果の信頼性を高めることに効果があり、また危機管理時に迅速かつ明確に対応できるようにするためにも、上記の協定書等に基づいて、さらに連携・協力の取り組みを一層強化する必要がある。

(3) 人材育成による業務の品質の確保・向上について

ア 環境保健研究センターは、大規模・重大感染症や残留農薬問題など、多様化・高度化する健康危機管理について、平時より不測の事態に備え、高度かつ迅速な検査体制の構築をめざしている。そのためには、高度な分析のできる技術者の育成が必要であり、計画的に人材を育成する研修制度の確立が必要である。

イ 平成18年度以降3年間に17名の定年退職者が予定されており、技術伝承のための方策の実行が必要である。なお、技術ノウハウの伝承には5年程度要するということであるが、次のような対策を講じる必要がある。

- ① 検査マニュアルの充実を図ること。
- ② 退職予定の研究員の技術ノウハウを退職前に他の技術員に伝承し、それを後任者に伝えること。
- ③ 学会への論文発表は正しい技術、ノウハウの伝承に効果があるということであり、組織として計画的に取り組むこと。

当面は若手職員の育成・指導に努めるとともにOB職員の活用を図り、また、長期的には道州制を睨んで各県で役割分担をし、検査業務の特化を図って、人材育成を効率化すること等の観点も必要である。

(4) 外部研究資金の導入による財源確保について

平成17年度は外部研究資金はないが、研究予算は元々少ない上に年々減少しており、質のよい研究をするためには、研究時間の確保とともに、外部資金の導入も含めた研究資金の獲得が必要である。

そのため、環境省の委託研究、国立環境研究所、地方環境研究所との共同研究及び公募研究への応募等による研究予算の確保も必要である。

特に公募型への応募は、高度な企画力を要すること等、企画力・研究開発能力の高い人材が求められ、外部研究資金の獲得を目指す観点からも、(3)に記載した人材育成制度の確立が必要である。

(5) 環境保健研究センターの役割遂行について

環境保健研究センターの業務の成果指標として、「やまぐち住み良さ指標」(平成17年10月)の中で「食生活が安全である」食品の検査件数(人口10万人当たり)が全国3位ということがあげられるが、物づくり的な成果ではないため成果が県民に見えにくい部分が多い。

こうしたことから県民へ業務の成果等をPRするために、研究課題の評価を定量評価により点数をホームページで公表することや、公開講座、環境学習等を行っている。

しかし、環境保健研究センターの業務の成果が県民に直接還元されるものはあまりなく、行政施策に如何に反映されるかで判断されるものであることから、県民の理解度を高めるためには、検査及び研究成果を生かした具体的な行政への政策提言をすることが重要である。

第4 山口県産業技術センター

1 概要

(1) 設置

山口県産業技術センターは、山口県産業技術センター条例（昭和42年山口県条例第2号）に基づいて設置され、産業技術に関する研究開発、指導等を行い、もって産業技術の向上を図ることを目的としている。

(2) 所在地

宇部市あすとぴあ 4-1-1

ホームページアドレス

<http://www.iti.pref.yamaguchi.lg.jp/>

(3) 沿革

大正 7 年 5 月	山口県工業試験場を山口市大殿に設置
昭和 42 年 4 月	山口県商工指導センターを山口市朝田に設置
昭和 63 年 4 月	商工指導センターを改組し、山口県工業技術センターを設置
平成 11 年 4 月	山口県工業技術センターを改組し、山口県産業技術センターを宇部市あすとぴあに設置
平成 16 年 4 月	新事業創造支援センターを附属施設として隣接地に設置

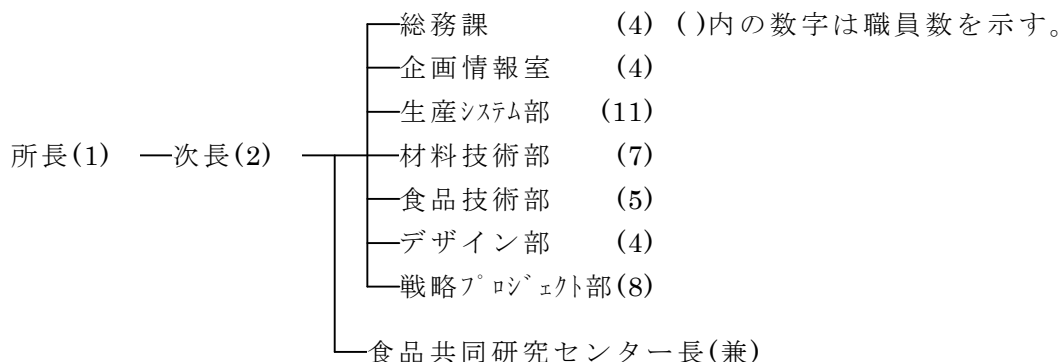
(4) 業務

- ① 産業技術に関する研究開発及び指導に関すること
- ② 産業技術に関する試験及び検査に関すること
- ③ 産業技術の研修に関すること
- ④ 産業技術に関する情報及び資料の収集及び提供に関すること

(5) 組織

正規職員総数：46人（平成18年4月1日現在）

組織：



（平成17年度の正規の職員数は、平成18年度より1名少なく45人である。）

(6) 職員の状況

① 職種区別の人数及び人件費額の推移

(単位：千円、人)

区 分	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
事務職(金額)	30,209	28,220	28,630	28,034	28,188
(人数)	4	4	4	4	4
1人当たり人件費	7,552	7,055	7,158	7,009	7,047
研究職(金額)	304,822	308,997	303,809	300,093	286,936
(人数)	40	41	41	41	40
1人当たり人件費	7,621	7,537	7,410	7,319	7,173
現業職(金額)	7,418	7,296	7,269	7,350	7,307
(人数)	1	1	1	1	1
1人当たり人件費	7,418	7,296	7,269	7,350	7,307
共済費(正規職員)	39,003	40,014	39,866	40,394	39,723
正規職員計(金額)	381,452	384,527	379,574	375,871	362,154
(人数)	45	46	46	46	45
1人当たり人件費	8,477	8,359	8,252	8,171	8,048
非常勤職員(金額)	6,670	4,547	4,883	6,692	6,667
(人数)	3	1	2	3	3
その他(金額)	9,326	8,822	7,936	7,567	8,699
共済費(非常勤・臨時等)	989	1,023	936	905	1,070
非常勤・臨時等計(金額)	16,985	14,392	13,755	15,164	16,436
合計(金額)	398,437	398,919	393,329	391,035	378,590

② 正規職員の年齢別構成の比較 (平成13年度と平成17年度)

(単位：人、歳)

	60代以上	50代	40代	30代	20代	合計	平均年齢
平成13年度	0	15	9	16	5	45	42.2
平成17年度	1	11	13	14	6	45	42.2

正規職員の平均年齢は5年間でほとんど変わっていない。

(7) 主要施設の状況

(単位：㎡)

種別	区 分	面積	
土 地	県有	庁舎敷	49,540.30
			4,538.99
	計	54,079.29	
建 物	県有	事務所建	15,712.67
		工場建	157.56
		雑屋建	73.22
		事務所建(新事業創造支援センター)	891.00
	計	16,834.45	

(8) 財務の状況

(単位：千円)

項目	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
収入					
使用料	2,432	2,583	5,759	10,401	15,944
手数料	5,734	6,211	6,587	5,559	5,121
財産売払収入	0	54	28	33	0
受託事業収入	11,590	2,967	6,175	4,421	3,898
預金利子	0	0	0	0	0
雑入	3,206	15,313	22,373	26,072	22,109
小計	22,962	27,128	40,922	46,486	47,072
当センター以外の調定分	266,685	104,659	292,174	152,054	60,539
収入合計	289,647	131,787	333,096	198,540	107,611
支出					
報酬	6,670	4,547	4,883	6,692	6,667
共済費	989	1,023	936	905	1,070
賃金	9,326	8,822	7,936	7,567	8,699
報償費	4,729	4,578	4,314	4,098	2,769
旅費	21,261	21,396	18,026	15,812	18,244
需用費	80,353	77,218	82,109	84,535	84,534
一般需用費	80,353	77,211	82,109	84,529	84,532
食糧費	0	7	0	6	2
役務費	4,874	4,316	3,988	4,097	4,858
委託料	106,019	101,659	87,091	97,071	83,982
使用料及び賃借料	1,061	577	2,195	1,044	973
工事請負費	0	0	0	332	0
原材料費	0	186	160	160	4
備品購入費	293,033	117,162	82,877	62,681	61,338
負担金補助及び交付金	1,795	841	1,702	1,636	2,321
公課費	0	19	23	16	1
小計	530,110	342,344	296,240	286,646	275,460
当センター以外の予算執行分	4,564	11,110	223,112	185,566	3,632
正規職員人件費	381,452	384,527	379,574	375,871	362,154
支出合計	916,126	737,981	898,926	848,083	641,246
収支差額	△ 626,479	△ 606,194	△ 565,830	△ 649,543	△ 533,635

※ 収支差額のマイナス金額は、県の財政負担額である。

2 監査結果

山口県産業技術センター（以下「産業技術センター」という。）の財務事務は、以下の指摘事項の部分を除き、総合的には関係法令等に基づき、概ね適正に処理されていると認められる。

なお、監査結果に関連する意見を含めて記載している。

(1) 収入に関する財務事務

ア 使用料

(ア) 概要

電柱・支線などの設置に係る土地使用、自動販売機設置に係る建物使用などの行政財産使用料があるが、その他、開放機器使用料がある。産業技術センターでは中小企業で整備できない高度な研究設備を一般に開放して中小企業の研究活動を支援している。

(イ) 監査手続

使用許可申請書を閲覧し、調定票、領収書（控）、調定収納状況一覧表を照合した。また使用料金額について使手条例等と照合した。

(ウ) 監査結果

行政財産の使用料の減免を受ける場合は許可申請書に減免を受ける旨の付記が必要であるが当該記載がなされていなかった。その他照合の結果、特記すべき事項はなかった。

イ 手数料

(ア) 概要

製品・原材料等の各種試験・分析・測定等の依頼試験に関する手数料である。

(イ) 監査手続

調定票と試験依頼書、領収書（控）、調定収納状況一覧表を照合した。また手数料金額について使手条例と照合した。

(ウ) 監査結果

照合した結果、特記すべき事項はなかった。

ウ 受託事業収入・雑入

(ア) 概要

産業技術センターでは、各種提案公募型事業の実施委託を受けた研究課題に企業や大学と共同で取り組むなど、競争的資金獲得と産学公の連携に努めている。また、県内中小企業者等からの要望に基づき、製品開発や技術的課題の解決を支援し、独創的で優位性があり付加価値の高い新製品・新技術の創出、企業化や事業化を促進するため、企業者等との共同研究や受託研究を行っている。平成17年度に企業等からの外部研究資金を導入して実施した

事業のうち、産業技術センターで調定した収入は、以下のとおりである。

科目	事業	金額（千円）
受託事業収入	地域コンソーシアム研究開発事業	3,898
雑入「技術調査研究費」	中核技術研究開発事業	4,412
	課題対応型研究開発事業	8,085
	重点育成分野新製品創出事業	4,500

(イ) 監査手続

- a 契約書を閲覧し、必要に応じて依頼書、決裁書類を照合した。また収納については調定票と調定収納状況一覧表を照合した。
- b 契約金額の妥当性について「山口県産業技術センター受託研究取扱規則」（以下「取扱規則A」という。）及び「山口県産業技術センター共同研究取扱規則」（以下「取扱規則B」という。）に照らし検討した。

(ウ) 監査結果

- a 収入事務については特記すべき事項はなかった。
- b 契約金額の積算は、取扱規則A及び取扱規則Bに基づいて算定されていた。

エ 本庁で調定した収入

(ア) 概要

内容は以下のとおりである。

事業名	金額（千円）
重点育成分野新製品創出支援事業	23,418
先端試験研究機器整備事業	34,080
技術アドバイザー派遣事業	1,164
特許出願事業	1,877

(イ) 監査手続

国庫交付金について交付申請書、交付決定通知書、実績報告書、確定通知書などを閲覧した。

(ウ) 監査結果

特記すべき事項はなかった。

(2) 歳出に関する財務事務

ア 報酬

(ア) 概要

報酬は、非常勤嘱託職員または客員研究員に対して支給されるも

のである。

(イ) 監査手続

非常勤嘱託職員に係る人事異動通知書、勤務実績簿、給与支給明細書と照合し、書類の不備、不整合の有無を確認した。以下4つの試験研究機関において、歳出に係る財務事務の概要が同じ場合、記載を省略している。

(ウ) 監査結果

書類の不備及び不整合はなく、計算の正確性、合規性について特記すべき事項はなかった。

イ 共済費

(ア) 監査手続

平成17年度3月計上分について支出調書、証憑書類、資金前渡精算書と照合した。

(イ) 監査結果

書類の不備及び不整合はなく、計算の正確性、合規性について特記すべき事項はなかった。

ウ 報償費

(ア) 監査手続

支出負担行為・支出票の中から任意に抽出し、実績報告書、支出伺、支出票の保管状況及び資料間の整合性を確認した。また、支出負担行為支出票の合計額と歳出決算額調とを照合し、データの正当性及び入力 of 正確性を確認した。

(イ) 監査結果

書類の不備及び不整合はなく、計算の正確性、合規性について特記すべき事項はなかった。

エ 旅費

(ア) 監査手続

平成17年度3月計上分について支出負担行為・支出票、旅費請求書、旅費精算書、赴任証明書、住民票を照合した。

(イ) 監査結果

書類の不備及び不整合はなく、計算の正確性、合規性について特記すべき事項はなかった。

オ 役務費

(ア) 監査手続

支出負担行為・支出票の中から任意に抽出し、証憑書類、請求書、資金前渡精算書の保管状況及び資料間の整合性を確認した。

(イ) 監査結果

書類の不備及び不整合はなく、計算の正確性、合規性について特記すべき事項はなかった。

カ 使用料及び賃借料

(ア) 監査手続

支出負担行為・支出票の中から任意に抽出し、契約書や請求書の保管状況及び資料間の整合性を確認した。

(イ) 監査結果

書類の不備及び不整合はなく、計算の正確性、合規性について特記すべき事項はなかった。

(3) 業務委託契約等に関する財務事務

ア 概要

(ア) 平成 17 年度の契約金額が 2,000 千円以上の定型的な業務委託契約について過去 5 年間の推移は次のとおりである。

(単位：千円、%)

業務名	年度	契約金額(a)	予定価格(b)	落札率(a/b)	委託先	備考
清掃業務 (指名競争入札)	平成 13 年度	5,617	8,750	64.2%	A 社	
	平成 14 年度	4,704	8,728	53.9%	A 社	
	平成 15 年度	4,053	8,179	49.6%	B 社	
	平成 16 年度	3,307	8,184	40.4%	B 社	
	平成 17 年度	3,885	8,184	47.5%	B 社	
特定機械設備 保守点検業務 (指名競争入札)	平成 13 年度	24,150	24,217	99.7%	C 社	
	平成 14 年度	24,150	24,150	100.0%	C 社	
	平成 15 年度	24,150	24,279	99.5%	C 社	
	平成 16 年度	17,640	26,422	66.8%	D 社	
	平成 17 年度	14,437	22,953	62.9%	D 社	
特殊空調設備 保守点検業務 (指名競争入札)	平成 13 年度	6,058	6,174	98.1%	E 社	
	平成 14 年度	6,058	6,058	100.0%	E 社	
	平成 15 年度	6,284	7,363	85.3%	D 社	
	平成 16 年度	5,890	7,476	78.8%	D 社	
	平成 17 年度	5,208	6,272	83.0%	D 社	
設備運転監視 保全業務 (指名競争入札)	平成 13 年度	14,238	14,292	99.6%	F 社	
	平成 14 年度	14,238	14,238	100.0%	F 社	
	平成 15 年度	13,324	14,641	91.0%	F 社	
	平成 16 年度	12,726	14,760	86.2%	F 社	
	平成 17 年度	11,014	14,964	73.6%	G 社	
コンピュータ ネットワーク システム保守 (随意契約(2号))	平成 13 年度	2,520	2,520	100.0%	H 社	
	平成 14 年度	2,520	2,520	100.0%	H 社	
	平成 15 年度	771	771	100.0%	H 社	
	平成 16 年度	2,873	2,873	100.0%	H 社	

	平成 17 年度	3,322	3,322	100.0%	H社	
昇降機設備 保守点検業務 (随意契約(2号))	平成 13 年度	1,219	1,223	99.7%	L社	
	平成 14 年度	1,219	1,219	100.0%	L社	
	平成 15 年度	1,219	1,269	96.1%	L社	
	平成 16 年度	1,219	1,269	96.1%	L社	
	平成 17 年度	1,219	1,219	100.0%	L社	
蛍光 X 線分析装置 保守業務 (随意契約(2号))	平成 13 年度	756	756	100.0%	V社	
	平成 14 年度	1,225	1,225	100.0%	V社	
	平成 15 年度	1,225	1,225	100.0%	V社	
	平成 16 年度	1,225	1,225	100.0%	V社	
除草作業 (随意契約(3・7号))	平成 13 年度	592	974	60.8%	AA社	
	平成 14 年度	1,260	1,260	100.0%	AB社	
	平成 15 年度	1,680	1,680	100.0%	AB社	
	平成 16 年度	1,169	1,176	99.5%	AB社	
	平成 17 年度	1,281	1,281	100.0%	AB社	
材料強度試験機の 定期点検整備及び 検定受検業務 (指名競争入札)	平成 13 年度	2,047	2,097	97.6%	E社	
	平成 14 年度	2,121	2,124	99.9%	E社	
	平成 15 年度	1,827	1,829	99.9%	E社	
	平成 16 年度	2,469	2,533	97.5%	E社	
	平成 17 年度	1,090	1,091	99.9%	E社	

イ 監査手続

業務委託契約、営繕工事等に係る契約について、会計規則に従い、指名競争入札、随意契約が適切に行われているか、執行伺、契約締結伺、決議書等により各手続の執行状況、契約形態の適正性について検証した。

ウ 監査結果

業務の再委託について

材料強度試験機の定期点検整備及び検定受検業務については、E社が指名競争入札で落札しているが、実際の業務は他の会社が行っている。契約上、委託業務の再委託は制限されており、その必要があるときはセンターの承認を得なければならないこととなっているにも拘わらず承認手続きが行われていない。委託業務の再委託は極力避けるべきであり、止むを得ない場合には定められた手続きを行う必要がある。

エ 意見

業務委託契約の予定価格の積算について

指名競争入札で行っている「清掃業務」「特定機械設備保守点検業務」「設備運転監視保全業務」については、委託先が代わるのにも

ない契約金額の減少傾向がみられ、競争入札の効果がうかがえる。しかし、予定価格については、契約金額が大きく下落しているにも拘わらず変化が小さい状況にある。

これまで庁舎積算マニュアルに基づき積算を行っているが、こうした予定価格と契約金額が大きく乖離することが継続する場合、これに加えて、業務の実態や過去の入札執行結果等、同種及び同規模の施設における積算、契約金額を調査するなどして、予定価格の積算について検討していく必要がある。

(4) 物品購入契約に関する財務事務

ア 監査手続

物品の購入契約に当たり、会計規則に従い指名競争入札、随意契約等が適切に行われているか、また、物品規則に従って購入手続が行われているか検証した。

イ 監査結果

物品の購入契約及び手続については、会計規則等に従って行われており、特記すべき事項はなかった。

(5) 知的財産権に関する財務事務

ア 概要

産業技術センターは、「技術支援」と「研究開発」の二つの役割を担っている。研究開発の結果取得した知的財産権は、研究開発の成果として県内産業の振興育成のため県内企業のために利用することを目的としている。

(ア) 職務発明等の認定手続

産業技術センターでは、職務発明等に関する届け出を審査するために「山口県産業技術センター職員の職務発明等に関する審査会設置要綱」を定めている。

職員が職務発明を行ってから職務発明等の認定を受けるまでの手続は次のとおりである。

- ① 業務発明等を行った職員は、特許出願等をする前に、業務発明等届を審査会に提出する。
- ② 審査会では、職務発明等であるかどうか、特許権等の取得の可能性（新規性）、実施・事業化の可能性（権利の承継）について審査する。
- ③ 審査会を受けて、産業技術センター所長は業務発明等届及び意見書等必要な書類を知事へ提出する。
- ④ 知事は、当該業務発明等が職務発明等であるかどうかの認定及び県が特許を受ける権利等を承継するかどうかの決定を行い、

その結果を職員に通知する。

- ⑤ 当該職務発明等を行った職員は、県が特許を受ける権利等を承継することの決定の通知を受けた場合には、その権利を県に譲渡しなければならない。（職員の職務発明等に関する規程第4条及び第5条）

県が特許権等を取得したときは、職務発明を行った職員に対し登録補償金として特許権等1件につき1万円（職員が複数人である場合にはその持分の割合で按分）が支払われる。

さらに、実施許諾等により県が財産上の利益を得た場合には、県が得た利益の額の100分の50を基準として実施補償金が支払われる。

（イ）実施許諾について

実施許諾先については、研究開発の目的が県内産業の振興育成にあることから、県内企業を優先している。ただし、一定期間（発明の陳腐化や特許出願後公開までの間の期間を勘案して1年6月を標準とする）の経過後も、各種PR活動にも拘わらず、県内企業からの実施希望がない場合は、県内企業に限らず、幅広く実施希望を募ることとしている。県有の権利であることから、県単独所有特許の場合、希望があれば複数の企業と実施許諾の契約を締結することができる。しかし、企業等との共有特許の場合、共有者の同意が必要である。

（ウ）特許権等の処分にかかる手続

知事は、毎年度、登録後3年を経過するごとに特許権等を対象に、産業技術センター所長に対し意見聴取を行う。産業技術センターでは、これを受けて審査会において検討し、同取扱要領様式「特許権等の処分にかかる調査表」を作成し、新産業振興課へ提出する。その後、知事は処分を決定した場合は、産業技術センター所長に通知する。実際の処分は特許料を支払わないことで行われる。

産業技術センターでは、処分の判断を行うに当たり、出願から10年以上経過、共同出願者や実施許諾者からの処分に係る同意がある、各方面で特許内容を開示しているにも拘わらず実施に向けての協議がない、同様の技術が既に普及しているため特許を維持する必要性が希薄になっていること等を判断の基準にしている。

- （エ）当センターにおける知的財産権出願、取得、許諾等の状況は以下のとおりである。

過去10年間の出願・取得・許諾の状況（単位：件）

	保有件数		過去10年間の実績（平成7年度～平成17年度）				
	平成7年度末	平成17年度末	出願件数	権利取得件数	処分	実施許諾件数	実施料収入累計
特許権	25件	20件	58件	34件	39件	26件	10,196,882円
実用新案権	0件	1件	1件	1件	0件	0件	0円

過去 10 年間の推移

(単位：件)

		平成 8 年度	平成 9 年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
特許権	出願	3	4	4	1	4	10	3	9	11	9
	処分	0	0	1	2	3	8	13	3	9	0
	実施許諾	4	0	0	0	7	2	1	1	4	7
実用新案権	出願	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	処分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	実施許諾	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(単位：円)

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	計
実施許諾料	1,198,835	1,069,533	1,516,419	2,735,541	1,877,252	8,397,580
権利維持費用	2,099,750	1,302,890	1,993,335	669,840	1,182,015	7,247,830
差引	△900,915	△233,357	△476,916	2,065,701	695,237	1,149,750

イ 監査手続

特許権等の取得手続が適切に行われているか、権利に係る契約等が適切に締結されているかについて検証した。また、実施許諾の状況について把握し、処分等の手続が適切に行われているか検証した。

ウ 監査結果

特許権等の取得の手続、処分等の手続について特記すべき事項はなかった。

エ 意見

特許権等の取得から技術移転に至る業務活動の実績の文書化による保存について

産業技術センターでは、技術の支援開発のみならず、研究開発した技術の県内企業への普及を図ることが重要な業務となっている。

取得した特許について、開発後、その技術の活用を図るため、企業での実用化に向けて活動を行っているが、特許ごとにどのような活動、普及活動が行われてきたのか実績として残していない。いつどの企業と接触したのか、または説明会を行ったのか、HPでの公開、企業訪問の頻度等について記録を残すことが必要である。

特許ごとに、使用許諾、実用化に向けての活動内容、経過、結果について文書化し実績を残すことで、継続的に使用許諾についての活動状況が把握でき、利用されない特許について、処分の判断の根拠資料となり、また、計画的な技術の普及活動を図るための資料として利用が可能である。

(6) 公有財産管理

ア 監査手続

(ア) 公有財産台帳の閲覧、また関係者に質問することにより、実地調査が行われていることを確認した。

(イ) 登記簿謄本等との照合及び必要に応じて現地の視察及び実地調査を行った。

イ 監査結果

特記すべき事項はなかった。

ウ 意見

平成 11 年取得以来、有効活用されていない土地について

庁舎南脇の土地（面積 4,913 m²）は、当初の計画時から将来の研究施設増床用地として整備されたが、現在は一部の利用にとどまり、積極的な利用がなされていない状況にある。今後、産業技術センターの中長期的な計画の中で、どのように利活用するか、検討を行う必要がある。

(7) 物品管理

ア 監査手続

(ア) 物品の維持管理について、管理簿の作成状況、物品標示票の貼付状況と現物との関係を確認した。

(イ) 研究機器については、研究課題との関連で効率的に使用されているか、遊休機器、不用物品、未使用物品は適切に管理されているかを確認した。

(ウ) 物品の廃棄等の手続が適切かどうか検証した。

イ 監査結果

(ア) 備品の管理について

a 建物と一体的に整備された排気装置は備品管理簿には登記されているが、すべて物品標示票が貼付されていなかった。

b 本体と別室に設置してある付属備品については、物品標示票を本体にまとめて 2 枚貼付していた。それぞれに貼付しないと現物と備品管理簿の照合ができない。

c 物品表示票が見えにくい場所に貼付してあるものがあるが、適当な場所に貼付する必要がある。

(イ) 廃棄手続

物品規則第 45 条及び第 48 条に準拠しており、特記すべき事項はなかった。

ウ 意見

(ア) 未使用の機器について

指定物品について長期間未使用のものが 32 件、取得金額は合計で 223 百万円であった。

上記の指定物品について、今後使用する見込みのない可能性について検討し、産業技術センターで使用の見込みのないものは、保管転換等の処理が困難なものを除き、速やかに物品規則第 45 条に定める不用の決定を行い、時価による売り払いを行うなど、適時適切な処分に努める必要がある。

(イ) 備品の持ち出しについて

平成 18 年 4 月から平成 19 年 3 月までの山口大学工学部との共同研究のため、生体計測装置開発評価システムのホストパソコンを当センターの研究者が山口大学工学部で使用しているが、同所で使用することに関する書類がなんら残されていなかった。産業技術センター以外で使用する場合の使用期間、そして物件の所在を明確にし、所在不明の際の責任が曖昧となることを防止するために、許可を得て持ち出したことを証明する書類を作成する必要がある。

(8) 毒物・劇物の管理に関する財務事務

ア 概要

産業技術センターにおいては、各種の研究開発、試験等を行う中で必要な薬品を購入、保管している。薬品の中には、毒物・劇物に該当するものがあり、適切な管理が求められる。

管理については、「化学物質取扱管理規程」により定められている。

イ 監査手続

毒物・劇物について、購入から保管、使用及び点検について、管理状況を検証した。具体的には、薬品出納簿を通査、薬品の保管状況の視察、毒物・劇物について使用簿記載の現在量と現物との照合、薬品の点検状況の確認を行った。照合に当たっては、各資料を通査の上、任意にサンプルを抽出した。

ウ 監査結果

(ア) 棚卸結果の報告

棚卸は、毒物・劇物は 10 月末と 3 月末の年 2 回、普通薬品については年 1 回 3 月末に行っている。しかし、棚卸の結果等について書面での資料は残っていない。

棚卸の状況及び結果を文書で残すとともに、保管状況も含めて管理責任者である所長へ報告することが必要である。

(イ) 保管庫の鍵の管理

3階の保管庫は施錠されているが、鍵は保管庫の入口のパソコンの横に掛けられており、安全管理上、不適切である。鍵の保管方法について検討が必要である。

(ウ) 薬品簿の記載誤り

薬品出納簿は、薬品の購入時に出納担当者等が記帳しているが、受入数量の記載誤りが1件あった。

エ 意見

薬品購入の必要性について（経済性の観点）

平成17年度に購入したにも拘わらず未使用の薬品があった。研究のために使用する予定で購入したが、その後使用する必要がなくなったことによるものである。（塩化亜鉛）

また、購入後一度も使用されていない薬品が一部に見られたが、購入に際しては、その必要性について十分に吟味した上で、購入することが求められる。

(9) その他

ア 郵便切手等について

(ア) 監査手続

郵便切手等について、実査を行った。また、年度末近くの購入の有無や使用枚数と購入数量との関係など、経済性を考慮した購入を行っているかを確認した。

(イ) 監査結果

照合の結果、特記すべき事項はなかった。

イ 現金管理について

(ア) 監査手続

現金出納簿を閲覧し、必要に応じて調定票、調定収納状況一覧表を照合した。

(イ) 監査結果

特記すべき事項はなかった。

3 組織及び運営に関する意見

産業技術センターの組織及び運営の合理化に資すると考える事項を意見として記載している。その内容は以下のとおりである。

(1) 業務の現状と改善点

ア 技術支援について

(ア) 依頼試験業務

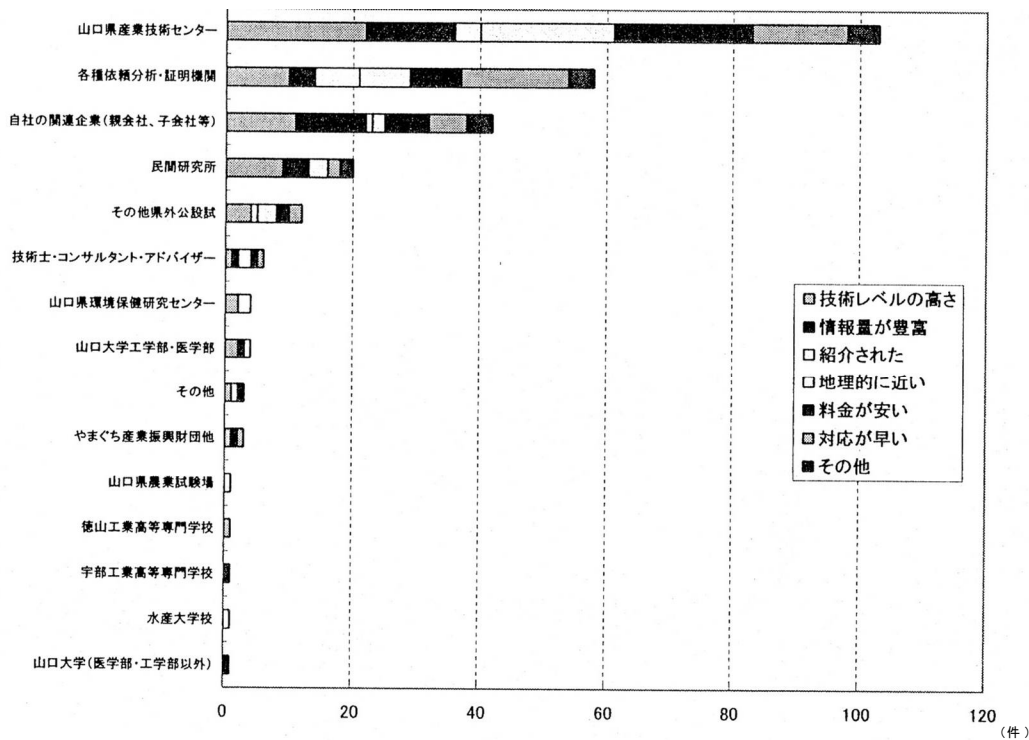
a 過去3年間の試験点数の推移は次のとおりである。

(単位：点)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
生産システム部	2,716	2,273	1,652
材料技術部	495	383	778
食品技術部	285	248	320
デザイン部	0	0	0
計	3,496	2,904	2,750

平成15年度以降、依頼試験点数は民間分析機関の利用を誘導しているため減少傾向にある。

b 「山口県産業技術センター ニーズシーズ調査結果報告書」(平成17年2月)(以下「アンケート結果」という。)によれば、工業関連の事業者が依頼・試験検査業務を利用する機関のデータは次のとおりである。(分析・証明・検査)



c 依頼試験業務の在り方

アンケート結果では依頼試験業務では技術レベルの高さと料金が安いことが評価され、産業技術センターの利用がトップになっている。依頼試験業務は公的な試験成績書を必要とする企業にとって有益なサービスであり、また産業技術センターにとっては企業の現場の生の声を聞くことができる等の効果もある。

しかし、簡素で効率的な組織運営が求められる中で嘱託職員を配置することや、産業技術センターでしかできない依頼試験業務に特化し、試験業務の重点化・効率化を図ることは必要である。

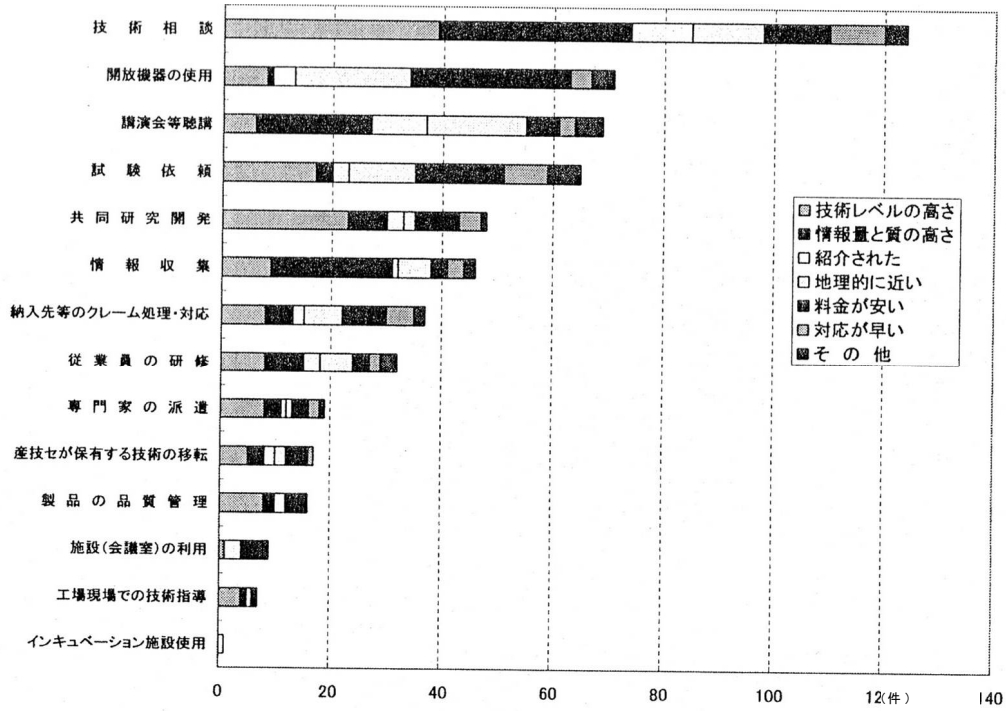
(イ) 技術相談

a 過去3年間の技術相談の推移は次のとおりである。

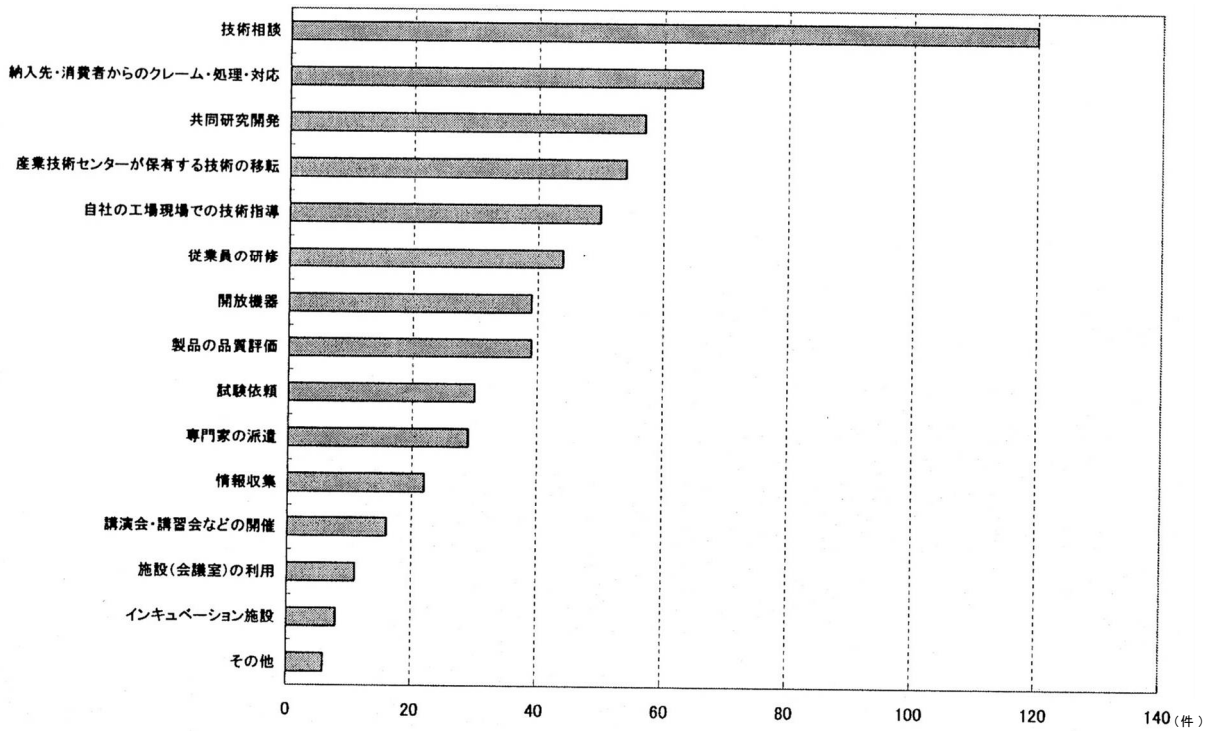
(単位：件)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
生産システム系(窓口)	1,227	1,286	1,058
(個別)	364	462	212
計	1,591	1,748	1,270
材料技術系(窓口)	771	687	640
(個別)	329	165	437
計	1,100	852	1,077
食品技術系(窓口)	992	1,211	1,066
(個別)	75	184	101
計	1,067	1,395	1,167
デザイン系(窓口)	362	355	266
(個別)	150	231	109
計	512	586	375
企画・総務・技術相談室	572	102	39
合計	4,842	4,683	3,928

b (a) アンケート結果による産業技術センターの機能の利用状況



(b) アンケート結果による産業技術センターで強化すべき機能



c 技術相談への対応

アンケート結果によれば、最も良く利用されている機能は、技術レベルの高さや情報量が多いこと等から「技術相談」であり、これから強化すべき機能としても一番高いことが分かる。技術相談は利用企業との最初の接点であり、担当職員の役割は重要である。

なお、利用機能の満足度では不満足はないものの、技術相談に「やや不満足」と答えた企業が若干あり、適切な対応ができるよう担当職員の能力を向上させる必要がある。

(ウ) 機器の開放

a 過去3年間の機器開放の件数の推移は次のとおりである。

(単位：件)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
生産システム部	228	330	643
材料技術部	566	622	1,029
食品技術部	86	128	247
デザイン部	75	55	156
計	955	1,135	2,075

機器の開放は、県内中小企業が、高価で設置できない機器を安価に利用できるメリットがある。アンケート結果によれば、開放機器の使用は技術相談に次いで高く、利用状況は増加傾向にある。

b 利用時間は祝日・休日及び年末年始の休日を除く午前8時30分から午後5時15分までであるが、利用者の申し出により午後9時まで利用できることになっており、時間外の利用の実績及び時間外の職員の配置に伴うコストは次のとおりである。

開放機器の月別時間外利用日数

(単位：日、%)

月 年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	年間勤務日数	年間の利用可能日数に対する割合
平成15年度 利用日数	14	11	10	15	10	8	10	7	23	13	3	10	134	246	54.5
平成16年度 利用日数	4	8	6	10	3	18	10	6	7	6	19	18	115	243	47.3
平成17年度 利用日数	9	13	25	18	19	22	22	18	10	16	17	18	207	244	84.8

職員の配置状況

時間外の職員の配置状況について、①年間の利用延日数②延時間数③平均的な時間当たりのコスト（15, 16, 17年度のデータ）

開放機器の時間外利用状況

	年間時間外 利用延日数	年間時間外延時間数 (17:30～21:00)	時間外単価 (1hあたり)	時間外相当額	備 考
平成15年度	134日	365時間	2,833円	1,035千円	時間外単価は、 人事課が示し た平均単価
平成16年度	115日	302時間	2,746円	830千円	
平成17年度	207日	581時間	2,700円	1,569千円	

c 機器開放の効率性について

平成15年度から遠方の利用者の利便性等を考慮した取組として、平日午後9時までの時間外利用を行っており、その利用状況等は上記のとおりである。

時間外利用には職員を配置するため人件費のコストが発生するので、時間外利用は予約制としている。なお、当日の機器使用中に時間外使用の希望がある場合、できる限り対応しているということである。サービスの観点が必要であるが、可能な限り予約を遵守徹底する必要がある。

なお、アンケートの開放機器に対する希望をみると、土、日も開放してほしいというのが散見されるが、利用のニーズがどの程度あるのか改めてアンケートを実施し、ニーズを把握し、また費用対効果を考慮し、土、日の機器の開放をするのかどうかの検討も必要である。

イ 研究開発について

(ア) 研究及び評価制度

a 研究課題は次の分野から行っている。

- (a) 技術コンソーシアム研究開発（産学公グループの連携による研究）
- (b) 課題対応型研究開発（総務省消防庁からの委託で、山口大学等と共同研究）
- (c) 重点育成分野新製品創出支援（県内中小企業が行う付加価値の高い新製品の創出を支援）
- (d) Y S N活用技術開発（やまぐち情報スーパーネットワークを活用した事業展開を図るための研究）
- (e) 新エネルギー利活用型新産業創出（大学、企業の持つ技術シーズとリンクした研究）
- (f) 中核技術研究開発（県内中小企業者の新技術、新製品開発を促進するための研究）

なお、資源の集中化をはかり効率的な研究開発を行うため、平成17年10月に今後5年内に取り組むべき研究開発指針として「山口県産業技術センター研究開発中期計画（平成18年度

～平成 22 年度)」を策定し、平成 18 年度からこの指針に従って研究開発を行うこととしている。

b 研究実績の推移表 (単位：件)

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
前年度の持ち越し	12	14 ^㉔ ^㉕	7 ^㉔ ^㉕
新規	14	5 ^㉔ ^㉕	8 ^㉔ ^㉕
完了	12 ^㉔	12 ^㉔	6
中止	0	0	0
休止	0	0	0
課題結合による減	0	0	0
次年度へ継続	14	7	9

※ 単年度テーマ、共同研究、受託研究は除いている。

c 研究課題の評価の実施状況 (単位：件)

		平成 15 年度		平成 16 年度		平成 17 年度	
		春	秋	春	秋	春	秋
事前評価	内部		4 ^㉔	1 ^㉔	6 ^㉔	2 ^㉔	2
	外部		4	1	7	2	3
中間評価	内部			8 ^㉔	2 ^㉔	5 ^㉔	6 ^㉔
	外部			8	11 ^㉔	5	15 ^㉔
事後評価	内部			9 ^㉔	0	17 ^㉔	0
	外部			9	0	8	0
追跡評価	内部 外部			0	0	23	0

※ 表の㉔から㉕は研究課題数と研究課題評価数との関係を示している。

d 研究課題の評価と研究実績の関係

(a) 事前評価

- ㉔ 平成 15 年度秋の内部・外部評価 4 件、平成 16 年度の内部・外部評価 1 件は平成 16 年度の新規テーマ 5 件の評価である。
- ㉕ 平成 16 年度秋の内部評価 6 件、平成 17 年度春の内部・外部評価 2 件は平成 17 年度の新規テーマ 8 件の評価である。
なお、平成 16 年度秋の外部評価が 1 件多いのは、他機関主体のテーマのため、内部評価しないで外部評価のみ行ったためである。

(b) 事後評価

- ㉔ 平成 16 年度春の内部・外部評価 9 件は、平成 15 年度完了課題 12 件のうち 9 件の評価である。なお、経常研究複数年度完了分 3 件について評価をしていない。
- ㉕ 平成 17 年度秋の内部評価 17 件は、平成 16 年度完了課題 12 件と食品共同研究センター 2 件、経常研究単年度完了分 3 件の評価である。外部評価 8 件は、平成 16 年度完了課題 12 件のうち 8 件の評価で 4 件は経常研究であり評価していない。

(c) 中間評価

- ㉔ 平成 16 年度春の評価（内部・外部評価）8 件は、平成 16 年度持ち越し課題 14 件のうち 8 件の評価である。6 件は経常研究のため評価をしていない。
- ㉕ 平成 16 年度秋の内部評価 2 件は、平成 16 年度の単年度研究の評価であり、研究実績の推移表に計上されていない。外部評価 11 件は、内部評価した 2 件と経常研究以外の複数年の課題 9 件である。
- ㉖ 平成 17 年度春の評価（内部・外部評価）5 件は、平成 17 年度持ち越し課題 7 件のうち 5 件の評価である。2 件は経常研究のため評価をしていない。
- ㉗ 平成 17 年度秋の内部評価 6 件は、研究実績の推移表に計上されていない単年度研究 4 件と平成 17 年度新規テーマ 2 件である。外部評価は 15 件であり、内部評価を実施した 6 件と経常研究以外の複数年の課題 9 件の評価である。

(d) 追跡評価

平成 17 年度に実施した追跡評価は、平成 15 年度に終了した 23 件（単年度テーマ 11 件を含む）について実施している。

上記の研究課題の評価の実施状況で、内部評価と外部評価に差があるのは、研究開発管理委員会で内部評価したものについて、外部評価に付さないものがあるためである。

(イ) 評価制度の改善点

- a 平成 11 年度から「山口県産業技術センター研究開発管理要綱」を定め、研究開発の評価を行っているが、同要綱第 7 条では、産業技術センターにおいて実施するすべての研究開発について評価を行うものとするがあるが、実際の運用では評価するものと評価しないものがあり、評価の対象範囲を明文化する必要がある。
- b 研究開発管理委員会で内部評価したものを専門委員会の外部評価に付す基準が明確ではないので、その基準を明文化する必要がある。
- c 評価結果について、外部評価委員会である専門委員会の評価結果を、一般公開で行われる「山口県産業技術センター運営協議会」注に報告している。しかし、県民に研究開発の実施状況についての説明責任を果たすためには、特許の出願に関するものには注意を要するが、ホームページで運営協議会での個別意見や定量評価について公表することを検討することが必要である。

注：山口県産業技術センター運営協議会は、山口県産業技術センターにおける業務の総合的かつ効果的な運営をはかるため、学識経験者、産業界団体の代表者、行政関係のうちから商工労働部長が委

嘱した委員 20 人以内で構成される。

(ウ) a 経常研究の位置づけ

研究費予算に対する経常研究予算の割合 (単位: 千円、件)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
経常研究金額	4,621	4,578	3,962
課題数	20	11	5
研究費全体金額	130,063	123,657	119,639
課題数	51	55	45
経常研究予算の割合	3.6%	3.7%	3.3%

経常研究は、県単独で実施する技術シーズの萌芽の発掘、研究成果の更なる熟成、新技術分野への取り組みなどの研究の総括的名称である。産業技術センターにおける経常研究予算及び課題数は上記のとおりであるが、当センターでは平成17年10月に策定された中期研究計画により実用化を目指した開発、スケールアップ研究を中心に研究課題を採り上げ、計画的に研究を進めている。ただ研究予算面からみると、国の研究補助金が廃止され、県の研究予算が減少している中で、新たな研究助成金獲得のため、提案公募型などの競争的研究資金の獲得が必要であるが、問題点として、実用化研究では新たな技術シーズの創出に結びつきにくいといった面があり、競争型研究資金に耐え得る技術シーズをどのようにして獲得するかが課題となっている。

このような状況の中で、平成17年7月に策定された「山口県産業技術センターの将来像及び行動計画」に記載されている「選択と集中」という方針から課題の重点化と人的資源の重点配分が図られている。経常研究についても同様であり、重点化をより進め、技術シーズの萌芽等の研究の取り組みは絶やさないようにする必要がある。

なお、平成18年10月に策定された「山口県産業技術センター研究開発中期計画」では、萌芽的研究課題を県内中小企業のサクセスストーリーとして構築し、優先的技術課題にまで効率よく発展させるため、十分な研究開発環境を早急に整備する必要があるとしている。

b 経常研究の評価の必要性について

研究開発管理委員会(内部職員)による定性評価のみで、定量評価や外部委員の定性評価の対象にはしていない。経常研究が基礎研究に該当する場合、研究成果の効果が発現しにくいので、県費を投入して研究を行うことに対する説明責任を果たすために研究開発の妥当性、研究方法、開発技術へのニーズ、新規性、発展性等について事前評価を行い、外部評価の対象とし、併せて評価結果を公表することを検討する必要がある。

ウ 連携による業務の効率化と効果的实施について

産業技術センターは技術支援と研究開発を通じて、県内産業の技術力向上を図り、産業の振興、発展に貢献することを使命としているが、技術支援に係る技術課題全てに産業技術センターが対応していくには限界があり、この使命を効果的かつ効率的に果たすために、他機関との連携が必要である。連携の効果をあげるために、企業者のニーズを最も把握している産業技術センターがコーディネーター役を果たすことが必要である。

(2) 人材育成による業務品質の確保・向上について

技術内容が高度化・細分化することへの対応として、産業技術センターの研究職員を独立行政法人の試験研究機関、大学、民間企業等に派遣している。先端技術分野の知識や技術を習得させることにより、研究職員の資質の向上を図り、この成果を技術開発及び技術支援に活用し、山口県産業技術の向上を図ることを目的としている。

産業技術センターの研究職員は人事異動がほとんどなく、定年まで勤務する体制にあり、技術の蓄積には適している反面、固定化に伴うデメリットを回避するために、上記の技術職員研修事業を計画的にかつ継続的に実施する必要がある。

(3) 外部研究資金の導入による財源確保の観点について

平成 17 年度の外部研究資金の状況は次のとおりである。

(単位：件、千円)

事業区分	件数	金額
提案公募型	2	9,505
研究開発事業	3	23,519
共同研究	8	5,180
受託研究	14	3,732
計	27	41,936

国の補助金が廃止される中で、提案公募型などの競争資金の獲得に迫られているが、これらの研究助成金の獲得のためには、申請機関に核とした技術シーズがあり、それを核に製品開発までの開発ストーリーを描くことが求められるということである。このような状況への対応を含めて、外部研究資金の獲得に向けての基本方針を作成し、明文化の必要がある。

(4) 新事業創造支援センターについて

ア 新事業創造支援センターは、新技術や新商品の開発により、地域に

れ、入居希望企業が研究計画等についてプレゼンテーションを行い、所定の審査基準により審査している。

日程との関係で入居審査会が開催できない場合は、書面審査によることも可能であるように、措置しておくことも必要である。

(イ) 入居企業の管理

(ア) の入居審査では、事業・研究計画書を提出し、地域に新しい事業と雇用を創出させる事業や研究であるかどうか審査の上、必要性が認められる企業を入居させている。入居後、計画に従って実施をしない者や著しく達成度合いが低い者は、使用許可を取り消すこととなるが、新事業創造支援センターは単なる貸室業ではなく、研究開発支援施設であるので、事業・研究の進捗状況を十分に把握し、適正な研究室の管理を行い、広く新事業を創出しようとする者に施設の利用と支援を受けるチャンスを与えるよう努められたい。

(5) 産業技術センターの役割の遂行について

産業技術センターの業務は、研究成果が事業化されることを通して、中小企業の産業振興に資することにある。

そのため、産業技術センターは研究課題の選定段階から新産業の求める技術の傾向や、中小企業は大企業と密接な関連を有して事業を行っており、大企業が中小企業に求める技術水準や方向性について随時情報を得る必要があり、中小企業の支援機関として地域の産業界の企業ニーズや技術シーズを把握するシステムが必要である。

産業技術センターでは、研究員個々が責任をもって研究開発を進めているが、課題選定から事業化までの過程について、産業技術センターとしてシステム化することを検討する必要がある。

また、この数年間、中小企業者数は減少傾向にあることから、技術力の高い中小企業を発掘し、産業技術センターとの連携を図ることも研究成果を事業化に結びつけるために必要である。

成果の公表、普及については、研究途中、研究終了時に学会発表、セミナー等を行っており、外部に晒すことでその反応から技術水準、技術傾向を考慮し修正するために活用しており、評価できる。この点は、さらにホームページ等で県民に広く公表することの検討が必要である。その結果、県民の声を受入れ、産業技術センターの業務等の在り方に反映させることも必要である。

第5 山口県農業試験場

1 概要

(1) 設置

山口県農業試験場は、山口県農業試験場条例（昭和39年山口県条例第37号）に基づいて設置され、農業技術及び農業生産性の向上並びに農村生活の改善を図るための研究等を行い、もって農業の発展に資することを目的としている。

(2) 所在地

(本場) 山口市大内御堀 1419

ホームページアドレス

<http://www.nourin.pref.yamaguchi.jp/norin35/>

(分場)

徳佐寒冷地分場

阿武郡阿東町徳佐中 3628

大島柑きつ試験場

大島郡周防大島町東安下庄安高 1209-1

萩柑きつ試験場

萩市椿東上の原 4860

美東原種農場

美祢郡美東町大田 5735-1

花き振興センター

柳井市新庄 500-1

(3) 沿革

明治29年4月	山口県農事試験場を吉敷郡大内村御堀馬塚に創設
昭和19年4月	本場を現在地に新築移転
昭和23年3月	大島柑きつ分場を設置
昭和24年6月	農事試験場を農業試験場と改名
昭和28年4月	徳佐寒冷地分場を設置
昭和43年9月	農業試験場本場新築工事完成
昭和47年4月	大島柑きつ分場を大島柑きつ試験場に、萩夏柑分場を萩柑きつ試験場とする
昭和54年4月	美東原種農場を当場の分場とする
平成11年4月	本場の組織を4研究部1室とし、病虫害防除所を病虫害部に統合
平成17年4月	企画情報室と経営普及課技術・情報推進室を統合し、企画普及部を設置
平成18年4月	花き振興センターを設置、大島柑きつ試験場内に普及指導員（高度普及）を設置

(4) 業務

本場

- ① 各種の作物、土壌及び肥料、病虫害の研究等に関する事
- ② 営農、農機具、畜産特に飼料作物の研究に関する事
- ③ 農業気象の研究等に関する事
- ④ 農村生活に関する事
- ⑤ 農業関係資料の収集及び公表に関する事
- ⑥ 種苗の生産及び配布に関する事
- ⑦ 農業改良助長法に規定する普及指導活動及び普及指導員の研修に関する事
- ⑧ 研究生の養成に関する事
- ⑨ 農業に関する分析依頼に関する事
- ⑩ 分場の総括調整に関する事

徳佐寒冷地分場

- ① 寒冷地帯の各種作物の研究に関する事
- ② 寒冷地帯の特殊環境利用の研究に関する事
- ③ 種苗の生産及び配布に関する事
- ④ 寒冷地農業研修生の養成に関する事

大島柑きつ試験場

- ① 柑きつ等の研究に関する事
- ② 柑きつ等の苗木の生産及び配布に関する事
- ③ 柑きつ研修生の養成に関する事

萩柑きつ試験場

大島柑きつ試験場と同様に柑きつ等関連の研究を行う

美東原種農場

- ① 稲、麦、大豆等の優良な種子の生産技術の研究に関する事
- ② 稲、麦、大豆等の原種の生産及び配布に関する事
- ③ 稲、麦、大豆等の品種の展示等に関する事

花き振興センター

- ① 花きの実証展示に関する事
- ② 花き生産研修生の養成に関する事
- ③ 花きの種苗供給に関する事
- ④ 花きに関する情報収集及び提供に関する事
- ⑤ 東部地域の花き生産経営技術の普及に関する事

(5) 組織

正規職員総数：126人（平成18年4月1日現在）

組織：



（平成17年度の正規職員数は、平成18年度より11人少なく115人である。）

(6) 職員の状況

① 職種区別の人数及び人件費額の推移

（単位：千円、人）

区分	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
事務職(金額)	48,837	46,415	46,197	40,190	172,115
(人数)	7	7	7	6	24
1人当たり人件費	6,977	6,631	6,600	6,698	7,171
研究職(金額)	509,298	484,046	481,764	488,982	502,984
(人数)	73	73	73	73	73
1人当たり人件費	6,977	6,631	6,600	6,698	6,890
現業職(金額)	132,557	125,985	125,391	127,269	103,090
(人数)	19	19	19	19	18
1人当たり人件費	6,977	6,631	6,600	6,698	5,727
共済費(正規職員)	130,080	126,724	121,582	119,839	143,870
正規職員計(金額)	820,771	783,169	774,932	776,281	922,059
(人数)	99	99	99	98	115
1人当たり人件費	8,291	7,911	7,828	7,921	8,018
非常勤職員(金額)	6,209	6,347	10,060	10,282	12,187
(人数)	3	3	5	5	6
その他(金額)	51,414	51,081	51,568	48,598	50,108
共済費(非常勤・臨時等)	1,444	1,533	1,795	1,794	1,948
非常勤・臨時等計(金額)	59,067	58,961	63,423	60,674	64,243
合計(金額)	879,838	842,130	838,355	836,955	986,302

② 正規職員の年齢別構成の比較（平成13年度と平成17年度）

（単位：人、歳）

	60代以上	50代	40代	30代	20代	合計	平均年齢
平成13年度		21	21	38	19	99	39.3
平成17年度		22	38	37	18	115	40.3

正規職員の平均年齢は1歳高くなっている。

（7）主要施設の状況

	試験場用地面積 (a)				本館、研究施設等 (㎡)			
	施設用地	農用地	その他	計	本館研究施設	栽培施設	倉庫等	計
農業試験場本場	491	916	493	1,900 (-)	7,664 (10)	3,991 (36)	2,409 (18)	14,064 (64)
落葉果樹試験地		660	40	700 (-)	381 (1)	756 (1)	117 (4)	1,254 (6)
徳佐寒冷地分場	33	167		200 (200)	777 (3)	474 (4)	58 (3)	1,309 (10)
大島柑きつ試験場	115	442	3	560 (-)	1,001 (4)	606 (3)	385 (5)	1,992 (12)
萩柑きつ試験場	30	306		336 (321)	497 (3)	302 (6)	159 (4)	958 (13)
美東原種農場	63	393		456 (328)	804 (5)	29 (1)	349 (3)	1,182 (9)
花き振興センター	279		56	335	332 (1)	1,600 (3)	720 (8)	2,680 (12)
合計	1,011	2,884	592	4,487 (849)	11,456 (27)	7,758 (54)	4,197 (45)	23,439 (126)

注）試験場用地面積の（ ）は借地面積を、本館、研究施設等の（ ）は施設等の棟数を表す。

（8）財務の状況

（単位：千円）

項目	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
収入					
使用料	73	75	82	85	87
手数料	1,523	678	941	798	737
財産運用収入	800	814	719	800	542
財産売払収入	12,178	10,723	15,621	13,050	11,691
受託事業収入	25,346	28,426	33,553	29,338	32,629
預金利子	0	0	0	0	0
雑入	656	107	100	90	99
小計	40,576	40,823	51,016	44,161	45,785
当試験場以外の調定分	79,958	56,936	54,933	33,582	28,973
収入合計	120,534	97,759	105,949	77,743	74,758

支出						
	報酬	8,722	8,780	12,493	12,715	14,620
	共済費	1,444	1,533	1,795	1,794	1,948
	賃金	51,414	51,081	51,568	48,598	50,108
	報償費	19	55	107	117	279
	旅費	21,629	19,013	16,234	11,812	16,231
	需用費	112,612	99,415	95,891	80,980	97,542
	一般需用費	112,591	99,390	95,886	80,959	97,521
	食糧費	21	25	5	21	21
	役務費	6,546	6,031	5,548	5,010	9,750
	委託料	12,634	12,246	11,926	10,308	20,014
	使用料及び賃借料	3,090	2,060	2,349	2,512	7,262
	工事請負費	1,717	840	679	39,184	2,888
	原材料費	165	112	105	42	50
	備品購入費	23,300	6,111	7,965	7,713	10,421
	負担金補助及び交付金	588	566	589	528	670
	補償補填及び賠償金	0	0	86	0	0
	小計	243,880	207,843	207,335	221,313	231,783
	当試験場以外の予算執行分	3,660	2,400	1,897	1,847	2,851
	正規職員人件費	820,771	783,169	774,932	776,281	922,059
	支出合計	1,068,311	993,412	984,164	999,441	1,156,693
	収支差額	△ 947,777	△ 895,653	△ 878,215	△ 921,698	△ 1,081,935

※ 収支差額のマイナス金額は、県の財政負担額である。

2 監査結果

山口県農業試験場（以下「農業試験場」という。）の財務事務は、以下の指摘事項の部分を除き、総合的には関係法令等に基づき、概ね適正に処理されていると認められる。

なお、監査結果に関連する意見を含めて記載している。

(1) 収入に関する財務事務

ア 財産売却収入

(ア) 概要

農業試験場では試験研究の結果として生産された原種・米・果物・野菜・花を売却している。米（屑米含む）については農業協同組合に販売しており、果物・野菜・花については基本的に農業試験場内で販売している。美東原種農場の原種については種子協会、農業協同組合などに販売されている。

(イ) 監査手続

米及び屑米については、農業協同組合からの精算金明細、調定票、調定収納状況一覧表を照合した。原種については倉出指図書（控）、倉出報告書、荷受証、調定票、調定収納状況一覧表を照合した。場内販売についてはレシート、商品売上一覧表、生産物処理調書、調定票、現金払込書兼領収書、現金出納簿を照合した。

また、売却単価については積算根拠の検討及び市場価格との比較を行った。

(ウ) 監査結果

照合した結果、現金出納簿の記入について問題があった。詳細は(9)イ(イ)現金管理で記述している。

(エ) 意見

生産品の売却単価について

平成 11 年 4 月 1 日付け事務連絡「生産品の取り扱いの手引」第 9 条では、生産品を売り払おうとするときは、時価により売り払うことを定めており、時価は、新聞等の市況情報を参考にして決定するとある。現状は、生産品の売却価格は、市場価格の約 50～70% で販売しているが、生産品の売却価格について、この事務連絡との関係から適切かどうかチェックの必要がある。また場内販売については県民に対しての周知が十分とは言えず、周知されたとしても地理的に購入の機会が公平とは言えない面がある。そのような状況下で市場価格よりも割安の価格で一部の県民に販売するのは公平性の観点から問題がある。市場での販売も検討されるべきである。

イ 使用料・手数料

(ア) 概要

a 電柱・支線などの設置に係る土地使用、自動販売機設置に係

る建物使用などの行政財産使用料である。

b 手数料は主に土壌分析の調査手数料である。

(イ) 監査手続

a 使用料については使用許可申請書を閲覧し、調定票、領収書（控）、調定収納状況一覧表を照合した。また使用料金額について使手条例等と照合した。

b 手数料については調定票と試験依頼書、領収書（控）、調定収納状況一覧表を照合した。また手数料金額について使手条例等と照合した。

(ウ) 監査結果

a 行政財産の使用料の減免を受ける場合は許可申請書に減免を受ける旨の付記が必要であるが当該記載がなされていなかった。

b 手数料の収納事務については特記すべき事項はなかった。

ウ 受託事業収入

(ア) 概要

農薬の実用化試験などを行っている。

(イ) 監査手続

受託事業について、調定票、委託契約書、決裁書類、申請書、調定収納状況一覧表を照合し、収入事務の妥当性を検討した。

(ウ) 監査結果

収入事務については特記すべき事項はなかった。

エ 財産運用収入

(ア) 概要

農業試験場の職員公舎使用料を給与から天引きしている。

(イ) 監査手続

職員公舎の配置図と職員公舎使用料の収入状況一覧表を照合した。また歳入決算額調の収入と一致していることを確認した。

(ウ) 監査結果

収入事務について特記すべき事項はなかった。

オ 本庁で調定した収入

(ア) 概要

内容は以下のとおりである。

事業名	金額（千円）
指定試験事業	25,344
土壌機能増進対策	2,472
地域農業技術体系化推進	1,157

(イ) 監査手続

国庫交付金について交付申請書、交付決定通知書、実績報告書、確定通知書などを閲覧した。

(ウ) 監査結果

特記すべき事項はなかった。

カ 雑入

(ア) 概要

主なものは行政財産の使用許可をしている自動販売機の光熱水費の実費徴収分である。

(イ) 監査手続

調定票、調定収納状況一覧表を照合した。

(ウ) 監査結果

特記すべき事項はなかった。

(2) 歳出に関する財務事務

ア 報酬

(ア) 監査手続

非常勤嘱託職員に係る人事異動通知書、勤務実績簿、給与支給明細書を照合し、書類の不備、不整合の有無を確認した。

(イ) 監査結果

書類の不備及び不整合はなく、計算の正確性、合規性について特記すべき事項はなかった。

イ 共済費

(ア) 監査手続

平成 17 年度 3 月計上分について支出調書、証憑書類、資金前渡精算書を照合した。

(イ) 監査結果

書類の不備及び不整合はなく、計算の正確性、合規性について特記すべき事項はなかった。

ウ 報償費

(ア) 監査手続

支出負担行為・支出票から任意に抽出し、実績報告書、支出伺、支出票の保管状況及び資料間の整合性を確認した。また、支出負担行為支出票の合計額と歳出決算額調とを照合し、データの正当性及び入力 of 正確性を確認した。

(イ) 監査結果

書類の不備及び不整合はなく、計算の正確性、合規性について特

記すべき事項はなかった。

エ 旅費

(ア) 監査手続

平成 17 年度 3 月計上分について支出負担行為・支出票、旅費請求書、旅費精算書、赴任証明書、住民票を照合した。

(イ) 監査結果

書類の不備及び不整合はなく、計算の正確性、合規性について特記すべき事項はなかった。

オ 役務費

(ア) 監査手続

支出負担行為・支出票から任意に抽出し、証憑書類、請求書、資金前渡精算書の保管状況及び資料間の整合性を確認した。

(イ) 監査結果

書類の不備及び不整合はなく、計算の正確性、合規性について特記すべき事項はなかった。

カ 使用料及び賃借料

(ア) 監査手続

支出負担行為・支出票から任意に抽出し、契約書及び請求書の保管状況及び資料間の整合性を確認した。

(イ) 監査結果

書類の不備及び不整合はなく、計算の正確性、合規性について特記すべき事項はなかった。

(3) 業務委託契約等に関する財務事務

ア 概要

平成 17 年度の契約金額が 500 千円以上の定型的な業務委託契約について過去 5 年間の推移は次のとおりである。

(単位：千円、%)

業務名	年度	契約金額(a)	予定価格(b)	落札率(a/b)	委託先	備考
庁舎機械警備業務 (本場) (随意契約(6号))	平成 13 年度	985	989	99.6%	S社	
	平成 14 年度	985	985	100.0%	S社	
	平成 15 年度	985	985	100.0%	S社	
	平成 16 年度	985	985	100.0%	S社	
	平成 17 年度	936	960	97.4%	S社	
浄化槽維持管理業務 (本場) (平成 13 年度指名競争 入札、平成 14 年度以降)	平成 13 年度	966	1,023	94.4%	F社	
	平成 14 年度	933	968	96.3%	F社	
	平成 15 年度	840	973	86.3%	F社	
	平成 16 年度	682	790	86.3%	Y社	

随意契約(1号)	平成17年度	463	572	80.9%	F社	
庁舎清掃業務(本場) (平成16年度まで指名競争入札,平成17年度随意契約(1号))	平成13年度	1,388	1,393	99.6%	M社	
	平成14年度	1,388	1,391	99.8%	M社	
	平成15年度	1,387	1,611	86.1%	M社	
	平成16年度	774	1,657	46.8%	M社	
	平成17年度	903	970	93.0%	M社	
電子顕微鏡保守作業(本場) (随意契約(2号))	平成13年度	1,365	1,365	100.0%	S社	
	平成14年度	1,365	1,365	100.0%	S社	
	平成15年度	1,365	1,365	100.0%	S社	
	平成16年度	1,365	1,365	100.0%	S社	
	平成17年度	1,365	1,365	100.0%	S社	

イ 監査手続

業務委託契約、営繕工事等に係る契約について、会計規則に従い、指名競争入札、随意契約が適切に行われているか、執行伺、契約締結伺、決議書等により各手続の執行状況、契約形態の適正性について検証した。

ウ 監査結果

(ア) 清掃業務契約について、「山口県農業試験場庁舎清掃業務日誌(本館)」により清掃業者から当日の清掃作業の状況について業務の報告が行われている。担当者は報告内容の確認を行い、場長の承認を受けるようになっているが、場長の承認印が押印されていない。

(イ) 不用農薬・薬品等処分業務委託について、随意契約1号により5社を選定している。見積段階で3社辞退し、最終的にE社が646千円にて落札している。しかし、E社は、産業廃棄物収集運搬業の許可はあるが産業廃棄物処分業の許可がないことから、見積書の提出時に、処分はT社で行う旨を見積書に記載している。実際の契約においては、産業廃棄物法第14条10項において業務の再委託を原則として禁止していることから、農業試験場では、収集運搬業務についてのみE社と契約を締結し、処分業務についてはT社との間で別途処分業務の契約を直接締結している。

また、T社との間で、本契約の他に「支払条件変更に伴う条項変更の合意書」を本契約と同日(平成18年3月31日付)で締結している。この合意書の内容は、廃棄物の委託手数料について、T社との本契約では、「第7条2甲(農業試験場)は、産業廃棄物管理票の写しで処分を確認後、甲の定める支払い方法に基づき、乙(T社)の請求する処分料金を乙に支払う」とされているにも拘わらず、T社の支払い請求先を農業試験場からE社に変更するとともに、農業試験場はT社に対する委託手数料を一旦E社に対し支払うこと

としている。

この契約事務においては、以下の問題点がある。

- a 産業廃棄物処分業の許可のないE社が選定され、落札している。加えて、T社は当初選定業者となっていないが、契約金額がE社47千円に対しT社599千円であり、T社の行う業務が主であり、また、T社は収集運搬業の許可を受けていることから、業者の選定に問題がある。
- b この契約事務の契約締結伺において、契約の相手方にE社の記載があるが、T社の記載はないことから、手続上、業務委託契約事務取扱要領で求められている契約締結伺による承認手続きが行われていないことになる。T社との契約締結について、契約締結伺において、その理由を明示し承認手続きを受ける必要があった。
- c 契約書と同一日で別途合意書を締結する必要はなく、条件については本契約に盛り込めばよいと考えられる。また、合意書の締結について契約締結伺に記載しておく必要があった。
- d 合意書によって、T社に対する委託手数料をE社に支払うことに変更しているが、契約の相手先に直接支払いを行わないことに正当性はなく、取引として不適切である。

エ 意見

業者の選定範囲について

委託業務の執行伺の業者選定理由において「昨年度辞退した業者を除く××社とする。」との記載が12件中6件にみられる。昨年度辞退したことをもって、当年度の選定から除くのは理由にならないのではないかと考えられる。実際には、昨年度の辞退の理由が業務が技術的に遂行できない等もあるとのことであるが、技術的に遂行できないのであれば最初から選定外となるものである。その結果、選定の業者数が2社～3社となっており、選定の範囲を広げることが必要である。

(4) 物品購入契約に関する財務事務

ア 監査手続

物品の購入契約について、会計規則に従い、指名競争入札、随意契約等が適切に行われているか、また、物品規則に従って購入手続が行われているか検証した。

イ 監査結果

物品購入の契約及び手続については、会計規則等に従って行われており、特記すべき事項はなかった。

(5) 知的財産権に関する財務事務

ア 概要

知的財産権は、産業財産権の他に、育成者権、著作権等がある。農業試験場における知的財産権には、特許権及び育成者権があり、育成者権は、種苗法に基づく品種登録を行うことで発生し、品種登録の日から25年間存続し（種苗法第19条）、登録品種及び登録品種と特性により明確に区別されない品種を業として利用する権利を専有する（種苗法第20条第1項）効力を有するものである。

農業試験場では、品種登録した農産物等を県内の農家等に広く普及・定着を図ることで、山口県の特産品として農業の振興に役立てることが重要な業務となっている。

過去10年間の出願・取得・許諾の状況

	保有件数		過去10年間の実績（平成7年度～平成17年度）				
	平成7年度末	平成17年度末	出願件数	権利取得件数	処分	実施許諾件数	実施料収入累計
特許権	0件	4件	10件	4件	0件	3件	81,335円
品種登録	4件	14件	16件	14件	4件	10件	124,932円

過去10年間の推移

（単位：件）

		平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
特許権	出願	1	1	—	4	1	1	—	—	—	2
	処分	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	実施許諾	—	—	—	—	—	—	2	1	—	—
品種登録	出願	—	4	—	—	—	6	2	—	3	1
	処分	—	2	—	—	1	—	—	—	—	—
	実施許諾	—	—	—	—	—	—	2	9	1	—

（単位：円）

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	計
実施許諾料	—	—	19,025	78,903	38,552	136,480
権利維持費用	104,700	166,200	129,000	148,550	181,400	729,850
差引	△104,700	△166,200	△109,975	△69,647	△142,848	△593,370

平成17年度末において、品種登録が14件、実施許諾が10件行われている。品種登録に際しては、「職員の職務育成品種に関する規程」「職員の育成品種に関する事務取扱要領」により手続が行われる。また、実施許諾については「職員の職務育成品種に関する許諾運営要領」、処分については「職務品種育成に係る登録地位放棄に関する事務取扱要領」により手続が行われる。

実施許諾は、主として全国農業協同組合連合会山口県本部、（社）日本草地畜産種子協会等と契約を行っており、これら実施許諾先を通じて県内農家への普及を進めている。

また、職務育成品種「シワスアオバ」（平成13年度品種登録）については、米国の機関からの依頼により、米国での販売を行うために、米国内での植物品種保護法に基づく保護の申請を行っている。

イ 監査手続

特許権等の取得手続が適切に行われているか、権利に係る契約等が適切に締結されているかについて検証した。また、実施許諾の処分等の手続が適切に行われているか検証した。

ウ 監査結果

特許権等の取得手続については「職員の職務育成品種に関する規程」「職員の育成品種に関する事務取扱要領」「職員の職務育成品種に関する許諾運営要領」「職務品種育成に係る登録地位放棄に関する事務取扱要領」に従って行われており、特記すべき事項はなかった。

エ 意見

知的財産権の国際的な対応について

「シワスアオバ」に関し、米国内での植物品種保護法に基づき保護の申請が行われている。海外における知的財産権の保護については、特に方針等が定められていない。この事例も個別的に検討がなされ手続が行われている。品種登録も含め、知的財産権は、研究開発のために多大なコスト及び長い期間を要しており、その権利の保護は重要な問題である。農産物においては、種子が海外に持ち出され海外で生産されて逆輸入されることも考えられるため、情報収集からリスクへの対応等について検討することも必要である。

(6) 公有財産管理

ア 監査手続

(ア) 公有財産台帳の閲覧や、また関係者への質問により、実地調査が行われているかどうか確認した。

(イ) 登記簿謄本等との照合や必要に応じて現地の視察及び実地調査を行った。

イ 監査結果

(ア) 土地について

庁舎敷地の土地台帳面積(36,980.57 m²)と登記簿謄本(36,980.52 m²)の面積が相違していたが、理由は不明であった。

(イ) 建物について

a 本館の建物台帳の面積(3,782.52 m²)と登記簿謄本(3,422.88

m²)の面積が相違していたが、理由は不明であった。

- b 企画普及部の研修室と農林業情報管理棟は平成17年4月1日に本庁の経営普及課から、当試験場に移管した。その際に法務局に登記簿謄本の申請をしたところ、当該物件の申請する所在地番では登記簿が見当たらないとの回答であったため、現在、調査中である。

ウ 意見

(ア) 未利用土地について

かつて、下記の土地は場外ほ場として利用していたが、現在は未利用となっている。

山口市大内御堀西谷 390 (面積 2,310 m²)

山口市大内御堀西谷 391 (面積 485 m²)

現在、総務部管財課では、ホームページで紹介するとともに、利用方法の提言を募集しており、活用計画を再度聴取し、将来的に行政財産としての利活用が見込めない場合には、普通財産に分類替えをし、売却処分について具体的な検討を行うこととしている。管財課へは平成11年度に報告しており、早急な対応が必要である。

(イ) 萩柑きつ試験場の分場長公舎の未利用について

平成5年4月以降未利用の状態が続いており、今後も使用見込みがない。処分を検討する必要がある。

(ウ) 美東原種農場の分場長公舎及び職員公舎の未利用について 施設の概要は次のとおりである。

	取得年月	面積	評価額
分場長公舎	昭和45年10月	64.93 m ²	1,494 千円
職員公舎(1)(2)	昭和45年10月	109.70 m ²	2,525 千円

分場長公舎は平成9年4月から、職員公舎のうち1棟は平成10年4月から、残り1棟は平成6年4月から未利用の状態が続いており、今後も使用見込みがなく、処分を検討する必要がある。

(7) 物品管理

ア 監査手続

(ア) 物品の維持管理について、管理簿の作成状況、物品標示票の貼付状況と現物との関係を確認した。

(イ) 試験研究機器については、研究課題との関連で効率的に使用されているか、遊休機器、不用物品、未使用物品は適切に管理されているか確認した。

(ウ) 物品の廃棄等の手続きが適切かどうか検証した。

イ 監査結果

(ア) 備品の管理について

- a 平成 17 年度に県の経営普及課（現 農業経営課）から建物とともにサーバー機器を保管転換により引き継いだ、指定物品取得報告書が知事へ未提出である。取得から 20 日以内に提出するよう規定されており、早急な対応が必要である。
- b 任意に抽出した備品について現物確認を行ったところ、物品標示票の記号、番号が鉛筆で書いてあるためにより、消えかかって読めないものが 2 件あった。
- c 物品管理簿には記載されているが、現物が見当たらなかったものがあった。
 - 徳佐寒冷地分場 刈払機 3 台他 8 台
 - 萩柑きつ試験場 気象測定装置他 4 台
 - 美東原種農場 移植器他 1 台
- d 借入品 1 台については、物品借入調書、借入物品返還調書に場長及び次長の決裁のないものがあった。

(イ) 廃棄手続

- a 長期間未使用の赤外分析装置 取得価格 15,300 千円は測定器内部の基板が破損し、製造年月の記載がなく、修理部品もないため廃棄予定のものであるが、不用の決定がなされていなかった。
- b 萩柑きつ試験場
 - 加湿器 2 台他 4 台は使用不可能であり、不用の決定がなされていなかった。
- c 美東原種農場
 - 焼却炉他 3 台が不用の決定がなされていなかった。

(8) 毒物・劇物の管理に関する財務事務

ア 概要

農業試験場は、毒物・劇物の他に農薬があり、使用する場所の近くに保管されているため、保管場所が分散されている。したがって、管理上も注意が必要である。

イ 監査手続

毒物・劇物について、購入から保管、使用及び点検について、管理状況を検証した。具体的には、薬品出納簿を通査、薬品の保管状況の視察、毒物・劇物使用簿と現物との照合、薬品の点検状況の確認を行った。照合に当たっては、各資料を通査の上、任意にサンプルを抽出した。

ウ 監査結果

(ア) 毒物・劇物の管理と、薬品使用簿及び現物管理について以下の状況がみられた。

- a 在庫点検の実施及び管理責任者への点検結果の報告
 - ・ 薬品使用簿には在庫点検等の記載はあるが、従前の数量を記載しているのみで、実際には照合がなされていなかった。(第2倉庫、大島柑きつ試験場)
 - ・ 点検の結果について、口頭で各部長へ報告を行っているということであるが、点検項目について記載したチェックリスト等を作成し、文書により報告を行う必要がある。(農業試験場全体)
- b 薬品庫の安全管理
 - ・ 薬品庫に毒物・劇物を保管している旨の表示がなく棚及び保管庫には施錠がなかった。(第2倉庫、農場管理室)
 - ・ 劇物の裸ビンを保管庫の入口の足元に置いていたが、安全管理に配慮した保管をする必要がある。(第3倉庫)
- c 薬品使用簿と現物に不一致があった。(害虫実験室2品目、園芸育種2品目、作物栽培1品目)

エ 意見

(ア) 薬品使用簿の使用数量の把握方法(第2倉庫、第3倉庫)

薬品使用簿の使用数量が風袋込みではなく中味の数量で記載されていた。使用量は、現物との照合ができるように中味の数量ではなく風袋込みの数量を記載することに変える必要がある。

(イ) 使用期限切れの薬品

a 本場

作物栽培において、パダン水溶剤1品目については使用期限は平成8年10月であった。

b 徳佐寒冷地分場

DDVP乳剤50については、550mlの在庫のうち使用期限切れのものが40mlあった。古い薬品から先に使い切ることが必要である。

アグロスリン水和剤については480gの在庫すべてが使用期限切れ(平成14年10月期限)であった。

ソイリーンについては15リットルの在庫すべてが使用期限切れ(平成17年1月期限)であった。

ドロクロールについては20リットルの在庫すべてが使用期限切れ(平成17年10月期限)であった。

点検時には数量のチェックを行うのみでなく、在庫量、期限、保管状況等管理状況も含め確認する必要がある。

(ウ) 長期間未使用の毒物・劇物について

a 萩柑きつ試験場

下記のは過去7年間未使用であった。

塩化第二水銀 102g シアン化ナトリウム 456g

青酸カリ 835g その他 16種類の薬品 総量 10,323g

aについて必要な対応は、下記b(a)と同様である。

b 大島柑きつ試験場

(a) 平成17年度末の在庫82品目のうち、平成17年度を含めて5年間以上未使用の状態が続いているものが40品目ある(49%)。未使用のものうち、11品目は平成11年度まで大島柑きつ試験場で行っていた土壌分析業務を本場の生産環境部に移したことによるものも含まれているが、取扱管理要領の規定に従って保管場所の移動を行うこと、また他の劇物・毒物について安全管理の観点から保有の必要性を検討し、整理を進める必要がある。

(b) 上記40品目のうちメタノール(メチルアルコール)は5年間以上未使用の滞留品が1,000mlありながら、平成17年度に3,000ml購入している。滞留分は品質が悪いということであるが、その場合、物品不用の決議により処分の手続をした後に購入手続をする必要がある。

(エ) 農業試験場の毒物・劇物の管理について

すべての薬品庫及び薬品の管理が「毒物及び劇物取扱要領」に準じて取り扱われているか再点検する必要がある。

(9) その他

ア 郵便切手等について

(ア) 監査手続

郵便切手等について、実査を行った。また、年度末近くの購入の有無や使用枚数と購入数量との関係など、経済性を考慮した購入を行っているかを確認した。

(イ) 監査結果

特記すべき事項はなかった。

イ 現金管理について

(ア) 監査手続

現金出納簿を閲覧し、必要に応じて調定票、調定収納状況一覧表と照合した。

(イ) 監査結果

a 生産物の売払収入2件について、現金出納簿への記載漏れがあった。その概要は以下のとおりである。

生産物を場内で販売しているが、販売代金の一部を現金出納簿に記帳していなかった。通常は場内で販売したとき販売記録が残ることになっており、この販売記録により生産物処理調書や現金出納簿を作成している。今回は大量にあったため場外販売を行い、販売記録がなく、生産物処理調書は作成したものの現金出納簿の記帳を失念したものである。

- b 平成 18 年 2 月、3 月分の現金出納簿を閲覧・照合した結果、1 万円以上の販売代金収入金額を領収日から 3～7 日後に払い込んでいた。会計規則第 32 条では、現金を直接収納した場合は即日（やむを得ない理由がある場合は当該理由がやんだ後直ちに）払い込むこととされている。会計規則の遵守を徹底する必要がある。

(ウ) 意見

現金出納簿は現金の動きを記録するものであるから、常に現物の動きと一致していなければならない。農業試験場外で販売する場合の取扱いを文書化する必要がある。

3 組織及び運営に関する意見

農業試験場の組織及び運営の合理化に資すると考える事項を意見として記載している。その内容は以下のとおりである。

(1) 業務の現状と改善点

ア 調査研究について

(ア) 研究及び評価制度

a 長期間にわたる研究課題

研究課題は4つの基本課題に即して重点化しており、平成14年度94件、平成16年度92件、平成17年度84件と漸減している。

「最終案」では、研究課題について、生産現場に直結したより実用的かつ県民ニーズに合致した課題への重点化を志向しており、研究課題が長期にわたっているものもあるが、上記の観点から、研究を継続することの必要性を検討する必要がある。

b 4つの基本課題は次のとおりである。

- (a) 個性豊かなオリジナル農産物の開発
- (b) 立地条件を活かした生産・流通技術の開発
- (c) 環境に優しい農業技術の開発
- (d) 魅力あるむらづくりと多様な経営方式の確立

c 研究実績の推移表

(単位：件)

年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
前年持越	78	73	74
新規	16	19	10
完了	21㉔	17㉕	27㉖
中止	0	0	2
統合による課題減数	0	1	1
延長課題	(5) (うち、国事業の延長に伴う延長課題3課題)	(5) (一部終了し、延長する1課題含む。 国事業の延長に伴う延長課題1課題)	(4) (一部終了し、延長する1課題含む。 国事業の延長に伴う延長課題1課題)
継続課題	73	74	54

※1 延長課題とは、研究期間を一年延長し、次年度に継続するもの及び国庫事業等の継続延長に伴い課題を延長するもの

※2 中止課題とは研究期間を残し該当年度末をもって中止したもの

※3 統合による課題減とは、該当年度末をもって既存課題と統合したもの

参考：平成18年度 前年持越54件 新規24件 実施課題計78件

d 研究課題の評価の実施状況 (単位：件)

区 分		平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
事前評価	内部	19	10	24
	外部	19	10	24
中間評価 ^㉔	内部	23	28 ^㉔	22
	外部	—	27 ^㉔	22
事後評価	内部	26 ^㉔	21 ^㉔	31 ^㉔
	外部	21 ^㉔	20 ^㉔	30 ^㉔
追跡評価	内部	13 ^㉔	14 ^㉔	15 ^㉔
	外部	13(95)	14(107)	15(85)

※ 追跡評価の内部評価は対象課題の選定を意味する。()はアンケート対象者の延べ人数を示す。

e 研究課題の評価と研究実績の関係

- ㉔ 事前評価は、新規課題着手の前年に行い、新規課題数と研究課題数の評価数は一致している。
- ㉔ 中間評価は、試験研究が終了する年の前年に該当するすべての課題及び4か年以上の課題で研究開始後2か年経過ごとに評価を行う課題について内部評価及び外部評価を年1回行う。なお、外部評価は平成16年度より実施している。
- ㉔ 平成15年度研修実績の推移表の完了件数21件と平成15年度事後評価(内部)26件との差5件は、研究課題の評価では延長課題になったものが含まれていることによる。
- ㉔ 平成15年度事後評価の外部評価と内部評価との差5件は、国の事業で延長になったもの3件及び成果の受け渡し先が県組織内部のもの2件は外部評価の対象外とされている。
- ㉔ 平成16年度中間評価の内部評価28件と外部評価27件の差1件は、産地に風評被害を及ぼすことを避けるため内部評価にとどめたことによる。
- ㉔ 平成16年度研究実績の推移表の完了件数17件と、平成16年度事後評価(内部)21件との差4件は、延長課題に関するものが5件含まれ、国で評価を行うものが1件評価の対象外とされているためである。
- ㉔ 平成16年度事後評価について内部評価より外部評価が1件少ないのは、成果の受け渡し先が県内部組織であるため外部評価の対象外とされていることによる。
- ㉔ 平成17年度研究実績の推移表の完了件数27件と、平成17年度事後評価(内部)31件との差4件は、延長課題があることによる。
- ㉔ 平成17年度事後評価の外部評価について内部評価31件との

差 1 件は、㊟と同様の理由での差である。

- ㊟ 追跡評価の研究成果の公表年との関係
 - 平成 15 年度 13 件のうち
 - 平成 12 年公表 8 件 平成 9 年公表 5 件
 - 平成 16 年度 14 件のうち
 - 平成 13 年公表 5 件 平成 10 年公表 9 件
 - 平成 17 年度 15 件のうち
 - 平成 14 年公表 9 件 平成 11 年公表 6 件

(イ) 評価制度の改善点

現状、研究課題の評価については、研究評価会議を畜産試験場と合同で行っている。その研究評価会議の運営方針に、評価の種類及び対象課題、方法などが定められており、その方針に基づいて評価している。

なお、平成 14 年度から段階的に外部評価システムを整備しているが、下記の点について改善を要する。

- a 中間評価と事後評価を同一日に行っており、(評価の時期については下記 b 参照) 評価委員の負担が大きくなっている。中間評価については、内部評価をしたもののうちで、外部評価に付す基準を作成し、外部評価数の削減を図るか、研究の入口と出口を重点的に評価する観点から書面審査をする等、評価の効率化の検討が必要である。
- b 事後評価の時期
 - 事後評価を当年度終了分を当年度末に実施しているが、研究課題の完了実績等の把握が十分できるか疑問があり、当年度完了分の事後評価は翌事業年度開始後のできるだけ早い時期に実施するように変更すべきである。
- c 追跡評価は、「成果」として公表後 2～5 年経過したものについて実施することとしている。

追跡評価の結果、利活用の状況が不十分なものについてフォローアップを実施している。

平成 17 年度では、追跡評価の課題は 15 課題のうち、フォローアップが必要なものが 5 課題あり、このうち 1 課題は畜産課と連携してフォローアップを実施し、現地検討会を実施している。また 3 課題は新規または実施中の研究課題の中に指摘事項を組み込むこととしている。現状では関係者に対する資料提供や検討会の開催等でフォローアップが行われているが、より広く公表し、研究成果の普及を図るためには、ホームページの利用を検討する必要がある。

イ 試験検査・分析について

(ア) 過去3年間の検査・分析数の推移は次のとおりである。

(単位：点)

検査の種類	平成15年度	平成16年度	平成17年度
土壌分析			
水抽出	47	29	16
酸抽出	183	128	115
酸分解	0	14	23
農作物分析	5	7	4
計	235	178	158

(イ) 試験検査・分析の効率的実施

依頼分析は、民間分析機関の利用を誘導していることから、減少傾向にある。「最終案」では、依頼試験業務を縮小することが示されており、土壌分析等の依頼試験業務については、その大部分が民間の分析機関において実施可能であることから、原則として廃止し、公的証明が必要なものについてのみ対応することとしている。

ウ 研修指導、技術相談について

(ア) 現状

(単位：人)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
研修指導、技術相談 (来場者数)	4,186	4,740	6,870

なお、平成18年度から「花き振興センター」が設置され、研修相談事業が開始されており、花きの栽培をすることを目指す者の実地研修を行うということで数名の受入れを行っている。

(イ) 改善点

- a 農業試験場への来場者数は増加傾向にあるが、農業系の研究開発の成果（新品種・新技術等）が広く県内に公開され、多くの農業者に浸透し、農業の活性化に寄与するよう広く県内に公開するとともに、技術相談への対応を強化する必要がある。
- b 農業大学校との連携について
農業試験場では近年研修生の受入れ実績はないが、今後、農業大学校との連携の中で、教育・研修関係について互いの役割分担を明確にし、効率的に実施することを検討する必要がある。
- c 技術相談事例等のデータベース化について
技術相談については、高度な技術や新品種に対する農業者・団体等の高い関心に応え、開発技術の技術移転、普及を図るため、

視察研修や技術相談に積極的に対応するとともに、現地検討会、成果発表会の開催等の増加が見込まれている。

現状は技術支援や技術相談を行った事例をデータベース化していないが、今後、データベース化し、事例の類型化等を図って、試験研究課題の選定や技術支援、技術相談に活用することを検討する必要がある。

(2) 他試験研究機関との連携による業務の効率化と品質向上について

ア 県内の一次産業部門の試験研究機関との連携の強化

畜産試験場とは、研究課題の選定などの外部評価を合同で行い、研究成果の発表については林業指導センターも含めて3つの試験研究機関が合同で行うなど、効果と効率性の向上を目指し連携に努めている。今後、鳥獣被害防止の技術の開発等の林業指導センター、畜産試験場と関連する課題については、研究成果と効率性を高めるために共同研究等を進める必要がある。

なお、「最終案」において、平成19年度に「農林総合技術センター(仮称)」を設置することが示されている。(30頁に記載)

イ 近畿・中国四国地域農業試験研究推進会議等との連携

この推進会議では、研究課題の調整、成果の情報交換、公表等を行い、その他近畿中国四国地域農業研究協議会等と連携している。

公募型の研究事業への連携調整は、中四国地域農林水産・食品先進技術研究協議会に参加して行っている。

共同のメリットは、近畿中国四国地域や専門研究分野における、今後解決すべき重要研究課題や研究成果が共有化され、研究開発の効率化に寄与している。

また農林水産研究高度化研究事業等の外部資金の獲得にも寄与しているので、その観点からも連携は強化する必要がある。

これらの連携の課題としては、研究課題のオリジナル性が薄れる可能性があることと、重要な研究シーズが流出しないように、連携に当たり慎重な対応が必要である。

ウ 民間企業との連携

九州地方知事会の下で、地域ブランド農産物の育成に向けた共同研究について検討を始めている。

特に民間との連携では、研究とほぼ同時進行的に研究の実用化・商品化が行えるメリットがあるということであり、民間との共同研究を推進する体制の整備を一層進めていく必要があるが、特に知的財産権に関するルールづくりを含めて民間との共同研究に対応する必要がある。

エ 大学等の教育機関との連携

山口大学農学部と「山口大学農学部・山口県農林関係試験研究機関連携推進会議」を設立し、連携強化を図っている。

今後は、農業大学校や農業高校等も含めた連携や研究体制の構築も検討されている。このような状況の中で研究開発をより効果的・効率的に進めるためには、研究開発の役割分担を明確にし、大学等は専門性を生かした基礎的研究、農業試験場はその研究成果を受けて、生産現場や県民に還元される応用研究や実用化研究を行うこととし、各機関の人材・資源を有効に活用する取り組みが必要である。

オ 主務課、普及指導機関との連携

主務課と連携することにより、県の施策の推進との整合性が図られるとともに、研究開発で得られた成果の一部は、地域農業の振興に向けて、主務課で事業化が進められ、現地農林事務所が普及に努めている。

さらに農林事務所は、現地の農業関係者のニーズや課題等の情報に精通しており、これらを研究開発課題の選定に反映させる役割や研究成果の早期普及のための現地試験・実証を行う際の現地調整等に重要な役割を果たしており、これらの連携は強化する必要がある。

(3) 人材育成による業務の品質確保・向上について

ア 研究員の人材育成制度に関する基本方針や規程は存在しないが、研究員が大学入学を希望する場合支援することにしており、2名が連合大学院において単位を取得し、現在1名が在学している。人材育成の基本方針を作成し、計画的に人材育成を実施する必要がある。

イ 技術の継承について

農業試験場ではグループ研究を基本としており、技術・ノウハウの継承には特に支障はない。ただし、研究職は4年平均で異動しており、研究テーマは3年程度の期間が多いことから、引き継ぎが円滑に行われるように人事異動において配慮する必要がある。

なお、研究職の人事異動について本人の研究意欲が非常に高く、しかも発表論文数や研究成果の普及状況に貢献している場合には、試験場にスペシャリストを育成するという観点から、特別な適用を受けることの可能な人事制度ができないか県全体として検討される必要がある。下記の外部研究資金獲得の面からも必要である。

(4) 外部研究資金導入による財源確保について

ア 外部研究資金受入の状況は次のとおりである。

(金額単位：千円)

区 分	件 数	外部資金
国庫補助事業	3 件	28,973
受託事業	25 件	32,629

イ 外部研究資金受入れの対策として、中四国地域農林水産・食品先進技術研究協議会が開催する研究課題検討会への参加、山口大学農学部・山口県農林関係試験研究機関連携推進会議との連携、また農林水産省が行う農業中核研究員養成研修に研究員を派遣し、企画書の作成方法等のスキルアップを図ること等を行っている。

これらの対策は行っているが、外部資金導入のための規程が設けられておらず、基本方針等を定め、その方針に基づいて規程を作成し、対応する必要がある。

(5) 分場について(徳佐寒冷地分場、大島柑きつ試験場、萩柑きつ試験場、美東原種農場)

ア (ア) 分場における平成 17 年度の歳出、人件費、歳入の状況は次のとおりである。

(金額単位：千円)

	徳佐寒冷地分場	大島柑きつ試験場	萩柑きつ試験場	美東原種農場	計
歳出	2,557	3,097	2,475	6,472	14,601
人件費 ()内人数	(7人) 57,957	(9人) 59,149	(5人) 41,099	(4人) 36,232	194,437
歳入(生産物売払収入)	747	1,723	413	2,403	5,286
差引県費負担額	△59,767	△60,523	△43,161	△40,301	△203,752

4つの分場の県費負担額が農業試験場全体の県費負担額(1,082百万円)に占める割合は約2割である。

歳入、歳出については農業試験場の業務年報より記載している。

人件費については本庁で執行されているが、農業試験場の正規職員1人当たり単価を算出し、在籍人数を乗じて算出している。

(イ) 分場において発生しているコストは上記のようになっているが、コスト面からの費用対効果の分析も必要である。そのためには、成果(効果)をどのような指標で測るかの調査研究が必要である。

イ 分場の機能再編の問題は、上記(イ)の観点を含めて、全県的、横断的課題は本場へ集約し、試験研究機能の強化を図ること等効率化の観点と、県の農業施策推進の観点の両面から分場の組織体制の在り方の検討が必要と思われる。機能集約等効率化の観点は、本場と分場、分場相互間で同一の業務を行っていないか等の検討、研究職と現業職

(日々雇用を含めて)の業務内容の分析等である。農業施策推進の観点、地産・地消の推進、中山間地域農業の振興に果たす役割、またそれぞれの分場の影響を受ける生産農家数等の規模等による地域への影響度等である。また、生産農家や消費者を対象に、分場への要望や分場の存在することによる影響度等についてアンケートを実施し、県民のニーズを調査・分析することも必要と思われる。

なお、県は分場の機能再編に関して「最終案」では、分場について全体としての試験研究機能の強化を図る観点から、全県的、横断的課題の本場への集約や産地特性を踏まえた業務の移管等を進め、平成22年4月までに順次再編を実施することが示されている。分場再編の観点、方向性は下記のとおりである。

[徳佐寒冷地分場]

作物栽培研究等の整理・移管等により、業務の重点化・効率化を図る中で、本場へ再編統合

[萩柑きつ試験場・大島柑きつ試験場]

萩柑きつ試験場で実施している試験研究の大島柑きつ試験場等への移管・集約により、業務の重点化・効率化を図る中で、萩柑きつ試験場を再編統合

[美東原種農場]

主穀の原原種生産、原種生産・配布業務の効率的実施を図る中で、本場へ再編統合

[花き振興センター]

本場で実施している花きの栽培技術研究の移管により、普及指導業務との一体的実施を図り、充実強化

(6) 農業試験場の役割遂行について

ア 品質・技術については、業務の有効性を図る指標として栽培面積、売り上げ等があげられるが、市場を経由した後は、その需要が県内か県外かのデータを示すものがなく、県民への浸透度・理解度に繋がるか把握することが困難な状況である。しかし、試験研究開発成果を県民に示せるデータの模索は必要である。

イ 農業の多面的機能に係る試算の数値は、国においては実施している。県が水源涵養、食料供給、自然環境の保全、癒しの場などの確保について、農業の多面的機能(公益的機能)の確保のためにどのような研究開発成果があるか、追跡評価の結果をホームページ等により広く県民に公表することにより、説明責任は果たしていく必要がある。その結果、県民の声を受入れ、農業試験場の業務等の在り方に反映させることも必要である。

第6 山口県畜産試験場

1 概要

(1) 設置

山口県畜産試験場は、山口県畜産試験場条例（昭和53年山口県条例第1号）に基づいて設置され、畜産に関する試験、研究等を行い、もって畜産の振興を図ることを目的としている。

(2) 所在地

美祢市伊佐町河原 1200

ホームページアドレス

<http://www.nourin.pref.yamaguchi.lg.jp/norin35/>

(3) 沿革

明治 39 年 6 月	山口県種畜育成所として創立
大正 8 年 9 月	山口県種畜場と改称
昭和 53 年 4 月	山口県種鶏場を統合し山口県畜産試験場と改称
平成 2 年 4 月	機構改革により山口県育成牧場岩永台団地を編入、機構の一部改正により、1 課（総務）、2 室（企画連絡、畜産生物学）、2 部（大家畜、中小家畜）新設
平成 6 年 4 月	機構の一部改正により生物学班、繁殖班を新設
平成 11 年 4 月	第3次行政改革に伴い、室の改称、部の再編、科の廃止を行い、組織階層のフラット化を実施
平成 13 年 4 月	山口県育成牧場を合併

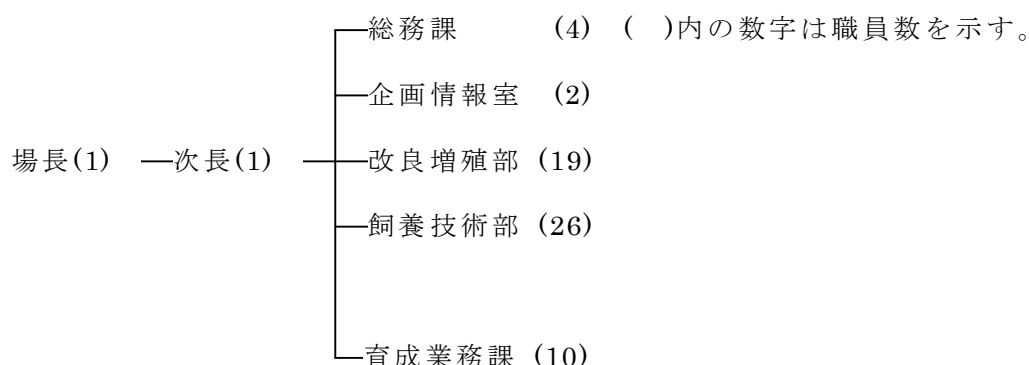
(4) 業務

- ① 家畜及び畜産物、草地及び飼料、家畜の飼養環境の試験研究に関すること
- ② 家畜の能力の検定、飼料の分析に関すること
- ③ 乳用牛及び肉用牛の育成管理に関すること
- ④ 家畜人工授精用精液、種畜及び種卵の配布に関すること
- ⑤ 畜産に関する資料の収集及び公表に関すること
- ⑥ 畜産に関する技術指導及び経営指導並びに研修に関すること

(5) 組織

正規職員総数：63人（平成18年4月1日現在）

組織：



（平成17年度の正規職員数は、平成18年度より1名多く64人である。）

(6) 職員の状況

① 職種区分別の人数及び人件費額の推移

（単位：千円、人）

区 分	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
事務職(金額)	35,364	28,824	28,340	28,078	29,238
(人数)	5	4	4	4	4
1人当たり人件費	7,073	7,206	7,085	7,020	7,310
育成業務課行政職(金額)	30,131	29,855	25,477	20,164	21,153
(人数)	4	4	4	3	3
1人当たり人件費	7,533	7,464	6,369	6,721	7,051
研究職(金額)	188,801	180,938	190,573	187,560	162,172
(人数)	25	25	26	25	23
1人当たり人件費	7,552	7,238	7,330	7,502	7,051
現業職(金額)	233,845	230,611	225,863	227,700	221,961
(人数)	34	35	35	35	34
1人当たり人件費	6,878	6,589	6,453	6,506	6,528
共済費(正規職員)	55,386	54,505	54,639	55,438	53,487
正規職員計(金額)	543,527	524,733	524,892	518,940	488,011
(人数)	68	68	69	67	64
1人当たり人件費	7,993	7,717	7,607	7,745	7,625
非常勤職員(金額)	1,975	0	0	0	0
(人数)	1	0	0	0	0
その他(金額)	22,706	24,054	19,917	22,640	24,416
共済費(非常勤・臨時等)	1,156	1,245	780	1,170	1,572
非常勤・臨時等計(金額)	25,837	25,299	20,697	23,810	25,988
合計(金額)	569,364	550,032	545,589	542,750	513,999

② 正規職員の年齢別構成の比較（平成13年度と平成17年度）

（単位：人、歳）

	60代以上	50代	40代	30代	20代	合計	平均年齢
平成13年度	0	17	24	15	12	68	41.3
平成17年度	1	22	17	14	10	64	43.1

正規職員の平均年齢は1.8歳高くなっている。

(7) 主要施設の状況

① 用地面積

区分	面積(m ²)
県有地	193,198.66
敷地・宅地	33,237.23
畑地	121,032.39
田地	8,617.00
雑種地・山林	9,972.00
原野	2,348.00
道路敷	17,992.04
借用地	4,886,168.00
合計	5,079,366.66

② 建物

試験場本館他			育成業務課		
棟の区分	棟数	面積(m ²)	棟の区分	棟数	面積(m ²)
牛舎棟群	25	5,440.42	育成業務課管理棟群	17	3,422.51
豚舎棟群	4	929.25			
飼料庫	7	867.81			
鶏舎棟群	14	1,839.99			
農機具棟群	2	420.42			
管理棟群	3	2,270.43			
岩永台管理棟群	13	1,315.69			
公舎棟群	6	719.62			
その他	7	1,230.06			
合計	81	15,033.69	合計	17	3,422.51

(8) 財務の状況

（単位：千円）

項目	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
収入					
使用料	52,175	51,371	46,010	52,674	52,838
手数料	1,216	884	826	1,051	1,151
財産売払収入	69,748	67,027	68,093	72,086	71,273
預金利子	0	0	0	0	0

	雑入	520	611	555	574	703
	小計	123,659	119,893	115,484	126,385	125,965
	当試験場以外の調定分	10,119	15,444	10,348	11,015	14,187
	収入合計	133,778	135,337	125,832	137,400	140,152
	支出					
	報酬	1,975	0	0	0	0
	共済費	1,156	1,245	780	1,170	1,572
	賃金	22,706	24,054	19,917	22,640	24,416
	旅費	9,796	9,199	7,892	5,361	4,864
	需用費	143,037	129,083	116,290	128,526	121,543
	一般需用費	143,001	129,048	116,257	128,493	121,511
	食糧費	36	35	33	33	32
	役務費	11,828	10,510	10,781	11,381	9,845
	委託料	6,335	6,665	8,343	7,815	7,041
	使用料及び賃借料	3,861	873	777	988	510
	工事請負費	3,298	1,579	2,788	18,740	0
	原材料費	516	496	425	366	295
	備品購入費	15,587	32,552	21,114	19,948	25,030
	負担金補助及び交付金	66	62	66	65	68
	小計	220,161	216,318	189,173	217,000	195,184
	正規職員人件費	543,527	524,733	524,892	518,940	488,011
	支出合計	763,688	741,051	714,065	735,940	683,195
	収支差額	△ 629,910	△ 605,714	△ 588,233	△ 598,540	△ 543,043

※ 収支差額のマイナス金額は、県の財政負担額である。

2 監査結果

山口県畜産試験場（以下「畜産試験場」という。）の財務事務は、以下の指摘事項の部分を除き、総合的には関係法令等に基づき、概ね適正に処理されていると認められる。

なお、監査結果に関連する意見を含めて記載している。

(1) 収入に関する財務事務

ア 使用料

(ア) 県有土地・建物使用料

a 概要

電柱・支線などの設置に係る土地使用、自動販売機設置に係る建物使用などの行政財産使用料がある。

b 監査手続

使用許可申請書を閲覧し、調定票、調定収納状況一覧表を照合した。また使用料金額について使手条例等と照合した。

c 監査結果

行政財産の使用料の減免を受ける場合は許可申請書に減免を受ける旨の付記が必要であるが当該記載がなされていなかった。その他照合の結果特記すべき事項はなかった。

(イ) 入牧牛

a 概要

畜産試験場は外部の酪農家等から牛の預託を受けている。哺育部門は生後6ヶ月までが対象になっており育成部門は生後7ヶ月から妊娠5ヶ月までの牛が対象である。

b 監査手続

- ・ 利用許可通知書発送簿（決裁欄付き）と利用許可申請書、利用許可通知書を照合した。
 - ・ 3ヶ月を超えて預託している牛について調定票と山口県育成牧場管理システムの「四半期預託料金一覧」を照合した。
 - ・ 調定票と調定収納状況一覧表を照合して入金されているか、また料金が使手条例に従っているか検証した。
- これらの手続を実施し、収入事務の妥当性を検討した。

c 監査結果

収入事務について照合の結果、特記すべき事項はなかった。

イ 手数料

(ア) 概要

主に預託牛の家畜検診手数料である。

(イ) 監査手続

歳入調定伺、調定票、病傷事故診断書、家畜の診療費支払契約書、調定収納状況一覧表を照合した。

(ウ) 監査結果

照合の結果、特記すべき事項はなかった。

ウ 財産売払収入

(ア) 概要

試験・検定の終了した牛や受精卵、精液、生乳、鶏などを売却している。

(イ) 監査手続

契約書や必要に応じて決裁書類を閲覧し、調定票、その他関連証憑書類を照合した。

(ウ) 監査結果

閲覧及び照合の結果、特記すべき事項はなかった。

エ 雑入

(ア) 概要

主に用水施設の共同利用に係る共同利用者からの水道維持管理経費の負担分である。

(イ) 監査手続

覚書、水道維持管理経費調査表、歳入調定伺、調定票、調定収納状況一覧表を照合した。

(ウ) 監査結果

照合の結果、特記すべき事項はなかった。

オ 本庁で調定した収入

(ア) 概要

主な内容は以下のとおりである。

事業名	金額（千円）
肉用牛改良効率化推進事業	8,382
畜産技術先端化促進事業	1,880
自給飼料生産総合推進事業	1,523
公舎使用料	729
高能力みつばち供給事業	708
試験研究調査受託費	600

(イ) 監査手続

国庫交付金については、申請書、交付決定通知書、実績報告書、確定通知書などを閲覧、照合した。

委託事業収入については、申込書類、決裁書類、報告書などを閲覧、照合した。

(ウ) 監査結果
特記すべき事項はなかった。

(2) 歳出に関する財務事務

ア 共済費

(ア) 監査手続

平成 17 年度 3 月計上分について支出調書、証憑書類、資金前渡精算書と照合した。

(イ) 監査結果

書類の不備及び不整合はなく、計算の正確性、合規性について特記すべき事項はなかった。

イ 旅費

(ア) 監査手続

平成 17 年度 3 月計上分について支出負担行為・支出票、旅費請求書、旅費精算書、赴任証明書、住民票と照合した。

(イ) 監査結果

書類の不備及び不整合はなく、計算の正確性、合規性について特記すべき事項はなかった。

ウ 役務費

(ア) 監査手続

支出負担行為・支出票から任意に抽出し、証憑書類、請求書、資金前渡精算書の保管状況及び資料間の整合性を確認した。

(イ) 監査結果

書類の不備及び不整合はなく、計算の正確性、合規性について特記すべき事項はなかった。

エ 使用料及び賃借料

(ア) 監査手続

支出負担行為・支出票から任意に抽出し、契約書及び請求書の保管状況及び資料間の整合性を確認した。

(イ) 監査結果

書類の不備及び不整合はなく、計算の正確性、合規性について特記すべき事項はなかった。

(3) 業務委託契約等に関する財務事務

ア 概要

平成 17 年度の契約金額が 500 千円以上の定型的な業務委託契約について過去 5 年間の推移は次のとおりである。(ただし、平成 15 年度

以降分割した業務（庁舎・貯水槽清掃業務）については、表に含めている。）

（単位：千円、％）

業務名	年度	契約金額(a)	予定価格(b)	落札率(a/b)	委託先	備考
機械警備業務 (平成13～14年度随意契約(6号),平成15～16年度随意契約(2・7号),平成17年度随意契約(6号))	平成13年度	2,430	2,430	100.0%	S社	
	平成14年度	2,430	2,430	100.0%	S社	
	平成15年度	2,357	2,406	98.0%	S社	
	平成16年度	2,327	2,333	99.7%	S社	
	平成17年度	2,261	2,303	98.2%	S社	
自動搾乳システム 保守点検業務 (随意契約(2号))	平成13年度	945	945	100.0%	Y社	
	平成14年度	945	945	100.0%	Y社	
	平成15年度	945	945	100.0%	Y社	
	平成16年度	945	945	100.0%	Y社	
	平成17年度	945	945	100.0%	Y社	
空調設備点検・ 炉内清掃業務 (随意契約(2号) ただし平成15年度 随意契約(1号))	平成13年度	929	929	100.0%	H社	
	平成14年度	929	929	100.0%	H社	
	平成15年度	840	857	98.0%	H社	
	平成16年度	798	831	96.0%	H社	
	平成17年度	777	790	98.4%	H社	
庁舎・貯水槽 清掃業務 (指名競争入札)	平成13年度	1,158	1,158	100.0%	M社	
	平成14年度	1,158	1,158	100.0%	M社	
	平成15年度	—	—	—	—	
	平成16年度	—	—	—	—	
	平成17年度	—	—	—	—	
庁舎清掃業務 (平成15～16年度指名競争入札,平成17年度随意契約(1号))	平成13年度	—	—	—	—	
	平成14年度	—	—	—	—	
	平成15年度	740	897	82.4%	G社	
	平成16年度	576	850	67.8%	K社	
	平成17年度	483	687	70.3%	Z社	
貯水槽清掃業務 (随意契約(1号))	平成13年度	—	—	—	—	
	平成14年度	—	—	—	—	
	平成15年度	144	248	58.2%	G社	
	平成16年度	191	345	55.3%	G社	
	平成17年度	191	337	56.7%	G社	

イ 監査手続

業務委託契約、営繕工事等に係る契約について、会計規則に従い、指名競争入札、随意契約が適切に行われているか、執行伺、契約締結伺、決議書等により各手続の執行状況、契約形態の適正性について検証した。

ウ 監査結果

契約に関する手続及び契約形態について特記すべき事項はなかつ

た。

庁舎・貯水槽清掃業務については、平成14年度までは、1つの業務として指名競争入札により契約が行われていたが、平成15年度から、庁舎清掃業務と貯水槽清掃業務の2つに業務を分割した結果、契約金額が大きく削減されており、その効果が現れている。

(4) 物品購入契約に関する財務事務

ア 監査手続

物品の購入契約について、会計規則に従い、指名競争入札、随意契約等が適切に行われているか、また、物品規則に従って購入手続が行われているか検証した。

イ 監査結果

物品の購入契約及び手続については、会計規則等に従って行われており、特記すべき事項はなかった。

(5) 知的財産権に関する財務事務

ア 概要

知的財産権の取得は、特許権が1件のみとなっている。畜産試験場の性格上、家畜の品種改良、成育に関する研究の比重が大きいため、相対的に知的財産権に係る研究の比重が小さくなっている。

過去10年間の出願・取得・許諾の状況

	保有件数		過去10年間の実績(平成7年度～平成17年度)				
	平成7年度末	平成17年度末	出願件数	権利取得件数	処分	実施許諾件数	実施料収入累計
特許権	0件	1件	1件	1件	0件	1件	1,372円

過去10年間の推移

(単位：件)

		平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
特許権	出願	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
	処分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	実施許諾	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1

(単位：円)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	計
実施許諾料	0	0	0	1,372	0	1,372
権利維持費用	0	0	0	0	※ 26,100	26,100
差引	0	0	0	1,372	△26,100	△24,728

※平成17年度に特許権取得。登録時に産業技術センターが3年分の特許料26,100円を負担している。

山口県畜産試験場研究推進構想（平成 14 年 3 月 山口県試験場）
「5 効率的な試験研究の推進 4）知的所有権の確保」において、
「新しい研究手法の開発、機械、機器などの改良等の研究成果は、特
許出願により知的所有権の保護に努めるとともに、それらの成果が迅
速に畜産の振興に貢献できる体制を整備する。」と謳っている。

本場の知的財産権としては、低脂肪ソーセージとその製造方法につ
いての特許権の取得が 1 件ある。当該特許権は、産業技術センターと
の共同研究であり、持分割合は畜産試験場が 80%、産業技術センタ
ーが 20%となっている。

特許の費用については、登録申請費用及び当初 3 ヶ年の特許料は産
業技術センターが負担し、4 年目以降の特許料等の費用は畜産試験場
が負担することになっている。

イ 監査手続

特許権の取得手続が適切に行われているか検証した。

ウ 監査結果

「職員の職務発明等に関する規程」「職員の職務発明等に関する事
務取扱要領」に従っており、特記すべき事項はなかった。

エ 意見

畜産試験場においては、特許の取得は 1 件となっており、その出願
は平成 14 年 10 月であり、平成 15 年 10 月には、実施許諾が行われて
いる。当初、県内産業育成の観点から使用原材料を無角和種牛肉に絞
っていたが、コスト等の面から課題があり、特許の利用は進んでおら
ず、特許料収入も低額にとどまっている。今後は原材料を無角和種牛
肉に限らず、商品の開発を行っていくことも検討されている。

販売については、実施許諾先に負うところが多いが、取得した特許
権の有効活用についてどのように推進するのか更に検討を要する。

(6) 公有財産管理

ア 監査手続

(ア) 公有財産台帳の閲覧、また関係者に質問することにより、実地調
査が行われているかどうか確認した。

(イ) 公有財産台帳と登記簿謄本等との照合、必要に応じて現地の視察
及び実地調査を行った。

イ 監査結果

土地について

公有財産台帳には地目を山林と記載しているが、登記簿謄本では畑

で登記しており地目が異なっているケースがあった。登記簿謄本が正しいことが判明している。

所在 美祢市北下原 1230

面積 1,242 m²

(7) 物品管理

ア 監査手続

(ア) 物品の維持管理について、管理簿の作成状況、物品標示票の貼付状況と現物との関係を確認した。

(イ) 試験研究機器については、研究課題との関連で効率的に使用されているか、遊休機器、不用物品、未使用物品は適切に管理されているかを確認した。

(ウ) 物品の廃棄等の手続きが適切かどうか検証した。

イ 監査結果

物品規則に係る処理について

(ア) 寄贈品の手続きの失念について

受精卵供給棟に他部署に転勤した職員から寄贈されたパソコンがあり、現研究員が引き続いて研究目的に使用しているが、物品規則第 17 条に定める寄附採納の手続きが採られていない。研究データが寄贈された個人のパソコン内に保管されていると考えられ、セキュリティ上も問題がある。早急に寄贈の手続きを取るべきである。

(イ) 廃棄手続

a 長期間未使用の機器について不用の決定が漏れているものがあった。

同機種により進んだ機器が導入されたため、現在未使用となっており、不用の決定を行い、処分をすべきであるが、その決定が漏れていた。

プログラムフリーザー他 1 台 取得金額計 5,645 千円

b 廃用供卵牛 3 頭の廃棄処分が物品規則第 48 条の規定に従って処理されているが、3 頭の個体名号が記載されていなかった。

ウ 意見

廃棄手続済の機器が、部品取りのため倉庫に保有されている。簿外と同機器は部品としての価値があるものがあるということであれば、財産管理上、部品取りのてん末について、管理簿を作成し、明確にしておく必要がある。

(8) 毒物・劇物の管理に関する財務事務

ア 概要

畜産試験場においては、薬品が試験場内の各施設に分散して保管されており、このため、管理は施設ごとに行われていることから、管理方法の統一及び管理水準の確保に特に留意する必要がある。

イ 監査手続

毒物・劇物の購入から保管、使用、処分及び点検について、管理状況を検証した。具体的には、薬品出納簿の通査、薬品の保管状況の視察、薬品使用簿と現物との照合、薬品の点検状況の確認を行った。照合に当たっては、各資料を通査の上、任意にサンプルを抽出した。

ウ 監査結果

(ア) 薬品の管理状況、定期点検の実施状況及び毒物・劇物について薬品使用簿と現物との照合の結果、以下の状況がみられる。

a 点検については、使用の都度及び年度末に残量を確認する部署と、購入回数の多い薬品については使用の都度、購入回数の少ない薬品については年2回残量の点検を行う部署とがある。

定期点検の報告については、異常があった場合にのみ口頭で場長に報告を行うこととしているが、管理について標準化を行うとともに、報告は文書にて異常性の有無に拘わらず行うことが必要である。

b 定期点検の実施について、薬品使用簿に記載がないため励行されているか確認ができなかった。

(イ) 毒物・劇物の取扱についての要綱等が整備されていない。保管場所が多く別れていることから薬品の取り扱いについて要綱等を定めることが必要である。

エ 意見

毒物・劇物の数量の把握方法について

薬品使用簿の数量の記載が重量ではなく、体積や風袋抜きで記載されている薬品があるため、薬品使用簿の残量と現物との照合ができない薬品がある。

(9) その他

ア 郵便切手等について

(ア) 監査手続

郵便切手等について、実査を行った。また、年度末近くの購入の有無や使用枚数と購入数量との関係など、経済性を考慮した購入を行っているかを確認した。

(イ) 監査結果

照合の結果、特記すべき事項はなかった。

イ 現金管理について

(ア) 監査手続

現金出納簿を閲覧し、必要に応じて調定票、調定収納状況一覧表と照合した。

(イ) 監査結果

照合の結果、特記すべき事項はなかった。

3 組織及び運営に関する意見

畜産試験場の組織及び運営の合理化に資すると考える事項を意見として記載している。その内容は以下のとおりである。

(1) 業務の現状及び改善点

ア 調査研究について

(ア) 研究及び評価制度

a 研究課題の主要なものは次のとおりである。

- (a) 肉用牛に関する研究
- (b) 酪農に関する研究
- (c) 草地に関する研究
- (d) 養鶏に関する研究
- (e) 加工に関する研究

b 研究実績の推移表

(単位：件)

区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度
前年持越	22	24	23
新規	10	7	5
完了	8	8	6
中止	0	0	0
休止	0	0	0
課題結合による減	0	0	0
次年度へ継続	24	23	22

c 研究課題の評価の実施状況

(単位：件)

区 分		平成15年度課題数	平成16年度課題数	平成17年度課題数
事前評価	内部	15	12	12
	外部	7 ㉑	5 ㉒	4 ㉓
中間評価	内部	0	6	5
	外部	0	6	5
事後評価	内部	8	8	6
	外部	8	8	6
追跡評価	内部	2	3	2
	外部	2	3	2

d 研究課題の評価と研究実績の関係

- ① 平成15年度、平成16年度外部事前評価数と平成16年度、平成17年度新規課題実績数が一致している。
- ② ㉑㉒㉓の事前評価の外部評価の件数が減少しているのは、内部評価基準においてC評価（A 高い、B 普通、C 低い）の結果のある課題は外部評価に諮る必要がないためである。外部評価に付す基準が明確になっている。
- ③ 平成15年度、16年度、17年度の事後評価数（内部・外部評価）と平成15年度、16年度、17年度の完了課題実績数が一致している。

④ 追跡評価

平成15年度2件 1件=9年度公表課題(5年経過) 1件=12年度公表課題(2年経過)

平成16年度3件 1件=10年度公表課題(5年経過) 2件=13年度公表課題(2年経過)

平成17年度2件 1件=11年度公表課題(5年経過) 1件=14年度公表課題(2年経過)

追跡調査は、2か年目の成果、5か年目の成果をアンケート方式で追跡調査を行い、その結果を外部研究評価会議で公表している。

(イ) 評価制度の改善点

農業試験場と合同で行っている研究評価会議については、農業試験場の箇所に記載している。なお、改善点は下記のとおりである。

① 評価時期について

- ・ 事後評価は事業が完了するものについて、その年度末に評価しているが、研究実績の把握が十分にできるか等の懸念があり、翌年度に入って数か月以内の適切な時期を定め、実施する必要がある。
- ・ 中間評価について、研究開始後いつの時点で進捗状況等の評価を行うか、評価対象にする時期を定める必要がある。

② 評価結果はホームページ等では公表していないが、試験研究の評価結果を広く県民に公表することを検討する必要がある。

イ 技術支援について

(ア) 現状

技術支援の過去3年間の実施状況は次のとおりである。

(単位：件)

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度
技術相談の合計	103	130	132
山口型放牧指導	40	60	51
肥育技術指導	14	19	46
良質堆肥指導	1	7	16
その他指導	48	44	19

(イ) 改善点

技術支援、技術相談を受けた事例のデータベース化について畜産に関する技術支援や相談、情報等の様々なデータは紙ベースにより供覧し、周知を図っている。相談事例、試験研究評価等が迅速に共通認識が図られるよう、また開かれた試験研究機関として広く農畜産関係者が利用できるよう、インターネットを活用し、検索が容易な情報のデータベース化を図っていく必要がある。

ウ 山口型放牧の指導について

(ア) 定義

山口型放牧とは、中山間地域などの生産条件が不利な地域において、棚田や急傾斜地などを活用した低コストで省力的な飼養管理ができる放牧方法である。(草地造成を伴わないもの)

(イ) 普及の状況と効果

山口型放牧面積の推移

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
放牧面積(ha)	11.85	12.35	15.50	52.17	104.62	136.00	162.7
うち水田放牧						96.90	113.4

畜産農家への効果	耕種農家への効果
<ul style="list-style-type: none"> ・ 飼養の省力化 ・ 飼養コストの低減 ・ 糞尿処理作業の軽減 ・ 飼養管理施設節減（規模拡大へのゆとり） ・ 家畜衛生費の節減 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観の保全 ・ 耕地の有効活用 ・ 鳥獣被害の低減 ・ 生活環境の保全 ・ 集落営農の活性化

山口型放牧の普及の状況と、その効果は上記のとおりである。畜産試験場は、放牧牛の貸付、放牧未経験牛の馴致及び農家等への放牧技術の指導を担っている。放牧牛の貸付は無償で行っており、放牧中の脱柵などの事故がないなど経費面や放牧による労働面で負担が少ないことから、初めて畜産に取り組む農家等にとって取り組みやすいということがあり、団塊の世代等が地域農業の担い手として貢献する機会を広げる可能性がある。

(ウ) 今後の留意事項及び県の財政負担額

畜産試験場では、山口型放牧がさらに拡大・発展するよう、①放牧が環境に及ぼす影響、②耕作放棄地の牧養力の検討、③獣害回避効果の検証などについて試験研究に取り組んでいるが、課題によっては農業試験場や林業指導センターの持つ専門知識、技術を活用するなど、連携により効率的な課題解決に取り組む必要がある。

なお、山口型放牧に要する県の負担額は次のとおりである。

金額	内容
事業費 10,180 千円	草地に関する研究 人件費(研究職3人、現業職3人、臨時1人、日々雇用156日分)
43,388 千円	
収入 12,113 千円	
県費負担額 41,455 千円	

エ 牧場の預託牛育成事業の管理状況（育成業務課）について

(ア) 取り組む意義

- a 生後7日齢から6ヵ月齢までの哺育牛（約90頭）、7ヵ月齢から妊娠5ヵ月（20ヵ月齢）までの育成牛（約160頭）の哺育・育成を行っている。
- b 哺育・育成は、酪農家にとっては採算効率の悪い分野であり、また、高度な育成技術を必要とするため、県が斉一化した高度な育成技術でこの部分を補完することにより、農家の経営安定や牛群改良に大きく寄与している。
- c 県内の酪農家総数の減少が加速する中、預託農家戸数は平成14年度以降、横ばいで推移しており、本県酪農家数の確保対策として重要な施策となっている。

(イ) 成果

- a (指標) 預託計画頭数/日 210頭
(畜産試験場育成業務課)

(実績) 平均管理頭数/日

平成15年度	平成16年度	平成17年度
214頭	244頭	248頭

- b (指標) 山口県乳用種育成死廃事故率 3.0%以内
(山口県農業共済組合連合会)

(実績) 死廃事故率

平成15年度	平成16年度	平成17年度
0.94% (2頭)	0.41% (1頭)	0.81% (2頭)

- c 発育成績 退牧時の体重・体高・胸囲

(指標) 退牧時の発育値

(社)ホルスタイン登録協会標準発育値以上

(実績)

(単位: ヵ月齢、kg、cm)

	退牧月齢	体重	体高	胸囲
平成15年度	20.2±1.5	487.7±35.3	137.7±3.0	183.8±5.7
達成率	—	100%	100%	103%
平成16年度	20.0±1.5	479.2±39.6	138.6±3.6	184.7±7.1
達成率	—	99%	100%	103%
平成17年度	20.2±1.2	494.4±34.2	138.4±3.0	186.7±6.5
達成率	—	101%	100%	103%

注) 達成率: 退牧月齢におけるホルスタイン種雌牛の標準発育値に対する割合

d 受精卵移植受胎率

(指標) 50.0%以上 農林水産省が掲げる受胎率

(実績)

平成15年度	平成16年度	平成17年度
40.5% (受胎15頭/移植37頭)	56.9% (受胎29頭/移植51頭)	64.3% (受胎36頭/移植56頭)

e 人工授精受胎率

(指標) 72.5%以上

山口県繁殖技術共励会平均受胎率

(実績)

平成15年度	平成16年度	平成17年度
96.5% (受胎111頭/人工授精118頭)	95.8% (受胎114頭/人工授精119頭)	90.8% (受胎128頭/人工授精141頭)

f 粗飼料生産量

(指標) 2300トン以上

210頭を飼養するための年間必要量

(実績)

平成15年度	平成16年度	平成17年度
1,656トン	2,735トン	2,559トン

(ウ) 牧場の管理について

a 県が負担している金額

区 分	金 額
支出	
人件費	
行政職3人	21,153千円
現業職7人	45,698千円
臨時職員2人	4,363千円
日々雇用職員699日	4,327千円
秋吉台畜産試験場運営事業	10,742千円
秋吉台整備事業	970千円
預託牛育成事業	31,814千円
計	119,067千円
歳入	
入牧牛他	53,661千円
県費負担額	65,406千円

b 中国5県の公共牧場の管理状況等

県	牧場名	所有・借受者	管理	管理者の種類
鳥取県	鳥取放牧場 大山放牧場	土地・施設共有 (修繕・管理費は県負担)	鳥取県畜産振興協会	準公的機関
島根県	無			
岡山県	岡山県公共育成センター	岡山県	岡山県直営	県
広島県	無			
山口県	畜産試験場育成業務課	山口県	山口県直営	県

c 山口県が直営で運営していることについての検討

山口県では酪農農家の経営安定と県内乳牛群の能力向上に資するため、酪農振興の重点施策として、預託牛育成事業に取り組んでいる。しかし、財政状況が厳しい中、一層の効率的運営に努める必要がある観点から、牧場の管理について外部委託の可能性を検討する必要がある。

現状、畜産試験場では良質な粗飼料生産のため高度な農業技術が必要であることや、獣医師による預託牛の伝染病対策の健康管理の問題、粗飼料生産では大型農機具による急傾斜地での危険作業が伴うなどから、酪農家から求められる事業効果が期待できる適当な外部委託業者の確保が困難な状況とのことである。

適当な受託先が確保された場合のメリット・デメリットを質問した。

① メリット

粗飼料の生産（草地管理作業等）については、作業機械の償却経費等の一部や人件費の削減の可能性がある。

② デメリット

- ・粗飼料の品質及び生産性の低下が懸念される。
- ・哺育・育成技術の低下（育成牛の泌乳能力の低下）が懸念される。
- ・急傾斜地での危険作業については、馴致に年数を要する。

上記のデメリットを克服し、メリットを生かすことができないか検討すべきである。例えば品質及び生産性の低下懸念に対しては十分作業内容を指導し、作業の危険性に対しては一定期間の訓練を実施し、安全性と効率性について現場実証などにより受託業者の作業能力を十分把握し、外部委託ができないか検討する必要がある。

なお、「最終案」では、粗飼料生産業務、預託牛業務等の効率化が示されている。これらの業務については、今後の飼養農家のニーズ等も勘案しながら、民間との役割分担を明確化する観点から、民間委託の活用も含めた今後の効率的な業務の在り方について

て検討を進め、平成 19 年度に方向性を明示することとしている。

オ 診断等検査

(ア) 過去 3 年度の業務の推移は次のとおりである。 (単位：件)

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
診断等検査の内訳(件数)	250	504	699
超音波診断	150	410	560
飼料分析診断	69	67	120
土壌分析診断	17	18	0
堆肥分析診断	14	9	19

検査関係は上表のように検査診断を行っているが、超音波診断は畜産試験場しか検査機器を所持していない。

また堆肥分析検査についても、機器の操作に熟練を有するため、民間への委託は不可能ということである。

(イ) 農家からの飼料分析依頼について

平成 17 年度の飼料分析は 120 件あるが、うち、農家からの依頼件数が 28 件、農林事務所、育成業務課からの依頼が 92 件である。この飼料分析については、民間の分析機関があり、農家からの依頼は可能ということであり、民間でできる検査は民間に委譲するという方針を徹底し、民間委譲するよう誘導すべきである。

(2) 他の試験研究機関との連携による業務の効率化と品質向上について

ア 県内他の試験研究機関との連携

農業試験場 「中山間地域における稲穂と畜産負荷軽減型水田営農技術体系の確立」飼料作物に関する研究のうち育種

林業指導センター 「むつみ林木育種園」への山口型放牧の導入について支援・連携

グローバルな地域課題（分野横断型）については、縦割による弊害を是正し、農業試験場及び林業指導センターの持つ専門的知識や技術を生かして課題解決を効率的に行うために連携して取り組む必要がある。

イ 他県の試験研究機関や民間との連携

① 独立行政法人家畜改良センターほか 10 府県で実施している試験研究及び 15 道県で実施している試験研究の 2 課題について参加している。

メリットは、試験対象牛等が少類数でも、共同して研究すれば精度の高いデータに集積できるということであり、連携の効果があり、今後より深めていく必要がある。

- ② 民間との連携では、見島牛の肉の特徴を生かした低脂肪ハム・ソーセージの製造指導（技術移転）を行っている。
民間食品企業に蓄積されている製造技術と、試験研究の成果がうまくドッキングし、技術移転がスムーズに行われたということである。県民に還元される研究活動をするために、民間企業と連携を強化し、ノウハウを活用する必要がある。

ウ 大学等の教育機関との連携

平成 18 年 8 月 25 日に山口県農林関係試験研究機関（農業試験場・畜産試験場・林業指導センター）と山口大学農学部は連携研究に関する覚書を交わし、個別研究課題毎に連携研究契約書を締結して、連携して研究を実施することとしている。

緊急性や重要性の高い研究開発につなげるための基礎となる研究等について、大学の研究機関と役割分担を明確にしながら研究活動の効率化を図る必要がある。

エ 県立農業大学校との連携

農業大学校とは、技術職員の人事交流や農大生の研修等を通じ、活発に連携している。畜産試験場から転勤した職員は、試験研究で培った専門知識を生かして生徒の技術指導に当たり、また農大生の免許取得（人工授精師）に当たっては、畜産試験場が実地研修の場として活用されている。

肉用牛飼育の普及・拡大を図るための「肉用牛入門講座」では、農業大学校と畜産試験場が連携して入門講座を開催している。

これから産地育成、農業関係の担い手育成等の地域課題がより高度で複雑化し、迅速な対策が求められる中で、畜産業の振興を図っていくためには試験研究機関と教育機関さらには普及指導機関とが役割分担を明確にした上で、より密接な連携を図る必要がある。

なお、「最終案」において、平成 19 年度に「農林総合技術センター（仮称）」を設置することが示されている（30 頁に記載）。

オ 行政機関（主管課、農林事務所等）

畜産振興課の行政施策に基づき試験研究を実施しており、農林事務所との連携は農林事務所畜産部と連携し、畜産農家への普及を図る技術の指導や、地域畜産農家等の問題解決について農林事務所畜産部職員と研究員が畜産農家等へ出向き指導している。

その過去 3 年間の技術支援等の実績の推移については 127 頁イ（ア）に記載のとおりである。

今後も試験研究の成果をより普及するために、密接な連携は必要である。

(3) 人材育成による業務品質の確保・向上について

ア 山口大学農学部との連携の下で、大学における短期間の研修指導を受けることや、独立行政法人家畜改良センターにおける畜産技術系職員等を対象とした短期の研修の受講などにより、職員の能力向上を図っている。

研究・検査等の業務が高度化・細分化することへの対応として、技術系職員の質を高めるため、人材育成の基本方針を明文化し、制度化を図る必要がある。

イ 技術・ノウハウの継承

平成 18 年度以降、3 年間に現業職員の定年退職者が 5～6 名見込まれており、その補充は 22 条職員や非常勤嘱託職員により対応することになっている。問題は退職するベテラン職員が有する技術・ノウハウを在職職員に確実に継承し、業務の遂行に支障のないようにする必要があり、円滑な技術の継承の方策の検討が必要である。

(4) 外部研究資金の導入による財源確保について

ア 平成 17 年度の外部研究資金の導入の状況は次のとおりである。

(金額単位：千円)

区 分	件 数	金 額
競争的資金	0 件	0
受託研究	1 件	600
共同研究	2 件	2,431
計	3 件	3,031

イ (ア) 平成 16 年度までは、国の補助事業の中で、山口県の施策展開に適合するものを導入することにより、外部資金を確保していた。国の補助金制度の廃止後は、試験研究機関自らが他県や産学との連携の下に研究機能の充実を図り、競争的資金等外部資金の獲得に努めることが必要となっている。

(イ) 県では、山口型放牧（簡易電気柵を用いた牛の放牧）を推進しており、平成 18 年度から独立行政法人や他県との共同で外部資金（競争的資金）を導入して研究に取り組んでいる。

(ウ) 外部資金を導入するためには、畜産試験場の研究成果を研究概要、シンポジウム等で広く全国に情報発信する必要があり、このためには外部資金導入に関する基本方針や施策等についての規程を定め、取り組む必要がある。

(5) 畜産試験場の役割遂行について

畜産試験場における試験研究は、民間での取組みが非常に少なく、現地に密着した試験研究機関として畜産振興に果たす役割は大きい。したがって、試験研究業務の有効性について県民への浸透度、理解度を高めるために、県民ニーズを把握し、実用化の可能性が高い研究を中心に行うことが必要である。

研究成果の普及については、「農林事務所との連携業務」で取り組み現地への直接指導体制が構築されているが、試験研究機関と普及機関の連携強化に向けて、その効果の検証が必要である。成果の内容の公表は、成果発表会、試験研究報告等で行っているが、広く県民に公表するためにホームページの活用を検討する必要がある。その結果、県民の声を受入れ、畜産試験場の業務等の在り方に反映させることも必要である。

第7 山口県林業指導センター

1 概要

(1) 設置

山口県林業指導センターは、山口県林業指導センター条例（昭和51年山口県条例第1号）に基づいて設置され、林業に関する試験研究及び林業技術等の研修を行い、林業の振興を図ることを目的としている。

(2) 所在地

山口市宮野上 1768-1

ホームページアドレス

<http://www.nourin.pref.yamaguchi.lg.jp/rinshi/>

(3) 沿革

昭和24年10月 山口県林業苗圃場を設置

昭和31年11月 山口県林業苗圃場を廃止し、山口県林業試験場となる

昭和51年4月 山口県林業試験場を廃止し、山口県林業指導センターとなる

平成8年3月 高性能林業機械を導入

平成11年4月 行政改革により研究部、研修部の科を廃止し、研究部については、二つのグループを設置

平成17年4月 業務課と緑化指導課を緑化種苗課に統合

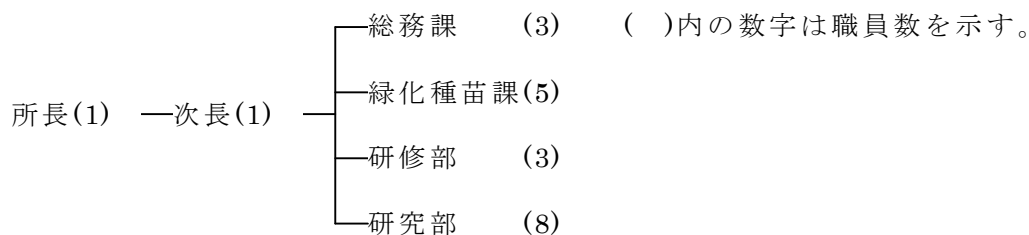
(4) 業務

- ① 林業に関する試験研究に関すること
- ② 環境緑化に関する試験研究及び技術指導に関すること
- ③ 林業技術及び林業経営の研修に関すること
- ④ 林業に関する指導者の養成に関すること
- ⑤ 林業知識及び林業技術の普及に関すること

(5) 組織

正規職員総数：21人（平成18年4月1日現在）

組織：



（平成17年度の正規職員数は、平成18年度と同数である。）

(6) 職員の状況

① 職種区分別の人数及び人件費額の推移

（単位：千円、人）

区分	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
事務職(金額)	31,666	29,238	28,140	28,090	28,146
(人数)	4	4	4	4	4
1人当たり人件費	7,917	7,310	7,035	7,023	7,037
研究職(金額)	53,966	54,086	53,875	55,337	54,720
(人数)	8	8	8	8	8
1人当たり人件費	6,746	6,761	6,734	6,917	6,840
技術職(金額)	65,286	63,640	62,023	55,423	54,653
(人数)	9	9	9	8	8
1人当たり人件費	7,254	7,071	6,891	6,928	6,832
現業職(金額)	7,648	7,328	7,216	7,135	7,365
(人数)	1	1	1	1	1
1人当たり人件費	7,648	7,328	7,216	7,135	7,365
共済費(正規職員)	30,934	29,818	28,762	27,377	27,448
正規職員計(金額)	189,500	184,110	180,016	173,362	172,332
(人数)	22	22	22	21	21
1人当たり人件費	8,614	8,369	8,183	8,255	8,206
非常勤職員(金額)	2,243	2,236	2,187	2,176	1,991
(人数)	1	1	1	1	1
その他(金額)	17,565	15,135	19,512	17,601	19,210
共済費(非常勤・臨時等)	662	633	511	680	708
非常勤・臨時等計(金額)	20,470	18,004	22,210	20,457	21,909
合計(金額)	209,970	202,114	202,226	193,819	194,241

② 正規職員の年齢別構成の比較（平成13年度と平成17年度）

（単位：人、歳）

	60代以上	50代	40代	30代	20代	合計	平均年齢
平成13年度	0	9	2	8	3	22	42.2
平成17年度	0	7	7	5	2	21	42.5

正規職員の平均年齢は殆ど変わらない。

(7) 主要施設の状況

種別	区 分		面積(ha)	種別	区 分		面積(m ²)
土 地	構 内	庁舎等敷地	3.87	建 物	構 内	本館	1,267.44
		実験実習林	3.95			機械室・廊下	124.00
		計	7.82			展示館	215.29
	構 外	環境緑化園	7.66			車庫	176.06
		むつみ林木育種園	30.71			苗畑管理棟(倉庫)	119.00
		美東林木育種園	7.91			実験作業棟	189.00
		木戸山実験林	123.71			種子管理棟	147.00
		育林技術展示林	5.12			昆虫飼育棟	42.00
		計	175.11			菌類実験棟	90.00
						機械実習棟・油庫	272.85
			温室及び堆肥舎			253.10	
			高性能林業機械保管庫			187.46	
			計			3,083.21	
							構 外
				むつみ林木育種園事務所	166.75		
				美東林木育種園他	15.00		
				計	434.19		

(8) 財務の状況

(単位：千円)

項 目		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
収入						
	使用料	261	176	132	172	157
	財産売払収入	707	374	1,164	1,199	1,199
	受託事業収入	0	0	2,908	2,880	12,635
	預金利子	0	0	0	0	0
	雑入	50	52	103	493	61
	小計	1,018	602	4,307	4,744	14,052
当指導センター以外の調定分		13,042	10,194	13,577	23,052	11,356
収入合計		14,060	10,796	17,884	27,796	25,408
支出						
	報酬	2,471	2,236	2,187	2,176	1,991
	共済費	662	633	511	680	708
	賃金	17,565	15,135	19,512	17,601	19,210
	報償費	1,676	1,105	1,008	1,163	1,136
	旅費	7,250	6,692	7,075	5,219	6,191
	需用費	17,224	15,125	17,696	17,144	16,240
	一般需用費	17,215	15,116	17,687	17,135	16,227
	食糧費	9	9	9	9	13

役務費	3,502	3,483	3,621	2,791	6,244
委託料	12,529	8,749	8,697	8,104	6,310
使用料及び賃借料	953	791	527	910	943
工事請負費	592	0	0	29,295	0
備品購入費	1,639	4,300	2,215	2,414	3,877
負担金補助及び交付金	538	864	1,083	567	612
補償補填及び賠償金	232	198	169	110	51
小計	66,833	59,311	64,301	88,174	63,513
当指導センター以外の予算執行分	19,510	0	0	0	0
正規職員人件費	189,500	184,110	180,016	173,362	172,332
支出合計	275,843	243,421	244,317	261,536	235,845
収支差額	△ 261,783	△ 232,625	△ 226,433	△ 233,740	△ 210,437

※ 収支差額のマイナス金額は、県の財政負担額である。

2 監査結果

山口県林業指導センター（以下「林業指導センター」という。）の財務事務は、以下の指摘事項の部分を除き、総合的には関係法令等に基づき、概ね適正に処理されていると認められる。

なお、監査結果に関連する意見を含めて記載している。

(1) 収入に関する財務事務

ア 使用料

(ア) 概要

電柱・支線などの設置に係る土地使用、自動販売機設置に係る建物使用などの行政財産使用料がある。

また、研修施設使用料を徴収しており、研修代金は初日の朝に徴収してその日に銀行に入金している。

(イ) 監査手続

使用許可申請書を閲覧し、調定票、領収書（控）、調定収納状況一覧表を照合した。また使用料金額について使手条例等と照合した。

研修施設使用料については、決裁書類、減免申請書、徴収明細表、領収書（控）、現金振込書兼領収書を照合し、収入事務の妥当性を検討した。

(ウ) 監査結果

行政財産の使用料の減免を受ける場合は許可申請書に減免を受ける旨の付記が必要であるが当該記載がなされていなかった。その他照合の結果、特記すべき事項はなかった。

イ 財産売払収入

(ア) 概要

林業指導センターでは緑化木の苗木の生産をしており、生産された苗木は①県の施設（学校、警察など）に無償で配布するものと②財団法人やまぐち農林振興公社に売却するものがあり、財団法人やまぐち農林振興公社に売却された後は市町に無償で配布している。

(イ) 監査手続

契約書を閲覧し、調定票と調定収納状況一覧表を照合した。

売却単価の積算根拠について質問、また関係書類を閲覧し、市場単価との比較を行った。

(ウ) 監査結果

収入事務について特記すべき事項はなかった。

(エ) 緑化苗木の売り払いに対する意見

- a 緑化木の苗木については、過去の出荷実績を基に、樹種選定を行い、年間1万本（低木8,500本・高木1,500本）の目標を設定し、生産しているが、生産及び販売について、数量が膨大で生育期間が長く、着床率等から数量確定が困難であるという理由で、

出荷時における生産品処理調書による数量管理がなされているだけである。予算が削減される中で、必要数量を効率的に生産するなどのために、生産品の数量を全般的に管理することを検討する必要がある。

- b 緑化木の苗木の売り払い単価は、日々雇用の作業員の人件費と原材料費、需用費のみで行っており、市場単価と比較した結果、売払単価は低い。

その原因は、センター職員の人件費や設備償却費が含まれていないことによるものであると考えられる。売却単価は市場単価を参考に決定することを検討すべきである。

ウ 受託事業収入

(ア) 概要

受託試験研究を行っており、その主な内容は以下のとおりである。

課題名	金額（千円）
タケ資源の持続的利用のための竹林管理・供給システムの開発	4,110
獣害回避のための難馴化忌避技術と生息適地への誘導手法の開発	4,235
森林吸収源計測・活用体制整備強化事業	2,600

(イ) 監査手続

受託事業について、調定票、委託契約書、決裁書類、申請書、調定収納状況一覧表を照合し、収入事務の妥当性を検討した。

(ウ) 監査結果

収入事務について特記すべき事項はなかった。

エ 雑入

(ア) 概要

主なものは自動販売機の光熱水費の実費徴収分である。

(イ) 監査手続

調定票、調定収納状況一覧表を照合した。

(ウ) 監査結果

特記すべき事項はなかった。

オ 本庁で調定した収入

(ア) 概要

主な内容は以下のとおりである。

事業名	金額（千円）
林業普及指導事業交付金	4,025
林業生産流通振興事業費	3,127
優良種苗確保対策事業	721
松くい虫防除推進事業	804
シカ被害防除緊急対策費	743
治山事業	747

(イ) 監査手続

国庫交付金について交付申請書、交付決定通知書、実績報告書、確定通知書などを閲覧、照合した。

(ウ) 監査結果

特記すべき事項はなかった。

(2) 歳出に関する財務事務

ア 報酬

(ア) 監査手続

非常勤嘱託職員に関する人事異動通知書、勤務実績簿、給与支給明細書を照合し、書類の不備、不整合の有無を確認した。

(イ) 監査結果

書類の不備及び不整合はなく、計算の正確性、合規性について特記すべき事項はなかった。

イ 共済費

(ア) 監査手続

平成17年度3月計上分について支出調書、証憑書類、資金前渡精算書と照合した。

(イ) 監査結果

書類の不備及び不整合はなく、計算の正確性、合規性について特記すべき事項はなかった。

ウ 報償費

(ア) 監査手続

支出伺より任意に抽出し、実績報告書、支出伺、支出票の保管状況及び資料間の整合性を確認した。また、支出負担行為・支出票の合計額と歳出決算額調とを照合し、データの正当性及び入力 of 正確性を確認した。

(イ) 監査結果

書類の不備及び不整合はなく、計算の正確性、合規性について特

記すべき事項はなかった。

エ 旅費

(ア) 監査手続

平成 17 年度 3 月計上分について支出負担行為・支出票、旅費請求書、旅費精算書、赴任証明書、住民票を照合した。

(イ) 監査結果

書類の不備及び不整合はなく、計算の正確性、合規性について特記すべき事項はなかった。

オ 役務費

(ア) 監査手続

支出負担行為・支出票から任意に抽出し、証憑書類、請求書、資金前渡精算書の保管状況及び資料間の整合性を確認した。

(イ) 監査結果

書類の不備及び不整合はなく、計算の正確性、合規性について特記すべき事項はなかった。

カ 使用料及び賃借料

(ア) 監査手続

支出負担行為・支出票から任意に抽出し、契約書及び請求書の保管状況及び資料間の整合性を確認した。

(イ) 監査結果

書類の不備及び不整合はなく、計算の正確性、合規性について特記すべき事項はなかった。

(3) 業務委託契約等に関する財務事務

ア 概要

平成 17 年度の契約金額が 100 千円以上の定型的な業務委託契約について過去 5 年間の推移は次のとおりである。

(単位：千円、%)

業務名	年度	契約金額(a)	予定価格(b)	落札率(a/b)	委託先	備考
庁舎の清掃管理 (随意契約(1号))	平成 13 年度	850	853	100.0%	A 社	
	平成 14 年度	850	901	94.3%	A 社	
	平成 15 年度	784	885	88.6%	B 社	
	平成 16 年度	735	874	84.0%	B 社	
	平成 17 年度	735	857	85.7%	C 社	
ペレットボイラー 冷暖房保守管理 (随意契約(7号))	平成 13 年度	—	—	—	—	
	平成 14 年度	—	—	—	—	
	平成 15 年度	—	—	—	—	

	平成16年度	—	—	—	—	
	平成17年度	226	262	86.4%	D社	
浄化槽維持管理・清掃 (随意契約(1号))	平成13年度	189	189	100.0%	F社	
	平成14年度	157	189	83.3%	F社	
	平成15年度	138	157	88.0%	F社	
	平成16年度	128	138	92.4%	F社	
	平成17年度	136	138	98.5%	F社	
自家用電気工作物 保安業務 (随意契約(1号))	平成13年度	155	155	100.0%	G社	
	平成14年度	155	155	100.0%	G社	
	平成15年度	144	155	93.2%	H社	
	平成16年度	150	155	96.9%	G社	
	平成17年度	150	155	96.9%	G社	
警備業務 (随意契約(6号))	平成13年度	882	884	99.8%	H社	
	平成14年度	882	882	100.0%	H社	
	平成15年度	882	882	100.0%	H社	
	平成16年度	882	882	100.0%	H社	
	平成17年度	882	882	100.0%	H社	

イ 監査手続

業務委託契約、営繕工事等に係る契約について、会計規則に従い、指名競争入札、随意契約が適切に行われているか、執行伺、契約締結伺、決議書等により各手続の執行状況、契約形態の適正性について検証した。

ウ 監査結果

ペレットボイラー冷暖房保守管理業務については、年2回、6月と10月に点検調整整備を行うことになっており、10月の業務は行っているが、「空調設備点検報告書」が保管されていなかった。

(4) 物品購入に関する財務事務

ア 監査手続

物品の購入に当たり、会計規則に従い、指名競争入札、随意契約等が適切に行われているか、また、物品規則に従って購入手続が行われているか検証した。

イ 監査結果

物品の購入契約及び手続については、会計規則等に従って行われており、特記すべき事項はなかった。

(5) 知的財産権に関する財務事務

ア 概要

林業指導センターでは、平成17年度末において、特許権3件、品

種登録1件を出願しており、このうち、品種登録については権利を取得している。

出願している特許権は、ハタケシメジの栽培方法に関するものが2件、マツノマダラカミキリを効果的に集めるための被膜シート1件となっている。品種登録は種苗法に基づくもので、登録を行っているのは、ハタケシメジ1件である。いずれも当センターの特色を生かした研究によるものである。

過去における知的財産権の状況は次のとおりである。

過去10年間の出願・取得・許諾の状況

	保有件数		過去10年間の実績（平成7年度～平成17年度）				
	平成7年度末	平成17年度末	出願件数	権利取得件数	処分	実施許諾件数	実施料収入累計
特許権	0件	0件	3件	0件	0件	0件	— 円
品種登録	0件	1件	1件	1件	0件	2件	847 円

過去10年間の推移

（単位：件）

		平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
特許権	出願	—	—	—	1	—	—	—	1	—	1
	処分	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	実施許諾	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
品種登録	出願	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—
	処分	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	実施許諾	—	—	—	—	—	1	—	(1)	—	—

（単位：円）

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	計
実施許諾料	—	247	66	282	252	847
権利維持費用	—	—	6,000	6,000	6,000	18,000
差引	—	247	△5,934	△5,718	△5,748	△17,153

イ 監査手続

特許権等の取得手続が適切に行われているか、権利に係る契約等が適切に締結されているかについて検証した。また、実施許諾の状況について把握し、処分等の手続が適切に行われているか検証した。

ウ 監査結果

（ア）特許権等の取得の手続、処分等の手続については特記すべき事項はなかった。

（イ）職員の職務発明等に関する事務取扱要領第11に定める「発明台帳」及び職員の職務育成品種に関する事務取扱要領第9に定める「品種育成台帳」の作成が行われていなかった。

(6) 公有財産管理

ア 監査手続

- (ア) 公有財産台帳の閲覧、また関係者に質問することにより、実地調査が行われているかどうか確認した。
- (イ) 登記簿謄本等との照合、また必要に応じて現地の視察及び実地調査を行った。

イ 監査結果

特記すべき事項はなかった。

ウ 意見

未利用施設は次のとおりである。

	取得年月	面積	評価額
林木育種園管理事務所	昭和37年5月	62.37 m ²	675 千円
林木育種園作業場他2棟	昭和39年12月から昭和41年3月	38.27 m ²	116 千円

上記のものは10年以上、本来の用途に利用されておらず、今後の利用計画もなく、公有財産規則第42条に従って取壊すことを検討する必要がある。

(7) 物品管理

ア 監査手続

- (ア) 物品の維持管理について、管理簿の作成状況、物品標示票の貼付状況と現物との関係を確認した。
- (イ) 試験研究機器については、研究課題との関連で効率的に使用されているか、遊休機器、不用物品、未使用物品は適切に管理されているかを確認した。
- (ウ) 物品の廃棄等の手続きが適切かどうか検証した。

イ 監査結果

- (ア) 物品標示票の貼付等について以下の問題点があった。
 - a 物品標示票の品名及び番号が消えて読めず、管理簿と現物の照合ができなかった。(高圧殺菌釜付属品1台)
 - b 備品管理簿の番号と物品標示票の番号が相違しているものがあった。(小型トラクター 管理簿の番号418、シールの番号1)
 - c 備品を購入した当初から標示票を貼付していないものがあり、監査人の指摘により貼付させた。(チェーンソー3台)
- (イ) 下記の機器は約20年間未利用であり、今後も利用予定がなく、物品規則第45条に定める不用の決定が漏れていた。

球果乾燥機 昭和 49 年 10 月取得 取得金額 2,200 千円

上記以外は物品規則第 45 条及び第 48 条に準拠して廃棄手続がなされており、特記すべき事項はなかった。

ウ 意見

(ア) 山口大学の構内に設置している野生動物監視システムは、職員が定期的に出向いて、入力されているデータを大学と共同で分析している。このケースのように当センター外に設置するなどの場合は、備品の所在を明確にするため管理簿にその旨を記載する必要がある。

(イ) 機器の使用状況について

木材試験機（昭和 55 年 7 月取得、金額 3,800 千円）は、3 年以上未使用であり、将来の使用可能性も不明である。ただし、必要な補修は実施している。

必要な対応は全試験研究機関の監査結果に関連する意見の箇所に記載している。

(8) 毒物・劇物の管理に関する財務事務

ア 概要

林業指導センターにおいては、その業務上、他の研究機関と比べ、毒物・劇物は種類・量ともに少ないが、実際の管理においては、種類・量に関係なく管理は適切に行うことが求められる。

イ 監査手続

毒物・劇物について、購入から保管、使用、処分及び点検について、管理状況を検証した。具体的には、薬品出納簿を通査、薬品の保管状況の視察、毒物・劇物使用簿と現物との照合、薬品の点検状況の確認を行った。照合に当たっては、各資料を通査の上、任意にサンプルを抽出した。

ウ 監査結果

薬品出納簿と薬品使用簿との照合、薬品使用簿と現物との照合を行ったが特に問題はない。点検については、総務課が「農薬等保管状況表」を作成し、年 5 回実施しており、特に問題はない。保管している部屋は施錠可能であり、保管している棚は施錠し、鍵は総務課の金庫に保管されている。

管理はされているが、薬品についての取扱い手引きとなる要綱等が整備されていないため、今後、作成が必要である。

(9) その他

ア 郵便切手等について

(ア) 監査手続

郵便切手等について、実査を行った。また、年度末近くの購入の有無や使用枚数と購入数量との関係など、経済性を考慮した購入を行っているかを確認した。

(イ) 監査結果

照合の結果、特記すべき事項はなかった。

イ 現金管理について

(ア) 監査手続

現金出納簿を閲覧し、必要に応じて調定票、調定収納状況一覧表と照合した。

(イ) 監査結果

照合の結果、特記すべき事項はなかった。

3 組織及び運営に関する意見

林業指導センターの組織及び運営の合理化に資すると考える事項を意見として記載している。その内容は以下のとおりである。

(1) 業務の状況及び改善点

ア 調査研究について

(ア) 研究及び評価制度

a 研究課題

中長期的な試験研究課題及び選択と集中の観点から森林の管理保全やバイオマス活用研究等に集中している。

b 研究実績の推移表

(単位：件)

年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
前年持越	14	10	12 ^㉔
新規	4	7 ^㉕	12 ^㉖
完了	8 ^㉗	5 ^㉘	5
中止			1 (注)
休止			
課題統合による減			
次年度へ継続	10	12	18
(うち継続課題として評価)			

(注) 竹林と山地崩壊との因果関係が認められないため中止

c 研究課題の評価の実施状況

(単位：件)

年度		平成15年度	平成16年度	平成17年度
事前評価	内部	10 ^㉙	2 ^㉚	2
	外部	9	1	2
中間評価	内部			2 ^㉛
	外部			2
事後評価	内部		7 ^㉜	1 ^㉝
	外部		7	1
追跡評価	内部			
	外部			

d 研究課題の評価と研究実績の関係

㉙・平成15年度事前評価10件に対し、平成16年度新規課題7件の差3件

国公募型2件(結果選外)、1件不採択となったことによる。

・内部評価と外部評価の差1件は不採択分を評価外としたことによる。

㉚・平成16年度事前評価2件に対し、平成17年度新規課題12件の差10件

10件は国公募型、民間からの委託分(15年度は国公募型を事前評価しているが、平成16年度から事前評価しないことに変

更している。)

- ・内部評価と外部評価の差 1 件は、不採択分を評価外としたことによる。

- ㉔ 平成 17 年度中間評価（内部・外部評価）2 件は、平成 15 年度に評価制度が開始されたことにより、平成 17 年度前年持越分のうち複数年度にわたる研究課題の 2 年経過分を評価したものである。
- ㉕ 平成 16 年度事後評価 7 件に対し、平成 15 年度完了課題 8 件の差 1 件
1 件は自然保護課からの依頼調査であり評価外としている。
- ㉖ 平成 17 年度事後評価 1 件に対し、平成 16 年度完了課題 5 件の差 4 件
4 件は林業機械化協会・林政課・林業薬剤協会からの委託・依頼であり評価対象外としている。

(イ) 評価制度の改善点

研究課題の評価は「林業指導センターの研究業務に関する内部評価規程」、「同実施要領」、「林業指導センターの研究業務に関する外部評価会議規程」に基づいて評価を行っている。改善点は下記のとおりである。

- ① 林業指導センターの研究業務に関する内部評価実施要領第 4 条（2）に、すべての試験研究課題を対象にするとあるが、国公募型、民間からの委託（受託）分が評価の対象外とされており対象外とするものを実施要領等に明確にする必要がある。
なお、受託研究については、どのような研究を受託研究として受入れるか等、林業指導センター自体の研究開発課題の領域との整合性を図って基準を作成し、その基準に従って受託研究を実施する必要がある。
- ② 事前、中間、事後評価の、評価の実施時期が定められていないので、評価規程及び実施要領において定める必要がある。
- ③ 追跡評価は評価制度が平成 15 年度に開始され、5 年経過後の平成 20 年度から予定しているとのことであるが、研究課題の完了後何年経過後に行うか、また評価項目、評価基準について実施要領などに明確に定める必要がある。
- ④ 事前評価したものについて外部評価に付していないものが平成 15 年度と平成 16 年度に 1 件ずつある。その理由は事前内部評価で不採択とされたためということであるが、どのような場合に外部評価に付さないのか、基準を評価規程に明示すべきである。
- ⑤ 評価の総合点数の結果により、どのように措置（研究課題の中止等）するか取扱いが定められていないので、措置の基準を明

- 確にする必要がある。
- ⑥ 一つの農家が、農業、林業、畜産の複数の業種を営んでいる場合があるが、農業技術の改良、鳥獣被害、農業被害など林業と関連があることを考慮し、試験研究の効率化の観点から、農業試験場、林業指導センター、畜産試験場の3つの機関の合同での評価の実施を検討する必要がある。(農業試験場、畜産試験場は合同で行っている。)
- ⑦ 外部評価結果は、主管課である森林企画課、農林事務所森林部等には公表しているが、県民に対して評価結果を広く公表することを検討する必要がある。

イ 林業研修について

(ア) 研修業務の過去3年間の実績は次のとおりである。

年 度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
研修項目数(回)	27	23	24
林業担い手研修	14	12	13
森林・林業指導者研修	13	11	11
実施回数(回)	37	35	37
林業担い手研修	24	22	25
森林・林業指導者研修	13	13	12
延日数(日)	173	163	173
林業担い手研修	142	137	148
森林・林業指導者研修	27	26	25
延人員(人)	2,120	1,995	2,191
林業担い手研修	1,805	1,669	1,787
森林・林業指導者研修	315	326	404

(イ) 研修業務の在り方について

- a 林業指導センターでは、地域における林業後継者・森林整備の担い手の育成確保という県の行政課題に対処するため、森林作業に必要な資格・免許の取得を中心に林業全般にわたる知識・技術の習得を広く図ることができる系統建てた研修を実施している。

養成(資格取得)した研修生の70%以上が森林組合の役職員や、作業班員等として従事している。また、労働安全資格免許関係の研修により、平成18年4月1日現在で延べ4,980人が資格を取得している。

無資格での森林作業への就業は労働安全衛生法違反となり、林業従事には免許を取得することが必要であり、林業架線作業主任者の免許は法令の規定により林業指導センターでの研修が不可欠となっている。

他の資格については、林業指導センター以外の労働局登録の教

習機関が 18 機関（民間）あることから、それぞれの資格を取得することは可能である。

しかし、民間の機関での受講は、経費負担が大きくなること、また、単発的な資格の取得では、トータル的な林業の従事に必要な知識が体得できないこと等の問題がある。

b 研修業務の役割について

上記の状況から、林業指導センターの行う研修業務は林業従事者の担い手を育成確保するために必要であり、貢献もしているが、研修業務について民間委託を活用するなど、効率的・効果的な研修方法の検討が必要である。

なお、「最終案」において研修業務の在り方が示されており、森林づくりを支える担い手育成のための研修業務の効果的・効率的な在り方・実施方法について検討し、平成 19 年度に方向性を明示することとしている。

ウ 緑化種苗業務について

(ア) 林木育種事業

a 林木育種園概要

林木育種園は、スギ、ヒノキの精英樹の種子、苗を供給しており、むつみ林木育種園（スギ・ヒノキ・マツ）、美東林木育種園（ヒノキ）がある。美東林木育種園は借地であり、平成 28 年には美東町に返還する予定になっている。

b 林木育種園の現状利用面積と改良後の利用面積

(単位：ha)

	現状	改良後	備考
ヒノキ採種園	5.30	7.50	
	5.52	0	美東林木育種園
スギ採種園	2.73	2.00	
アカマツ採種園	0.50	1.00	
クロマツ採種園	0.50	1.00	
スギ採穂園	1.53	0.87	
その他（廃止を含む）	20.15	18.34	
計	30.71	30.71	
	5.52	0	美東林木育種園

改良後の面積は、林業指導センター作成の林木育種園改善整備計画によるものである。

むつみ林木育種園の面積は 30.71ha であり、そのうち改良後の利用状況の見通しでは、採種園・採穂園で使用する面積が約 12ha で残りの 18ha は利用されないまま放置された状態となる。（現状

は約 20ha)

放置された場所の利用は現状では予定されていないが、同地は萩市むつみ地域の伏馬山の中腹に当たり、景観の問題もあり、早急に有効利用の検討が必要である。

c 改善点

林業用種子の需要は減少しており、しかも林木育種園の管理費は経費削減により厳しくなっていることから、育種園の適正規模の検討を行う必要がある。また育種園の管理については、森林作業が行える地元業者に業務委託しているが、断幹・整枝・剪定などの作業については、種子採取と合わせ、整枝・剪定を行うなど省力的管理方法の検討を行う必要がある。その他管理経費の節減対策として、下刈りの代わりに放牧を行うための林間放牧実証試験を実施しているが、結果が良好な場合には、下刈りの代わりに採用することが考えられており、山口型放牧を行っている畜産試験場との連携をより進めることも必要である。

美東育種園は現在事業を行っていない状況で、職員が年 4 回程度現地の状況を巡視する程度である。借地契約期限はあるものの、美東町へ返還できないか検討する必要がある。

なお、「最終案」では、林木育種園は縮小を図り、美東林木育種園については廃止することとしている。

(イ) 環境緑化園における緑化樹生産及びモデル展示園

a 概要

環境緑化園では、公共、公益施設緑化のための緑化樹の苗木生産と生活環境緑化のモデル展示及び技術研修施設を行っている。

b 管理業務

環境緑化園は管理運営予算の削減や、現業職員 1 名が長年にわたり管理や緑化樹の増殖などの業務を行っており、後継者の養成の問題がある等、維持管理が困難な状況になっている。なお、環境緑化園の年間管理経費は、現業職及び日々雇用の人件費が約 1,300 万円、需用費が 100 万円の約 1,400 万円程度要しているとのことである。

c 改善点

環境緑化園については、最近の環境に対する県民の意識の高まり等を踏まえて、緑化樹生産の位置づけ、緑化研修を含めた展示林の活用、市町村との役割分担等の方針を明確に示した上で、その在り方を検討すべきである。

その方針のもとに、県管理の継続、外部への管理委託等の管理運営方法についての検討を行う必要がある。

なお、「最終案」では、環境緑化園の在り方について、平成 19 年度に方向性を明示することが示されている。

(2) 連携による業務の効率化・品質向上について

研究内容の高度化、研究機器の効率的利用、共同研究の効率的推進を図るため、国の機関や他県との連携を深めている。

山口大学とは林業部会で2研究課題について共同研究を行っている。同大学には「森林・林業」関係の学科がなく、共同研究のテーマが絞られるという面があるが、山口大学と連携研究に関する覚書が締結され、共同研究ルールも確立されており、共同研究への取組みをより発展させ、その成果を県民に還元できるように努める必要がある。

公募型の研究に効率的に取り組むための関係機関との連携の必要性は、外部研究資金の財源確保の観点の箇所に記載している。

(3) 人材育成による業務品質の確保・向上について

人材育成の基本方針は定められていないが、研究等が高度化・細分化することへの対応として、技術系職員の質を高めるため、独立行政法人森林総合研究所の研修がある。

また、平成18年度以降5年間で退職者は2名であり、技術継承のための緊急の対応は必要ないが、次のような方策を実施している。

一つの研究を生産利用グループ及び森林環境グループのグループ別を実施し、かつグループ単位の中でも複数人で実施し、情報の共有化を図っている。

3年～5年程度で行われる人事異動や退職者に備えて、組織として研究開発技術の質の低下を来たすことなく、円滑に継承できるように工夫している。

今後は、人材育成の基本方針等を作成し、その方針に基づいて人材育成を計画的に進める必要がある。

(4) 外部研究資金の導入による財源確保について

ア 平成17年度の外部研究資金の受入の状況は次のとおりである。

(金額単位：千円)

区 分	件 数	金 額
競争的資金	2 件	8,345
受託研究	6 件	4,290
合計	8 件	12,635

イ 競争的資金の獲得は研究費の財源獲得のために必要であるが、応募及び採択の状況について、林業指導センターが調査していたデータをみると厳しい状況にある。

平成 17 年度の先端技術を活用した農林水産研究高度化事業の応募及び採択の状況

区 分	応募件数 a	ヒアリング数	採択数 b	採択率 b/a	採択割合
全国領域設定型一般型	4	4	3	75%	4%
全国領域設定型リスク管理型	26	25	18	69%	21%
地方領域設定型	17	14	11	65%	13%
独創的現場シーズ活用型	11	3	1	9%	1%
地域競争型	118	30	11	9%	13%
広域ニーズ・シーズ対応型	223	75	36	16%	43%
府省連携型	48	13	4	8%	5%
合 計	447	164	84	19%	100%
(前年)	(483)	(157)	(83)	(17)	
(再掲) 公立試験研究機関	132(575)		25(124)	19(22)%	30%

注：() は中核機関と共同機関を含む延べ数 うち 2 件は林業指導センター

上記表の採択率をみると、競争的資金の導入は大変厳しいものがあり、企画力や独創性等の高度な能力を有する人材を配置する必要がある。

競争的資金の採択率の低さなどから、効率的に取り組む必要があり、その対応として、林業指導センターでは、関西地区林業試験研究機関連絡会議や各種学会等へ参加し、情報交換・情報収集を行っている。ただし、留意を要するのは、外部資金の導入を得ることが目的となり、本来果たすべき試験研究業務が阻害されることのないよう、外部研究資金の導入に関する基本方針を明文化し、その方針に照らして研究目的をチェックするなどの体制を整備することが必要である。

ウ 受託研究

アに記載したとおり、受託研究による外部研究資金の獲得の実績はあるが、受託された研究を受入れるかどうか等の基本方針は明文化されていない。

受託に当たっては、①公共性があり、研究成果が本県の森林・林業振興に資する内容であること、②林業指導センターの技術・能力等に対応でき、責任ある試験の成果、調査結果の回答ができる内容であること、③現在または将来的に林業指導センターの研究課題と相乗効果があること、④本来の研究業務に支障が生じないこと等を審査して決定しているということであり、判断基準の明文化が必要である。

(5) 林業指導センターの役割遂行について

近年、森林・林業を取り巻く環境は厳しく、木材生産の振興を主体とした政策から、森林の多面的機能の持続的発揮へと政策転換が図られるなど、森林・林業振興において行政の果たす役割は一層重要になってお

り、その行政施策を遂行する林業指導センターの役割も高まってきている。

林業指導センターの研究は、経済的、数値的価値を見出しにくいものを対象としているが、県民の森林に対する期待を把握し、その要望に的確に対応するために総合的な指導機関として諸施策を推進する必要がある。

なお、研究成果の具体的なものとしては、県内山地植栽に必要なスギ・ヒノキ・マツ苗木生産用種子を100%供給していること、公共施設への緑化樹の提供、緑の相談、各種研修の実施がある。また技術支援や相談などがあるが、その内容については、県民の理解を得るためにホームページ等で公表するとともに、県民の声を積極的に受入れ、林業指導センターの業務等の在り方に反映させることも必要である。

第8 山口県水産研究センター

1 概要

(1) 設置

山口県水産研究センターは、山口県水産研究センター条例（昭和 39 年山口県条例第 43 号）に基づいて設置され、水産に関する試験、研究等を行い、水産に関する技術の向上を図ることを目的としている。

(2) 所在地

外海研究部 長門市仙崎 2861-3

内海研究部 山口市秋穂二島 437-77

ホームページアドレス

<http://www.uminari.pref.yamaguchi.jp/>

(3) 沿革

明治 33 年 4 月 山口県水産試験場を大津郡仙崎町に設立

大正 13 年 1 月 瀬戸内海分場を佐波郡防府市三田尻に開場

昭和 26 年 機構改革により山口県外海水産試験場、山口県内海水産試験場と改称し、外海水産試験場を改革。内海水産試験場を山口市秋穂二島へ新築移転

昭和 47 年 5 月 外海水産試験場を現在地（長門市仙崎大泊）に新築移転

昭和 54 年 6 月 内海水産試験場を現在地（山口市秋穂二島）に新築移転

平成 11 年 4 月 外海水産試験場、内海水産試験場を統合し、山口県水産研究センターに改組し現在に至る

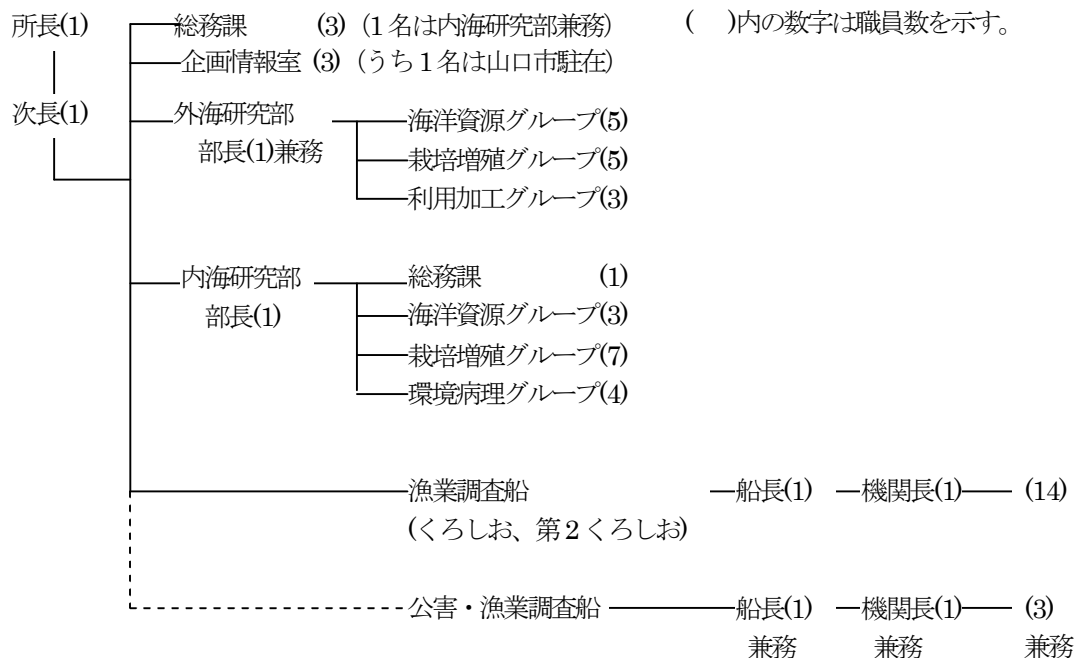
(4) 業務

- ① 水産に関する試験及び研究に関すること
- ② 水産に関する調査・分析及び鑑定に関すること
- ③ 水産に関する技術開発に関すること
- ④ 水産に関する技術指導及び経営指導に関すること

(5) 組織

正規職員総数：53人（平成18年4月1日現在）

組織：



(平成17年度の正規職員数は、平成18年度より2名多く55人(うち1名組合専従)である。)

(6) 職員の状況

① 職種区分別の人数及び人件費額の推移

(単位：千円、人)

区分	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
行政職(金額)	52,623	51,366	51,130	45,777	48,170
(人数)	6	6	7	6	6
1人当たり人件費	8,771	8,561	7,304	7,630	8,028
海事職(金額)	101,225	97,824	97,688	97,422	98,302
(人数)	16	16	16	16	16
1人当たり人件費	6,327	6,114	6,106	6,089	6,144
研究職(金額)	224,657	206,369	198,856	202,705	200,002
(人数)	27	26	26	27	26
1人当たり人件費	8,321	7,937	7,648	7,508	7,692
現業職(金額)	36,445	37,126	37,022	32,893	34,517
(人数)	7	7	7	6	6
1人当たり人件費	5,206	5,304	5,289	5,482	5,753
共済費(正規職員)	50,573	47,882	47,289	47,984	48,836
正規職員計(金額)	465,523	440,567	431,985	426,781	429,827
(人数)	56	55	56	55	54

1人当たり人件費	8,313	8,010	7,714	7,760	7,960
非常勤職員(金額)	5,816	5,703	5,661	5,630	5,630
(人数)	2	2	2	2	2
その他(金額)	22,271	20,227	17,627	20,230	19,215
共済費(非常勤・臨時等)	1,474	1,499	1,394	1,325	1,448
非常勤・臨時等計(金額)	29,561	27,429	24,682	27,185	26,293
合計(金額)	495,084	467,996	456,667	453,966	456,120

② 正規職員の年齢別構成の比較（平成13年度と平成17年度）

（単位：人、歳）

	60代以上	50代	40代	30代	20代	合計	平均年齢
平成13年度	1	23	6	16	10	56	42.8
平成17年度	0	20	8	20	6	54	42.8

正規職員の平均年齢は変わらない。

(7) 主要施設の状況

外海研究部

種別	区分	面積(m ²)	種別	区分	面積(m ²)
土	庁舎敷	22,056.42	建	本館	1,491.65
	港湾敷	1,671.00		実験棟	262.60
	池沼	1,338.00		飼育研究棟	289.64
	雑種敷	132.00		飼育貯水棟	126.36
	水路敷	207.00		電気室	51.04
	公舎敷	1,786.10		採苗棟	302.00
地				第一、第二飼育棟	533.75
				機械棟	132.00
				海水貯水棟兼倉庫	175.88
				バイオテクノロジー研究棟	226.00
				水産加工技術センター	276.00
				場長・職員公舎及び倉庫	338.50
				その他	253.42
	合計	27,190.52		合計	4,458.84

内海研究部

種別	区分	面積(m ²)	種別	区分	面積(m ²)
土	庁舎敷	21,520.55	建	本館棟	1,379.64
	〃	13,607.00		生物飼育実験棟	462.25
	公衆用道路敷	1,058.00		濾過水槽棟	282.62
	護岸敷	187.00		機械棟	55.59
	堤防敷	2,885.00		生物飼育管理棟	367.50
	用悪水路	497.00		中型水槽	263.51
地	養魚施設用地	16,844.00		病理研究棟	159.25
				その他	258.52
	合計	56,598.55		合計	3,228.88

(8) 財務の状況

(単位：千円)

項目		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
収入						
	使用料	17	17	17	16	16
	預金利子	0	0	0	0	0
	雑入	47	47	146	124	88
	小計	64	64	163	140	104
当センター以外の調定分		61,612	50,794	46,414	48,378	46,946
収入合計		61,676	50,858	46,577	48,518	47,050
支出						
	報酬	5,816	5,703	5,661	5,630	5,630
	共済費	1,474	1,499	1,394	1,325	1,448
	賃金	22,091	20,227	17,627	20,230	19,215
	報償費	2,329	2,194	2,518	2,349	2,098
	旅費	16,294	15,301	14,720	11,586	11,873
	需用費	87,361	74,003	94,488	77,656	114,383
	一般需用費	83,046	69,679	90,185	73,353	110,080
	食糧費	4,314	4,325	4,303	4,303	4,303
	役務費	3,687	3,603	3,188	3,321	3,246
	委託料	11,979	12,125	7,918	14,357	11,216
	使用料及び賃借料	11,971	6,848	6,066	9,744	5,308
	工事請負費	7,855	6,046	4,267	15,358	1,940
	備品購入費	725	4,099	410	4,630	942
	負担金補助及び交付金	239	208	151	190	155
	補償補填及び賠償金	0	0	420	147	0
	小計	171,820	151,857	158,828	166,523	177,454
正規職員人件費		465,523	440,567	431,985	426,781	429,827
支出合計		637,343	592,424	590,813	593,304	607,281
収支差額		△ 575,667	△ 541,566	△ 544,236	△ 544,786	△ 560,231

※ 収支差額のマイナス金額は、県の財政負担額である。

2 監査結果

山口県水産研究センター（以下「水産研究センター」という。）の財務事務は、以下の指摘事項の部分を除き、総合的には関係法令等に基づき、概ね適正に処理されていると認められる。

なお、監査結果に関連する意見を含めて記載している。

(1) 収入に関する財務事務

ア 使用料

(ア) 概要

電柱・支線などの設置に係る土地使用、自動販売機設置に係る建物使用などの行政財産使用料がある。

(イ) 監査手続

行政財産使用許可申請書を閲覧し、調定票、領収書（控）、調定収納状況一覧表を照合した。また使用料金額について使手条例等と照合した。

(ウ) 監査結果

特記すべき事項はなかった。

イ 雑入

(ア) 概要

主なものは行政財産の使用許可をしている自動販売機の光熱水費の実費徴収分である。

(イ) 監査手続

調定票と調定収納状況一覧表を照合した。

(ウ) 監査結果

特記すべき事項はなかった。

ウ 本庁で調定した収入

(ア) 概要

主な内容は以下のとおりである。

事業名	金額（千円）
資源評価調査事業（外海研究部）	13,362
資源評価調査事業（内海研究部）	5,635
間伐材魚礁調査事業	4,540
広域資源増大緊急モデル事業	23,094

(イ) 監査手続

国庫補助金については、交付申請書、交付決定通知書、実績報告書、確定通知書などを閲覧した。

受託事業収入については、申込書類、決裁書類、成果報告書などを閲覧、照合した。

(ウ) 監査結果
特記すべき事項はなかった。

(2) 歳出に関する財務事務

ア 報酬

(ア) 監査手続

非常勤嘱託職員に関する人事異動通知書、勤務実績簿、給与支給明細書と照合し、書類の不備、不整合の有無を確認した。

(イ) 監査結果

書類の不備及び不整合はなく、計算の正確性、合規性について特記すべき事項はなかった。

イ 共済費

(ア) 監査手続

平成 17 年度 3 月計上分について支出調書、証憑書類、資金前渡精算書と照合した。

(イ) 監査結果

書類の不備及び不整合はなく、計算の正確性、合規性について特記すべき事項はなかった。

ウ 報償費

(ア) 監査手続

支出伺より任意に抽出し、実績報告書、支出伺、支出票の保管状況及び資料間の整合性を確認した。また、支出負担行為支出票の合計額と歳出決算額調とを照合し、データの正当性及び入力 of 正確性を確認した。

(イ) 監査結果

書類の不備及び不整合はなく、計算の正確性、合規性について特記すべき事項はなかった。

エ 旅費

(ア) 監査手続

平成 17 年度 3 月計上分について支出負担行為・支出票、旅費請求書、旅費精算書、赴任証明書、住民票を照合した。

(イ) 監査結果

書類の不備及び不整合はなく、計算の正確性、合規性について特記すべき事項はなかった。

(ウ) 海事職の出航等にかかる日額旅費に係る意見

水産研究センターにおける海事職（船員）の出航等にかかる日額旅費は、山口県職員日額旅費支給規則第 4 条（昭和 45 年制定）の

規定により、「目的地が定けい港から5海里以遠の区域内の箇所である旅行の場合」に該当するため、1日当たり1,350円が支給されている。

平成17年度の海事職員は16名で日額旅費総支給額は1,195,290円であり、1人平均の日額旅費は74,706円で、1人平均の出航日数は55.3日である。

この日額旅費は上記の場合に支給されているが、出航は海事職員にとっては本来業務であり、また、海事職給料表が行政職給料表より高いのは、出航業務が考慮されていると考え、別途日額旅費を支給することに合理的な理由があるのか疑問である。

県は、平成18年度において特殊勤務手当について見直しを行い、多くを廃止しているが、その理由として、特殊勤務手当の対象業務の特殊性がうすく、本来業務として当然なすべきものという判断をしている。したがって、海事職（船員）の出航等にかかる日額旅費についても、廃止について検討する必要がある。

オ 食糧費

(ア) 概要

食糧費は、水産研究センターの海事職員への賄材料費である。平成17年度の食糧費は4,302,513円であり、1人平均268,900円である。

食糧費が支給される船舶くろしおは総トン数119トンであり、船員法が適用される総トン数30トン以上に該当している。

船員法第80条では、「船舶所有者は、船員の乗船中、国土交通省令の定めるところにより、これに食糧を支給しなければならない。」旨定められている。

(イ) 監査手続

支出負担行為・支出票から任意に抽出し、請求書と照合した。

(ウ) 監査結果

書類の不備及び不整合はなく、計算の正確性、合規性について特記すべき事項はなかった。

(エ) 食材の購入の経済性に係る意見

毎月1回食材を購入しているが、その都度適当な業者を食材ごとに選定しており、毎月の購入実績をみると業者は、ほぼ固定している。市場価格の変動のある食材については、現状の購入方法の妥当性はある。しかし、市場価格の安定した食材については複数の業者から見積書を取り、一定期間の単価契約をすることにより食糧費を削減することを、経済性の観点から検討すべきである。

カ 役務費

(ア) 監査手続

支出負担行為・支出票から任意に抽出し、証憑書類、請求書、資金前渡精算書の保管状況及び資料間の整合性を確認した。

(イ) 監査結果

書類の不備及び不整合はなく、計算の正確性、合規性について特記すべき事項はなかった。

キ 使用料及び賃借料

(ア) 監査手続

支出負担行為・支出票から任意に抽出し、契約書及び請求書の保管状況及び資料間の整合性を確認した。

(イ) 監査結果

書類の不備及び不整合はなく、計算の正確性、合規性について特記すべき事項はなかった。

(3) 業務委託契約等に関する財務事務

ア 概要

(ア) 外海研究部

平成 17 年度の契約金額が 300 千円以上の定型的な業務委託契約について過去 5 年間の推移は次のとおりである。

(単位：千円、%)

業務名	年度	契約金額(a)	予定価格(b)	落札率(a/b)	委託先	備考
ポンプ保守 管理業務 (随意契約(1号))	平成13年度	157	425	37.0%	M社	
	平成14年度	204	210	97.5%	M社	
	平成15年度	189	204	92.3%	M社	
	平成16年度	493	493	100.0%	M社	
	平成17年度	309	493	62.7%	M社	
自家用電気工作物 保安全管理業務 (随意契約(2号))	平成13年度	420	420	100.0%	C社	
	平成14年度	420	420	100.0%	C社	
	平成15年度	399	420	95.0%	C社	
	平成16年度	399	399	100.0%	C社	
庁舎警備業務 (随意契約(6号))	平成13年度	1,183	1,183	100.0%	S社	
	平成14年度	1,183	1,183	100.0%	S社	
	平成15年度	1,005	1,064	94.4%	S社	
	平成16年度	567	603	94.0%	S社	
	平成17年度	567	567	100.0%	S社	
庁舎清掃業務 (随意契約(1号))	平成13年度	793	793	100.0%	N社	
	平成14年度	788	793	99.4%	N社	
	平成15年度	672	696	96.5%	N社	

	平成16年度	672	696	96.5%	N社	
	平成17年度	672	696	96.5%	N社	

(イ) 内海研究部

平成17年度の契約金額が300千円以上の定型的な業務委託契約について過去5年間の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

業務名	年度	契約金額(a)	予定価格(b)	落札率(a/b)	委託先	備考
庁舎警備業務 (随意契約(6号))	平成13年度	1,061	1,062	99.9%	S社	
	平成14年度	1,061	1,061	100.0%	S社	
	平成15年度	1,061	1,061	100.0%	S社	
	平成16年度	856	880	97.3%	S社	
	平成17年度	856	856	100.0%	S社	
庁舎清掃業務 (随意契約(1号))	平成13年度	913	932	98.0%	M社	
	平成14年度	913	932	98.0%	M社	
	平成15年度	447	942	47.5%	C社	
	平成16年度	551	772	71.4%	C社	
	平成17年度	518	583	88.9%	C社	

イ 監査手続

業務委託契約、営繕工事等に係る契約について、会計規則に従い、指名競争入札、随意契約が適切に行われているか、執行伺、契約締結伺、決議書等により各手続の執行状況、契約形態の適正性について検証した。

ウ 監査結果

委託契約については、特記すべき事項はなかった。

(4) 物品購入契約に係る財務事務

ア 監査手続

物品の購入契約について、会計規則に従い、指名競争入札、随意契約等が適切に行われているか、また、物品規則に従って購入手続が行われているか検証した。

イ 監査結果

物品の購入契約及び手続については、会計規則等に従って行われており、特記すべき事項はなかった。

(5) 知的財産権に関する財務事務

ア 概要

水産研究センターは、外海研究部と内海研究部とに分かれている。

当センターの業務の内容から、知的財産権を取得できる研究は数少ない。過去 10 年間で特許権の出願が 1 件あるが、それは「産業廃棄物リサイクル（廃油と鋸屑の固形燃料）」であった。研究は、県を含め 3 者の共同研究であったが、同様のものが既に他で開発されており共同研究者の事業化が難しいことから、定められた期間内に審査請求を行わず、取り下げとなっている。

したがって、水産研究センターでは、現在、知的財産権の出願及び取得の実績はない。

（6）公有財産管理

ア 監査手続

（ア）公有財産台帳の閲覧、また関係者に質問することにより、実地調査が行われているかどうか確認した。

（イ）登記簿謄本等との照合及び必要に応じて現地の視察及び実地調査を行った。

イ 監査結果

（ア）土地について

外海研究部の公舎敷地（面積 1,786.10 m²）について、公有財産台帳上の取得年月日と登記簿謄本上のそれが相違している。台帳上の記載誤りである。（昭和 46 年 3 月 25 日のところ、昭和 50 年 3 月 28 日と記載している）

（イ）工作物について

内海研究部の敷地内にある第二飼育棟は、現在、公有財産台帳上は建物に整理分類されているが、建物とは屋根及び周壁を有するものと不動産登記法等で定義されているため、正しくは工作物として台帳を整理すべきである。

ウ 意見

（ア）未利用土地について

外海研究部の庁舎敷地の一部に未利用となっている土地がある。敷地面積約 2,500 m²で、固定資産税評価額は約 49 百万円で、外海水産試験場（当時）の施設全体の配置を計画した段階では、この土地にアワビの種苗の生産及び中間飼育施設を建設する予定であったが、この計画は中止となった。今後の研究課題によっては、この土地の利用も考えられ、処分することは適当ではないとのことではあるが、現在、具体的な研究課題はなく、今後、具体的な研究課題が出現したとしても、現在ある施設で研究を行う可能性を検討し、土地の処分等の問題に対応する必要がある。併せて、当初の全体の配置計画は妥当であったのか分析し、今後の施設建設計画の際の指

針にすることも必要である。

(イ) 建物について

未入居の場長公舎、職員公舎 2 棟について

場長公舎（面積 78.04 m²）及び職員公舎 2 棟（面積約 109.08 m²）は、老朽化により平成 5 年から入居がなく、しかも、維持補修していないことから、老朽化は更に進行している。今後も入居は考えられず、居住するためには改装費用がかかり、しかも火災保険や所在市町村交付金などの維持費も発生していることから、解体すべきであるとする。

(7) 物品管理

ア 監査手続

(ア) 物品の維持管理について、管理簿の作成状況、物品標示票の貼付状況と現物との関係を確認した。

(イ) 試験研究機器については、研究課題との関連で効率的に使用されているか、遊休機器、不用物品、未使用物品は適切に管理されているかを確認した。

(ウ) 物品の廃棄等の手続きが適切かどうか検証した。

イ 監査結果

(ア) 物品の現物確認について

第二くろしおに積載している研究用機器（遠隔操作無人探査機 1 台）については海中で使用するため、物品標示票が消えて読めず、管理簿との一致が確認できなかった。第三者にも確認ができる工夫が必要である。

(イ) 廃棄手続

a 遊休機器の不用の決定の漏れ

指定物品のうち次の機器は遊休状態にあり、今後も使用見込みがなく、不用の決定が漏れているものがあった。

浅海用測定器他 6 件 取得時期 昭和 52 年度から昭和 60 年度
取得金額計 21,662 千円

b 和船 1 艇は、指定物品不用決定の承認はされているが、処分の手続が進められていないままの状態の水産研究センターに保管されていた。

ウ 意見

(ア) 小型船の付保について

くろしお及び第二くろしおについては、漁船保険に加入しているが、しおかぜについては、船舶の規模が小さく事故の危険性が少ないことから、自賠償に相当するものも含めて、現在は付保の対象と

していない。しかし、年間稼働日数も多く、活動範囲も広がっていることから、早急に付保の検討をする必要がある。

(イ) 借入品について

借入品については、物品規則では物品標示票の貼付は定めていないが、他と明確に区分するために、業者にリース物件であることのシールを貼付させることを検討する必要がある。

(ウ) 試験研究用機器の導入方法について

機器の導入に当たり、購入かリースかなどの明文化された判断基準はない。また、現に経済性の比較・検討も行われておらず、検討の対象とした機器について直ちにリースによる導入と結論づけている。これは、毎年の予算が厳しく、高額な備品購入を控えているということである。現在、リースによる機器の導入を行っているということであるが、地方公共団体は営利企業と異なり、法人税の節税効果がなく、購入価額とリース料支払総額（保守料を含む）の比較を行った場合、コスト面でリースの方が必ずしも有利とはいえ、経済性の観点から検討が必要である。予算への対応は研究課題の重点化を図り機器の中期的な整備計画を立案し、必要な機器の導入が可能となるような方法を検討する必要がある。

(エ) 試験研究用機器の使用状況の管理について

機器の使用状況の記録について、グループ別には以下の状況である。

a 栽培増殖グループは使用記録簿は全く作成していない。

利用加工グループは指定物品について使用記録簿を作成している。

海洋資源グループは使用記録簿としては作成していないが、調査記録により把握できる。

指定物品については、年間の使用実績を把握し、将来の機器の整備計画に活用するためにも、使用に関する記録簿の作成が必要である。

b 機器の利用に関し、事前の目標値の設定が必要なことは、試験研究機関全体に関連することであり、全体の監査結果に関連する意見の箇所に記載している。

(8) 毒物・劇物の管理に関する財務事務

ア 概要

水産研究センターでは、各種の調査研究等を行う中で、必要な薬品を購入、保管している。業務の内容から、毒物・劇物も使用されることから、適切な管理が求められる。

イ 監査手続

毒物・劇物の購入から保管、使用、処分及び点検について、管理状況を検証した。具体的には、薬品出納簿を通査、薬品の保管状況の視察、薬品使用簿と現物との照合、薬品の点検状況の確認を行った。照合に当たっては、各資料を通査の上、任意にサンプルを抽出した。

ウ 監査結果

(ア) 外海研究部

- a 毒物・劇物を含め、薬品の取扱いについて、手引き・要領等が作成されていない。また、廃液の取扱いについても同様である。適切な管理を継続的に行うためには、取扱いについて文書化し標準化することが必要である。
- b 薬品について、年1回点検を行っているとのことであるが、薬品使用簿に点検の記載がなかった。
- c 栽培増殖グループにおいては、ホルマリン原液2本が薬品使用簿に記載されていなかった。
- d 利用加工グループにおいては、毒物であるアジ化ナトリウム2本 199gを保管しているが今後使用される予定はなく、不用薬品となっている。平成15年度に不用薬品として処分対象としたが、廃棄物業者が引き取れないとのことで、そのまま残っている。早期に処分の検討が必要である。

(イ) 内海研究部

- a 環境病理グループでは、毒物及び劇物についての取扱要領があるが、他のグループは整備しておらず、グループにより対応が異なっている。また、当該取扱要領において、保管庫の整備や保管方法、その他点検の報告について検討が必要である。
- b 薬品を保管する棚に毒物・劇物の表示のないものがあつた。定められた表示をする必要がある。
- c キシレンについて、購入時に出納員が記載する薬品出納簿では受入日は12月21日の日付であるが、薬品使用簿の受入日は12月12日と日付が逆転している。

エ 意見

(ア) 毒物・劇物の数量の把握方法について

a 外海研究部

海洋資源グループにおいては、2種類の薬品について薬品使用簿の残量の記載が中味の数量となっていることから、現物との照合ができない。薬品使用簿には、風袋込みの数量で記載し管理する必要がある。

b 内海研究部

ホルマリンについて、薬品使用簿の記載が風袋込みではなく中味の数量で記載されていたので、数量について、薬品使用簿と現物との照合ができなかった。風袋込みで記載する必要がある。

(イ) 長期間未使用の薬品

亜セレン酸、二酸化セレン、オスミウム酸等、長期間使用していない薬品がある。必要性について検討し、不用な薬品は処分することが必要である。

(9) その他

ア 郵便切手等について

(ア) 監査手続

郵便切手等について、実査を行った。また、年度末近くの購入の有無や使用枚数と購入数量との関係など、経済性を考慮した購入を行っているかを確認した。

(イ) 監査結果

照合した結果、特記すべき事項はなかった。

イ 現金管理について

(ア) 監査手続

現金出納簿を閲覧し、必要に応じて調定票、調定収納状況一覧表と照合した。

(イ) 監査結果

照合の結果、特記すべき事項はなかった。

3 組織及び運営に関する意見

水産研究センターの組織及び運営の合理化に資すると考える事項を意見として記載している。その内容は以下のとおりである。

(1) 業務の現状と改善点

ア 調査研究について

(ア) 研究及び評価制度

a 研究課題の主要なものは次のとおりである。

- (a) 水産資源培養管理技術に関する調査研究
- (b) 漁場環境、漁場造成に関する調査研究
- (c) 漁場保全に関する調査研究
- (d) 水産利用加工に関する研究
- (e) 資源管理に関する試験研究
- (f) 増養殖技術・栽培漁業に関する調査研究
- (g) 魚病に関する調査研究

b 研究実績の推移表

(単位：件)

年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	
	事業数	事業数	事業数	研究課題数
前年継続(A、完了含む)	35 ^b	36 ^c	36	
新規(B)	9 ^b	5 ^a ^c	5 ^d	49
完了(C)	8 ^c	5 ^f	4	10
中止				
休止				
課題統合による減				
次年度に継続(A+B-C)	36	36	37	

c 研究課題の評価の実施状況 (平成 15, 16 年度は事業での評価)

(単位：件)

		平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
事前評価	内部	3 ^a	3 ^d	6
	外部	3	3	6
中間評価	内部	37 ^b	37 ^c	10
	外部	37	37	10
実績評価	内部	8 ^c	5 ^f	10
	外部	8	5	10
追跡評価	内部	0	0	0
	外部	0	0	0

注 平成 17 年度から事業ごとによる評価から研究課題ごとの評価に代えている。

d 研究課題の評価と研究実績の関係

① 平成 15 年度の事前評価 3 件は、平成 16 年度新規事業 5 事業のうち 3 事業のみ評価を行った。2 事業は採択が遅れたため評価に間

に合わず評価の対象外となった。

㊦ 平成 15 年度の中間評価 37 件の中には 1 事業を 2 課題に分けて評価を受けたもの（内水面）があった。このため、

中間評価数＝前年継続(35)－完了(8)＋新規(9)＋1＝37 課題

㊧ 平成 15 年度の実績評価 8 件は、平成 15 年度の完了件数と一致

㊨ 平成 16 年度の事前評価 3 件は、平成 17 年度新規事業 5 事業のうち 3 事業のみ評価を行った。2 事業は採択が遅れたため評価に間に合わず評価の対象外となった。

㊩ 平成 16 年度の中間評価 37 件は 1 事業を 2 課題に分けて評価を受けたもの（内水面）があった。このため、

中間評価数＝前年継続(36)－完了(5)＋新規(5)＋1＝37 課題

㊪ 平成 16 年度の実績評価 5 件は平成 16 年度の完了件数と一致

(イ) 評価制度の見直し事項と改善点

平成 17 年度に「水産研究センター試験研究内部評価制度規程」、「水産研究センター外部評価規程」及び「水産研究センターの業務に関する内部評価実施要領」等の一部を改正し、評価制度の見直しを行っている。(実施は平成 18 年度から) これらの見直しに対する評価と検討を要する点は下記のとおりである。

a 評価対象

内部評価において予算上の「事業」を評価単位としていたが、1 つの事業等の中に複数の課題、内容が多く、事業名から内容が推測しがたいこと、また課題としての始期・終期設定が曖昧になっているため、個々のテーマごとに「研究課題」を設定し評価対象とすることにした。これらの変更は合理的と認められる。

b 評価スパン

新規に着手した年度中に中間評価をするなど、全事業について評価を行っていたが、中間評価は、研究着手後 2 年経過後に実施することにした。評価の効率性・有効性の観点から妥当な変更である。

c 評価スケジュール

従来は、事前・中間・実績評価を問わず一括して、内部評価は 2 月、外部評価は 3 月に実施していたが、これを事前評価は予算編成前の 9～10 月頃に、中間・実績の内部評価は年度末までに、外部評価は年度終了後の 5～6 月に実施することにした。実績評価について、当該年度の実績が十分整理されてから評価が実施でき、変更は合理的である。

上記の変更において、事前評価について外部評価が行われないこと、また外部評価では評価の対象が大課題とされている点について問題がある。水産研究センターでは、外部評価は「儲かる漁業」の推進の観点から研究課題が設定されているか、また進捗状況はどうか等は内部評価結果を行っているということで、外部評

価については大課題で評価しているということである。研究課題ごとの目標の達成度や研究成果の外部評価は行われていない。研究課題が多く、外部評価員の負担を少なくするという観点は理解できるが、個別の研究課題について緊急度、必要度等の観点から、外部評価を実施する等の検討が必要ではないかと思われる。

- d 追跡評価については、平成 17 年度現在は未実施であり、平成 18 年度以降に実施されることになっているが、評価規程や実施要領に定められていない。早急に評価項目及び評価基準を作成し、明文化の必要がある。
- e 評価要綱や要領において評価の実施時期を明文化する必要がある。

イ 技術指導等について

(ア) 現状

- a 過去 3 年間の技術相談・指導の件数の状況は次のとおりである。
(単位：件)

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
件数	26	92	82

技術指導 移動水産研究センター（漁業者への技術普及指導研修）
魚病研修会（対象：養殖業者、普及員、市町職員、公社職員）
赤潮研修会（対象：普及員、市町職員、公社職員）
水産加工技術研修（対象：漁協女性部、水産加工業者）

- b 業務の 95%以上が試験研究業務で、研修指導、技術指導が 4%、相談は 1%未満で、この割合は変化させる計画はなく、このような状況で推移する見通しである。

(イ) 改善点

技術指導・技術相談のデータベース化について

技術指導や技術相談を受けた事例等は、現状ではデータベース化していない。試験研究課題の選定や技術指導等の業務を効果的・効率的に実施するために、データベース化して、いつでも検索することができるようにしておく必要がある。

ウ 試験検査業務は行っていない。

(2) 連携による業務の効率化と品質向上について

ア 他の試験研究機関との連携

他の一次産業系試験研究機関との連携が考えられる分野としては、森川海の連携に係わる試験研究、食品加工、未利用資源の利用の分野があげられているが、実際に連携の実績は少ない。

今後は情報交換を密にして、食品の共同研究等、一次産業の試験研

究機関相互に関連するような研究課題について、連携を密にして、県民に研究成果が還元されるような対応が必要である。

イ 他県の試験研究機関との連携

過半数の課題で近隣各県水産研究センターと連携しており、大部分の課題で県漁協等の漁協、県漁連の協力を得て研究調査を実施している。

その理由は、水産動物は広域回遊魚が多く、その資源動向、資源管理、資源関係データ等の把握をするために、周辺県との情報交換、共同調査研究が効果的であるからである。また、放流魚の動向が広範囲に把握でき、近隣県を含めたより効果的な栽培漁業が可能になるなどの利点がある。

しかし、各機関の研究調査技術力、機器等に差がある場合、研究内容の調整が必要な場合があり、また県により共同研究予算が十分でない場合の財源の問題で調整を要すること等の課題があるが、問題点及びその解決方法等をデータベース化して、以後の共同研究や連携の障害の克服に利用するなどの対応をし、共同研究・連携のメリットを生かすように工夫する必要がある。

ウ 水産大学校等の教育機関との連携

平成 17 年度 11 課題で水産大学校、広島大学等の大学と連携し、調査研究を進めているが、各大学の得意とする研究分野及び保有する機器の情報を適時に把握し、より高度な専門的知識、調査技術や機器について指導・協力を得て、調査研究や技術開発研究が行えるようにする必要はある。

また外部研究資金の獲得をめざすためにも、国や大学等の研究動向の情報把握には、水産大学校等の教育機関と連携を取ることが必要である。

エ 民間企業等との連携

LED等の新技術、新素材等の水産技術への導入や漁業改良等の研究で連携している。新しい機器、技術の水産技術への応用が短期間で可能となることや、漁具改良等の研究は漁具製作に専門性が必要で、民間事業者との連携が不可欠な場合が多いが、特定民間企業と連携する場合、開発した技術の権利の帰属の問題や情報管理に留意する必要がある。

また県民へ貢献する技術開発かどうかの観点も必要である。

オ 行政機関（水産事務所等）との連携

漁業者や漁協の水産業に対するニーズの把握は、現場に近い水産事務所が担当することにより、効果的に把握できるということであり、

水産研究センターの調査においても協力を得ることにより十分な調査が行えるということである。

しかし、水産事務所の人員削減により、連携した調査体制が十分に取れない場合があるということが生じており、調査対象について重点的に行うなどの絞り込みが必要である。

(3) 人材育成による業務品質の確保・向上について

必要に応じて国の研究機関や大学等で研修を受講することにより、職員の資質の向上に努めているが、人材育成に関する基本方針を定め、その方針に従って計画的に人材育成を図る必要がある。

3年から5年での人事異動に対しては、研究課題を複数人で取り組むことにより対応している。また、技術の継承のための方策として定年退職者を嘱託として採用することを考えている。

技術・ノウハウの継承には5年程度要するというものであり、しかも個人の意識に依存する部分が強いということであるので、組織として技術・ノウハウ継承の方針・手続を明文化し、徹底する必要がある。

(4) 外部研究資金の導入による財源確保について

ア 平成17年度の外部研究資金の受入れの状況は次のとおりである。

(単位：千円、件)

区 分	件 数	金 額
国補助	23 件	27,634
国委託	6 件	18,997

イ 現状では、外部資金獲得のため、国や大学等の動向の把握や連携を取ることに努めている。今後は、外部研究資金の獲得は、研究のための財源確保の観点から積極的に取り組む必要があるが、そのためには、本来果たすべき試験研究業務が阻害されることのないように、外部研究資金導入に関する基本方針を定め、明文化して対応する必要がある。

(5) 水産研究センターの役割遂行について

水産研究センターの研究成果は、短期間で数値的に把握することは困難であり、漁業者や県民への貢献度を数値的に表すには、相当期間詳細な追跡調査を行い、データを蓄積する必要がある。このため移動水産研究センター等において成果の利用状況の聴き取りや漁業者の声を聴取している。

トラフグ、ヒラメ、アワビ等の放流効果調査結果は公表されており、漁業者は高い放流効果を認識している。

水産研究センターの業務の成果については、主として漁業関係者に関連するものが多く、漁業関係者以外の県民の関心のあるものが少ない。

今後の方向として、追跡評価を行い、その結果を公表する等して県民

に積極的に情報公開を行い、水産研究センターの県の水産業振興への貢献度の理解を得るようにする必要がある。そのためには、県民の声を受入れ、水産研究センターの業務等の在り方に反映させることも必要である。

包括外部監査の結果報告書（その2）

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

（1）監査テーマ

人材養成・職業訓練機関の財務事務について

（2）監査対象機関

山口県立農業大学校

山口県立衛生看護学院

山口県立萩看護学校

山口県立東部高等産業技術学校

山口県立西部高等産業技術学校

（3）監査対象期間

原則として平成17年度（必要と認めた場合過年度分を含む）

3 特定の事件（テーマ）として選定した理由

人口の減少傾向の中で、少子高齢化が進展し、団塊世代が退職時期を迎える2007年を控え、産業に従事する生産年齢（15歳～64歳）人口の減少や人材の流動化への対応等また人材の質の低下が懸念されている。

このような状況において、本県では5つの人材養成・職業訓練機関が設置されており、本県の各産業を担う人材養成の拠点として重要な役割を有している。また、その1のテーマと同様、その組織体制の在り方が山口県行政改革推進プラン（平成18年3月）において見直し対象とされており、人材養成・職業訓練機関における財務事務が、地方自治法第2条第14項及び第15項の趣旨に沿って執行されているか検討する必要があると判断し、テーマとして選定した。

4 外部監査の実施者

外部監査人	公認会計士	森永 敏夫
外部監査人補助者	公認会計士	水谷 芳昭
外部監査人補助者	公認会計士	小田 正幸
外部監査人補助者	公認会計士	田中 博之
外部監査人補助者	公認会計士	古林 照己
外部監査人補助者	公認会計士	神田 忠二郎
外部監査人補助者	事務所職員	中田 麻美

5 外部監査の方法

(1) 監査の着眼点

- ア 人材養成・職業訓練機関の管理運営は設置目的に従って法令、条例、規則等に基づき適正に運営されているか。
- イ 人材養成・職業訓練機関の管理運営は経済的、効率的に行われているか。また、組織及び運営の合理化に努めているか。
- ウ 収入事務（減免手続を含む）は適切に行われているか。
- エ 受益者負担は適切に行われているか。
- オ 人件費その他の支出事務は適切に行われているか。
- カ 委託料、備品購入費、需用費等の契約事務は適切に行われているか。
- キ 物品及び公有財産の維持管理は適切に行われているか。
- ク 現金管理は適切に行われているか。
- ケ 個人情報の保護等、ITの利用に伴うセキュリティの管理は適切に行われているか。
- コ 民間教育訓練機関や企業及び関係行政機関との連携が効果的に行われているか。

(2) 実施した主な監査手続

- ア 各人材養成・職業訓練機関の組織及び運営について、概要の聴取及び質問書に対する回答を得た内容を分析・評価
 - イ 各人材養成・職業訓練機関の財務事務に係る関係帳簿及び書類の閲覧・照合
 - ウ 各人材養成・職業訓練機関の施設の管理運営状況等の調査
 - エ 物品管理について、現場の管理状況の調査及び現物の実査
 - オ 契約事務について、随意契約、指名競争入札に係る契約内容聴取
 - カ 民間の企業等との連携の状況について聴取
- なお、必要と認めた場合、各監査項目の箇所に監査手続を記載している。

6 外部監査の実施期間

平成18年8月25日から平成19年2月28日まで

7 根拠法令の略称

本文中の法令の略称は次のとおりである。

地方自治法	「法」
地方自治法施行令	「令」
山口県会計規則	「会計規則」
山口県公有財産規則	「公有財産規則」
山口県物品規則	「物品規則」
地方公務員法	「地公法」
山口県使用料手数料条例	「使手条例」

8 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、私は地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

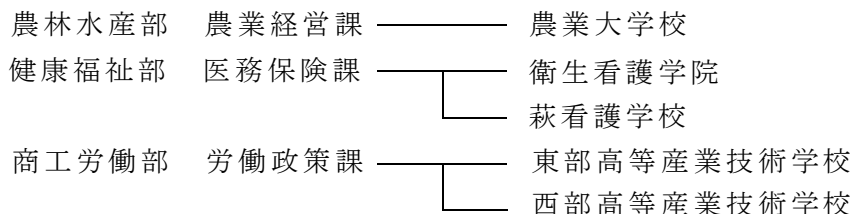
報告書中の表の金額は、端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

第2 人材養成・職業訓練機関全般

1 概要

(1) 人材養成・職業訓練機関の設置状況

人材養成・職業訓練機関は5つの機関が設置されており、その状況は次のとおりである。



(2) 人材養成・職業訓練機関の業務内容については、各人材養成・職業訓練機関の箇所に記載している。

(3) 人材養成・職業訓練機関全体の財務の概要（平成17年度）

（単位：千円）

項目	農業大学校	衛生看護学院	萩看護学校	東部高等産業 技術学校	西部高等産業 技術学校	計
収入						
使用料	2,434	24,949	15,350	259	193	43,185
手数料		1,331	807			2,138
財産売却収入	32,458				3,410	35,868
預金利子					2	2
雑入	15,106	3,531	3,807	10,022	6,688	39,154
その他収入	1,119					1,119
小計	51,117	29,811	19,964	10,281	10,293	121,466
対象人材養成・職業訓練機関以外の 調定分	14,326			250,291	241,786	506,403
収入合計	65,443	29,811	19,964	260,572	252,079	627,869
支出						0
報酬	10,317	1,738	1,675	44,601	32,333	90,664
共済費	2,597	874	880	5,817	4,727	14,895
賃金	15,383	8,898	7,766	9,283	8,868	50,198
報償費	2,293	10,785	9,139	31,392	31,726	85,335
旅費	2,644	5,565	6,851	3,167	2,811	21,038
需用費	59,189	17,678	17,137	22,037	15,034	131,075
一般需用費	59,137	17,678	17,137	22,027	15,015	130,994
食糧費	52			10	19	81
役務費	4,419	1,799	5,880	3,501	2,785	18,384
委託料	30,059	12,737	36,703	73,098	92,551	245,148
使用料及び賃借料	694	2,076	4,434	171	216	7,591
工事請負費	1,734			6,195	0	7,929
原材料費				3,416	9,754	13,170
備品購入費	5,953	1,100	3,300	58,118	14,843	83,314

負担金補助及び交付金	198	969	241	735	744	2,887
補償補填及び賠償金	0			0	0	0
小計	135,480	64,219	94,006	261,531	216,392	771,628
対象人材養成・職業訓練機関以外の 予算執行分			7,486	26,270	50,620	84,376
正規職員人件費	183,134	246,507	168,154	190,629	177,557	965,981
支出合計	318,614	310,726	269,646	478,430	444,569	1,821,985
収支差額	△ 253,171	△ 280,915	△ 249,682	△ 217,858	△ 192,490	△ 1,194,116

平成 17 年度の人材養成・職業訓練機関の県費の負担額は 1,194 百万円である。

財務の概要の項目の説明

- ※ 1 対象人材養成・職業訓練機関以外の調定分
本庁での調定分の収入である。(国庫補助金等の収入)
- ※ 2 対象人材養成・職業訓練機関以外の予算執行分
本庁での予算執行分である。(施設の工事費等の支出)
- ※ 3 正規職員の人件費には共済費を含む。
- ※ 4 収支差額のマイナス金額
県の財政負担額である。

(4) 県の人材養成・職業訓練機関の活性化に向けた取組み

平成 18 年 3 月、県が策定した「山口県行政改革推進プラン」において、組織と行政システムの改革の中で、スリムで効率的な組織を整備する観点から、人材養成や職業訓練を行う機関について、時代の変化やニーズに柔軟に対応し、養成課程や訓練科目、定員などの見直しを進めることとされている。

各機関の管理運営の指針としては、次のようなものがある。

農業大学校は農業改良助長法（昭和 23 年 7 月）第 7 条第 1 項第 5 号の規定、「協同農業普及事業の運営に関する指針」（農林水産省告示）及び「ガイドライン」、また、「やまぐち食と緑のプラン 21」の運営方針を基調に平成 17 年 3 月に策定された「協同農業普及事業の実施に関する方針」により、研修教育を行っている。

衛生看護学院、萩看護学校では、「看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成 4 年法律第 86 号）」等関係法令に則り看護職員の養成を行っている。

高等産業技術学校（東部校、西部校）は、平成 16 年 3 月に策定された「今後の高等産業技術学校の在り方」により訓練科目の見直し等を行っている。

2 監査結果

人材養成・職業訓練機関の財務事務は、下記の指摘事項を除き、関係法令等に基づき適正に処理されていると認められる。

なお、指摘事項の詳細は各人材養成・職業訓練機関の監査結果に記載している。（（1）イの人件費の詳細は下記（3）アに、個人情報等のセキュリティ管理は（3）イに記載）

（1）指摘事項は次のとおりである。

ア 収入に関する財務事務

（ア）すべての人材養成・職業訓練機関において、行政財産の使用許可に際して、使用料を減免する場合、許可申請書に減免を受ける旨の付記が必要であるが、当該記載のないものがあった。

（イ）衛生看護学院の後期の授業料について、9月16日及び9月21日の徴収分が、その日に県の口座に振り込まれていなかった。

イ 人件費に関する財務事務

萩看護学校において、1名の職員について扶養者の所得証明書が添付されていなかった。

ウ 契約に関する財務事務

（ア）農業大学校における契約の承認の決裁権限の委譲範囲について決裁権限の委譲範囲について、文書で明確に定められていなかった。

（イ）衛生看護学院における契約承認の決裁権限の委譲範囲について契約締結の決裁欄に事務局長印が押印されているものがあった。事務委任規則及び事務決裁規程に基づく専決が行われているものであるが、決裁権限の委譲範囲について文書で明確に定める必要がある。

（ウ）萩看護学校の実習委託料の単価について

実習病院により実習委託料単価に差がみられるが、算定の根拠となる資料がなかった。

（エ）萩看護学校の給食に係る委託契約事務について

契約において、給食費1人1日当たりの単価の積算根拠となる資料が保管されていなかった。

エ 財産管理

（ア）公有財産の管理

公有財産台帳の記帳の不備により登記簿謄本と不一致のものがあった。

農業大学校 面積の相違（建物）

萩看護学校 面積の相違（建物）

農業大学校 未登記物件（建物）
農業大学校 記載漏れ（工作物）

(イ) 物品の管理について

- a 物品標示票と備品管理簿で記載内容に不一致のものがあった。
萩看護学校
東部高等産業技術学校
- b 物品標示票が貼付されていないものがあった。
農業大学校
西部高等産業技術学校
- c 物品標示票が不鮮明なものがあった。
西部高等産業技術学校
- d 備品管理簿に記載のないものがあった。
農業大学校（借入品）
東部高等産業技術学校
- e 物品保管転換手続がなされていないものがあった。
農業大学校
西部高等産業技術学校
- f 物品の不用の決定がなされていないものがあった。
西部高等産業技術学校
- g 物品の修繕に関する手続がなされていないものがあった。
農業大学校
- h 廃棄決定をした機器が処分未処理であった。
東部高等産業技術学校
- i 借入物品返還決議書の記載に不備があった。
萩看護学校
- j 物品の貸し付けに係る書類のないものがあった。
萩看護学校で、給食業務委託契約に係る物品の貸し付けが、物品規則第 51 条に従っていなかった。

(ウ) 毒物・劇物の管理について

- a 使用簿と現物に計量誤差による不一致のものがあった。
農業大学校
- b 薬品の管理について取扱要綱等の定めたものがなかった。
農業大学校

(エ) 郵便切手について

郵便切手類出納簿の払出欄に使用職員印の押印がなかった。
農業大学校
東部高等産業技術学校

(オ) 現金管理について

直接徴収した現金の振り込みが遅れていた。
衛生看護学院

東部高等産業技術学校
西部高等産業技術学校

(2) 監査結果に関連する意見

ア 時間外勤務命令の理由の記載について

人材養成・職業訓練機関における時間外手当の支給について、「時間外勤務・休日勤務命令簿」に記載する時間外勤務命令の理由が庶務用務、教務用務、看護研究指導、技術指導、学生指導といった用務名の記載をしているケースが多く、どのような業務で勤務命令が出されたのか明確ではなく適当ではない。

イ 業務委託契約に係る予定価格の決定について

農業大学校及び衛生看護学院における業務委託契約については、契約金額が下落しているにも拘わらず変化が小さいものと少し上昇しているものがある。予定価格の算定に当たっては、庁舎積算マニュアルに基づき積算を行っているが、これに加えて、業務の実態や過去の入札執行結果等、同種及び同規模の施設における積算、契約金額を調査するなどして、予定価格の積算について検討していく必要がある。

ウ 備品として取り扱う金額の基準について（効率性の観点）

物品の管理状況をチェックしたところ、試験研究機関と同様な状況が見受けられた。

機器などの備品の現物管理を重点的に行うために、備品として扱う金額の基準の改正を検討する必要がある。

現状では、物品規則第5条第2項第1号によると、取得価格が3万円以上のものを備品として扱うことになっている（平成10年4月1日以降）が、例えば法人税法の規定では、1個または1組当たりの取得価格の金額基準は10万円以上となっており、この基準を参考に金額を引き上げ、対象を絞って管理の重点化を図ること、また物品規則には実地棚卸に関する定めはないが、現物管理が適切に行われるように、1年に1回は棚卸を行うことを同規則に定めることを検討すべきである。

エ 機器の使用実績簿の作成と活用について

すべての人材養成・職業訓練機関において、機器購入に際し稼動目標（利用回数、日数、時間等）を設定していないこと、また使用の実績を記録したデータがないことから、利用状況が効率的かどうか分析・評価することができない。

ただし、東部高等産業技術学校には平成17年度だけ、科ごとの担当教官が年間訓練カリキュラムの時間数を積み上げて作成した機器

活用状況報告書が使用実績のデータとしてあった。

他の人材養成・職業訓練機関もこのような方法を参考にし、使用実績の把握のため、使用実績簿の作成を検討する必要がある。機器購入の前に利用目標を設定し、目標と実績を対比することができれば、機器が効率的に活用されているか、利活用の実態分析が可能になる。このような分析結果を基に、機器の整備計画を立案し、機器の選定を合理的に行う必要がある。

オ 機器の導入方法について

機器を導入するかどうか検討する場合は、導入するのかそれとも業務を外部に委託するのか、導入するとした場合、その方法は購入かリースか、また他機関の機器を借用するのかといった方法があるが、購入かリースに関しては、リースは地方公共団体の場合、企業と違って節税効果はなく、一般的には購入の方が有利と考えられる。機器の金額や利用度等から判断して業務を外部に委託することが効率的と判断される場合には機器の導入をしないという場合もある。

このように、機器の導入に当たり、購入・リース・他機関の機器の借用・業務の外部委託などの選択について判断基準が定められていないが、一定金額以上の機器の取得については導入をどのようにするか、方針や基準を作成し、その基準に基づいてコスト面で最も有利な方法を選択するようにすべきである。

- (3) 人件費（各機関で執行される臨時的職員（地公法第 22 条職員（以下「22 条職員」という。）、日々雇用職員及び非常勤嘱託職員をいう。以下同じ。）の給与を含む）及び個人情報等のセキュリティ管理についての概要・監査手続・監査結果及び意見はこの箇所に記載する。

ア 人件費（給与に関する財務事務）

（ア）概要

正規職員の給与関係事務は、給与マスタを基に計算され、給与の支給方法は、人事給与システムにより口座振替を基本とし、一部現金支給により行っている。

監査対象とした給与の種類は、給料、管理職手当、扶養手当、調整手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、農林漁業普及指導手当、特殊勤務手当である。

一般職に属するすべての職員には、「一般職の職員の給与に関する条例」（以下「給与条例」という。）及び「一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例」（以下「勤務条例」という。）が適用される。特例として、予算の範囲内で別に任命権者が定める臨時的任用職員、及び職務の特殊性を考慮して別に任命権者が定める現業職員にも給与条例が適用される。（給与条例第 20 条及び第 21 条第 2 項）

(イ) 監査手続

- a 支給額の算定根拠となる行政職給料表、研究職給料表、医療職給料表、現業職給料表、各種規程及び受給資格要件等を閲覧し、給与マスタの支給額と照合した。
- b 各種手当の入力データの正当性及び正確性を確認し、入力データの承認状況を検証した。
- c 時間外手当については、時間外勤務命令簿の時間外手当金額の正確性を検証し、給与支給明細書上の金額と一致しているか確認した。

(ウ) 監査結果

萩看護学校において、扶養手当について検証した結果、1名の職員について扶養者の所得証明書が添付されていなかった。

(エ) 意見

a 時間外勤務手当

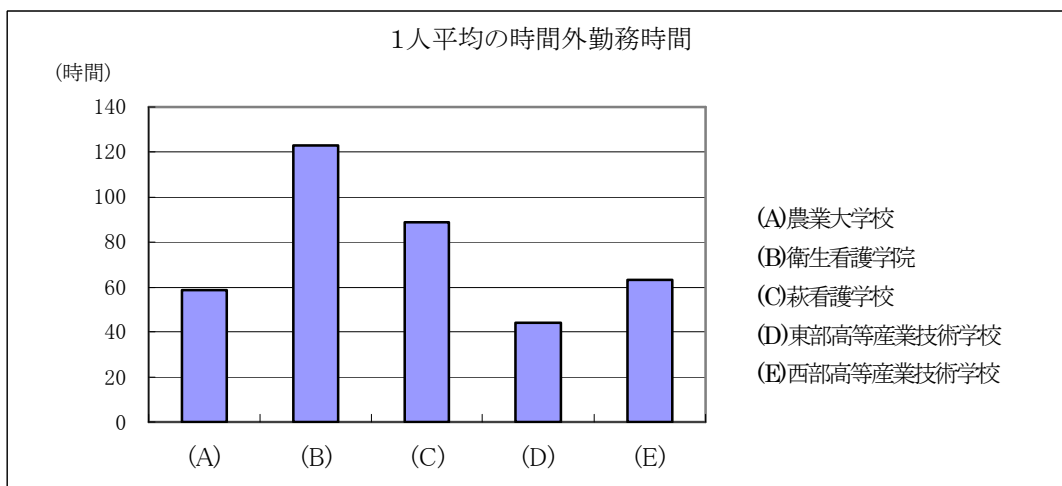
(a) 時間外勤務命令の理由の記載について

どの人材養成・職業訓練機関も庶務用務、教務用務、看護研究指導、技術指導等といった簡略的な用務内容を記載しているケースが多い。どのような業務で超過勤務命令が出されたのか明確ではなく、超過勤務命令の理由を明確に記載する必要がある。

(b) 各機関等における平成17年度の時間外勤務時間及び手当の状況は次のとおりである。

(単位：円、時間、%)

	時間外勤務時間	1人平均の時間外勤務時間	時間外勤務手当の支給額	1人平均の時間外勤務手当支給額	給料に占める時間外勤務手当の割合
農業大学校	1,296	58.9	3,585,215	162,964	3.9
衛生看護学院	3,077	123.1	9,272,118	370,885	7.7
萩看護学校	1,513	89.0	4,403,578	259,034	4.9
東部高等産業技術学校	880	44.0	2,160,400	108,020	2.4
西部高等産業技術学校	1,077	63.4	3,317,106	195,124	4.2



衛生看護学院では1人平均の時間外勤務時間が多い。その理由は、学生に対する国家試験受験指導、実技（技術）指導が時間外に渡る場合があることと、医療機関等において一定時間の実習が求められており、これらが時間外に渡る場合があることがその主な理由である。また、同学院においては、当該年度において老朽化したボイラーの修繕工事を実施し、これへの立会が時間外に渡ったことも時間外勤務が多い理由のひとつである。

なお、各人材養成・職業訓練機関においては、時間外勤務を減少させるために、臨時的職員の活用等により対応できないか検討の必要がある。

b 臨時的職員の活用

(a) 概要

正規職員の給与総額の全職員に占める割合は次のとおりである。

(単位：千円)

	農業大学校		衛生看護学院		萩看護学校	
正規職員の給与	155,101	86%	208,150	95%	141,685	94%
臨時的職員の給与	25,700	14%	10,636	5%	9,441	6%
合計	180,801	100%	218,786	100%	151,126	100%
	東部高等産業技術学校		西部高等産業技術学校		合計	
正規職員の給与	172,793	76%	161,159	80%	838,888	86%
臨時的職員の給与	53,884	24%	41,201	20%	140,862	14%
合計	226,677	100%	202,360	100%	979,750	100%

注 共済費の金額は含まない。

衛生看護学院及び萩看護学校において正規職員の給与の割合が比較的高いのは、教育現場において看護業務等に関する高度な知識・経験が要求されるため、臨時的職員では対応が困難である

ためとのことである。臨時的職員は基本的には正規職員の産休、育休代替によるものである。

(b) 監査手続

22 条職員及び日々雇用職員に関する勤務実績簿、給与支給明細書を照合し、書類の不備、不整合の有無を確認した。

(c) 監査結果

22 条職員及び日々雇用職員の賃金は正確に算定されており、書類の不備、不整合はなく、特記すべき事項はなかった。

(d) 意見

上記のとおり、正規職員の給与総額の全職員の給与総額に対する割合は 86%である。

人にかかるコストは、職員のほとんどが正規職員であるため、硬直的なコスト構造になっている。今後、社会経済情勢の変化等により、事業内容についても変わっていくことが予想されることから、これまでのような正規職員を主体とした体制から、臨時的職員等の適切な組み合わせを検討し、将来的にコスト構造の弾力性を高めていく必要があると考える。

c 給与の支給について現金支給から口座振替への切替推奨について

給与の支給方法は、人事給与システムを導入した平成 6 年頃から、現金支給から口座振替への切替を推奨しているが、どの程度進んでいるかを確認するために平成 18 年 3 月時点及び平成 14 年 3 月時点の給与現金支給の割合を調べた。

各機関等の給与の現金支給は、次のとおりである。

(単位：人、千円)

	農業大専校		衛生看護学院		萩看護学校		東部高等産業技術学校		西部高等産業技術学校	
	平成 18 年 3 月期	平成 14 年 3 月期	平成 18 年 3 月期	平成 14 年 3 月期	平成 18 年 3 月期	平成 14 年 3 月期	平成 18 年 3 月期	平成 14 年 3 月期	平成 18 年 3 月期	平成 14 年 3 月期
給与支給人数(a)	20	22	27	27	19	19	23	23	20	24
現金支給人数(b)	4	14	2	13	2	3	0	13	14	20
現金支給人数の割合 (b)／(a)	20%	63.6%	7.4%	48.1%	10.5%	15.8%	0%	56.5%	70%	83.3%
現金支給総額	692	1,119	403	2,339	160	752	0	1,509	2,386	2,558

(注) 平成 18 年 3 月期の正規職員の数と上記表(a)の給与支給人数は、育児休業者がいるため一致しない。

平成 18 年 3 月期における各学校等の現金支給人数、現金支給総額はともに、平成 14 年 3 月期に比べれば改善されている。現金支給は現金の移動保管等のリスクがあり、また、事務効率をあげるため、振込による給与支給の完全化に向けて現金支給職員の協力を要

請していく必要がある。

なお、給与の支給については、現地調査後において取組みが進められたことにより、平成 19 年 1 月現在では西部高等産業技術学校等口座振替への切替が進み、現金支給人数の割合は低くなっている。

イ 個人情報等のセキュリティ管理

(ア) 概要

県は、情報の盗難、漏えい、改ざん及び破壊等の脅威から情報資産を守るとともに、情報資産の活用における機密性、完全性及び可用性を維持するため、山口県情報セキュリティポリシー及びそれを具体化した山口県情報セキュリティ対策基準を定めている。県の情報システムはこの基準により運用されている。ここでは各人材養成・職業訓練機関に委ねられている情報資産のセキュリティ管理について検証した。

(イ) 監査手続

- a 個人情報等の消失リスク及び漏えいリスクに対して、必要十分な統制業務が整備され有効に運用されているかどうかを、責任者への質問等により確認した。
- b 個人情報のセキュリティ管理が機密度に応じてなされているかどうか確認した。

(ウ) 監査結果

特記すべき事項はなかった。

(エ) 意見

a セキュリティ基準について

各人材養成・職業訓練機関に管理が委ねられている情報資産については、衛生看護学院を除きセキュリティの具体的な基準が定められていない。個人情報等の消失リスク及び漏出リスク等を低減させるためには、セキュリティの具体的な基準を定め、目標とすべきセキュリティ水準が維持されるよう管理する必要がある。

b 個人情報等の消失リスク

学生に関するデータ等を消失した場合には、卒業後の外部からの照会に適切な対応ができなくなり、大きな信用問題になる。このため、卒業生の成績等のデータは紙に打ち出し、鍵付きの耐熱金庫に保管されており、問題はない。

しかし、フロッピー等で保管する場合のバックアップの頻度、保管方法については各担当にまかせているだけであり、組織としての管理がされていない。個人情報等の消失リスクを軽減するため、バックアップの取得方法を手続書として作成し、関係者に周知するか、あるいはチェックリストを作成してセキュリティ意識を高める工夫をする必要がある。

c 個人情報等の漏えいリスク

(a) 個人情報等保管テープの定期的な棚卸

個人情報等が外部へ持ち出された場合の影響は大きい。しかし、職員が使用している各端末には記憶装置が付いており、個人情報等を外部へ持ち出すことが容易な状況にあるにも拘わらず、個人情報等の外部持ち出し防止は各職員の信頼に依存したままである。個人情報等の漏出リスクを軽減するためには、職員の信頼だけに依存せず、MO等のデータ保管媒体の数量及び内容を台帳に記載し、定期的に数量チェックを行う必要がある。

(b) アクセス権限者の設定

各職員の端末の起動は誰でもでき、エクセルやワードで作成した学生データを閲覧することは可能な状態にある。情報を共有化している端末以外は、職務分掌上の権限者以外の者は学生データにアクセスできないようにする必要がある。

(c) フロッピー等のデータファイルの廃棄

・ 卒業生に関するデータ

卒業生に関する電子データは、紙に打ち出した時点で廃棄しているとのことである。しかし、廃棄申請書等がないため、廃棄手続が責任者の承認を得て確実になされたかどうか検証することはできなかった。機密データの漏えいを防ぐため、廃棄手続を定める必要がある。

・ その他の電子データ

その他の電子データは保存期間経過後に廃棄しているとのことであるが、実際の保存期間は部署によってバラツキがある。保存期間経過後は確実に廃棄し、経過後も保存するものはその理由を明らかにする必要がある。

(d) コンピュータの施錠や固定化の必要性

端末自体に重要データが保存されている場合には、その漏出を防ぐためコンピュータの施錠や使用者固定化の必要性が高まるが、その状況が把握されていない。状況を把握しリスク評価をする必要がある。

d 個人情報等の機密度の設定

個人情報等の機密度の設定は運用としてはなされているが、文書化されていないため、機密度の設定が組織的になされ、定期的に見直されているかは検証できなかった。紙ベースの書類、電子データとしてどのようなものがあるか、機密度の設定、管理の方法を示した方針・規程等を文書化する必要がある。

3 組織及び運営に関する意見

(1) は人材養成・職業訓練機関の組織及び運営の合理化に資すると考える事項について、その内容を記載している。その詳細については、各人材養成・職業訓練機関の組織及び運営に関する意見に記載している。

(2) は行政コスト計算書の作成と活用状況に関する意見を記載している。

(1) 各人材養成・職業訓練機関の意見の概要

ア 農業大学校

(ア) 研究科の見直し

養成課程における研究科の学生数が年間1人か0の場合があり、研究科の生徒の募集の休止（または廃止）を含めて、研究科の在り方について検討が早急に必要である。

(イ) やまぐち就農支援塾の研修の充実強化

団塊の世代（昭和22年～昭和24年生まれ）等を農業の新たな担い手として育成し、確保するために、支援体制の整備の一環としてやまぐち就農支援塾が開設されており、関係機関との連携を深め、研修内容・方法の充実を図ることが必要である。

イ 衛生看護学院、萩看護学校

(ア) 看護職員の養成業務の充実・強化（質と量の両面から）

平成18年2月に策定された「山口県看護職員需給見通し」によれば、平成22年までの看護職員の不足数が見込まれており、しかも平成18年4月の診療報酬の改正により、看護師を手厚く配置する医療機関が高い診療報酬を得られる仕組みが導入されたことの影響を受け、看護職員の需要増が見込まれる。

このような状況に対して、高度化・多様化する看護ニーズに対応できる質の高い看護職員の養成業務の充実を図る必要がある。

(イ) 学科の改編の検討

少子化や、生徒の高学歴志向などからと、大学における看護学部の定員増加や新設などがあり、学生の確保が困難な状況にあるので、生徒の志望動向などを注視し、将来的には学科の改編等在り方の検討が必要である。

特に衛生看護学院では、准看護師を対象とした看護師養成課程である第二看護学科は志願数の著しい減少がみられる。今後の生徒数の推移を見守りながら、将来的には第二看護学科の改編等について検討する必要がある。

ウ 高等産業技術学校（東部校、西部校）

(ア) 企業の人材ニーズと求職者のニーズを結びつける職業訓練の実施
山口県産業を担う産業人材の育成拠点として、その役割を効果

的・効率的に遂行する必要がある。

特に、企業の人材ニーズと求職者の有する資格、能力の間で雇用のミスマッチが拡大しており、この雇用のミスマッチを解消し、求職者が就職に結びつく職業訓練を行う必要がある。

(イ) 就職支援活動

訓練生が就職することにより、高等産業技術学校がその役割を果たすことができたということであり、そのためには、公共職業安定所との連携や無料職業紹介業務を充実させる必要がある。

(ウ) フリーター等や団塊の世代への重点的な取り組み

若年離転職者やフリーター等の若年者及び団塊の世代の中老年離転職者に対して、県内の就職促進に向けて、高等産業技術学校として訓練科目や訓練の実施方法等を検討し、重点的に取り組む必要がある。

(2) 行政コスト計算書について

ア (ア) 全般

行政コスト計算書の作成及び活用の状況を検討した。

現状では行政コスト計算書は作成されているが、分析・評価の段階にはなく、行政活動の効率性を判断する材料として活用されていない。

今後有効に活用するための方策の検討が必要であり、例えば下記の点に留意する必要がある。

- ・ 経年比較をするために継続して作成すること。
- ・ 他県の同種の機関の行政コストのデータを入手し、指標単位当たり行政コスト計算書を作成し比較すること。
- ・ 行政活動の成果を定量的・定性的に評価する方法を検討すること。

(イ) 平成 17 年度の各人材養成・職業訓練機関の行政コスト計算書

山口県が、内容の分かりやすさや、作成の容易性等の向上を目的として、平成 12 年度及び 13 年度に作成された「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会報告書」（いわゆる総務省方式の作成マニュアル）に準じて作成したものである。

その概要は下表に示すとおりである。

(単位：千円)

区分		農業大学校	衛生看護学院	秋看護学校	東部高等産業 技術学校	西部高等産業 技術学校	計
人にかかる コスト	人件費	195,975	246,507	168,154	252,941	224,531	1,088,108
	退職手当引当金繰入	10,296	13,645	10,613	8,924	7,905	51,383
	小計	206,271	260,152	178,767	261,865	232,436	1,139,491
物にかかる コスト	物件費	116,581	61,268	89,955	46,438	55,500	369,742
	維持修繕費	2,912	2,952	4,050	6,786	600	17,300

	減価償却費	37,722	10,228	35,888	32,330	32,265	148,433
	小計	157,215	74,448	129,893	85,554	88,365	535,475
移転にかかるコスト	補助費等				8,130	4,730	12,860
その他のコスト	災害復旧事業費						0
	公債費(利子のみ)		3,847	2,008	845		6,700
行政コスト総額		363,486	338,447	310,668	356,394	325,531	1,694,526
使用料・手数料等		50,773	29,891	19,964	2,656	5,812	109,096
国庫補助金		20,650			73,749	78,153	172,552
その他					9,746	10,256	20,002
行政コスト純額		292,063	308,556	290,704	270,243	231,310	1,392,876

平成 17 年度の人材養成・職業訓練機関の行政コスト純額は 1,393 百万円である。

<参考>

上記の行政コスト計算書は歳出・歳入の金額に下記の調整が加えられて作成されている。

調整事項

- ・ 資産形成となる 100 万円以上の備品購入費及び工事請負費を除く一方、資産の減価償却費及び退職給与引当金繰入等の非資金支出を加え形成されている。(退職給与年間増加見積額の計算は外部監査人が一部補正した)
- ・ 歳入から資産形成に係る国庫補助金収入を除いている。

イ 行政コスト計算書の活用

県は、施設別行政コスト計算書の機能について、「企業における損益計算書に倣ったものであり、人的サービスや給付サービスなど、資産形式につながらない当該年度の行政サービスの提供のために当該施設が行った活動内容について把握するための報告書である。これにより施設ごとのコストの状況やコストに充てられた使用料、手数料等の財源の把握が可能となる」としている。

しかし、全般の箇所指摘したように、平成 17 年度の行政コスト計算書は作成されただけで分析がされていないので、以下外部監査人が分析した。その内容は下記のとおりである。

(ア) 平成 17 年度における職員 1 人当たりの行政コスト分析及び正規職員 1 人当たりの人的コストと平均年齢との関係分析をするため、県内の人材養成・職業訓練機関の相互比較をした。

a 正規職員 1 人当たりの行政コスト分析

人材養成・職業訓練機関ごとの正規職員数及び正規職員 1 人当たりの行政コスト(人的コスト・物的コスト)は、下の表に示すとおりである。

(単位：千円、人、%)

区分	農業大学校		衛生看護学院		萩看護学校		東部高等産業 技術学校		西部高等産業 技術学校	
正規職員数	23人		28人		20人		23人		20人	
正規職員1人当 たりの行政コスト 総額	100%	15,804	100%	12,087	100%	15,533	100%	15,495	100%	16,277
正規職員1人当 たりの人的コスト	56.7%	8,968	76.9%	9,291	57.5%	8,938	73.5%	11,385	71.4%	11,622
正規職員1人当 たりの物的コスト	43.2%	6,835	22.0%	2,659	41.8%	6,495	24.0%	3,720	27.1%	4,418

上記表をみると、高等産業技術学校の正規職員1人当たりの人的コストが高いのは下記表のとおり平均年齢が他の3つの学校より高いことが要因となっている。また、農業大学校の正規職員1人当たりの物的コストが高いのは、日々雇用の職員のコストが物件費として扱われていることが要因である。

b 正規職員1人当たりの人的コストと平均年齢との関係

次に、平成17年度における人材養成・職業訓練機関ごとの正規職員1人当たりの人的コストと平均年齢との関係は、以下の表に示すとおりである。

(単位：千円)

区分	農業大学校	衛生看護学院	萩看護学校	東部高等産 業技術学校	西部高等産 業技術学校
正規職員1人当 たりの人的コスト	8,968	9,291	8,938	11,385	11,622
平均年齢	42.0歳	43.3歳	42.0歳	48.0歳	48.7歳

上記の表をみると、正規職員1人当たりの人的コストは、ほぼ平均年齢に比例している。

(イ) 指標単位当たりの行政コスト分析

指標単位当たりの行政コストを算出して、類似の学校と比較することにより、当該学校の特徴などの分析が可能になるが、下記では成果指標と考えられるものを取り上げた(他県の類似の学校のデータがないため比較していない)。行政活動の成果指標として何を指標とするかは、これから検討が重ねられる必要があるが、行政活動の必要性とあるべき内容・規模を分かりやすく示すためには、成果をできるだけ定量化し、行政コストと比較し分析する必要がある。

そのためには、人材養成・職業訓練機関ごとの正しい成果指標を設定し、そのデータを集計していく体制を整える必要がある。ここでは、各人材養成・職業訓練機関の成果指標を学生又は訓練生の数とし、成果単位当たりの行政コストを算出した。

成果指標当たりの行政コストは下記のとおりである。

区分	農業大学校	衛生看護学院	萩看護学校	東部高等産業 技術学校	西部高等産業 技術学校
行政コスト	363,486千円	338,447千円	310,668千円	356,394千円	325,531千円
ヒトにかかる コスト	206,271千円	260,152千円	178,767千円	261,865千円	232,436千円
モノにかかる コスト	157,215千円	74,448千円	129,893千円	85,554千円	88,365千円
成果指標単位 当たりコスト	1,722,682円	1,348,394円	1,618,062円	1,425,576円	1,798,514円
成果指標	(211人) 学生・研修生	(251人) 学生数	(192人) 学生数	(250人) 訓練生	(181人) 訓練生

平成17年度の行政コストから平成12年度の行政コストを平均値や推定値により算出して比較した結果、訓練生が著しく減少した産業技術学校（東部校、西部校）では、訓練生1人当たりの行政コストが高くなっている。訓練の内容・規模の面を分析検討する必要があり、効率的な組織の運営を進めるためには、定員配置の適正化を検討する必要がある。

（ウ）行政評価への活用

県の財政が厳しい状況において、財政の効率化が求められており、そのためには行政活動を評価することは必要である。その行政評価が適切に行われるためには、行政活動分野ごとの正確かつ客観的なコストの把握（行政コスト計算書の作成）と、（イ）に記載したように行政活動の成果を定量的・定性的に評価する指標の研究が必要である。なお、行政評価の目的は効率性の判断のみではないが、効率性を判断する場合の材料として、県で統一した基準により行政コスト計算書を作成し、行政評価に活用されることが望まれる。

第3 山口県立農業大学校

1 概要

(1) 設置

山口県立農業大学校は、山口県立農業大学校条例（昭和59年山口県条例第25号）に基づいて設置され、同規則により運営されている。農業大学校は、次代の農業及び農村を担う青少年、農業者及び地域の農業の振興に指導的役割を果たす者に対し、農業及び農業生活の改善に関する研修教育を行い、もって農業の発展に資することを目的としている。

(2) 所在地

防府市大字牟礼 318

ホームページアドレス

<http://www.nourin.pref.yamaguchi.jp/norin35/hp/noudai/index.html>

(3) 沿革

昭和 9 年 7 月 山口県立牟礼農民道場

昭和 21 年 8 月 山口県立牟礼修練道場

昭和 25 年 4 月 山口県立経営伝習農場

昭和 39 年 4 月 山口県経営伝習農場

昭和 46 年 4 月 山口県営農技術研修所

昭和 53 年 4 月 山口県農業大学校

昭和 59 年 4 月 山口県立農業大学校

(4) 教育方針及び教育目標

農業大学校では、教育方針を農業に関する高度な知識、技術並びに幅広い教養と社会性を備えた人材を養成するため、「やまぐち食と緑のプラン21」に沿い、理論と実践を有機的に結合させながら行うものとし、教育目標を次のように定めている。

- ① 近代的な農業経営に必要な生産技術能力、経営管理能力の養成
- ② 技術及び経営の革新に対処できる応用力、実践力の養成
- ③ 社会情勢変化に対処できる幅広い視野と先見性、創造力の養成
- ④ 活力ある農業・農村を築きあげる地域のリーダーとして必要な協調性、連帯性、組織活動能力等の養成
- ⑤ うるおいのある農家生活が実現できる家庭管理能力の養成

(5) 組織

職員数：22人（平成18年4月1日現在）

配置



(平成17年度の正規職員数は、平成18年度より1名多い。)

(6) 職員の状況

① 職員数、人件費金額の推移

(単位：千円、人)

区分	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
事務職(金額)	20,359	21,115	18,162	18,986	22,041
(人数)	3	3	3	3	4
1人当たり人件費	6,786	7,038	6,054	6,329	5,510
技術職(金額)	134,211	137,574	132,335	132,365	125,019
(人数)	18	19	18	18	18
1人当たり人件費	7,456	7,241	7,352	7,354	6,946
現業職(金額)	6,089	6,092	5,918	6,309	8,041
(人数)	1	1	1	1	1
1人当たり人件費	6,089	6,092	5,918	6,309	8,041
共済費(正規職員)	30,258	30,361	27,652	27,902	28,033
正規職員計(金額)	190,917	195,142	184,067	185,562	183,134
(人数)	22	23	22	22	23
1人当たり人件費	8,678	8,484	8,367	8,435	7,962
非常勤職員(金額)	10,655	10,556	10,021	10,317	10,317
(人数)	6	6	6	6	6
その他(金額)	10,112	11,786	9,770	10,495	15,383
共済費(非常勤・臨時等)	1,740	2,651	1,825	1,971	2,597
非常勤・臨時等計(金額)	22,507	24,993	21,616	22,783	28,297
合計(金額)	213,424	220,135	205,683	208,345	211,431

② 正規職員の年齢別構成の比較（平成13年度と平成17年度）

(単位：人、歳)

	60代以上	50代	40代	30代	20代	合計	平均年齢
平成13年度	0	6	5	8	3	22	41
平成17年度	0	7	6	9	1	23	42

正規職員の平均年齢は、1歳高くなっている。

(7) 主要施設の状況

用地総面積	48.3ha	樹園地(常緑果樹)	80a
本館及び付属施設	1,502㎡	〃(落葉果樹)	88a
農業研修施設	946㎡	ふれあい農園	22a
学生寮、食堂、ホール等	3,191㎡	畜産教室及び関連施設	1,718㎡
体育館	760㎡	乳用牛舎	461㎡
農業機械格納施設	505㎡	肉用牛舎	1,389㎡
大特練習場(グラウンド)	7,900㎡	堆肥舎	358㎡
園芸関係出荷調整棟及び関連施設	1,786㎡	乳牛飼養規模	20頭
園芸・バイテク棟	473㎡	肉用牛飼養規模	60頭
ガラス温室 20棟	4,250㎡	乳牛運動場	100a
鉄骨ハウス 1棟	255㎡	飼料畑	611a
パイプハウス 21棟	3,103㎡	林間放牧地	584a
野菜・花き露地圃場	40a		

(8) 財務の状況

(単位：千円)

項目	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
収入					
使用料	2,485	2,689	2,856	2,619	2,434
財産収入	32,396	38,618	33,511	32,669	32,458
受託事業収入	2,646	2,388			
雑収入	12,895	14,590	16,129	15,318	15,106
その他収入	1,018	838	809	838	1,119
小計	51,440	59,123	53,305	51,444	51,117
当校以外の調定分	14,326	20,757	14,326	14,326	14,326
収入合計	65,766	79,880	67,631	65,770	65,443
支出					
報酬	10,655	10,556	10,021	10,317	10,317
共済費	1,740	2,651	1,825	1,971	2,597
賃金	10,112	11,786	9,770	10,495	15,383
報償費	2,112	1,903	1,723	2,084	2,293
旅費	4,208	4,159	3,579	2,183	2,644
需用費	65,220	62,924	61,011	60,975	59,189
一般需用費	65,035	62,794	60,914	60,895	59,137
食糧費	185	130	97	80	52
役務費	4,688	4,796	4,810	4,442	4,419
委託料	34,055	34,118	35,435	27,227	30,059
使用料及び賃借料	3,597	1,677	2,080	1,799	694
工事請負費	2,534	1,838	1,838	26,951	1,734
備品購入費	4,600	4,600	4,600	4,600	5,953
負担金補助及び交付金	200	200	200	200	198

	補償補填及び賠償金	0	0	234	60	0
	小計	143,721	141,208	137,126	153,304	135,480
	正規職員人件費	190,917	195,142	184,067	185,562	183,134
	支出合計	334,638	336,350	321,193	338,866	318,614
	収支差額	△ 268,872	△ 256,470	△ 253,562	△ 273,096	△ 253,171

(財務の状況の項目の説明)

※ 1 当校以外の調定分

本庁での調定分の歳入である。(国庫補助金等の収入)

※ 2 当校以外の予算執行分

本庁での予算執行分である。

※ 3 正規職員の人件費には共済費を含む。

※ 4 収支差額のマイナス金額

県の財政負担額である。

なお、以下4つの人材養成・職業訓練機関の箇所に記載した財務の状況に該当する各項目は同じ内容であり、※4を除き記載は省略する。

2 監査結果

山口県立農業大学校（以下「農業大学校」という。）の財務事務は、以下の指摘事項の部分を除き、総合的には関係法令等に基づき、概ね適正に処理されていると認められる。

なお、監査結果に関連する意見を含めて記載している。

(1) 収入に関する事務

ア 使用料

(ア) 概要

学生の授業料、研修料、寮費の収入である。授業料は年2回払い、研修料はその都度、寮費は年1回徴収している。

(イ) 監査手続

調定票と調定状況一覧表及び歳入決算額調を照合した。授業料の金額について、使手条例に従っているか確認した。

(ウ) 監査結果

授業料、研修料、寮費の収入事務について特記すべき事項はなかった。

イ 財産売払収入

(ア) 概要

農業大学校では実習の過程で生産した野菜・花・果実・生乳・肉用牛・米は学生の教材として活用するとともに、基本的には市場で販売している。売却不能なものは①学生食堂に販売②職員に対して校内販売③廃棄という処理がされている。

(イ) 監査手続

調定票、生産品処理調書と調定状況一覧表及び歳入決算額調とを照合した。また野菜・果実のうち市場で販売できないものの売却価格について検証した。

(ウ) 監査結果

照合の結果、特記すべき事項はなかった。野菜・果実のうち市場で販売できないものは職員などに校内販売しているが、価格については販売時の市場価格の概ね半額で販売している。

(エ) 販売価格に対する意見

野菜・果実のうち市場で販売できないものは職員や校内の食堂に販売しているが、価格については販売担当者の判断で販売時の市場価格の概ね半額で販売しているとのことである。販売価格の客観性を担保するためには、例えば前月（前週）の市場価格の平均の半額を当月（今週）の販売価格にするなど、規程で販売価格決定のルールを明確化する必要がある。

ウ 雑入

(ア) 概要

寮の食費の自己負担金及び行政財産の使用許可をしている自動販売機設置に係る光熱水費の実費徴収分である。

(イ) 監査手続

調定票、調定収納状況一覧表及び歳入決算額調を照合した。

(ウ) 監査結果

照合の結果、特記すべき事項はなかった。

エ その他収入

(ア) 概要

県有土地建物の行政財産の使用料、やまぐち就農支援塾の実習費等である。

(イ) 監査手続

a 使用許可申請書を閲覧し、調定票、領収書（控）、調定収納状況一覧表を照合した。また使用料金額について使手条例等と照合した。

b やまぐち就農支援塾の受講料について、調定収納状況一覧表と歳入決算額調の照合及び受講料の積算根拠を検証した。

(ウ) 監査結果

a 行政財産の使用料の減免を受ける場合は許可申請書に減免を受ける旨の付記が必要であるが当該記載がなされていなかった。その他特記すべき事項はなかった。

b 照合の結果、行政財産の使用料については特記すべき事項はなかった。やまぐち就農支援塾の受講料については、テキスト代など実費相当額としているが、講師の人件費や施設の利用料などは考慮されていない。農業大学校の中では研修課程に位置付けられているが、受講料は使手条例とは別で定められている。

(エ) 意見

やまぐち就農支援塾の受講料は条例の範囲外としているが、研修課程に位置付けられていることから、使手条例に基づく受講料の徴収を検討すべきである。

オ 本庁で調定した収入

(ア) 概要

国庫より協同農業普及事業交付金の交付を受けている。

(イ) 監査手続

国庫交付金について交付申請書、交付決定通知書、実績報告書、確定通知書などを閲覧した。

(ウ) 監査結果

特記すべき事項はなかった。

(2) 歳出に関する財務事務

以下4つの人材養成・職業訓練機関において、次の歳出項目に係る財務事務の概要が同じ場合、記載を省略している。

ア 報酬

(ア) 概要

報酬は非常勤嘱託職員に対して支給されるものである。

(イ) 監査手続

非常勤嘱託職員に関する人事異動通知書、勤務実績簿、給与支給明細書と照合し、書類の不備、不整合の有無を確認した。

(ウ) 監査結果

書類の不備及び不整合はなく、計算の正確性、合規性について特記すべき事項はなかった。

イ 共済費

(ア) 概要

共済費の内容は、非常勤嘱託職員と22条職員の社会保険料及び日々雇用職員の労働者災害補償保険料である。

(イ) 監査手続

平成17年度3月計上分について支出調書、証憑書類、資金前渡精算書と照合した。

(ウ) 監査結果

書類の不備及び不整合はなく、計算の正確性、合規性について特記すべき事項はなかった。

ウ 報償費

(ア) 概要

報償費の主な内容は、講師謝礼である。

(イ) 監査手続

平成17年度の報償費について任意に抽出し、支出調書、時間講師実績調書、就業点検簿を照合、書類の不備、不整合の有無を確認した。

(ウ) 監査結果

書類の不備及び不整合はなく、計算の正確性、合規性について特記すべき事項はなかった。

エ 旅費

(ア) 概要

旅費は、職員等が公務により旅行する場合、その旅行中に必要とされる交通費、宿泊料等の経費にあてるために支給される費用である（一般職の職員等の旅費に関する条例）。

(イ) 監査手続

平成 17 年度 3 月計上分について支出負担行為・支出票、旅費請求書、旅費精算書、赴任証明書、住民票を照合し、書類の不備、不整合の有無を確認した。

(ウ) 監査結果

書類の不備及び不整合はなく、計算の正確性、合規性について特記すべき事項はなかった。

オ 役務費

(ア) 概要

役務費の主な内容は、電報・電話料、切手代、点検料、検査料、生産物取扱手数料等である。

(イ) 監査手続

支出負担行為・支出票から任意に抽出し、証憑書類、請求書、資金前渡精算書の保管状況及び資料間の整合性を確認した。

(ウ) 監査結果

書類の不備及び不整合はなく、計算の正確性、合規性について特記すべき事項はなかった。

カ 使用料及び賃借料

(ア) 概要

使用料及び賃借料の主な内容は、パソコン使用料、レンタル料、植木リース料等である。

(イ) 監査手続

支出負担行為・支出票から任意に抽出し、契約書や請求書の保管状況及び資料間の整合性を確認した。

(ウ) 監査結果

書類の不備及び不整合はなく、計算の正確性、合規性について特記すべき事項はなかった。

(3) 業務委託契約等に関する財務事務

ア 概要

平成 17 年度の契約金額が 400 千円以上の定型的な業務委託契約について過去 5 年間の推移は次のとおりである。

(単位：千円、%)

業務名	年度	契約金額(a)	予定価格(b)	落札率(a/b)	委託先	備考
施設清掃業務 (指名競争入札)	平成13年度	2,152	2,163	99.5%	C社	
	平成14年度	2,152	2,152	100.0%	C社	
	平成15年度	1,302	2,038	63.8%	C社	
	平成16年度	1,249	2,530	49.4%	C社	
	平成17年度	1,344	2,432	55.2%	C社	
自家用電気工作物 保安業務 (随意契約(1号))	平成13年度	516	662	77.9%	D社	
	平成14年度	516	516	100.0%	D社	
	平成15年度	541	541	100.0%	D社	
	平成16年度	497	541	91.9%	E社	
	平成17年度	489	497	98.3%	E社	
合併処理浄化槽等 維持管理業務 (随意契約(1号))	平成13年度	997	997	100.0%	F社	
	平成14年度	997	997	100.0%	F社	
	平成15年度	997	997	100.0%	F社	
	平成16年度	997	997	100.0%	F社	
	平成17年度	997	997	100.0%	F社	

イ 監査手続

業務委託契約、営繕工事等に係る契約について、会計規則に従い、指名競争入札、随意契約が適切に行われているか、執行伺、契約締結伺、決議書等により各手続の執行状況、契約形態の適正性について検証した。

ウ 監査結果

決裁権限について、物品購入、需用費の支出に係る伺について、校長の決裁欄に副校長の印が押印されている。しかし、権限の委譲の範囲について文書としてその範囲を明確にしたものはない。「山口県事務決裁規程に係る所属職員の専決について」(平成7年4月1日人事第10号総務部長)に従い、所属内で決裁を取り、専決事項の範囲を常に明確にしておく必要がある。

エ 意見

施設清掃業務については、契約金額が下落しているにも拘わらず、予定価格の変化は小さい状況にある。

これまで庁舎積算マニュアルに基づき積算を行っているが、こうした予定価格と契約金額が大きく乖離することが継続する場合、これに加えて、業務の実態や過去の入札執行結果等、同種及び同規模の施設における積算、契約金額を調査するなどして、予定価格の積算について検討していく必要がある。

(4) 物品購入契約に関する財務事務

ア 概要

物品の取得については、物品規則及び会計規則に基づいて手続が行われる。

一般には、課長等は、物品購入決議書により決裁をしたときは、物品購入契約締結伺書により契約締結の決裁をする。その後、契約担当者等は物品の給付の完了の確認に基づき物品検査調書により課長へ通知する。(150万円を超えないものであるときは、検査職員が請求書等に検査済みの旨を記載し記名押印して物品検査調書に代えることができる。)その後、課長は物品購入契約締結伺書を回付し出納員に受入れの通知を行う。出納員は、当通知を受けたときは、直ちに購入契約の相手方から物品の引渡しを受ける。物品が指定物品であるときには、指定物品取得報告書により課長から知事へ報告を行う。

なお、以下の4つの人材養成・職業訓練機関において、物品購入契約に関する財務事務の概要は同様のため、概要の記載を省略している。

イ 監査手続

物品の購入契約について、会計規則に従い、指名競争入札、随意契約等が適切に行われているか、また、物品規則に従って購入手続が行われているか検証した。

ウ 監査結果

物品の購入契約及び手続については、会計規則等に従って行われており、特記すべき事項はなかった。

エ 意見

物品借入の際の予定価格の総額と契約方法について

パソコン10台他を借入れている。物品の借入については、予定価格が800千円の範囲内であれば随意契約1号によることができる。当該決議書では、賃貸期間5年間で1か月分の賃貸料の予定価格は29,657円である。借入決議は1年間分の賃貸料で契約方法を判断することになっており、同賃貸料の予定価格は355,884円(29,657円×12か月)であることから、随意契約1号としている。しかしながら、契約ベースで見ると、5年間の総額は1,779,420円となる。物品借入の随意契約が認められる金額基準の適用について、1年間の金額で取り扱うのではなく、契約期間の総額で扱う方法に変更できないか検討することが必要と思われる。

(5) 公有財産の管理

ア 概要

公有財産とは、地方公共団体の所有する財産のうち次に掲げるもの（基金に属するものを除く。）をいう。（法第238条第1項）

- ①不動産 ②船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機 ③前2号に掲げる不動産及び動産の従物 ④地上権、地役権等の用益物件 ⑤特許権、著作権等の無体財産権 ⑥株式、社債等の有価証券 ⑦出資による権利 ⑧不動産の信託の受益権

山口県においては、公有財産規則（昭和39年4月1日山口県規則第56号）を定めている。

なお、以下4つの人材養成・職業訓練機関においては、公有財産の管理の概要は同様のため、概要の記載を省略している。

イ 監査手続

(ア) 公有財産台帳の閲覧、また関係者に質問することにより、実地調査が行われているかどうか確認した。

(イ) 登記簿謄本等との照合及び必要に応じて現地の視察及び実地調査を行った。

ウ 監査結果

(ア) 建物について

- a 農業大学校内にある農業研修館について公有財産台帳の床面積と登記簿上の床面積とが異なっていたが、登記簿上の面積に正しく一致させるべきである。

台帳上の床面積 478.97 m²

登記簿上の床面積 769.75 m²

- b 畜産試験場内にある、岩永実習棟（面積788.62 m²）の財産管理分掌者は農業大学校長であるが、畜産試験場では一部倉庫として利用されている。平成9年8月に県が法務局で閲覧するも、登記の事実が不明のまま現在まで放置されている。再度調査し、場合によっては登記し直す必要がある。また、実質的に農業大学での利活用はないことから、所管替えの検討も必要と思われる。

(イ) 工作物について

以下の工作物は、公有財産台帳に記載されておらず、早急に整備する必要がある。

- ・ 研修館と食堂棟を結ぶ渡り廊下（面積13.81 m²）
- ・ 男子寮と食堂棟を結ぶ渡り廊下（面積65.94 m²）

(6) 物品管理

ア 概要

物品とは、地方公共団体の所有に属する動産（現金及び公有財産又

は基金に属するものを除く。)及び地方公共団体が使用のために保管する動産(政令で定める動産を除く。)をいう。(法第239条第1項、令第170条)

山口県においては、物品規則(昭和39年4月1日山口県規則第57号)を定め、同規則第5条において、物品を備品、消耗品、動物、原材料品、生産品、燃料、不用品及び借入品に区分するものとしている。

なお、以下4つの人材養成・職業訓練機関において、物品管理に関する概要は同様のため、概要の記載を省略している。

イ 監査手続

(ア)物品の維持管理について、管理簿の作成状況、物品標示票の貼付状況と現物との関係を確認した。

(イ)機器については、教育内容との関連で効率的に使用されているか、遊休機器、不用物品、未使用物品は適切に管理されているかを確認した。

(ウ)物品の廃棄等の手続きの妥当性を検証した。

ウ 監査結果

(ア)物品の管理について

a 現物確認を行ったところ、以下については物品標示票の貼付がなかった。

トラクタ1件、スピードプレーヤ1件

b 牛の検査を行う、超音波診断装置は平成18年7月に代理店を通じてメーカーに修理を依頼中であり、現物確認ができなかった。問題点として、修繕に関する手続きを物品規則第42条で定めているが、その手続きが全く行われていなかった。

c 電話機については借入品としているが、物品の受け入れの事実を示す、借入品管理簿が作成されていなかった。

(イ)農業大学校が所管するバスやトラックを、防府土木建築事務所や県立総合医療センターなどの県の出先機関に一時的に貸し付ける場合がある。これは、物品規則上、保管転換(第32条)であるが、自動車等の一時的貸付という理由でその手続きが採られていなかった。

(ウ)廃棄手続

廃棄手続きについて特記すべき事項はなかった。

ウ 意見

農業試験場と農業大学校は機器の利用について共通性があると考えられるが、重要な機器については、貸し借りの前提条件として、保有状況を双方で把握しておくべきである。

(7) 毒物・劇物の管理に関する財務事務

ア 概要

農業大学校では、各種の農薬が使用されており、その中には、毒物・劇物も含まれており、薬品は園芸部、畜産部でそれぞれ保管されている。

イ 監査手続

毒物・劇物について、購入から保管、使用及び点検について、管理状況を検証した。具体的には、薬品出納簿を通査、薬品の保管状況の視察、毒物・劇物使用簿と現物との照合、薬品の点検状況の確認を行った。照合に当たっては、各資料を通査の上、任意にサンプルを一部抽出した。

ウ 監査結果

- (ア) 薬品の取扱いについて、手引きまたは要領がない。作成が必要である。
- (イ) 園芸・生物土壤実験室の薬品について、平成 17 年度の点検では誤差がゼロであったが、平成 18 年 8 月 18 日に行った点検では 11 種類中 7 種類に計量誤差が発生している。

エ 意見

園芸部及び畜産部において、使用期限切れの薬品や長期間使用していない薬品がみられた。不用薬品として処分すべきものかどうか検討が必要である。また、薬品の取扱要領等を整備する際には、期限切れの薬品及び長期間使用していない薬品の取扱いについても定める必要がある。

(8) その他

ア 郵便切手等について

(ア) 監査手続

郵便切手等について、実査を行った。また、年度末近くの購入の有無や使用枚数と購入数量との関係など、経済性を考慮した購入を行っているか確認した。

(イ) 監査結果

郵便切手等の出納管理

平成 18 年度の郵便切手類受払簿を通査したところ、期首から監査日まですべて、使用者印が押印されていなかった。誰が使用したかを明らかにするため記名押印の必要がある。

イ 現金管理について

(ア) 監査手続

現金出納簿を閲覧し、必要に応じて調定票、調定収納状況一覧表と照合した。

(イ) 監査結果

照合の結果、特記すべき事項はなかった。

3 組織及び運営に関する意見

農業大学校の組織及び運営の合理化に資すると考える事項を意見として記載している。その内容は以下のとおりである。

(1) 入学生の状況

ア 農業大学校の入学生の状況は次のとおりである。(単位：人)

		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
本科入学者数		31	33	36	30	30	16
園芸部	野菜経営	10	9	11	10	7	5
	花き経営	9	10	8	9	5	2
	果樹経営	6	8	7	6	2	4
	小計	25	27	26	25	14	11
畜産部	酪農経営	4	4	6	4	7	4
	肉用牛経営	2	2	4	1	9	1
	小計	6	6	10	5	16	5
出身学生の 経営環境	専業農家	4	5	3	2	2	2
	兼業農家	14	12	14	6	10	5
	非農家	13	16	19	22	18	9
出身高校	農業高校	20	21	21	18	18	10
	普通高校	8	8	13	11	10	5
	商工業高校	3	4	2	1	2	1
研究科入学者数		0	1	1	1	1	0

(ア) 出身学生の経営環境をみると、平成13年度から平成18年度の平均で、専業農家10%、兼業農家35%、非農家55%で非農家の割合が圧倒的に多い状況にある。

(イ) 平成18年度の入学者数の大幅減少について

平成18年度で入学者数が大幅に減少したのは、景気回復に伴う雇用状況の好転によるものと考えられる。

この高校生の入学者数減少対策として、農業大学校は県下の高校を廻って進路担当者へ農業大学校の役割等の説明を行ったこと、またオープンキャンパス「緑の学園」を19年度生の募集については1ヶ月早めて6月に実施したこと、また農業大学校のPRビデオを作成する等のことを行っている。オープンキャンパス「緑の学園」の来場者は前年度より大幅に増加している事実があり、効果は現れつつある。

このような多様な活動については、今後も継続した努力が必要である。

(ウ) 研究科の在り方について

研究科の入学者が非常に少ない(平成18年度は0人)が、農業大学校は、養成課程の中に本科と研究科があり、研究科の位置づけ、研修教育の内容が分かりづらいという側面がある。研究科は、学生数が年間1人か、あるいはゼロの場合もあり、農業の担い手を育成、確保するために、その役割を有効に果たしているとは認めがたい状

況である。

なお、中国四国地方の農業大学校 9 校の研究課程等の設置状況は次のとおりである。

養成課程とは別に研究課程を設置している学校	3 校(うち 1 校募集休止)
養成課程の中に本科と研究科を設置している学校	1 校(本県の農業大学校)
研究課程、研究科を設置していない学校	5 校

養成課程とは別に研究課程を設置している学校は、研究課程の入学要件に、養成課程の卒業者が含まれており、養成課程から研究課程へと進むことが可能である。研究科に対する本科学生のニーズ等を調査し、その結果によっては研究科の生徒の募集の休止（または廃止）を含めて、その在り方について早急に検討することが必要である。

(エ) 養成課程における定員に対する入学者数及び入学者数に対する卒業者数の割合は次のとおりである。 (単位：人、%)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
定員(うち研究科)	50(10)	50(10)	50(10)	50(10)	50(10)
入学者数(うち研究科)	31(0)	34(1)	37(1)	31(1)	31(1)
定員に対する入学者の割合	62%	68%	74%	62%	62%
卒業者数(うち研究科)	27(0)	30(1)	33(0)	35(2)	28(1)
入学者数に対する卒業者数の割合(本科)	75%	94%	100%	92%	90%

() 内は研究科の人数である。

なお、定員に対する入学者の割合が低い理由としては、研究科の入学者が年 1 名程度であり、本科では平成 13 年度から平成 17 年度の 5 年間平均で 80% となっている。また、本科の入学者が卒業する割合は 5 年間平均で 90% であり、一旦入学した学生の修学意欲は高いものと認められる。

(2) 卒業生の状況

ア 農業大学の卒業生の進路状況

(単位：人、%)

		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
卒業生数(研究科を含む)		27	30	33	35	28
就農者数(研究科を含む)		11	11	7	8	14
自営	自家	2	3	2	2	3
	法人	7	4	3	5	10
研修		2	4	2	1	1
計		11	11	7	8	14
卒業生に対する就農者の割合		41%	37%	21%	23%	50%
関連産業	農協	1	7	7	6	1
	公務員	4	3	1	3	3
	その他	2	3	6	7	5
	計	7	13	14	16	9
関連産業への就職者数の割合		26%	43%	42%	46%	32%
農業関連の就業者数の割合		67%	80%	64%	69%	82%

(ア) 卒業生数に対する就農者数の割合は6年間平均で38%と高いものではないが、関連産業への就職者数の割合は6年間平均35%であり、合計は73%が農業関連という面では役立っているものと認められる。(下記(イ)の表参照)

(イ) 全国の農業大学校での就農率は37.7%であり、中四国での農業大学校の就農率は30.4%となっている。当農業大学校の就農率はほぼ全国平均に近い状況にある。これらの就農率の推移は次のとおりである。

(単位：人、%)

年度	卒業生数(人)			就農者数(人)			就農率(%)		
	山口県	中四国	全国	山口県	中四国	全国	山口県	中四国	全国
平成12年度	35	310	2,024	21	102	787	60.0	32.9	38.9
平成13年度	27	330	2,056	11	108	796	40.7	32.7	38.7
平成14年度	30	301	1,901	11	101	773	36.7	33.6	40.7
平成15年度	33	293	2,003	7	85	805	21.2	29.0	40.2
平成16年度	35	339	2,055	8	104	810	22.9	30.7	39.4
平成17年度	28	286	1,958	14	66	548	50.0	23.1	28.0
平均	31.3	309.8	1,999.5	12.0	94.0	753.0	38.3	30.4	37.7

(3) 研修

ア 研修の実績

研修は、農村青年や農業者等を対象に成長段階、役割に応じて実施しており、計画研修、受託研修、自主研修に分類され、研修内容及び参加人数は次のとおりである。

(ア) 研修内容

計画研修：農業機械利用技能向上研修、やまぐち就農支援塾等

受託研修：幼稚園児や児童、生徒等の農業体験学習等

自主研修：農村青少年クラブ研修等

(イ) 研修の参加実績

(単位：人)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
計画研修(実数)	1,039	883	1,277	599	255
(延数)	2,346	1,606	2,174	1,442	1,661
受託研修(実数)	317	181	173	38	40
(延数)	751	765	299	108	58
自主研修(実数)	487	517	328	497	444
(延数)	513	563	390	497	444
合計(実数)	1,843	1,581	1,778	1,134	739
(延数)	3,610	2,934	2,863	2,047	2,163

イ やまぐち就農支援塾

やまぐち就農支援塾は、将来的に農業への就業を希望する他産業従事者や退職後本格的に農業に取り組もうとしている者を対象とした、休日等に開催する体験型の研修である。

(ア) やまぐち就農支援塾の年齢別受講生の推移

(単位：人)

年齢	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
20～29	2	3	2	4	5
30～39	6	4	4	5	13
40～49	7	8	2	5	11
50～54	11	7	8	11	15
55～59	6	8	12	16	28
60～64	8	9	12	15	16
65～		1	2	3	3
計	40	40	42	59	91
男	28	28	28	45	68
女	12	12	14	14	23

年々受講者が増加しており、特に55歳以上の受講者が増加している。

2005年の農業白書では、団塊世代は就労に意欲的で、これまで

に培った知識も経験もあり、多様な職業経験に応じた支援体制を整備することが重要であるとして、農業の有望な担い手として取り上げている。やまぐち就農支援塾は、団塊の世代を農業の新たな担い手として育成、確保するために、研修メニューも工夫し、運営していく必要がある。

(イ) なお、最近5年間の新規就農者に占める就農支援塾修了生の就農は次のとおりである。

(単位：人)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
県内の新規就農者数	36	35	24	30	48
就農支援塾修了生	1	2	0	1	7

やまぐち就農支援塾は55歳以上の受講生が増加しているものの、就農には直ちに結びついてはいない。

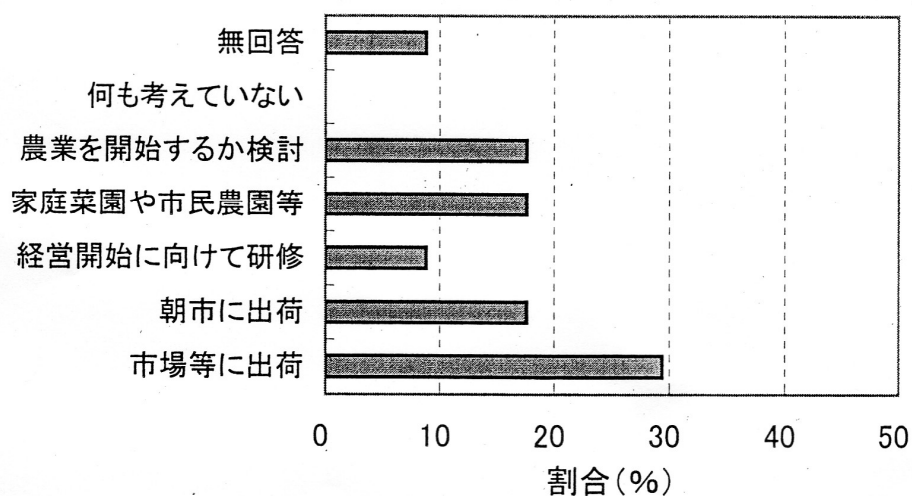
その状況を分析するために、県が実施したやまぐち就農支援塾についての平成14,15年度のアンケート結果を見ると、就農していない受講生に対して今後、本格的に農業をしたいと思うかの問いに対して、一位は趣味の範囲でやりたいという意見が多いということと、二位が資金、土地等条件を整えばやりたいという結果がある。

平成17年度に行われた、やまぐち就農支援塾終了後のアンケート結果(下記グラフ参照)では、市場に出荷する・朝市に出荷するの合計が50%弱、経営開始に向けての研修も10%弱と前回のアンケートに比較するとやや農業経営に関心が高まっている。

このアンケート結果から、一定の成果はみられるものの、農業未経験の定年退職者等に対しては、職業としての農業への関心を醸成するように、各地域の生産組合や指導農家の紹介等、引き続き農業の知識、技術習得の機会を提供することが必要である。

また、就農に結びつけるためには、就業相談や農業関係法人や事業体の就業情報の提供や、就業前後に必要な資金の調達方法等の支援が必要である。これらのことは、やまぐち就農支援塾の機能の充実だけでできるものではなく、他の関係機関(農林事務所や市町、JA等)との連携を強化すること等の対応が必要である。(連携については後記参照のこと)

修了後の予定



ウ 県の新規就農者確保目標に対する農業大学校卒業の就農者の割合
(単位：人、%)

項目・年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
新規就農者数(県全体)	36	35	24	30	48
農業大学校養成課程	12	9	7	10	16
やまぐち就農支援塾修了生	1	2	0	1	7
機械研修等受講生	4	5	2	1	5
農業大学校出身者計	17	16	9	12	28
新規就農者に対する農業大学校出身者の割合	47%	46%	38%	40%	58%
県の新規就農目標 55 人に対する割合	31%	29%	16%	22%	51%

※ 養成課程卒業生については、卒業後研修等一定期間を経て就農した者も含む

(ア) 農業大学校養成課程卒業の就農者数の新規就農者に対する割合は、5年間平均で31%であるが、計画研修における「やまぐち就農支援塾」等農業大学校での修学を経た就農者（卒業後研修等一定期間を経て就農した者を含む）は、47%程度は農業大学校で何らかの修学を行っていることとなる。

(イ) 「やまぐち食と緑のプラン21」における新規就農者数の目標は、平成17年度平成22年度ともに55人としている。平成17年度での実績が48人であり、目標に対して87%ではあるが、平成13年度から平成17年度の5年間の平均では34.6人の実績で63%にとどまっている。

(4) 業務の現状と改善点

ア 農業大学校の主な業務は、養成課程と研修課程に分類される。

イ 業務の割合

(ア) 現状

a 予算割合の推移

区分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
養成課程	83%	82%	82%
研修課程	17%	18%	18%

農業大学校費の職員給与費、運営費については、通年の学生人数（養成課程）と研修人数（研修課程）の比率で按分している。運営費のうち報酬・共済費の舎監に係る経費は養成課程に振り分けている。

b 業務量割合の推移

区分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
養成課程	77.8%	77.9%	77.6%
研修課程	22.2%	22.1%	22.4%

業務量については、通年の学生人数（養成課程）と研修人数（研修課程）の割合を活用している。a, b いずれも農業大学校の試算による。

(イ) 今後の見通し

このような状況を踏まえ、農業大学校では今後の業務等の割合を以下のように考えているが、多様な担い手を確保するという観点から、今後増加が予想される団塊の世代や中途退職者の就農希望者を的確に就農へ結びつけるため、やまぐち就農支援塾等の研修課程をより強化していくこととしており、今後の方向性としては妥当なものと評価できる。

		(現状)		(今後)
a 予算の割合	養成課程	82%	→	70%
	研修課程	18%	→	30%
b 業務量の割合	養成課程	78%	→	60%
	研修課程	22%	→	40%

ウ 平成 16 年度から行っている無料職業紹介事業について

(ア) 法的に具備した内容

- ・ 農業大学校の在校生、卒業生及び研修生のうち、山口県での農林業関係先への就業及び居住を希望する者を、山口県内企業へあっせんする。
- ・ 取扱職種の範囲等は下記のとおりである。

①職種	農業の職業、農林水産業・食品技術者、商品販売の職業
②地域	山口県
③求職者	農業大学校の在校生、卒業生及び研修生

(イ) 無料職業紹介事業の推進

- ・ 農業法人への就職は下記のとおり順調に増加している。

(単位：人)

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
就職人数	3	5	10

- ・ 非農家出身の学生（山口県 55%、全国 32%）が多く、農業法人への就職希望者が増加傾向にあり、「就農相談フェア in 農大」の充実等を図って無料職業紹介事業を一層推進し、就農者数が増加するように努める必要がある。

エ 農業大学校の役割を効果的・効率的に遂行することについて

(ア) 農業大学校の県の新規就農者育成に対する貢献度は高いものがある。しかし、「やまぐち食と緑のプラン 2 1」に掲げる新規就農者数は未達成の状況にあり、継続的に達成するためには、計画研修における「やまぐち就農支援塾」「緑の学園（体験入学研修）」「農業参入希望法人研修」や受託研修である「各中学校・高校の体験学習」等を積極的に実施する必要がある。農業に関心のある者を増やし、農業大学校へ多くの青年を迎えることが計画達成の近道と考えられる。平成 18 年度の入学者数が景気の回復により大幅に減少しているが、景気に左右されない農業基盤を確保するためには、新規就農者の確保は必要であり、県の方針にもあるように、農林事務所農業部等と連携を深めることが必要である。

(イ) 農業大学校では、農業の担い手の育成として学生に対する教育を充実することに加え、団塊の世代の定年帰農等の新規就職希望者を就農に結びつけるための研修課程の強化を考えている。これらの農業の担い手育成を効果的に行うためには、農業大学校と試験研究機関が連携することにより、試験研究成果（高齢者の負担を軽減する農業技術等を含む）を養成課程・研修課程に反映することなどが必要である。このことは、平成 19 年 2 月に策定された「最終案」で平成 19 年 4 月に「農林総合技術センター（仮称）」を設置することが示されている。

なお、上記の（ア）、（イ）を含めて農業大学校がその役割を効果的・効率的に果たすために農業関係高校や各機関と連携をしている状況は次のとおりである。

連携先	連携の状況	連携の効率性、有効性に資する点
農業関係高校等	<ul style="list-style-type: none"> ・オープンキャンパス「緑の学園」（県内高校生対象）、ヤングファーマー養成研修(農業関係高校)における農大学生との交流と農業大学のPR ・インターンシップ研修(近隣中学校)による農業体験学習 ・県内小学校の視察見学における農大紹介等 	<ul style="list-style-type: none"> ・子供達の発達段階に応じた農業教育は農業への理解促進に有効 ・ヤングファーマー養成研修や「緑の学園」の参加高校生の約 8 割が農業大学校に入学していることから入学生確保の面から非常に有効
(財)やまぐち農林振興公社	<ul style="list-style-type: none"> ・「就農相談フェア in 農大」の後援、就農を希望する学生に対する情報提供 ・やまぐち就農支援塾の塾生への就農支援情報の提供等 	<ul style="list-style-type: none"> ・就農に係る一元的な相談窓口であり、同公社との連携が不可欠
主管課及び県内各農林事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・主管課である農業経営課とは農業大学校のあり方等基本的な方針等の策定や「やまぐち就農支援塾」等の担い手確保・育成施策の立案・実施について連携 ・学生募集のための県内訪問を農林事務所農業部担当者とともに実施 ・学生の就農に当たっての条件整備を就農先の農林事務所農業部担当者と事前協議 	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手確保・育成に関する支援や情報収集に役立つ ・農地、栽培技術、組織(人)など地域に密着した情報収集が可能になる
山口県農業会議	<ul style="list-style-type: none"> ・県農業法人協会(事務局：農業会議)総会・研修会における情報交換 ・やまぐち就農支援塾の企画、運営、カリキュラム等について協議 	<ul style="list-style-type: none"> ・県下農業法人の受入情報等収集する上で有効(非農家出身の学生の多くが農業法人への就職希望者が増加傾向により)
農業試験場、畜産試験場、林業指導センター	<ul style="list-style-type: none"> ・農業試験場、畜産試験場については、養成課程、研修課程の講師として依頼 ・林業指導センターについては、チェーンソー等の安全使用研修会へ職員派遣 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育機関と試験研究機関が一体となって担い手の養成が効果的にできる
市町 JA その他民間機関等	<ul style="list-style-type: none"> ・学生の進路決定、特に就農に当たっての市町 JA 担当者と事前協議 ・営農指導員としての学生の就職先 ・就農支援制度の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手の育成・確保に当たって地域関係者との密接な連携が可能 ・関係機関が一体となった担い手養成

第4 山口県立衛生看護学院

1 概要

(1) 設置

山口県立衛生看護学院は、山口県立衛生看護学院等条例（昭和45年山口県条例第60号）に基づいて設置されている。

保健師、助産師及び看護師並びに養護教諭の養成を行う教育施設である。

(2) 所在地

防府市泉町21-1

ホームページアドレス

<http://www18.ocn.ne.jp/~eikan/>

(3) 沿革

昭和30年4月 防府市八王子二丁目に山口県立防府高等看護学院（3年課程）開設

昭和35年4月 山口市駅通り二丁目に山口県立保健婦専門学院（8ヶ月コース）開設

昭和37年4月 山口県立保健婦専門学院の養成期間に養護教諭養成課程を加えて1年とし、「山口県立公衆衛生看護学院」と名称変更

昭和43年4月 山口県立防府高等看護学院へ2年課程を併設し、「山口県立高等看護学院」に名称変更

昭和46年4月 「山口県立公衆衛生看護学院」と「山口県立高等看護学院」とを統合、更に保健婦・助産婦の養成課程を新設し、現在地に「山口県立衛生看護学院」を開設

昭和50年4月 保健婦養成課程と助産婦養成課程を分離、保健婦養成課程の定員を30名から40名に変更

昭和51年4月 専修学校となる

平成7年4月 学科名変更（保健学科、助産学科、第一看護学科、第二看護学科）

(4) 教育方針及び教育目標

山口県立衛生看護学院では、教育方針を健康のあらゆる段階にある人々に対して保健・医療・福祉等の幅広い分野で科学的・創造的・主体的に看護でき、また、人間愛を基盤とした豊かな人間性と感性とを持つ看護の専門職業人を育成するとともに、国際的視野を持ち、幅広い分野での貢献を目指すために、教育目標を次のように定め運営に努めている。

① 人をありのままに受け入れ、支援することを喜びとする豊かな人間性と感性を持つ看護者を育成する。

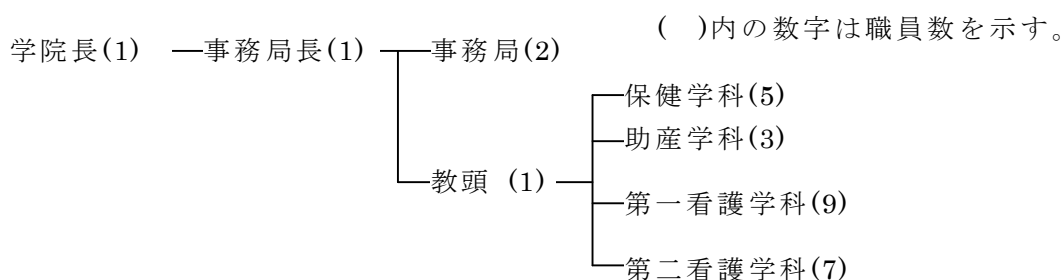
② 倫理観に基づいた行動ができ、自分の行いに責任を持つことができ

- る看護者を育成する。
- ③ 社会の変動や医療の進歩の中にあつて常に看護の本質を追究し、科学的・創造的・主体的な看護者を育成する。
 - ④ 保健・医療・福祉等の関連領域の人々と連携をとりながら看護独自の機能を果たし、社会に貢献できる看護者を育成する。
 - ⑤ 国際的な視野を持ち、かつ、専門職業人として常に自己研鑽に努める姿勢を涵養する看護者を育成する。

(5) 組織

職員数：29人（平成18年4月1日現在）

配置



（平成17年度の正規職員数は、平成18年度より1人少なく28人である。）

(6) 職員の状況

① 職員数・人件費金額の推移

（単位：千円、人）

区分	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
行政職(金額)	27,371	26,433	26,013	25,865	25,692
(人数)	3	3	3	3	3
1人当たり人件費	9,124	8,811	8,671	8,622	8,564
医療職(金額)	14,657	14,316	14,095	14,265	14,277
(人数)	1	1	1	1	1
1人当たり人件費	14,657	14,316	14,095	14,265	14,277
教育職(金額)	163,203	166,069	168,413	164,229	168,181
(人数)	23	23	24	24	24
1人当たり人件費	7,096	7,220	7,017	6,843	7,008
共済費(正規職員)	39,240	39,101	38,680	37,720	38,357
正規職員計(金額)	244,471	245,919	247,201	242,079	246,507
(人数)	27	27	28	28	28
1人当たり人件費	9,054	9,108	8,829	8,646	8,804
非常勤嘱託(金額)	1,793	1,815	1,760	1,749	1,738
(人数)	2	2	2	2	2
その他(金額)	8,394	8,615	8,670	8,900	8,898
共済費(非常勤・臨時等)	821	862	899	848	874
非常勤・臨時等計(金額)	11,008	11,292	11,329	11,497	11,510
合計(金額)	255,479	257,211	258,530	253,576	258,017

② 正規職員の年齢別構成の比較（平成13年度と平成17年度）

（単位：人、歳）

	60代以上	50代	40代	30代	20代	合計	平均年齢
平成13年度	0	7	8	11	1	27	41.3
平成17年度	0	8	7	11	2	28	43.3

正規職員の平均年齢は、2歳高くなっている。

（7）主要施設の状況

種別	区分	面積(㎡)	種別	区分	面積(㎡)
土地	学校敷	13,925.37	建物	本館	3,121.48
	公衆用道路	586.74		寄宿舎	2,136.38
	雑種地	1,324.00		食堂	199.60
				ボイラー室	65.80
				渡り廊下	56.07
				渡り廊下	61.20
				体育館	1,275.39
	合計	15,836.11		合計	6,915.92

（8）財政の状況

（単位：千円）

項目	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
収入					
使用料	23,770	23,713	24,567	23,969	24,949
手数料	1,672	2,098	2,021	1,384	1,331
雑入	3,732	3,716	3,693	3,555	3,531
収入合計	29,174	29,527	30,281	28,908	29,811
支出					
報酬	1,793	1,815	1,760	1,749	1,738
共済費	821	862	899	848	874
賃金	8,394	8,615	8,670	8,900	8,898
報償費	12,410	10,998	10,799	10,794	10,785
旅費	7,593	6,311	7,399	5,564	5,565
需用費	16,876	20,801	17,983	18,184	17,678
役務費	2,347	2,137	2,139	1,812	1,799
委託料	12,413	12,739	12,471	12,670	12,737
使用料及び賃借料	3,433	3,521	3,523	2,273	2,076
備品購入費	1,888	1,200	1,899	1,494	1,100
負担金補助及び交付金	223	373	260	365	969
小計	68,191	69,372	67,802	64,653	64,219
当学院以外の予算執行分			3,490	3,602	
正規職員人件費	244,471	245,919	247,201	242,079	246,507
支出合計	312,662	315,291	318,493	310,334	310,726
収支差額	△ 283,488	△ 285,764	△ 288,212	△ 281,426	△ 280,915

※ 収支差額のマイナス金額は、県の財政負担額である。

2 監査結果

山口県立衛生看護学院（以下「衛生看護学院」という。）の財務事務は、以下の指摘事項の部分を除き、総合的には関係法令等に基づき、概ね適正に処理されていると認められる。

なお、監査結果に関連する意見を含めて記載している。

(1) 収入に関する財務事務

ア 使用料

(ア) 概要

- a 電柱・支線などの設置に係る土地使用、自動販売機設置に係る建物使用などの行政財産使用料がある。
- b 授業料及び寮費がある。減免については、「山口県立衛生看護学院の授業料の減免等に関する取扱要綱」に基づき、該当者には減免を行っている。

(イ) 監査手続

- a 行政財産使用料については、行政財産使用許可申請書を閲覧し、調定票、領収書（控）、調定収納状況一覧表を照合した。また使用料金額について使手条例等と照合した。
- b 授業料及び寮費については調定票、払込書兼領収書、領収書（控）を照合した。授業料の減免については申請者について減免申請書と所得課税証明書とを照合し、取扱要綱の要件を満たしていることを確認した。また減免対象者について減免決定通知書（控）、還付申請書、領収書を照合し、手続が適正であるか確認した。

(ウ) 監査結果

- a 行政財産の使用料の減免を受ける場合は許可申請書に減免を受ける旨の付記が必要であるが当該記載がされていなかった。その他については照合の結果特記すべき事項はなかった。
- b 後期の授業料について、9月16日及び9月21日徴収分が10月7日に県の口座に振り込まれていたが、その間は現在使用されていない口座に預けており、徴収した日、やむを得ない理由がある場合は当該理由がやんだ後直ちに払い込まなければならないとの定めに反し、県の口座に振り込む手続が遅れていた。

(エ) 現金徴収に対する意見

授業料は前期・後期ともに高額であり、徴収方法を銀行振込にすることを検討すべきである。

イ 手数料

(ア) 概要

入学試験の手数料と諸証明書の発行手数料であり、山口県収入証紙を入学願書及び証明願に添付することにより徴収している。

- (イ) 監査手続
入学願書、証明願を閲覧し、使手条例に従って証紙が添付されているか検証した。
- (ウ) 監査結果
証紙の添付漏れはなく、在校生については証明書発行手数料が免除されており、特記すべき事項はなかった。

ウ 雑入

- (ア) 概要
 - a 山口県情報公開条例に基づく公文書の開示に係るコピー代である。
 - b 寮生の寄宿舎の光熱水費、及び食堂の委託業者からの光熱水費の実費徴収分である。
- (イ) 監査手続
調定票、収入明細、調定収納状況一覧表及び歳入決算額調を照合し、雑入の計上の妥当性を検証した。
- (ウ) 監査結果
収入事務について特記すべき事項はなかった。

(2) 歳出に関する財務事務

ア 報酬

- (ア) 監査手続
非常勤嘱託職員に係る人事異動通知書、勤務実績簿、給与支給明細書と照合し、書類の不備、不整合の有無を確認した。
- (イ) 監査結果
書類の不備及び不整合はなく、計算の正確性、合規性について特記すべき事項はなかった。

イ 共済費

- (ア) 監査手続
平成 17 年度 3 月計上分について支出調書、証憑書類、資金前渡精算書を照合した。
- (イ) 監査結果
書類の不備及び不整合はなく、計算の正確性、合規性について特記すべき事項はなかった。

ウ 報償費

- (ア) 監査手続
支出負担行為・支出票から任意に抽出し、支出調書、時間講師実績調書、就業点検簿と照合し、書類の不備、不整合の有無を確認

した。

(イ) 監査結果

書類の不備及び不整合はなく、計算の正確性、合規性について特記すべき事項はなかった。

エ 旅費

(ア) 監査手続

平成 17 年度 3 月計上分について支出負担行為・支出票、旅費請求書、旅費精算書、赴任証明書、住民票を照合し、書類の不備、不整合の有無を確認した。

(イ) 監査結果

書類の不備及び不整合はなく、計算の正確性、合規性について特記すべき事項はなかった。

オ 役務費

(ア) 監査手続

支出負担行為・支出票から任意に抽出し、証憑書類、請求書、資金前渡精算書の保管状況及び資料間の整合性を確認した。

(イ) 監査結果

書類の不備及び不整合はなく、計算の正確性、合規性について特記すべき事項はなかった。

カ 使用料及び賃借料

(ア) 監査手続

支出負担行為・支出票から任意に抽出し、契約書及び請求書の保管状況及び資料間の整合性を確認した。

(イ) 監査結果

書類の不備及び不整合はなく、計算の正確性、合規性について特記すべき事項はなかった。

(3) 業務委託契約等に関する財務事務

ア 概要

平成 17 年度の契約金額が 500 千円以上の定型的な業務委託契約について過去 5 年間の推移は次のとおりである。

(単位：千円、%)

業務名	年度	契約金額(a)	予定価格(b)	落札率(a/b)	委託先	備考
建物清掃業務 (指名競争入札)	平成 13 年度	3,050	3,261	93.5%	A 社	
	平成 14 年度	3,050	3,050	100.0%	A 社	
	平成 15 年度	2,924	3,085	94.8%	A 社	
	平成 16 年度	2,919	3,050	95.7%	A 社	

	平成 17 年度	2,919	3,533	82.6%	A 社	
ボイラー運転業務 (平成 13 年度随意 契約(5 号), 平成 14 年度以降指名競争 入札)	平成 13 年度	3,415	3,425	99.7%	A 社	
	平成 14 年度	3,414	3,415	100.0%	A 社	
	平成 15 年度	3,321	3,437	96.6%	A 社	
	平成 16 年度	3,318	3,340	99.3%	A 社	
	平成 17 年度	3,318	3,339	99.3%	A 社	
警備業務 (随意契約(4 号))	平成 13 年度	803	804	100.0%	B 社	
	平成 14 年度	803	803	100.0%	B 社	
	平成 15 年度	803	803	100.0%	B 社	
	平成 16 年度	803	803	100.0%	B 社	
	平成 17 年度	803	803	100.0%	B 社	
浄化槽維持 管理業務 (指名競争入札)	平成 13 年度	1,213	1,225	99.0%	C 社	
	平成 14 年度	1,213	1,213	100.0%	C 社	
	平成 15 年度	1,213	1,215	99.8%	C 社	
	平成 16 年度	1,389	1,409	98.6%	C 社	
	平成 17 年度	1,389	1,409	98.3%	C 社	
助産学科実習委託 (随意契約(2 号))	平成 13 年度	3,134	3,134	100.0%	D 病院	
	平成 14 年度	3,134	3,134	100.0%	D 病院	
	平成 15 年度	3,088	3,088	100.0%	D 病院	
	平成 16 年度	3,050	3,050	100.0%	D 病院	
	平成 17 年度	3,050	3,050	100.0%	D 病院	

イ 監査手続

業務委託契約、営繕工事等に係る契約について、会計規則に従い、指名競争入札、随意契約が適切に行われているか、執行伺、契約締結伺、決議書等により各手続の執行状況、契約形態の適正性について検証した。

ウ 監査結果

決裁権限について、業務委託契約、物品購入、需用費に係る伺について、院長の決裁欄に事務局長の印が押印されている。(指名競争入札に付す契約を含め)事務委任規則及び事務決裁規程に基づく専決が行われているものであるが、権限の委譲の範囲について文書としてその範囲を明確にしたものはない。「山口県事務決裁規程に係る所属職員の専決について」(平成 7 年 4 月 1 日人事第 10 号総務部長)に従い、所属内で決裁を取り、専決事項の範囲を常に明確にしておくことが必要である。

エ 意見

建物清掃業務について、平成 16 年度の契約金額は下落しているにも拘わらず、平成 17 年度の予定価格は少し上昇しているが、数年間

における変化は小さい状況にある。予定価格の算定に当たっては、庁舎積算マニュアルに基づき積算を行っているが、これに加えて、業務の実態や過去の入札執行結果等、同種及び同規模の施設における積算、契約金額を調査するなどして、予定価格の積算について検討していく必要がある。

(4) 物品購入契約に関する財務事務

ア 監査手続

物品の購入契約について、会計規則に従い、指名競争入札、随意契約等が適切に行われているか、また、物品規則に従って購入手続が行われているか検証した。

イ 監査結果

物品の購入契約及び手続については、会計規則等に従って行われており、特記すべき事項はなかった。

(5) 公有財産の管理事務

ア 監査手続

(ア) 公有財産台帳を閲覧し、関係者に質問することにより、実地調査が行われているかどうか確認した。

(イ) 登記簿謄本等との照合及び必要に応じて現地の視察及び実地調査を行った。

イ 監査結果

特記すべき事項はなかった。

(6) 物品管理事務

ア 監査手続

(ア) 物品の維持管理について、管理簿の作成状況、物品標示票の貼付状況と現物との関係を確認した。

(イ) 物品の廃棄等の手続きが適切かどうか検証した。

イ 監査結果

(ア) 物品の管理状況

平成 17 年度に取得した物品について現物と照合したところ、物品標示票の貼付等管理は適切に行われているものと認められた。

平成 17 年度における借入品は 2 件であるが、いずれも借入品管理簿により管理されているものと認められた。

(イ) 物品廃棄手続きの状況

物品の廃棄は物品規則に従って処理されており、特記すべき事項

はなかった。

(7) その他

ア 郵便切手等について

(ア) 監査手続

切手等について、実査を行った。また、年度末近くの購入の有無や使用枚数と購入数量との関係など、経済性を考慮した購入を行っているかを確認した。

(イ) 監査結果

照合した結果、特記すべき事項はなかった。

イ 現金管理について

(ア) 監査手続

現金出納簿を閲覧し、必要に応じて調定票、調定収納状況一覧表と照合した。

(イ) 監査結果

照合の結果、下記を除き特記すべき事項はなかった。

出納担当者である主任が休んでいた間に徴収した情報公開条例に基づく公文書の開示に係る資料のコピー代金（1万円未満）が1週間を超えて保管されていた。会計規則第32条第4項では少額（1万円未満）の場合は1週間内は保管できるとあるが、その定めに従っていなかった。職員の休暇時の処理体制を整備しておく必要がある。

3 組織及び運営に関する意見

衛生看護学院の組織及び運営の合理化に資すると考える事項を意見として記載している。その内容は以下のとおりである。

(1) 衛生看護学院の入学生の状況

ア 保健学科

(単位：人、倍、%)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
1学年定員	40	40	40	40	40	40
応募者数	113	117	203	171	86	86
県内	43	50	41	44	25	34
県外	70	67	162	127	61	52
受験者数	104	103	178	160	77	79
合格者数	41	43	42	40	40	40
推薦	8	12	9	12	6	8
一般	33	31	33	28	34	32
入学者数	37	31	30	36	40	40
県内	18	22	8	21	18	20
県外	19	9	22	15	22	20
競争率(倍)	2.8	3.3	5.9	4.4	1.9	2.0
定員に対する入学者の割合(%)	93	78	75	90	100	100

(ア) 県外の応募者が多い理由

- a 本県は九州と隣接しており、併せて衛生看護学院は山陽本線沿いにあることから、交通の便が良いためか、従来から福岡県の志願者が多い。
- b 平成15,16年度は、平成15年3月に岡山、広島、福岡県立の看護師養成所が廃校になったため、福岡をはじめ県外受験生が増加している。

(イ) 応募者数の推移で平成17,18年度県外の応募者数が平成16年度以前より約半分に減少した理由

応募者数の減少は、全国的に看護大学が増え、大学へ編入する学生が増加していることによるということである。

その状況は、平成11年度に中国地方に4校、九州地方に3校看護系大学が設置され、平成13年度から6校が65名の編入生の受入を開始しており、衛生看護学院の志願者数も平成13年度以降県外志願者が減少している。

平成15,16年度県外志願者が増加したのは、(ア)記載のとおりで、平成17年度以降応募者が減少したのは、平成15年に福岡県2校、熊本県に1校看護大学が設置され、このうち2校において平成17年度から編入生を計20名受入れるようになったことによる。県別では福岡県からの志願者数の減少が最も著しくなっている。

イ 助産学科

(単位：人、倍、%)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
1学年定員	20	20	20	20	20	20
応募者数	39	49	81	84	60	63
県内	27	18	29	30	30	26
県外	12	31	52	54	30	37
受験者数	35	45	72	81	53	56
合格者数	12	12	13	12	8	12
推薦	5	6	6	5	5	3
一般	7	6	7	7	3	9
入学者数	11	10	11	12	8	12
県内	10	8	8	6	7	6
県外	1	2	3	6	1	6
競争率(倍)	3.2	4.5	6.5	6.8	6.6	4.7
定員に対する入学者の割合(%)	55	50	55	60	40	60

(ア) 県外の応募者が多い理由

- a 近接県の県立の助産師学校養成所の閉校によるものと見られている。
- b これまで県外在住の卒業生が多く、その薦めにより応募する学生が多い。

(イ) 平成17,18年度は平成14年度以前の状態に戻った理由

平成15,16年度は(ア) a記載の理由で一時的増加であったが、平成17,18年度は元に戻っている。

ウ 第一看護学科

(単位：人、倍、%)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
1学年定員	50	50	50	40	40	40
応募者数	215	218	190	202	177	159
県内	174	174	168	167	152	143
県外	41	44	22	35	25	16
受験者数	192	206	185	192	170	153
合格者数	50	59	52	42	40	40
推薦	17	24	17	14	12	12
一般	33	35	35	28	28	28
入学者数	43	36	41	39	40	40
県内	35	36	38	38	37	39
県外	8	0	3	1	3	1
競争率(倍)	4.5	5.7	4.5	4.9	4.3	3.8
定員に対する入学者の割合(%)	95	72	82	98	100	100

(ア) 志願者数が平成 17, 18 年度は、平成 16 年度以前に比較して減少傾向にあることについて

a 衛生看護学院だけの傾向ではないが、厚生労働省の 18 才人口の将来推移によると、18 才の人口は平成 13 年（151 万人）を境に下降傾向にあり、平成 18 年度には 132 万人で約 13% の減少である。そのため、受験者数は減少傾向にあり、それに伴い、衛生看護学院の応募者数は平成 13 年度 215 人、平成 18 年度は 159 人となり、約 26% 減少している。

b 看護系の大学は平成 13 年 91 校（6,530 人）平成 17 年 129 校（9,644 人）と 1 学年定員が 1.48 倍に増加している。「看護師等学校養成所の施設数及び定員の推移（厚生労働省：医療安全の確保に向けた保健師助産師看護師法等のあり方に関する検討会第 2 回資料）」及び「平成 17 年看護関係統計資料集（日本看護協会出版会）」

以上により、応募者の減少は外部環境によるもので、少子化の影響から受験生そのものが減少していること及び看護系大学の学校数の増加、定員数の増加が応募者数の減少傾向につながっている。

(イ) 推薦入学者数について

推薦入試による入学者は定員の 30% 程度と定めているが、平成 13, 14, 15, 16 年度はいずれも超えている。特に、平成 14 年度は推薦による入学者数 24 人は定員の 30% の 15 人を 9 人超えている。入試の公平性、透明性の観点から、推薦入学者数は定めた範囲内にとどめるべきであると思われる。

エ 第二看護学科

(単位：人、倍、%)

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
1 学年定員	50	50	50	40	40	40
応募者数	95	83	116	98	55	58
県内	84	69	79	80	47	48
県外	11	14	37	18	8	10
受験者数	92	78	108	96	54	58
合格者数	50	51	50	40	36	39
推薦	9	8	8	8	10	10
一般	41	43	42	32	26	29
入学者数	46	49	37	37	36	39
県内	41	41	29	32	32	34
県外	5	8	8	5	4	5
競争率(倍)	2	1.6	2.9	2.6	1.5	1.5
定員に対する入学者の割合(%)	92	98	74	93	90	98

(ア) 応募者数が平成 17, 18 年度は平成 16 年度以前に比較して約半分になっていることについて

県立高校において看護師養成のための 5 年一貫教育を開始したため、受験者数が減少している。

特に、県立防府高校の衛生看護科の学生が 3 年で卒業し、その後多くの者が受験していたが、その学生が受験しなくなったことが、影響としては大きいものである。

このような状況において第二看護学科は、准看護師の対人口 10 万人に対する比率は 502 人(「衛生行政報告例(平成 16 年 12 月末)」「山口県における看護の現状(平成 18 年 3 月山口県健康福祉部)」より)と全国に比べて高く、「看護師」養成の観点から必要性は十分あるものと思われる。

また衛生看護学院の職員が県内の准看護師養成所を訪問した際に収集した意見では、県立による看護師養成のための進学課程である「第二看護学科」を継続してほしいとの要望があるとのことである。

このように、県内の准看護師の比率が高いことや、県内の准看護師養成所から第二看護学科への進学のニーズはあるものの、志願者数は減少しており、5 年一貫の看護教育を行っていない看護師養成課程を有する県内の 3 高等学校、また専攻科を併設しない県内の准看護師養成所 5 校に対して、訪問する等により衛生看護学院への進学を促す取り組みを積極的に行っていく必要がある。

(2) 卒業生の進路及び国家試験合格の状況

ア 保健学科

(単位：人、%)

入学年度	卒業年度	志願者数		受験者数	合格者数	入学者数		卒業者数	国家試験				医療技術者として就業		進学
		県内	県外			県内	県外		全国合格率	本学院合格率	合格者数	不合格者数	県内	県外	
13	13	43	70	104	41	18	19	37	95.9	94.6	35	2	18	13	1
14	14	50	67	103	43	22	9	29	91.5	100.0	29	0	15	9	0
15	15	41	162	178	42	8	22	31	92.3	100.0	31	0	8	21	0
16	16	44	127	160	40	21	15	36	81.5	86.1	31	5	15	17	0
17	17	25	61	77	40	18	22	40	78.8	80.0	32	7	12	25	0

(ア) 保健学科は 1 年制課程であるが、途中での退学者はほとんどなく(5 年間で 1 人) 就学意欲は高いものと認められる。

問題点としては、平成 16, 17 年度の学生の国家試験合格率が以前に比較すると急に低下していることである。原因としては、基礎学力不足があげられているが、人材養成機関としての役割を果たしているかどうかは、国家試験の合格率が一つの指標とされており、指導する側の立場からの分析を含めて、合格率の向上をめざし、対応

する必要がある。

(イ) 衛生看護学院の役割の遂行度を見るもう一つの指標として、医療機関等への就職率があるが、この5年間の平均就職率は約88%であり、保健師を養成する機関として一応役割を果たしていると認められる。(ただしこのデータは卒業後1か月現在のものである)なお、県内の入学生のうち、県外へ就職する学生には、県外就職の事情などを聴取しておき、今後の学生の就職活動の際の参考にし、県内医療機関への就職者がさらに増加するような対応が望まれる。

イ 助産学科

(単位：人、%)

入学年度	卒業年度	志願者数		受験者数	合格者数	入学者数		卒業者数	国家試験				医療技術者として就業		進学
		県内	県外			県内	県外		全国合格率	本学院合格率	合格者数	不合格者数	県内	県外	
13	13	27	12	35	12	10	1	12	88.3	100.0	12	0	8	4	0
14	14	18	31	45	12	8	2	8	89.2	100.0	8	0	7	1	0
15	15	29	52	72	13	8	3	12	96.2	83.3	10	2	6	6	0
16	16	30	54	81	12	6	6	8	99.7	100.0	10	0	4	4	0
17	17	30	30	53	8	7	1	12	98.1	100.0	12	0	11	0	0

(ア) 助産学科は1年制課程であるが、退学者は5年間で1人であり、保健学科同様、就学意欲は高いものと認められる。国家試験合格率は、この5年間のうち平成15年度のみ83.3%(全国平均96.2%)と悪い年があったが、他の年は100%であり良好である。

(イ) 医療関係への就職率は過去5年間で卒業生52人のうち、医療関係就職者51人の98%であり、助産師養成機関としての役割は果たしているものと認められる。

ウ 第一看護学科

(単位：人、%)

入学年度	卒業年度	志願者数		受験者数	合格者数	入学者数		卒業者数	国家試験				医療技術者として就業		進学
		県内	県外			県内	県外		全国合格率	本学院合格率	合格者数	不合格者数	県内	県外	
11	13	167	61	212	58	38	7	45	84.3	91.1	41	4	19	5	15
12	14	144	62	192	51	36	7	38	92.6	97.4	37	1	24	3	9
13	15	174	41	192	50	35	8	42	91.2	97.6	41	1	20	7	14
14	16	174	44	206	59	36	0	33	91.4	96.9	32	1	17	11	4
15	17	168	22	185	52	38	3	43	88.3	90.6	39	4	18	5	14

(ア) 第一看護学科は3年制課程であり、過去5年間の入学者数208人のうち、途中退学者は7人である。1年では1.4人であり、第一看護学科の学生の就学意欲は特に問題はないものと思われる。国家試験の過去5年間の平均合格率は94.7%(全国平均89.56%)であり、全国平均より高い。過去5年間の推移では、平成17年度卒業生が90.6%と少し低くなっており、今後の国家試験合格率の推移には注視する必要がある。

(イ) 第一看護学科では、過去5年間の卒業生数201人のうち、進学が

56人で約28%を占めており、他の3つの学科に比べると進学率は高い。

エ 第二看護学科

(単位：人、%)

入学年度	卒業年度	志願者数		受験者数	合格者数		入学者数		卒業者数	国家試験				医療技術者として就業		進学
		県内	県外		県内	県外	全国合格率	本学院合格率		合格者数	不合格者数	県内	県外			
12	13	84	21	100	50	39	4	41	84.3	80.5	33	8	29	8	4	
13	14	84	11	92	50	41	5	39	92.6	100.0	39	0	31	6	1	
14	15	69	14	78	51	41	8	47	91.2	100.0	47	0	27	15	3	
15	16	79	37	108	50	28	9	36	91.4	100.0	36	0	19	10	7	
16	17	80	18	96	40	32	5	36	88.3	91.6	33	3	22	6	6	

第二看護学科は2年制課程であり、過去5年間の入学者212人のうち、途中退学者は13人である。1年では2.6人で、第二看護学科の学生の就学意欲は特に問題はないものと思われる。国家試験の過去5年間の平均合格率は約94%（全国平均89.56%）であり、全国平均より高い。過去5年間の推移では、平成17年度卒業生が91.6%と少し低くなっており、第一看護学科と同じ傾向であるが、今後の国家試験合格率の推移には注視する必要がある。

第二看護学科については、平成17,18年度と入学応募者数が大幅に減少しており、基礎学力や専門的知識の不足する学生や看護師になるという目標意識の不足する学生の入学が増えてきている。このことは、国家試験合格率の低下に影響することも予測されることから、知識不足の学生や目標意識の低い学生に対して個別的な指導を行う必要がある。また、模擬試験結果によっては、より重点的に指導する等の具体的対応が必要となる。

(3) 衛生看護学院の役割の遂行

ア 県は、平成18年2月「山口県看護職員需給見通し」を策定しているが、これは平成12年に策定した需給見通しが平成17年末までとなっていたので、平成18年から平成22年までの5年間の山口県看護職員の需給に関する見通しに係るものである。

区分	需要数	供給数	不足分
平成18年	19,895	19,354	△541
平成22年	20,326	20,100	△226

なお、平成18年4月からの診療報酬の改正により、看護師を手厚く配置する病院が高い診療報酬を得られる仕組みが導入されたことに伴い、看護職の需要が高まることが予測されるが、上記の見通しには同上の改正後の見込みは含まれていない。

イ 衛生看護学院は、上記の看護職員の需給見通しから、看護職員の需要増が見込まれることに対応して、質の高い看護職員を養成するために、養成業務の充実強化を図っていく必要がある。

(ア) 学生数の確保の観点から

a 看護学科は、高学歴志向により4年制の看護大学へ志願者が流れていく可能性があり、大学における看護学部等の新設による定員の増加や、保健学科、看護学科の編入の受入を開始したこと等、外部環境からみても志願者数が減少する可能性がある。

この点については、学費等の経済的負担の問題や、4年制の看護大学では保健師資格・助産師資格と看護師資格の同時受験が可能となり、看護師資格を持たない保健師・助産師がみられ、厚生労働省では看護師資格を持たない保健師・助産師が看護業務を行える現状を改善するための法改正を予定していることなどから、衛生看護学院は、学院の長所について学生に十分説明し、対応する必要がある。

b 第二看護学科については、県立高校において看護師養成のための5年一貫教育が可能となったため、志願者数の著しい減少傾向がみられるが、准看護師比率が全国平均に比較して高い状況では、准看護師を対象とした看護師養成施設の必要性は十分あり、当面は第二看護学科入学生の状況の箇所に記載した対応をする必要がある。

長期的には、高校における看護師養成のための5年一貫教育及び准看護師養成所における専攻科の設置の動向、また第二看護学科の学生の志願状況の推移などを注視し、第二看護学科の在り方について検討の必要がある。

c 推薦入学制度について

推薦入学制度は、平成5年度の入学生から適用しているが、少子化の影響や学生の学歴志向等から優秀な看護学生を確保することが困難な時代を迎えつつあることへの対応として、制度の充実が図られている。

平成19年度の推薦入試については、これまで推薦入試対象校の所在地が山口県の近隣(保健・助産学科は中国5県及び福岡県、看護学科は島根・広島・福岡県)としていた地域制限を撤廃して、広く優秀な看護学生の確保を目指すために、推薦入試制度の充実を図ることとしている。

なお、推薦による応募者数の状況は次のとおりである。

(単位：人)

	保健学科		助産学科		第一看護学科		第二看護学科	
	県内	県外	県内	県外	県内	県外	県内	県外
平成14年度	12	1	7	0	25	0	8	0
平成15年度	8	2	8	0	23	0	9	0
平成16年度	13	0	7	0	34	0	8	0
平成17年度	6	0	9	0	36	0	10	0
平成18年度	8	0	4	0	31	0	10	0

これまでの推薦による応募状況から見ると、県外の学生は非常に少なく、看護学生を確保するという観点からは必要な対応である。しかし、衛生看護学院は県立の看護師養成学校であり、県内に就職する看護職員を確保する責任があり、本来の導入の目的は、県内出身看護職の地元定着の促進であるから、推薦入試制度はその観点に留意し、運用する必要がある。

(イ) 看護教育の質の向上の観点

a 看護教員に必要な能力

必要な能力としては、看護能力、教育能力、研究能力があるが、看護能力は専任教員が県立病院及び健康福祉センターから転任するという人事異動になっており、充分備わっているということであり、教育能力、研究能力等の向上が必要とされている。

これに対して、専任教員の段階別能力達成目標の作成と資質向上のための研修体系の構築が検討されているが、具体化が必要である。

b 外部講師の確保について

大学の独立法人化に伴い、大学からの講師や総合医療センターの医師等の外部講師の確保が、時間の制約、講義料の制約等で難しくなっており、年間計画等で安定的に確保するための調整が必要である。

c 実習について保健師、助産師、及び看護師並びに養護教諭の実践者、実務者としての能力を養成することを基本方針としており、衛生看護学院の役割を遂行する観点から実習を重視している。

ところが、現状では実習施設の確保が市町村の統廃合により健康福祉センターが減少し、また助産学科では、少子化により実習施設が減少し、分娩介助実習が困難になる等の問題があり、実習施設や実習設備などの計画的な確保・整備が必要である。

特に助産学科は、産科医の不足、診療所の助産師不足等の状況下で助産師養成を行う数少ない専修学校ということであり、実習機会の困難性を克服する対応が必要である。

d 保健師、養護教諭の採用の減少により、就職が難しくなっており、就職先の開拓が必要であるが、一方において、医療施設側か

らは優秀な看護職員獲得のために指定校推薦制度の導入検討が始められているということである。

いずれにしても、質の高い看護教育を実践し、優秀な看護職員を輩出するということが基本的に重要なことであり、新規の就職先の開拓と指定校推薦制度（就職先が限定される）への対応の問題は慎重に検討していく必要がある。

- e 養成課程の実施状況（実習状況を含む）や、学生からの相談事項等のデータベース化及びその活用について

授業、実習の状況は、教務日誌の作成、実習施設等で起こした事件・事故は「ヒヤリハット報告書」を作成し、教職員全員が情報を共有化し、指導に活用している。

現在、ITの利用が進んでおり、将来的にはデータベース化して情報の収集・分析に活用し、指導を効果的、効率的に行うことを検討する必要がある。

- f 看護職員の早期離職という現実に対して、看護師養成機関として配慮している事項について

- (a) 基礎看護技術が未熟のため、医療現場の技術水準に対応できないことが、早期離職の要因としてあげられており、卒業までに実習で技術経験をさせ、技術チェックをする等の点に留意する必要がある。

- (b) 臨床現場と教育で学んだことの乖離により、心身の健康状態の面から不安定になり、離職するということがあり、学生個々に精神面での教育指導が必要である。

- (c) 学生の卒業後のフォロー

職場に従事した際、現実が発生する課題に対して相談窓口を設置し、対応しているということである。このような対応から、卒業生の職務での問題点等を分析・検討し、教育内容に反映させることは、看護職員の養成業務の質を高めるために有効と思われる。

- g 学校自己評価の義務化に向けた取り組み

厚生労働省の医務局看護課の「看護師等養成所の教育活動等に関する自己評価指針」（以下「指針」という。）では、看護職養成所として厚生労働省から指定を受けたものは、常に質の高い看護師等を養成する責任と義務があり、そのための「内部的品質保証の仕組み」を持つ必要が求められ、その仕組みが「自己点検・自己評価」であるとされている。

衛生看護学院では、平成14年度から組織目標の設定、進行管理等目標管理を実施している。今後は、「指針」を基にした自己評価を実施することが適当であると考えている。「指針」によると自己評価は、評価結果から教育活動の改善点を見出し、教育活

動の質の向上を目指して再計画・実施され、再び評価するというように循環的・継続的に行われてこそ意味があるとしている。現状は努力義務であるが、義務化に対応して段階的に評価項目を増やす等して、実施に向けて取り組む必要がある。また「指針」では、看護師養成所としての社会的説明責任を果たすために、評価結果を公表する機会を設定することも必要であるとしており、説明責任を果たす観点と学校のPRの観点からも実施に向けて検討する必要がある。

h 情報資産のセキュリティ管理への取り組み

衛生看護学院では、学籍簿専用パソコンの使用等について「学籍簿取扱要領」を定め、セキュリティを意識した情報管理を行っていることは評価できる。今後、よりセキュリティを向上させるために、下記の点について検討することが必要である。

(a) 「学籍簿取扱要領」の運用について

「学籍簿取扱要領」によれば、「学籍簿の作成は、LANに接続していない学籍簿専用パソコンを使用する」とある。しかし、機密性が高い氏名、住所、生年月日、成績等の学生に関するデータは、FD、USB、CD等の外部記憶装置に保存されているため、当該専用端末機以外のLAN接続での使用が可能な状況にある。実際にもそういった利用がまったくないとはいえないとのことである。学生機密データの漏えいを防止するため、すべての学科において外部記憶装置にパスワードを設定する等の検討が必要である。

(b) パスワードの設定

「学籍簿取扱要領」によれば、「パスワードを設定する」とある。教務課、保健学科、助産学科ではパスワードが設定されていたが、看護学科では設定されていなかった。学科によってバラツキがあり、組織として統一性のある管理を行うべきである。

(c) フロッピー等の裁断ルール

「学籍簿取扱要領」によれば、データファイル削除の定めがあり、紙への印刷後は原則としてフロッピー等は裁断されるとのことである。しかし、裁断の確実な実行を担保するため、一定の手続を定める必要がある。

ウ 今後の在り方について

衛生看護学院は、少子化の影響により受験生が減少している中で、生徒の高学歴志向などがあり、一方、大学における看護学部の定員増加や、看護学科の新設及び県立高校の看護科5年一貫教育の実施等の、看護職の養成所の増加などから、優秀な学生を確保することが困難に

なりつつある。

近隣の県（広島県、岡山県、福岡県）においても同様な状況があり、県直営の看護師等養成所は平成 14 年度末（平成 15 年 3 月）に廃止されている。（広島県三次看護専門学校は引き続き存置）

このような状況において、県は、急性期医療からターミナルケア・在宅医療に至るまでの看護等へのニーズに適切に対応できる看護職員の養成・確保の観点、また生徒の看護師養成所等への志望動向を注視し、さらに他県の県直営の養成所の在り方等の状況を分析し、看護師等養成所について今後の在り方を検討すべきである。

現状では学生の入学及び卒業後の進路状況からみると、看護職の養成学校としての役割を果たしていると認められるものの、将来的には衛生看護学院の学科の改編等の在り方を検討する必要がある。

第5 山口県立萩看護学校

1 概要

(1) 設置

山口県立萩看護学校は、山口県立衛生看護学院等条例（昭和45年山口県条例第60号）に基づいて設置されている。

山口県内、とりわけ北浦地域の看護師の育成・確保を進め、地域の医療充実を図ることを目的として設置された教育施設である。

(2) 所在地

萩市堀内菊ヶ浜 489-5

ホームページアドレス

<http://www.princess.ne.jp/~hagikan/>

(3) 沿革

平成6年12月 看護師養成所として厚生労働大臣の指定を受ける

平成7年1月 萩看護学校設置

平成7年4月 開校

同時に専修学校の認可を受ける（学校教育法第82条の2）

(4) 教育方針及び教育目標

萩看護学校では、教育方針を看護に対する理論と技術を教育するとともに、豊かな人間性を基盤とし、社会における保健・医療・福祉の変化に対応できる看護の実践者を育成することを目指し、教育目標を次のように定め運営に努めている。

- ① 看護に必要な基礎的知識・技術を習得する。
- ② 対象を理解し、看護上の問題を解決するための基礎能力を養う。
- ③ 看護者に必要な態度として、誠実性・協調性・積極性を身につける。
- ④ 生命を尊び、人格を尊重する態度を養う。
- ⑤ 社会における看護の必要性を理解し、保健・医療・福祉チームの一員としての看護者の役割を自覚する。

(7) 主要施設の状況

種別	区 分	面積(m ²)	種別	区 分	面積(m ²)
土 地	学校敷	7,218.34	建 物	本館棟	3,509.52
				体育館	586.20
				寄宿舍棟	1,668.87
				自転車置き場	149.50
				空調室外機置場	78.30
				渡り廊下	10.40
				計	6,002.79
				実習棟	563.24
				計	563.24
		合計		7,218.34	

(8) 財務の状況

(単位：千円)

項 目	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
収入					
使用料	13,341	13,817	14,472	15,166	15,350
手数料	1,061	961	874	759	807
雑入	3,796	3,586	3,633	3,833	3,807
小計	18,198	18,364	18,979	19,758	19,964
収入合計	18,198	18,364	18,979	19,758	19,964
支出					
報酬	1,683	1,683	1,706	1,691	1,675
共済費	569	558	546	552	880
賃金	4,717	4,791	4,857	5,204	7,766
報償費	11,437	10,919	11,302	8,584	9,139
旅費	9,091	7,778	8,861	7,340	6,851
需用費	18,162	18,182	18,222	17,999	17,137
役務費	6,000	5,600	5,967	5,977	5,880
委託料	44,273	42,982	37,509	37,890	36,703
使用料及び賃借料	2,598	2,572	4,070	4,367	4,434
備品購入費	2,996	3,390	3,700	3,498	3,300
負担金補助及び交付金	329	314	330	413	241
小計	101,855	98,769	97,070	93,515	94,006
当校以外の予算執行分					
使用料及び賃借料	1,646	1,646	1,646	1,613	1,613
負担金補助及び交付金	5,873	5,873	5,873	5,873	5,873
正規職員人件費	179,928	177,259	177,970	172,710	168,154
支出合計	289,302	283,547	282,559	273,711	269,646
収支差額	△ 271,104	△ 265,183	△ 263,580	△ 253,953	△ 249,682

※ 収支差額のマイナス金額は、県の財政負担額である。

2 監査結果

山口県立萩看護学校（以下「萩看護学校」という。）の財務事務は、以下の指摘事項の部分を除き、総合的には関係法令等に基づき、概ね適正に処理されていると認められる。

なお、監査結果に関連する意見を含めて記載している。

(1) 収入に関する財務事務

ア 使用料

(ア) 概要

- a 電柱・支線などの設置に係る土地使用、自動販売機設置の建物使用に係る行政財産使用料がある。
- b 授業料及び寮費がある。

(イ) 監査手続

- a 使用許可申請書を閲覧し、調定票、領収書（控）、調定収納状況一覧表を照合した。また使用料金額について使手条例等と照合した。
- b 授業料及び寮費について調定票、払込書兼領収書、領収書（控）を照合した。授業料の分納者については、授業料分納申請書を閲覧し、「山口県立看護学校の授業料の徴収猶予に関する取扱要綱」に準拠しているか検証した。また授業料の金額の根拠を検証した。

(ウ) 監査結果

- a 行政財産の使用料の減免を受ける場合は許可申請書に減免を受ける旨の付記が必要であるが当該記載がされていなかった。その他照合の結果特記すべき事項はなかった。
- b 授業料の調定事務について特記すべき事項はなかった。第一看護学科の授業料年額 96,000 円については近県の看護師等養成所の授業料等を参考にして決定している。第二看護学科の授業料は第一看護学科の半額の 48,000 円になっているが理由は以下のとおりである。
 - ① 北浦地域は准看護師の比率が高く看護師の養成が必要等。
 - ② 第二看護学科は昼間定時制であり、2 年課程を 3 年間で履修するため、1 年当たりの授業時間が第一看護学科より少ないこと。

(エ) 意見

授業料は前期・後期ともに高額であり、徴収方法を銀行振込にすることを検討すべきである。

イ 手数料

(ア) 概要

主に入学試験の手数料である。

(イ) 監査手続
入学願書を閲覧し、添付してある山口県収入証紙について使手条例と照合した。

(ウ) 監査結果
閲覧・照合の結果、特記すべき事項はなかった。

ウ 雑入

(ア) 概要
主に寄宿舎の光熱水費である。

(イ) 監査手続
徴収について調定票、現金払込書兼領収書、歳入調書、領収書(控)、各計算調書などを照合した。

(ウ) 監査結果
照合の結果、特記すべき事項はなかった。

(2) 歳出に関する財務事務

ア 報酬

(ア) 監査手続
非常勤嘱託職員に関する人事異動通知書、勤務実績簿、給与支給明細書を照合し、書類の不備、不整合の有無を確認した。

(イ) 監査結果
書類の不備及び不整合はなく、計算の正確性、合規性について特記すべき事項はなかった。

イ 共済費

(ア) 監査手続
平成 17 年度 3 月計上分について支出調書、証憑書類、資金前渡精算書を照合した。

(イ) 監査結果
書類の不備及び不整合はなく、計算の正確性、合規性について特記すべき事項はなかった。

ウ 報償費

(ア) 監査手続
支出負担行為・支出票から任意に抽出し、支出調書、時間講師実績調書、就業点検簿を照合、書類の不備、不整合の有無を確認した。

(イ) 監査結果
書類の不備及び不整合はなく、計算の正確性、合規性について特記すべき事項はなかった。

エ 旅費

(ア) 監査手続

平成 17 年度 3 月計上分について支出負担行為・支出票、旅費請求書、旅費精算書、赴任証明書、住民票を照合し、書類の不備、不整合の有無を確認した。

(イ) 監査結果

書類の不備及び不整合はなく、計算の正確性、合規性について特記すべき事項はなかった。

オ 役務費

(ア) 監査手続

支出負担行為・支出票から任意に抽出し、証憑書類、請求書、資金前渡精算書の保管状況及び資料間の整合性を確認した。

(イ) 監査結果

書類の不備及び不整合はなく、計算の正確性、合規性について特記すべき事項はなかった。

カ 使用料及び賃借料

(ア) 監査手続

支出負担行為・支出票から任意に抽出し、契約書、請求書の保管状況及び資料間の整合性を確認した。

(イ) 監査結果

書類の不備及び不整合はなく、計算の正確性、合規性について特記すべき事項はなかった。

(3) 業務委託契約等に関する財務事務

ア 概要

平成 17 年度の契約金額が 500 千円以上の定型的な業務委託契約について過去 5 年間の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

業務名	年度	契約金額(a)	予定価格(b)	落札率(a/b)	委託先	備考
警備業務 (随意契約(6号))	平成13年度	675	675	100.0%	A社	
	平成14年度	675	675	100.0%	A社	
	平成15年度	567	567	100.0%	A社	
	平成16年度	756	756	100.0%	A社	
	平成17年度	756	756	100.0%	A社	
学校建物清掃業務 (指名競争入札)	平成13年度	3,622	3,697	98.0%	B社	
	平成14年度	3,622	3,697	98.0%	B社	
	平成15年度	2,984	3,530	84.5%	C社	
	平成16年度	2,086	2,967	70.3%	D社	

	平成17年度	1,816	2,876	63.2%	D社	
空調機保守 点検業務 (随意契約(2号))	平成13年度	1,219	1,219	100.0%	E社	
	平成14年度	1,219	1,219	100.0%	E社	
	平成15年度	1,207	1,207	100.0%	E社	
	平成16年度	1,207	1,207	100.0%	E社	
	平成17年度	1,207	1,207	100.0%	E社	
機械保守点検業務 (随意契約(1号))	平成13年度	609	609	100.0%	F社	
	平成14年度	588	609	96.6%	F社	
	平成15年度	581	581	100.0%	F社	
	平成16年度	581	581	100.0%	F社	
	平成17年度	581	581	100.0%	F社	

イ 監査手続

業務委託契約、営繕工事等に係る契約について、会計規則に従い、指名競争入札、随意契約が適切に行われているか、執行伺、契約締結伺、決議書等により各手続の執行状況、契約形態の適正性について検証した。

ウ 監査結果

(ア) 実習委託料の算定において、委託の病院により単価に相違がみられる。

これらの単価について、算定時の根拠資料の所在が分からず、単価の相違の要因が明らかでない。算定根拠については明示できるようにしておく必要がある。

(イ) 寄宿舍の給食業務について委託契約を締結しているが、契約では給食費として1人1日当たり1,470円としているが、この単価について、積算の根拠となる資料が保管されていなかった。また、委託契約に伴い、調理用の物品（冷蔵庫、レンジ、調理台等）を貸し付けている。物品の貸付については、貸付にかかる手続が必要となるが、平成15年度は手続に関する書類が保管されているが、平成16年度及び平成17年度は当該書類が保管されておらず、適切に手続が行われているのか確認ができなかった。

エ 意見

寄宿舍の給食に係る委託契約に関連して、契約業者に対し行政財産の使用許可を行っている。当初は業者からの申請書に、会社の定款、登記簿謄本、決算報告書が添付されている。平成16年度に更新を行っているが、この際には登記簿謄本以外は添付されていない。更新時には規則上決算報告書は要求されていないということであるが、委託先の状況を確認する上でも、決算報告書の添付を検討する必要がある。

(4) 物品購入契約に関する財務事務

ア 監査手続

物品の購入契約に当たり、会計規則に従い、指名競争入札、随意契約等が適切に行われているか、また、物品規則に従って購入手続が行われているか検証した。

イ 監査結果

物品の購入契約及び手続については、会計規則等に従って手続が行われており、特記すべき事項はなかった。

(5) 公有財産管理

ア 監査手続

(ア) 公有財産台帳の閲覧、また関係者に質問することにより、実地調査が行われているかどうか確認した。

(イ) 登記簿謄本等との照合及び必要に応じて現地の視察及び実地調査を行った。

イ 監査結果

公有財産台帳と登記簿謄本の面積の不一致について

建物について公有財産台帳と登記簿謄本を確認したところ、空調置き場、渡り廊下、自転車置き場の面積が不一致であった。これは、平成8年3月に建物の表示登記をしたが、公有財産台帳の訂正がなされなかったためである。

(6) 物品管理

ア 監査手続

(ア) 物品の維持管理について、管理簿の作成状況、物品標示票の貼付状況と現物との関係を確認した。

(イ) 機器については、教育内容との関連で効率的に使用されているか、遊休機器、不用物品、未使用物品は適切に管理されているかを確認した。

(ウ) 物品の廃棄の手続きが適切であるかどうか検証した。

イ 監査結果

(ア) 備品の現物管理

平成8年4月に受入れた人体模型(マネキン)の数量の現物確認を行った結果、39体のうち1体しか把握できなかった。(整理番号36 蘇生用シミュレーションマネキン)これは、その当時、物品をまとめて受入れ処理されており、物品標示票が剥がれ落ちたためと

考えられる。再度、現物確認を行って管理簿を整理し直す必要がある。

(イ) 借入品について

借入品の借入期間満了時には、物品規則第 50 条に基づき、借入品返還決議書において、契約の相手方から①受領した旨、②受領年月日、③記名押印を求めることになっている。しかしながら、住所と会社名しか記載がなかった。

(ウ) 廃棄手続について

廃棄手続について特記すべき事項はなかった。

(7) その他

ア 郵便切手等について

(ア) 監査手続

切手等について、実査を行った。また、年度末近くの購入の有無や使用枚数と購入数量との関係など、経済性を考慮した購入を行っているかを確認した。

(イ) 監査結果

照合した結果、特記すべき事項はなかった。

イ 現金管理について

(ア) 監査手続

現金出納簿を閲覧し、必要に応じて調定票、調定状況一覧表と照合した。

(イ) 監査結果

照合の結果、特記すべき事項はなかった。

3 組織及び運営に関する意見

萩看護学校の組織及び運営の合理化に資すると考える事項を意見として記載している。その内容は以下のとおりである。

(1) 入学者の状況

ア 第一看護学科

過去5年間の受験者、入学者の状況は次のとおりである。

(第一看護学科：定員 40 名)

(単位：人、%)

年度	地区	推 薦		一 般		受 験 者		入 学 者	
		受験者	入学者	受験者	入学者	計	%	計	%
14	北浦	8	6	17	1	25	11.8	7	17.5
	県内	21	7	78	14	99	46.7	21	52.5
	県外	0	0	88	12	88	41.5	12	30.0
	計	29	13	183	27	212	100.0	40	100.0
15	北浦	10	5	24	5	34	16.9	10	25.0
	県内	19	10	74	7	93	46.3	17	42.5
	県外	0	0	74	13	74	36.8	13	32.5
	計	29	15	172	25	201	100.0	40	100.0
16	北浦	7	5	22	4	29	17.8	9	22.5
	県内	16	8	61	11	77	47.2	19	47.5
	県外	0	0	57	12	57	35.0	12	30.0
	計	23	13	140	27	163	100.0	40	100.0
17	北浦	10	6	18	7	28	18.7	13	32.5
	県内	16	7	63	10	79	52.7	17	42.5
	県外	0	0	43	10	43	28.6	10	25.0
	計	26	13	124	27	150	100.0	40	100.0
18	北浦	8	4	18	6	26	16.9	10	25.0
	県内	17	9	66	10	83	53.9	19	47.5
	県外	0	0	45	11	45	29.2	11	27.5
	計	25	13	129	27	154	100.0	40	100.0
計	北浦	43	26	99	23	142	16.1	49	24.5
	県内	89	41	342	52	431	49.0	93	46.5
	県外	0	0	307	58	307	34.9	58	29.0
	計	132	67	748	133	880	100.0	200	100.0

(ア) 上記表のとおり、入学者数は定員を満たしているが、この5年間の推移では、少子化の影響を受け、入学志願者は減少傾向にある。

看護師養成所の使命は、優秀な看護師の養成であるから、より多くの志願者の中から入学者が決定される必要がある。そのための取り組みとして、体験入学や学校訪問等により、入学者の開拓に努めているが、今後はさらにホームページの活用、教育内容の公表に向けた取り組み等を一段と強化し、学校の使命等を地域にPRする必要がある。

(イ) 推薦入学者について

推薦入学者数については、入学定員の30%程度(定員40人×0.3)ということになっているが、平成14年から平成18年まで、いずれも超えている。著しく超えていることはないが、入試の公平性・透明性の観点から、推薦入学者数は定められた範囲内にとどめるべきであると思われる。

イ 第二看護学科

医療現場で働く准看護師が看護師免許の取得を目指す者の教育施設として、昼間定時制として設置されている。

過去5年間の受験者、入学者の状況は次のとおりである。

(第二看護学科：定員25名)

(単位：人、%)

年度	地区	推 薦		一 般		受 験 者		入 学 者	
		受験者	入学者	受験者	入学者	計	%	計	%
14	北浦	2	2	28	16	30	51.7	18	72.0
	県内	0	0	10	3	10	17.2	3	12.0
	県外	0	0	18	4	18	31.1	4	16.0
	計	2	2	56	23	58	100.0	25	100.0
15	北浦	4	4	29	11	33	60.0	15	57.7
	県内	1	1	13	6	14	25.5	7	26.9
	県外	0	0	8	4	8	14.5	4	15.4
	計	5	5	50	21	55	100.0	26	100.0
16	北浦	9	9	38	8	47	68.1	17	68.0
	県内	1	1	20	6	21	30.4	7	28.0
	県外	0	0	1	1	1	1.5	1	4.0
	計	10	10	59	15	69	100.0	25	100.0
17	北浦	10	7	31	9	41	71.9	16	64.0
	県内	3	2	8	5	11	19.3	7	28.0
	県外	0	0	5	2	5	8.8	2	8.0
	計	13	9	44	16	57	100.0	25	100.0
18	北浦	9	6	38	9	47	71.2	15	60.0
	県内	3	3	15	6	18	27.3	9	36.0
	県外	0	0	1	1	1	1.5	1	4.0
	計	12	9	54	16	66	100.0	25	100.0
計	北浦	34	28	164	53	198	64.9	81	64.3
	県内	8	7	66	26	74	24.3	33	26.2
	県外	0	0	33	12	33	10.8	12	9.5
	計	42	35	263	91	305	100.0	126	100.0

(ア) 上記のとおり、受験者数は減少傾向になく、しかも北浦地域の受験者も安定しており、北浦地域の医療充実を図るための看護師の育成・確保を進めるという設置目的に従って運営されている。(北浦地域の入学者も定員の6割は維持している。)

(イ) 推薦入学者が平成 16, 17, 18 年度 10 人、9 人、9 人であり、推薦枠の定員の 30% 程度 (定員 25 人×0.3) を超えている。

推薦枠 30% の根拠として、県の説明では、県内外の看護師養成所の推薦入試の実施状況等を勘案して決定したとあり、入試の公平性・透明性の観点から、推薦入学者数は、定められた範囲内にとどめるべきであると思われる。

(2) 卒業者の進路及び国家試験合格の状況

ア 第一看護学科

(単位：人、%)

		平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
卒業者		37	34	38	40	35
医療関係就職	北 浦 (%)	5 (16.7)	3 (9.7)	5 (14.7)	3 (8.8)	1 (4.0)
	県 内 (%)	16 (53.3)	15 (48.4)	13 (38.2)	12 (35.3)	12 (48.0)
	県 外 (%)	9 (30.0)	13 (41.9)	16 (47.1)	19 (55.9)	12 (48.0)
その他		7	0	0	2	2
進学		0	3	4	4	8
国家試験	養成所合格率	89.7%	96.7%	95.9%	95.9%	93.4%
	萩看護学校合格率	83.8%	100%	100%	95.0%	94.3%
	合格者数	31	34	38	38	33
	不合格者数	6	0	0	2	2

(ア) 卒業生の上記表の医療関係就職の地域について、北浦地域の医療関係への就職が徐々に減少傾向にあり、県外への就職率は、最近の3年間は約5割程度になっている。

第一看護学科に関しては、北浦地域への看護職の育成・確保ということについては十分ではなく、また県外への就職の比率が最近3年間は卒業者の就職者数のうち約半分になっている。この状況への対応としては、職業の選択の個人の自由は尊重しつつも、卒業生の県内就職を促進することが、県立施設に課せられた使命として必要である。

(イ) 国家試験の合格率が低下傾向にある。

萩看護学校では、目標管理実施の中で組織目標の第1順位に看護師国家試験全員合格を掲げている。学習効果を期待するには3年次からの取組みでは遅いということで、2年次、1年次から動機付けや模擬試験を行い、学生が主体的に取り組むことができるよう指導する等としている。学生の基礎学力が低下傾向にあるといわれる状況において必要な対応であり、目標の達成状況を分析して改善点を次年度に生かすなどの目標管理の進め方が必要である。

イ 第二看護学科

(単位：人、%)

		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
卒業生		22	24	20	21	26
医療関係就職	北浦 (%)	9 (47.4)	9 (45.0)	12 (63.2)	12 (60.0)	16 (64.0)
	県内 (%)	9 (47.4)	6 (30.0)	4 (21.1)	5 (25.0)	7 (28.0)
	県外 (%)	1 (5.2)	5 (25.0)	3 (15.7)	3 (15.0)	2 (8.0)
その他		1	3	0	0	1
進学		2	1	1	1	0
国家試験	養成所合格率	84.5%	94.7%	93.1%	94.1%	91.3%
	萩看護学校合格率	77.3%	91.7%	85%	100%	96.2%
	合格者数	17	22	17	21	25
	不合格者数	5	2	3	0	1

(ア) 上記表のとおり、卒業生の医療関係就職先の地域について、北浦地域への就職はこの3年間は6割を超えており、北浦地域への医療従事者を輩出するという学校の設置目的に適合して運営されている。また県外への就職は数人であり、県立施設としての役割を十分に果たしている。

(イ) 国家試験の合格率が一定しない側面があり、組織目標の最初に国家試験全員合格を目標として掲げており、目標に従って実行計画が作成されている。学生数は25人という少人数であり、学生の方針にも配慮しながら、学習内容の改善を含め、個人の能力に応じた指導を徹底し、合格率の向上に資するように対応する必要がある。

(3) 萩看護学校の役割の遂行

ア 需給見通し等

県全体の需給バランスを示す「山口県看護職員需給見通し(平成18年～22年)」では、平成22年の需要数と供給数について、226人の供給不足が見込まれている。

イ アのような見直しの中で、看護師養成施設である萩看護学校は、優秀な看護職を養成し、地域社会(特に北浦地域)に供給する役割を担っているが、下記の事項に留意し、看護師養成業務を効率的かつ効果的に行っていく必要がある。

(ア) 学生数の確保の観点

第一看護学科の入学者の状況の箇所が必要な対策を記載している。

(イ) 看護教育の質の向上の観点

a 社会のニーズに適応した看護師の育成

施設中心の看護から地域での生活を重視した在宅看護へと変

化がみられる。萩看護学校ではこのような状況の中で、看護職の育成方針に、在宅看護論の臨地実習等の機会を捉え、地域医療の必要性等についての理解促進に努めること等、今後、老年看護や在宅看護に対応し得る質の高い看護職員の育成を掲げており、方針は適切である。

b 実習指導について

(a) 実習機関との連携

実習施設の看護職員と学校の教員との意見や情報交換により実習内容について共通理解を得ることなど、実習効果を高めるための連携を図っているが、必要な対応である。

このような実習課程における問題点や実習効果等の各データ等は、各科ごとに記録・とりまとめを行って、教職員全員で情報を共有しているということであるが、データの活用を効率的に行うために、将来的にはITを使って各データをデータベース化することを検討する必要がある。データベース化することにより、類型化されたデータの検索が容易になり、また加工分析する等して活用すれば、養成課程の指導業務を効果的に実施することが可能となる。

(b) 実習を教育の中心に置いているため、実習を通じて知り得る実習先の患者等に係る情報の管理が必要である。

現状では、萩看護学校と実習施設で取り交わす委託契約の中に、秘密の保持に関する項目を加え、実習生からは臨地実習の説明の中で個人情報保護に関する確認を行うなどの対策を講じている。

形はできているので、実習生に対して個人情報保護の重要性をより認識させるための研修を定期的にも実施することも必要である。

また、学校全体としての個人情報管理方針（試行版）が作成され、個人情報の保護管理体制が整備されつつあるが、実習先での個人情報保護の問題は、施設側の管理方針もあることから、双方が協議の上、実習現場で問題が発生しないように、実習先での取扱方針についても定める必要があるものと思われる。

(c) 実習結果の報告

実習施設に実習生の実習結果を報告することにより、実習施設である医療機関の充実にも資する。このことは学生が新入職員として採用された場合等、定着管理にも役立つことが考えられるので、個人情報保護の観点には配慮しつつ、実習結果の報告内容を検討することは有益である。

c 看護師の短期離職防止に向けた養成課程上の対応

短期離職者の離職原因について萩看護学校で質問したところ、

離職した医療機関における「理想と就職現場のギャップ」と「看護技術の未熟」等があるとしている。

日本看護協会の「2005年看護職員実態調査」結果によれば、3年以内に転職した人の理由（複数回答）として、「他の職場（医療機関）への興味」が29.2%で、転居20.9%、結婚13.4%の順である。

この調査では、他の職場への興味が最上位であるが、その根底にあるものは、萩看護学校が分析している上記の原因である。

この問題への対応として、卒業後に学生が看護業務の困難さを感じることを少なくなるように、基礎看護技術の習得を基本に技術経験を積ませる必要がある。そのためには実習をより充実させる必要がある。また、学生が卒業後、臨床現場において精神面で問題が生じないように、教育内容について実践教育への配慮がより一層必要である。以上のことは衛生看護学院においても同様である。

d 学校自己評価の義務化に向けた取組

(a) 自己評価の意義

看護師等養成所の教育活動等に関する自己評価指針（以下「指針」という。）では、次のように説明している。

看護師等養成所として厚生労働大臣（准看護師養成所については都道府県知事）の指定を受けた養成所は、以後、養成所としての「教育水準の維持・向上」と「創意工夫のある教育の追究」を図ることによって、常に質の高い看護師等を養成していく責任と義務がある。各養成所はそのための「内部的品質保証の仕組み」を持つ必要があり、この内部的品質保証の仕組みが「自己点検・自己評価」である。

(b) 目的

設置団体および管理者は、養成所の教育理念の基に教育目的がどのように達成されているのかについて、また、養成所としての水準をどのように維持・向上させているのかを自己点検・自己評価するため

(c) 取組

自己評価をし、公表することが上記の「指針」には記載されており、現在は努力義務であるが、今後自己評価の義務化が予想されることから、平成16年11月に自己評価委員会を設置し、対応している。「指針」では9項目の評価項目になっているが、平成17年度は「授業・学習・評価課程」の一部について自己評価を行い、検討を進めている。

萩看護学校は、看護師養成業務の質を高めるために、自己点

検・自己評価を循環的、継続的に行い、評価結果を活用して学校の維持、発展につながるようにすべきである。また、「指針」では評価結果の公表を定めており、萩看護学校は県立施設として業務の説明責任を果たす観点と学校のPRの観点から実施に向けて検討する必要がある。

第6 山口県立東部高等産業技術学校

1 概要

(1) 設置

山口県立東部高等産業技術学校は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）、山口県立職業能力開発校条例（昭和54年山口県条例第3号）により、職業に必要な労働者の能力の開発と向上を促進し、もって職業の安定と労働者の地位の向上を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的として設置運営されている。

(2) 所在地

周南市瀬戸見町15-1

ホームページアドレス

<http://www.pref.yamaguchi.jp/gyosei/rodo-s/koyo-n/g-school/5workcol.htm>

(3) 沿革

昭和44年4月 職業訓練法の改正により、大島・柳井・徳山の各職業訓練所をそれぞれ山口県立専修職業訓練校大島・柳井・徳山技能専門校と改称

昭和50年4月 山口県立専修職業訓練校大島・柳井・徳山技能専門校を統合し、山口県立東部高等職業訓練校を開設

平成2年4月 校名を「山口県立東部高等産業技術学校」に改称

(4) 訓練方針及び目標

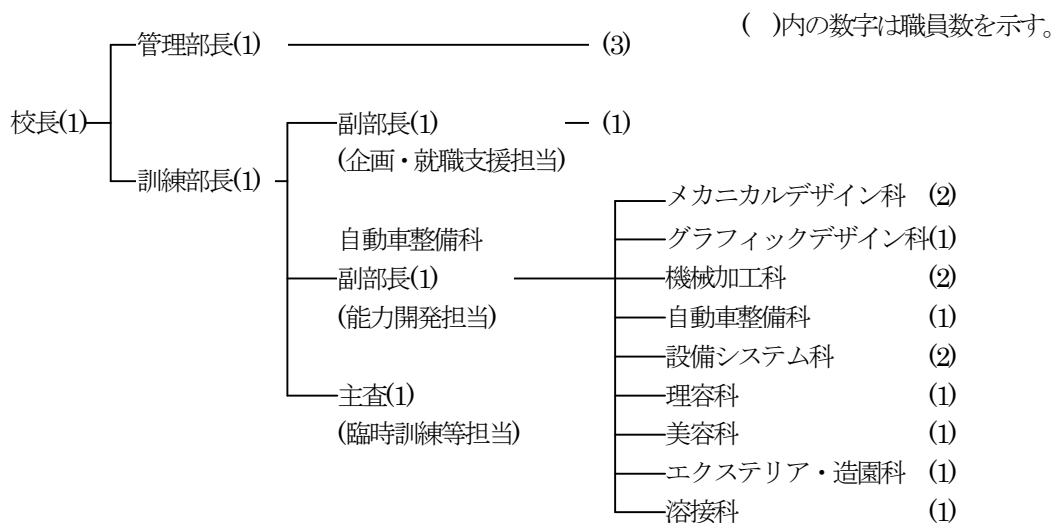
山口県立東部高等産業技術学校では、IT技術の急速な進歩、経済のグローバル化の進展、さらには少子・高齢化の進行などによる産業構造や雇用形態の大きな変化に対応し、即戦力となる技術者・技能者の養成をめざし、次のような方針や目標のもとに運営に努めている。

- ① 自信と誇りを持たせる訓練の推進
- ② 生き甲斐をはぐくむ訓練の確立
- ③ 新技術に対応し、地域に密着した訓練の拡充

(5) 組織

職員数：22人（平成18年4月1日現在）

組織：



（平成17年度の正規職員数は、平成18年度より1人多く23人である。）

(6) 職員の状況

① 職員数、人件費金額の推移

（単位：千円、人）

区分	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
事務職(金額)	173,078	171,725	179,865	188,028	165,193
(人数)	22	22	24	25	22
1人当たり人件費	7,867	7,806	7,494	7,521	7,509
現業職(金額)	5,376	5,331	5,276	4,879	7,600
(人数)	1	1	1	1	1
1人当たり人件費	5,376	5,331	5,276	4,879	7,600
共済費(正規職員)	16,582	17,343	19,041	19,302	17,837
正規職員計(金額)	195,036	194,399	204,182	212,209	190,629
(人数)	23	23	25	26	23
1人当たり人件費	8,480	8,452	8,167	8,162	8,288
非常勤職員(金額)	48,688	53,408	47,716	44,148	44,601
(人数)	22	24	22	21	22
その他(金額)	11,427	10,608	9,096	8,704	9,283
共済費(非常勤・臨時等)	5,811	7,117	6,121	5,674	5,817
非常勤・臨時等計(金額)	65,926	71,133	62,933	58,526	59,701
合計(金額)	260,962	265,532	267,115	270,735	250,330

② 正規職員の年齢別構成の比較（平成13年度と平成17年度）

（単位：人、歳）

	60代以上	50代	40代	30代	20代	合計	平均年齢
平成13年度	0	10	7	4	2	23	44.9
平成17年度	0	13	5	3	2	23	48.0

正規職員の平均年齢は、3.1歳高齢化している。

(7) 主要施設の状況

種別		区分	面積(m ²)	種別		区分	面積(m ²)
土地	県有	学校敷	13,080.00	建物	県有	校舎建	7,387.76
						車庫建	296.86
						雑屋建	56.61
	借用	学校敷	13,502.78			倉庫建	58.26
						寄宿舎建	2,310.46
						校舎建	1,765.27
合計		26,582.78	合計		11,875.22		

(8) 財務の状況

(単位：千円)

項目		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
収入						
	使用料	201	222	332	243	259
	財産売払収入	214	215	207	98	
	預金利子	0	0	0	0	
	雑入	15,207	7,997	8,782	11,548	10,022
	小計	15,622	8,434	9,321	11,889	10,281
当校以外の調定分		256,650	153,766	177,689	257,561	250,291
収入合計		272,272	162,200	187,010	269,450	260,572
支出						
	報酬	48,688	53,408	47,716	44,148	44,601
	共済費	5,811	7,117	6,121	5,674	5,817
	賃金	11,427	10,608	9,096	8,704	9,283
	報償費	34,557	28,078	26,149	16,758	31,392
	旅費	6,598	5,676	4,614	3,447	3,167
	需用費	24,275	23,541	23,404	22,063	22,037
	一般需用費	24,217	23,507	23,371	22,053	22,027
	食糧費	58	34	33	10	10
	役務費	2,962	3,276	3,090	4,609	3,501
	委託料	69,717	60,379	90,708	76,744	73,098
	使用料及び賃借料	3,633	5,126	3,390	1,985	171
	工事請負費	5,250			8,757	6,195
	原材料費	3,924	3,392	3,306	3,290	3,416
	備品購入費	84,309	2,178	4,806	26,069	58,118
	負担金補助及び交付金	241	157	128	230	735
	補償補填及び賠償金	0	11	21	0	0
	小計	301,392	202,947	222,549	222,478	261,531
当校以外の子算執行分			9,946	4,327	77,056	26,270
正規職員人件費		195,036	194,399	204,181	212,208	190,629
支出合計		496,428	407,292	431,057	511,742	478,430
収支差額		△ 224,156	△ 245,092	△ 244,047	△ 242,292	△ 217,858

※ 収支差額のマイナス金額は、県の財政負担額である。

2 監査結果

山口県立東部高等産業技術学校(以下「東部高等産業技術学校」という。)の財務事務は、以下の指摘事項の部分を除き、総合的には関係法令等に基づき、概ね適正に処理されていると認められる。

なお、監査結果に関連する意見を含めて記載している。

(1) 収入に関する財務事務

ア 使用料

(ア) 概要

電柱・支線などの設置に係る土地使用、自動販売機設置に係る建物使用などの行政財産使用料がある。

(イ) 監査手続

行政財産使用許可申請書を閲覧し、調定票、領収書(控)、調定収納状況一覧表を照合した。また使用料金額について使手条例等と照合した。

(ウ) 監査結果

行政財産の使用料の減免を受ける場合は許可申請書に減免を受ける旨の付記が必要であるが当該記載がされていなかった。その他照合の結果、特記すべき事項はなかった。

イ 雑入

(ア) 概要

主に在職者を対象にした職業訓練に係る受講料徴収分である。

(イ) 監査手続

受講料について調定票、歳入調書、受講者名簿を照合した。また、受講料については講習経費積算表を閲覧し、受講料の妥当性を検討した。

(ウ) 監査結果

照合の結果、特記すべき事項はなかった。受講料については職員の時間外手当、講師料、講師旅費、水熱光費、テキスト代など実費を定員数で割って算定している。

(エ) 意見

庭木の剪定について東部高等産業技術学校では無料で実施しているが、西部高等産業技術学校と同様に有料で行うべきである。

ウ 本庁で調定した収入

(ア) 概要

主な内容は以下のとおりである。

事業名	金額(千円)
離職者等再就職訓練事業委託費	91,177
電源立地地域対策交付金	77,607
離職者等職業訓練費交付金	75,257

(イ) 監査手続

国庫交付金については、交付申請書、交付決定通知書、実績報告書、確定通知書などを閲覧した。

委託事業収入については、申込書類、決裁書類、委託契約書、業務報告書などを閲覧した。

(ウ) 監査結果

特記すべき事項はなかった。

(2) 歳出に関する財務事務

ア 報酬

(ア) 監査手続

非常勤嘱託職員に関する人事異動通知書、勤務実績簿、給与支給明細書を照合し、書類の不備、不整合の有無を確認した。

(イ) 監査結果

書類の不備及び不整合はなく、計算の正確性、合規性について特記すべき事項はなかった。

イ 共済費

(ア) 監査手続

平成 17 年度 3 月計上分について支出調書、証憑書類、資金前渡精算書を照合した。

(イ) 監査結果

書類の不備及び不整合はなく、計算の正確性、合規性について特記すべき事項はなかった。

ウ 報償費

(ア) 監査手続

支出負担行為・支出票から任意に抽出し、支出調書、時間講師実績調書、就業点検簿を照合、書類の不備、不整合の有無を確認した。

(イ) 監査結果

書類の不備及び不整合はなく、計算の正確性、合規性について特記すべき事項はなかった。

エ 旅費

(ア) 監査手続

平成 17 年度 3 月計上分について支出負担行為・支出票、旅費請求書、旅費精算書、赴任証明書、住民票と照合し、書類の不備、不整合の有無を確認した。

(イ) 監査結果

書類の不備及び不整合はなく、計算の正確性、合規性について特記すべき事項はなかった。

オ 役務費

(ア) 監査手続

支出負担行為・支出票から任意に抽出し、証憑書類、請求書、資金前渡精算書の保管状況及び資料間の整合性を確認した。

(イ) 監査結果

書類の不備及び不整合はなく、計算の正確性、合規性について特記すべき事項はなかった。

カ 使用料及び賃借料

(ア) 監査手続

支出負担行為・支出票から任意に抽出し、契約書及び請求書の保管状況及び資料間の整合性を確認した。

(イ) 監査結果

書類の不備及び不整合はなく、計算の正確性、合規性について特記すべき事項はなかった。

(3) 業務委託契約等に関する財務事務

ア 概要

平成 17 年度の定型的な業務委託契約の過去 5 年間の推移は次のとおりである。

(単位：千円、%)

業務名	年度	契約金額(a)	予定価格(b)	落札率(a/b)	委託先	備考
建物警備業務 (平成 13 年度随意契約 (2 号), 平成 14~16 年度 随意契約(4 号), 平成 17 年度随意契約(6 号))	平成 13 年度	796	796	100.0%	A 社	
	平成 14 年度	796	796	100.0%	A 社	
	平成 15 年度	796	796	100.0%	A 社	
	平成 16 年度	796	796	100.0%	A 社	
	平成 17 年度	796	796	100.0%	A 社	
自家用電気工作物 保守業務 (随意契約(1 号))	平成 13 年度	258	258	99.7%	B 社	
	平成 14 年度	295	295	100.0%	B 社	
	平成 15 年度	286	286	100.0%	B 社	
	平成 16 年度	286	286	100.0%	B 社	
ごみ処理業務 (随意契約(1 号))	平成 17 年度	315	424	74.2%	C 社	
	平成 13 年度	421	421	99.8%	D 社	
	平成 14 年度	463	464	99.9%	D 社	
	平成 15 年度	463	463	100.0%	D 社	
	平成 16 年度	463	463	100.0%	D 社	
健康診断業務 (随意契約(2 号))	平成 17 年度	648	648	100.0%	D 社	
	平成 13 年度	84	84	100.0%	E 社	
	平成 14 年度	89	89	100.0%	E 社	
	平成 15 年度	91	91	100.0%	E 社	
	平成 16 年度	91	91	100.0%	E 社	
平成 17 年度	123	123	100.0%	E 社		

イ 監査手続

業務委託契約、営繕工事等に係る契約について、会計規則に従い、指名競争入札、随意契約が適切に行われているか、執行伺、契約締結伺、決議書等により各手続の執行状況、契約形態の適正性について検証した。

ウ 監査結果

定型的業務については、契約の手続は概ね適切に処理されていた。

エ 意見

(ア) 当校では、職業訓練業務について民間の業者へ業務を委託して実施しているものがある。例えば、医療・介護事務科、経理・OA、不動産実務などの職業訓練業務がある。これらの委託業務においては、訓練実施委託費のほかに、「就職支援報償費支援要領」及び「就職状況に係る確認調査実施マニュアル」に基づき報償費が支払われることとなっている。

「就職支援報償費支援要領」においては、「平成 17 年度臨時訓練事業実施要領」及び国の「委託訓練実施要領」（厚生労働省通達平成 13 年 12 月 3 日付能発第 519 号）に基づき、山口県立高等産業技術学校長が、民間教育訓練機関等に委託して実施する職業訓練に係る就職支援報償費の支給に関し必要な事項を定める。」とし、委託訓練終了日の翌日から起算して、90 日間経過した日までの就職または内定状況の報告により、その就職率に応じて 1 人 1 月当たりの就職支援報償費の単価に訓練生数及び訓練実施月数を乗じて得た額を就職支援報償費として訓練委託先機関に支給されている。

就職率	就職支援報償費の単価（訓練生 1 人 1 月当たり）
70%以上	21,000 円
50%以上 70%未満	10,500 円
50%未満	支給なし

就職支援報償費の基礎となる就職率の算定においては、就職及び内定の内容が、常用労働、パートタイム労働、派遣労働等、それ以外の労働及び自営業とされている。また、「就職状況に係る確認調査実施マニュアル」等について」（平成 16 年 9 月 24 日付け能発第 0924002 号）において、「就職者」の考え方として「役員及び自営業を開始する場合を除き、例えば、家業を手伝うといった場合や内職者、シルバー人材センターが有償で請負い提供する仕事への就業者等、雇用関係のないものは含まれないものであること。」とされている。

実際の運用についての質問では、就職及び内定者には、訓練内容とは異なる業種でも就職支援報償費の支給の対象となること、短期のアルバイトや就職して短期間で離職した場合でも支給の対象となる旨回答があった。実際の雇用形態についてみると次のような状況である。

	雇用形態	人数
医療・介護事務科の職業訓練	常用	7名
	パート・アルバイト	7名
	未就職	10名
情報ビジネス科の職業訓練	常用	4名
	パート・アルバイト	8名
	派遣社員	3名
	内定	1名
	未就職・退校	8名
介護実務・事務科の職業訓練	常用	4名
	パート・アルバイト	4名
	派遣社員	2名
	内定	1名
	未就職・退校	8名

雇用形態は、パート・アルバイトの比率が高い。また、支給は、就職のみを対象としており、例え短期間で退職となっても対象となる。また、就職先の業種が職業訓練内容と関連していないものもみられる。

就職支援報償費は、訓練の成果を出すためのインセンティブの意味合いがあることから、支給については、訓練の成果を重視することが本来であると考えられる。このことからすれば、就職支援報償費の支給は、アルバイトは対象外とすること、一定期間の就業の実績を求めること、訓練と関連する業種を対象とすることが望ましいと考えられる。

なお、就職支援報償費は、西部高等産業技術学校でも同様の支出が行われており、意見は同様である。

- (イ) 平成 17 年度に実習棟アスベスト除去工事が行われている。この工事は平成 17 年 7 月に雇用・能力開発課よりアスベストの調査依頼があり、その結果に基づいて行われたものである。しかし、アスベストは、平成 17 年度以前から問題となっているものである。平成 17 年度以前に行った調査について、実施状況の記録が残っていないが、当時は業者に依頼せず職員で行ったのではないかとのことである。アスベスト問題は、重要な事項であり、慎重な対応が必要である。

(4) 物品購入契約に関する財務事務

ア 監査手続

物品の購入契約に当たり、会計規則に従い、指名競争入札、随意契約等が適切に行われているか、また、物品規則に従って購入手続が行われているか検証した。

イ 監査結果

物品の購入契約及び手続については、会計規則等に従って行われており、特記すべき事項はなかった。

(5) 公有財産管理

ア 監査手続

(ア) 公有財産台帳の閲覧や関係者に質問することにより、実地調査が行われているかどうか確認した。

(イ) 登記簿謄本等との照合及び必要に応じて現地の視察及び実地調査を行った。

イ 監査結果

照合の結果、特記すべき事項はなかった。

(6) 物品管理

ア 監査手続

(ア) 物品の維持管理について、管理簿の作成状況、物品標示票の貼付状況と現物との関係を確認した。

(イ) 機器については、訓練業務との関連で効率的に使用されているか、遊休機器、不用物品、未使用物品は適切に管理されているかを確認した。

(ウ) 物品の廃棄等の手続きの妥当性を検証した。

イ 監査結果

(ア) 保管転換により受け入れた訓練用機器について

平成 17 年度に西部高等産業技術学校より受け入れた訓練用機器は、西部校において物品規則に定める保管転換の手続きが未了である。東部校は物品保管転換通知書を受領していないため、物品管理簿を作成していない。西部校に対し早急に手続きを執るよう依頼し、機器の適切な管理を行う必要がある。

(イ) 物品の現物管理について

現品に貼付してある物品標示票の番号と、備品管理簿の番号が違っているケースが 2 件あった。担当者は物品標示票には指定物品番号表から入手した番号を記載し、備品管理簿には種類を同じくする備品の一連番号を記載するという誤った処理を行ったためである

が、物品標示票の番号を備品管理簿の番号に改める必要がある。

(ウ) 廃棄決定済みの訓練用機器の処分未処理

平成 17 年度で配管科が廃止になり大量の機器を処分することになった。処分した機器（取得価額 1 万円以上）37 件のうち、購入した業者に引き取ってもらった 6 件を除く 31 件については、未だ校内に保有されていた。廃棄処分が遅れている理由は、廃棄コストがかさむということであるが、いつかの時点では廃棄する必要がある、施設のスペースを有効に活用するためにも、廃棄コストの軽減策を検討の上、予算化し、機器の処分を進める必要がある。

ウ 意見

(ア) 機器の使用状況について

- a 訓練用機器の使用状況については、制度的に記録するようになっていない。ただし、平成 17 年度については機器の使用状況を把握するため、機器活用状況報告書を作成している。これは科ごとの担当教官が年間訓練カリキュラムの時間を積み上げて作成したものであるが、こうした報告書は今後の機器の整備計画に反映させるためにも継続して作成することが必要である。
- b 機器の使用状況の例として、エクステリア・造園科造園 CAD システムについて、a の機器活用状況報告書から過去 3 年間の稼働状況を示すと以下のとおりである。

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
造園 CAD システム	1 回	1 回	1 回

この機器は平成 13 年度に 2,399 千円で購入されたものであるが、当時の物品調達等審査会では購入、選定理由等は次のように記されている。

「造園業界における設計図面は、パソコンの普及により従来の手書きから CAD によるものへと変化してきている。現場経験の浅い訓練生にとっては、空間や材料等のイメージがしにくく製図作業が進まなくなるが、CAD システムを導入することにより、実感の得られる図面が短時間の内に様々なデザインで作成できる。」

この機器は上記の選定理由により業界から若い人が求めているとの要望に応えるために設置されたものであるが、現実には高齢の訓練生の入所がほとんどであるため、平成 15, 16, 17 年度の利用は年に 1 回、現物を見せているだけである。当時の審査会の議事録では、審査の結果は「異議なし」であり、結論に至っては空白であった。

上記のことから、機器の選定に当たり物品審査会の審査が適切に行われたのか、あるいは審査会議事録の記載の不備なのか明らかではないが、購入手続きに問題がある。（過年度分であるので

意見として記載)このことが利用度の低い機器の購入の原因になっているとすれば大変な問題である。今後、機器選定の決定経過を明確にするために、物品調達等審査会の議事録には審査の経過及び結論を詳細に記載し、そのことにより、審査会の審査と責任の所在が明確になるようにする必要がある。

(イ) 遊休備品が把握されていないこと

マシニングセンター室にあるR社製のプログラム作成機は埃を被っており、明らかに長期間にわたって使用された形跡がないため、担当者に質問したところ、R社製の後継機種としてM社製を導入してから、使用されたことがないとの回答を得た。指定物品(1台200万円以上)についてはすべて稼動していることが確認できたが、指定物品以外の備品については学校として稼動状況を把握していないことが判明した。早期にすべての備品の現物確認を行い、遊休備品(1台200万円未満)については、不要なものは不用の決定をするなど、備品の整理を行う必要がある。

(7) その他

ア 郵便切手等について

(ア) 監査手続

郵便切手等について、実査を行った。また、年度末近くの購入の有無や使用枚数と購入数量との関係など、経済性を考慮した購入を行っているかを確認した。

(イ) 監査結果

郵便切手の受払簿の押印漏れについて

受払簿の払出欄には使用者印欄があり、監査対象年度分について2件押印漏れがあった。誰に払い出したかを明らかにしておく必要がある。

イ 現金管理について

(ア) 監査手続

現金出納簿を閲覧し、必要に応じて調定票、調定収納状況一覧表と照合した。

(イ) 監査結果

照合の結果、下記を除き特記すべき事項はなかった。

1万円以上の現金が領収日の翌々日に払い込まれていた。

講座名	領収日	振込日	金額(円)
第2種電気工事士(実技)	7月11日	7月13日	312,000

会計規則第32条では、現金を直接収納した場合は即日(やむを得ない理由がある場合は当該理由がやんだ後直ちに)払い込むのが原則となっている。会計規則の遵守を徹底する必要がある。

第7 山口県立西部高等産業技術学校

1 概要

(1) 設置

東部高等産業技術学校と同様である。

(2) 所在地

下関市千鳥ヶ丘町 21-3

ホームページアドレス

<http://www.pref.yamaguchi.jp/gyosei/rodo-s/koyo-n/g-school/5workcol.htm>

(3) 沿革

- | | |
|--------------|---|
| 昭和 33 年 7 月 | 山口県立豊北職業訓練所を豊北町に、山口県立宇部職業訓練所を宇部市に開設 |
| 昭和 44 年 10 月 | 職業訓練法の一部改正により職業訓練所が専修職業訓練校となる |
| 昭和 54 年 4 月 | 職業訓練法の一部改正に基づき、専修職業訓練校が職業訓練校となる |
| 昭和 55 年 4 月 | 宇部、豊北の両職業訓練校を上記所在地に統合し、山口県立西部高等職業訓練校となる |
| 平成 2 年 4 月 | 名称を上記から山口県立西部高等産業技術学校に改める |
| 平成 13 年 4 月 | 西部女性就業センターの事務を引き継ぐ |

(4) 訓練方針及び目標

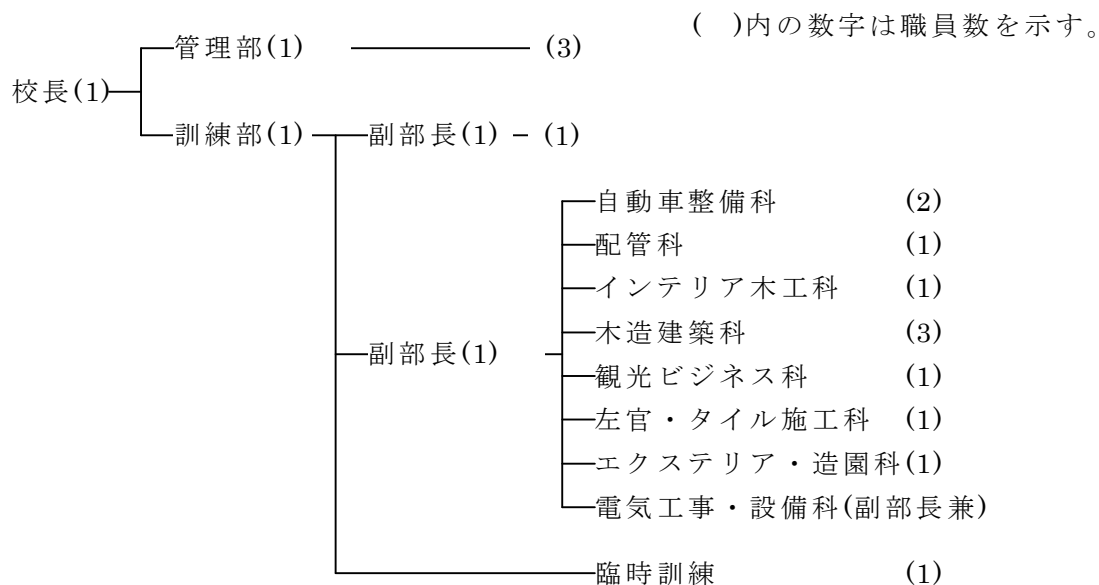
山口県立西部高等産業技術学校では、技術革新、情報化、サービス経済化の進展、産業構造の高度化など社会環境変化に対応し、即戦力となる技術・技能者の養成をめざし、次のようなことを目標として運営に努めている。

- ① 企業が求めるスペシャリストを育成する。
- ② 地域産業と経済の発展に貢献する人材を育成する。
- ③ 専門的知識に加え、社会人としての常識やマナーを備えた「企業の即戦力」を育成する。
- ④ 「新規卒業者」及び「離転職者」のそれぞれを対象としたコースを設定し、訓練生を育成する。

(5) 組織

職員数：20人（兼務1人）（平成18年4月1日現在）

組織：



(平成17年度の正規職員数は、平成18年度と同数の20人である。)

(6) 職員の状況

① 職員数・人件費金額の推移

(単位：千円、人)

区分	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
事務職(金額)	193,551	195,957	193,708	180,440	154,416
(人数)	23	23	24	22	19
1人当たり人件費	8,415	8,520	8,071	8,202	8,127
現業職(金額)	6,748	6,728	6,607	6,626	6,743
(人数)	1	1	1	1	1
1人当たり人件費	6,748	6,728	6,607	6,626	6,743
共済費(正規職員)	18,276	19,082	20,614	18,433	16,399
正規職員計(金額)	218,575	221,767	220,929	205,499	177,557
(人数)	24	24	25	23	20
1人当たり人件費	9,107	9,240	8,837	8,935	8,878
非常勤職員(金額)	33,342	32,790	34,422	34,158	32,333
(人数)	15	15	15	16	15
その他(金額)	9,656	10,064	9,424	9,230	8,868
共済費(非常勤・臨時等)	3,469	4,661	4,810	4,946	4,727
非常勤・臨時等計(金額)	46,467	47,515	48,656	48,334	45,928
合計(金額)	265,042	269,282	269,585	253,833	223,485

② 正規職員の年齢別比較（平成13年度と平成17年度）

（単位：人、歳）

	60代以上	50代	40代	30代	20代	合計	平均年齢
平成13年度	0	12	7	3	2	24	46.3
平成17年度	0	12	3	5	0	20	48.7

正規職員の平均年齢は、2.4歳高くなっている。

（7）主要施設の状況

種別	区分	面積(m ²)	種別	区分	面積(m ²)
土地	敷地	35,237	建物	本館棟	3,253
	(内 グランド)	(5,200)		実習棟	3,942
				向上訓練実習棟	520
				造園実習棟	180
				総合実習棟	317
				寄宿舎棟	1,414
				体育館（講堂）	995
				倉庫・車庫	688
				屋外実習棟等	156
				旧女性センター棟	795
	合計	35,237		合計	12,260

（8）財務の状況

（単位：千円）

項目	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
収入					
使用料	203	253	244	172	193
財産売払収入	4,219	4,505	4,374	3,318	3,410
預金利子	0	0	0	0	2
雑入	6,207	6,658	7,195	5,984	6,688
小計	10,629	11,416	11,813	9,474	10,293
当校以外の調定分	217,806	130,974	160,935	182,365	241,786
収入合計	228,435	142,390	172,748	191,839	252,079
支出					
報酬	33,342	32,790	34,422	34,158	32,333
共済費	3,469	4,661	4,810	4,946	4,727
賃金	9,656	10,064	9,424	9,230	8,868
報償費	14,277	17,256	18,435	11,735	31,726
旅費	3,788	3,917	4,631	2,673	2,811
需用費	17,306	17,561	19,211	16,766	15,034
一般需用費	17,248	17,528	19,179	16,757	15,015
食糧費	58	33	32	9	19
役務費	2,653	3,105	3,744	3,590	2,785

委託料	54,436	54,833	68,183	95,966	92,551
使用料及び賃借料	200	133	251	251	216
工事請負費	6,257	0	0	0	0
原材料費	7,520	6,667	9,421	7,524	9,754
備品購入費	73,341	3,241	7,213	6,642	14,843
負担金補助及び交付金	160	218	216	202	744
補償補填及び賠償金	4	0	0	0	0
小計	226,409	154,446	179,961	193,683	216,392
当校以外の予算執行分	9,640	0	0	10,603	50,620
正規職員人件費	218,575	221,767	220,929	205,499	177,557
支出合計	454,624	376,213	400,890	409,785	444,569
収支差額	△ 226,189	△ 233,823	△ 228,142	△ 217,946	△ 192,490

※ 収支差額のマイナス金額は、県の財政負担額である。

2 監査結果

山口県立西部高等産業技術学校(以下「西部高等産業技術学校」という。)の財務事務は、以下の指摘事項の部分を除き、総合的には関係法令等に基づき、概ね適正に処理されていると認められる。

なお、監査結果に関連する意見を含めて記載している。

(1) 収入に関する財務事務

ア 使用料

(ア) 概要

電柱・支線などの設置に係る土地使用、自動販売機設置に係る建物使用などの行政財産使用料がある。

(イ) 監査手続

行政財産使用許可申請書を閲覧し、調定票、領収書(控)、調定収納状況一覧表を照合した。また使用料金額について使手条例等と照合した。

(ウ) 監査結果

行政財産の使用料の減免を受ける場合は許可申請書に減免を受ける旨の付記が必要であるが当該記載がされていなかった。その他照合の結果、特記すべき事項はなかった。

イ 財産売払収入

(ア) 概要

ブロック積み工事、庭木剪定、庭園工事、モルタル塗りなどの実習に伴う収入と生産物(犬小屋)売却に伴う収入があった。

(イ) 監査手続

実習収入について実習申込書、決裁書類、製品調書、契約書、引取書、調定票、調定収納状況一覧表を照合した。また製品調書を閲覧し、収入額の積算根拠を検証した。

犬小屋については生産品処理調書、領収書(控)、払込書兼領収書、調定票を照合した。

(ウ) 監査結果

照合の結果、特記すべき事項はなかった。実習収入額の積算根拠の検証の結果、直接経費(旅費など)及び直接材料費については実費、間接費については「高等産業技術学校における実技訓練に伴う実習製品の取り扱いについて」に従って、材料費に係数を乗じて算定している。

ウ 雑入

(ア) 概要

主に在職者を対象にした職業訓練についての受講料徴収分である。

(イ) 監査手続

受講料について調定票、歳入調書、受講者名簿を照合した。また、受講料については講習経費積算表を閲覧し、受講料の妥当性を検証した。

(ウ) 監査結果

照合の結果、特記すべき事項はなかった。受講料については職員の時間外手当、講師料、講師旅費、水熱光費、テキスト代など実費を定員数で割って算定している。

エ 本庁で調定した収入

(ア) 概要

主な内容は以下のとおりである。

事業名	金額（千円）
離職者等再就職訓練事業委託費	91,478
電源立地地域対策交付金	76,394
離職者等職業訓練費交付金	61,812

(イ) 監査手続

国庫交付金については、交付申請書、交付決定通知書、実績報告書、確定通知書などを閲覧した。

委託事業収入については、申込書類、決裁書類、委託契約書、業務報告書などを閲覧した。

(ウ) 監査結果

特記すべき事項はなかった。

(2) 歳出に関する財務事務

ア 報酬

(ア) 監査手続

非常勤嘱託職員に関する人事異動通知書、勤務実績簿、給与支給明細書と照合し、書類の不備、不整合の有無を確認した。

(イ) 監査結果

書類の不備及び不整合はなく、計算の正確性、合規性について特記すべき事項はなかった。

イ 共済費

(ア) 監査手続

平成17年度3月計上分について支出調書、証憑書類、資金前渡精算書と照合した。

(イ) 監査結果

書類の不備及び不整合はなく、計算の正確性、合規性について特記すべき事項はなかった。

ウ 報償費

(ア) 監査手続

支出負担行為・支出票から任意に抽出し、支出調書、時間講師実績調書、就業点検簿と照合、書類の不備、不整合の有無を確認した。

(イ) 監査結果

書類の不備及び不整合はなく、計算の正確性、合規性について特記すべき事項はなかった。

エ 旅費

(ア) 監査手続

平成 17 年度 3 月計上分について支出負担行為・支出票、旅費請求書、旅費精算書、赴任証明書、住民票を照合し、書類の不備、不整合の有無を確認した。

(イ) 監査結果

書類の不備及び不整合はなく、計算の正確性、合規性について特記すべき事項はなかった。

オ 役務費

(ア) 監査手続

支出負担行為・支出票から任意に抽出し、証憑書類、請求書、資金前渡精算書の保管状況及び資料間の整合性を確認した。

(イ) 監査結果

書類の不備及び不整合はなく、計算の正確性、合規性について特記すべき事項はなかった。

カ 使用料及び賃借料

(ア) 監査手続

支出負担行為・支出票から任意に抽出し、契約書及び請求書の保管状況及び資料間の整合性を確認した。

(イ) 監査結果

書類の不備及び不整合はなく、計算の正確性、合規性について特記すべき事項はなかった。

(3) 業務委託契約等に関する財務事務

ア 概要

平成 17 年度の定型的な業務委託契約について過去 5 年間の推移は次のとおりである。

(単位：千円、%)

業務名	年度	契約金額(a)	予定価格(b)	落札率(a/b)	委託先	備考
校舎警備業務 (平成13～16年度随意契約(4号),平成17年度随意契約(6号))	平成13年度	806	806	100.0%	A社	
	平成14年度	849	850	99.9%	A社	
	平成15年度	832	849	98.0%	A社	
	平成16年度	832	832	100.0%	A社	
	平成17年度	832	832	100.0%	A社	
電気設備保安業務 (随意契約(4号))	平成13年度	216	216	100.0%	B社	
	平成14年度	216	216	100.0%	B社	
	平成15年度	194	217	89.3%	B社	
	平成16年度	189	209	90.6%	B社	
	平成17年度	189	209	90.6%	B社	
可燃物処理業務 (随意契約(4号))	平成13年度	416	454	91.7%	C社	
	平成14年度	403	441	91.4%	C社	
	平成15年度	397	424	93.6%	C社	
	平成16年度	391	404	96.6%	C社	
	平成17年度	378	378	100.0%	C社	
健康診断業務 (随意契約(4号))	平成13年度	38	42	90.0%	D社	
	平成14年度	40	40	100.0%	D社	
	平成15年度	40	40	100.0%	D社	
	平成16年度	40	40	100.0%	D社	
	平成17年度	38	40	95.3%	D社	
冷温水機保守業務 (平成13～16年度随意契約(1号),平成17年度随意契約(2号))	平成13年度	487	487	100.0%	E社	
	平成14年度	487	487	100.0%	E社	
	平成15年度	487	487	100.0%	E社	
	平成16年度	487	487	100.0%	E社	
	平成17年度	487	487	100.0%	E社	

イ 監査手続

業務委託契約、営繕工事等に係る契約について、会計規則に従い、指名競争入札、随意契約が適切に行われているか、執行伺、契約締結伺、決議書等により各手続の執行状況、契約形態の適正性について検証した。

ウ 監査結果

平成17年度の業務委託費92,551千円のうち、訓練委託の金額は89,742千円であり、契約方法はすべて単独随意契約であった。訓練実施業者は必ずしも1者に限らず令第167条の2第1項第2号を適用することが妥当であるか検討を行ったが、競争入札等審査会資料によれば、常設訓練科目については競争入札実施可能性の検討、臨時訓練科目については1者独占とならないよう検討が行われており、規則には準拠しているものと認められた。

(4) 物品購入契約に関する財務事務

ア 監査手続

物品の購入契約に当たり、会計規則等に従って、指名競争入札、随意契約等が適切に行われているか、また、物品規則に従って購入手続が行われているか検証した。

イ 監査結果

物品の購入の契約及び手続については、会計規則等に従って行われており、特記すべき事項はなかった。

(5) 公有財産管理

ア 監査手続

(ア) 公有財産台帳の閲覧や関係者に質問することにより、実地調査が行われているかどうか確認した。

(イ) 登記簿謄本等との照合及び必要に応じて現地の視察及び実地調査を行った。

イ 監査結果

調査の結果、特記すべき事項はなかった。

(6) 物品管理

ア 監査手続

(ア) 物品の維持管理について、管理簿の作成状況、物品標示票の貼付状況と現物との関係を確認した。

(イ) 機器については、訓練業務等との関連で効率的に使用されているか、遊休機器、不用物品、未使用物品は適切に管理されているかを確認した。

(ウ) 物品の廃棄等の手続を検証した。

イ 監査結果

(ア) 物品の現物確認について

備品管理簿から任意に抽出し、現物確認を行ったところ以下の状況である。

a 現物に物品標示票が貼られていないものがあった。

ホイストクレーン 1 件

b 物品標示票が消えて読めないものがあった。

万能フライス盤 1 件

(イ) 物品規則に定める手続が未了の機器について

平成 17 年度に東部校の設備システム科を西部校と統合し、東部

校で存続させることになった。一部の訓練用機器は東部校へ搬送したが、物品規則に定める保管転換の手続きが未だ未了であった。早急に手続きを執り、管理責任を明らかにすべきである。(吸収式冷温水機訓練用装置)

(ウ) 廃棄手続について

建築設計科が平成 16 年度に廃止となり、訓練用自動製図機 (CAD) 2 台が遊休となった。当該機器は平成 7 年度以前の取得であり、技術革新の激しい機器の現状から考えて、今後到底、活用する可能性はなく、物品規則第 45 条に定める不用決定すべきものであるが手続きがされていなかった。

上記を除き、特記すべき事項はなかった。

(7) その他

ア 郵便切手等について

(ア) 監査手続

郵便切手等について、実査を行った。また、年度末近くの購入の有無や使用枚数と購入数量との関係など、経済性を考慮した購入を行っているかを確認した。

(イ) 監査結果

照合の結果、特記すべき事項はなかった。

イ 現金管理について

(ア) 監査手続

現金出納簿を閲覧し、必要に応じて調定票、調定収納状況一覧表と照合した。

(イ) 監査結果

照合の結果、下記を除き特記すべき事項はなかった。

1 万円以上の収入金額が領収日の翌々日以降に払い込まれていた。

講座名	領収日	振込日	金額(円)
PCワード1	4月19日	4月21日	70,000
第2種電気工事士(学科)	5月8日	5月11日	176,000

会計規則第 32 条では、現金を直接収納した場合は即日(やむを得ない理由がある場合は当該理由がやんだ後直ちに)払い込むのが原則となっている。会計規則の遵守を徹底する必要がある。

3 組織及び運営に関する意見

高等産業技術学校（東部校・西部校）の組織及び運営の合理化に資すると考える事項を意見として記載している。その内容は以下のとおりである。

（１）職業訓練の実施状況

ア（ア）平成 17 年度の常設科目（普通・短期課程）の訓練の実施状況

（単位：人、％）

	定員 (ア)	応募者数 (イ)	応募率 (イ)/(ア)	入校者数 (ウ)	入校率 (ウ)/(イ)	中退者数	修了者 数(a)	修了率	左の内 求職者 数(b)	在校者数	就職者数 (c)	就職率 (c/b)	前年の 就職率
東部校(普通)	180	403	223.9	172	95.6	16	82	83.7	82	74	75	91.5	85.0
（短期）	100	144	144.0	78	78.0	3	75	96.2	74	0	60	81.1	63.0
計	280	547	195.4	250	89.3	19	157	89.2	156	74	135	86.5	70.0
西部校(普通)	90	144	160.0	77	85.6	9	33	80.5	32	35	31	96.9	84.9
（短期）	120	172	143.3	104	86.7	17	87	83.7	85	0	68	80.0	67.9
計	210	316	150.5	181	86.2	26	120	82.8	117	35	99	84.6	72.5
合計	490	863	176.1	431	88.0	45	277	86.3	273	109	234	85.7	72.3

※ 在校者数は 2 年課程の入校生のうち、一年度末在校生である。

平成 17 年度常設科目の職業能力開発業務の状況は上記のとおりであるが、就職率は前年度と比較すると約 13% 余り上昇しており、産業の必要な人材の育成を図る役割を効果的に果たしているともいえるが、景気回復の影響もあり、県立施設として地域の実情に応じた職業訓練をより進める必要がある。

（イ）平成 15 年度末現在の科目数、定員、指導員数の比較

		科目	定員	指導員	非常勤
平成 15 年度末	東部	13	350 人	17 人	14 人
	西部	11	290 人	17 人	10 人
	計	24	640 人	34 人	24 人
平成 17 年度末	東部	12	280 人	14 人	13 人
	西部	10	210 人	11 人	9 人
	計	22	490 人	25 人	22 人

注 平成 17 年度の科目・定員には介護サービス科を含める。

科目数、定員は減少しており、一方指導員は東部校で 3 人、西部校で 6 人減、非常勤は東部で 1 人、西部で 1 人減少している。

高等産業技術学校は、訓練科目の整理や民間競合訓練科の廃止を行うとともに、民間教育訓練機関を活用した訓練業務の委託を実施しており、訓練科目や定員の減少が生じている。これに応じて指導員等の人員は、削減が図られているが、職業訓練の企画就職支援体制の整備・強化を図るため、従来は配置していなかった指導員を就職支援指導員として配置している。

これらの職業能力開発業務の効率化により取り組むとともに、県内産業の必要な人材を輩出するために、訓練生の相談業務及び就職支援活動の充実強化をより進める必要がある。

イ 訓練科目別の実施状況

(ア) 普通課程

(単位：%)

科目名		応募率	入校率	修了率	就職率	関連就職率
メカニカルデザイン科	東部	120.0	80.0	89.5	85.0	89.3
機械加工科	東部	75.0	57.5	92.6	93.3	80.0
自動車整備科	東部	316.7	100.0	91.7	100.0	100.0
	西部	251.7	100.0	92.5	100.0	100.0
設備システム科	東部	135.0	98.0	84.8	100.0	79.2
インテリア木工科	西部	93.3	80.0	93.8	73.3	81.8
観光ビジネス科	西部	81.7	65.0	65.4	100.0	94.1
木造建築科	西部	90.0	77.5	—	—	—
グラフィックデザイン科	東部	165.0	98.3	92.3	100.0	100.0
理容科	東部	140.0	100.0	90.0	100.0	100.0
美容科	東部	380.0	102.2	93.3	100.0	100.0

応募率及び入校率は平成 16 年度～平成 18 年度の平均

ただし、機械加工科、木造建築科は平成 17 年度に再編したため、応募率及び入校率は平成 17 年度及び平成 18 年度の平均

就職率、修了率は平成 16 年度及び平成 17 年度の平均

ただし、設備システム科は平成 16 年度に 2 年制に再編したため、就職率は平成 17 年度の値

(イ) 短期課程

(単位：%)

科目名		応募率	入校率	修了率	就職率	関連就職率
溶接科	東部	164.0	38.0	65.2	100.0	100.0
溶接科デュアルコース	東部	35.0	20.0	100.0	100.0	100.0
エクステリア・造園科	東部	172.5	97.5	93.9	84.0	70.4
	西部	162.0	100.0	90.0	72.2	65.4
介護サービス科	東部	201.0	100.0	99.2	85.0	85.4
	西部	165.0	98.3	91.3	74.0	77.8
左官・タイル施工科	西部	130.0	63.3	50.0	71.4	80.0
電気工事・設備科	西部	130.0	100.0	—	—	—
建築設備科	西部	—	—	—	—	—

応募率及び入校率は平成 16 年度～平成 18 年度の平均

溶接科デュアルコース科応募率、入校率は平成 17 年度～平成 18 年度の平均 修了率、就職率は平成 17 年度の値

東部校のエクステリア・造園科は平成 17 年度に 1 年制に再編したため、就職率は平成 17 年度の値

電気工事・設備科は平成 18 年度に再編のため、平成 18 年度の率(電子機器科を改編)

建築設備科は平成 18 年度後期より募集開始（配管科を改編）
就職率は平成 16 年度及び平成 17 年度の平均

（ウ）平成 17 年度末現在の普通課程及び短期課程で応募率または入校率が 100%未満であるもの

機械加工科（東部校）、木造建築科（西部校）は応募率、入校率ともに 100%を下回っている。両科とも平成 17 年度に再編し、内容の高度化と訓練期間を 2 年課程に延長しているものであり、訓練の内容の変わったことの P R を、高等学校の訪問やホームページにより積極的に行う必要がある。同時に、今後とも応募率（学生のニーズ）や入校率の推移には注視し、訓練科目の必要性について検討の材料とすること等が必要である。

ウ 臨時訓練について

（ア）臨時訓練の過去 3 年間の実施状況は、次のとおりである。

（単位：％）

		応募率	入校率	修了率	就職率
平成 15 年度	東部校	133.1	81.0	95.3	54.3
	西部校	142.5	88.5	96.0	38.6
	計	137.4	84.4	95.6	46.6
平成 16 年度	東部校	101.2	74.0	93.3	58.1
	西部校	149.7	87.9	93.9	58.9
	計	125.7	81.0	93.6	58.5
平成 17 年度	東部校	112.8	83.9	94.7	59.1
	西部校	169.7	96.4	96.0	61.1
	計	140.1	89.9	95.4	60.1

（イ）臨時訓練の就職率は全体で約 60%であるが、過去 3 年間の推移は年々上昇傾向にはある。

個別にみると東部校では経理・O A 科、不動産実務科、西部校では介護実務、経理・社会保険科目等に就職率の低い傾向がみられる。これらのことから、訓練科目が企業の人材ニーズに適合しているのかどうかの検討が必要であり、また就職支援業務の比重を高める必要がある。この点への対応として、平成 17 年度から巡回・就職支援の指導員が企業訪問等を行って、積極的に求人を開拓しているとのことであるが、年度計画に年間の企業訪問計画を設定し、実行するなど、より強化する必要がある。

エ 在職者訓練

在職者訓練の過去 3 年間の実施状況は、次のとおりである。

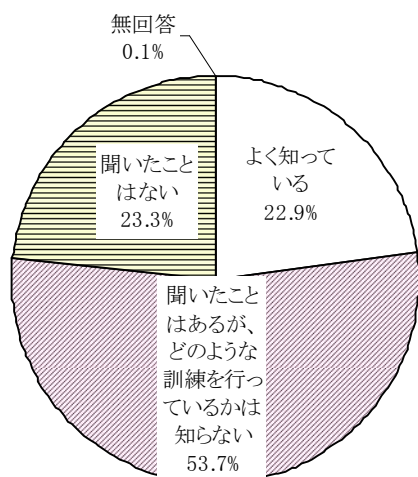
(単位：人、%)

		総定員	受講者数	受講率	修了率
平成15年度	東部校	2,836	2,853	100.6	99.0
	西部校	2,260	2,093	90.2	97.4
	計	5,096	4,946	97.1	98.3
平成16年度	東部校	3,230	2,823	87.4	99.3
	西部校	2,075	1,911	92.1	98.2
	計	5,305	4,734	93.6	98.9
平成17年度	東部校	3,112	3,193	102.6	99.1
	西部校	2,090	1,942	92.9	99.2
	計	5,202	5,135	95.4	99.1

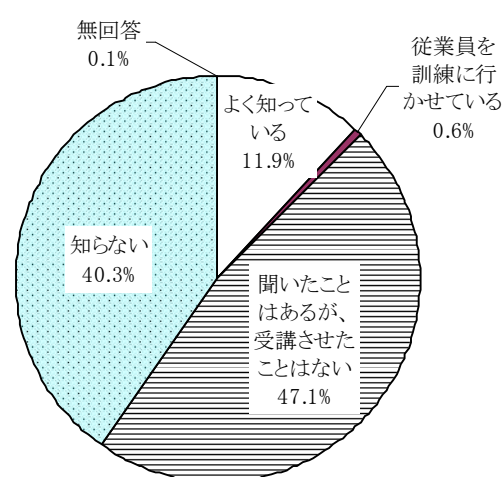
平成15年度、17年度の東部校は受講率が100%を少し上回ったものの、西部校及びその他の年度は90%を少し上回っている受講率であり、この状況は学校に対する県民の認知度が低いことが原因とされている。

平成15年7月、山口県商工労働部雇用・能力開発課の職業能力開発実態調査結果（以下「アンケート結果」という。）によれば、高等産業技術学校の認知度は次のとおりである。

【職業訓練認知度(新規・離転職者対象)】



【職業訓練認知度(在職労働者対象)】



アンケート結果によれば、高等産業技術学校の認知度は、在職労働者は新規労働者の約半分であり、在職者訓練の積極的なPRを行うとともに、技術訓練等を実施する機会が十分でない中小企業の職員の訓練に成果をあげるような運営を進める必要がある。そのためには、企業の人材ニーズを反映した訓練科目の設定や、訓練科目にふさわしい企業現場の技能員や、技術者等を講師として選定をすることが必要である。

オ 民間教育機関の活用

訓練生の多様な訓練ニーズに応じた訓練を行うことや、離転職者の住所地の近辺での訓練機会を提供し、訓練生の利便性を高めること等により早期就職を図るために、民間教育訓練機関のノウハウの活用をより促進する必要がある。

カ 若者就職支援センターとの連携

平成 17 年度から、若者就職支援センターが行う「就職支援セミナー」や「就職セミナー」等の事業に訓練生を参加させること、また同センターのカウンセラーを訓練の開始時・終了時の年 2 回、高等産業技術学校に招き、就職の心構えや企業サイドの情報提供を行う等の連携をしている。

なお、訓練生の就職率を高めるために、訓練生が常時若者就職支援センターのカウンセラーと相談できる体制の構築ができないか、連携強化策を検討する必要がある。

(2) 常設訓練科目の見直しの状況

ア 現在実施している訓練科目については、入校率や就職率の低迷など、求人・求職ニーズに対応できていない科目や訓練内容が民間と競合する科目が存在していること、また、県内企業に対するアンケート調査結果によれば、即戦力となる人材を求める声が強くなり、現行の訓練科目の再編や訓練内容の重点化・高度化等の観点から見直しが進められている。(平成 15 年度に商工労働部雇用・能力開発課によって策定された「今後の高等産業技術学校の在り方」では、平成 20 年に 19 科目 500 人定員を目標にしている。)

訓練科の再編については、最終的な判断は労働政策課が行い、山口県立職業能力開発校規則第 2 条の定めにより設置される。

平成 13 年度から平成 17 年度まで（一部平成 18 年度を含む）の高等産業技術学校の訓練科目の再編の実施状況とその理由は次のとおりである。

(ア) 東部高等産業技術学校の訓練科目再編の概要

平成 13 年度			平成 14 年度			平成 15 年度			平成 16 年度			平成 17 年度			平成 18 年度			変更内容等
訓練科名	定員	期間	訓練科名	定員	期間	訓練科名	定員	期間	訓練科名	定員	期間	訓練科名	定員	期間	訓練科名	定員	期間	
機械加工	20	1 年									2 年							訓練内容の高度化
自動車整備	20	2 年																
冷凍空調	20	1 年						設備システム			2 年							訓練内容の高度化
服飾ファッション	20	1 年				廃止 (H16. 3. 31)												廃止 (民間競合)
メカニカルデザイン	20	1 年											10					訓練規模の見直し
グラフィックデザイン	20	1 年																
理容	10	2 年																
美容	15	2 年																

造園	40	6月					エクステリア造園	20	1年			訓練目標の見直し
溶接	20	1年						30			20	訓練規模の見直し →離職職に変更
												デュアルシステム
配管	20	6月					廃止(H18.3.31)					訓練規模の見直し
OAビジネス	40	6月					廃止(H17.3.31)					訓練科の役割終了
介護サービス	40	6月								外部委託		民間ノウハウ活用

定員は年度の入校定員、期間は訓練期間である。

H14～H18の欄には変更した部分のみを記載した。

溶接科のデュアルシステム訓練の定員は、溶接科の定員の内数である。

介護サービス科は、平成17年4月から定員や訓練期間、入校時期等を変更しないで、訓練を民間教育訓練機関に委託した。

(イ) 西部高等産業技術学校の訓練科目再編の概要

平成13年度			平成14年度			平成15年度			平成16年度			平成17年度			平成18年度			変更内容等
訓練科名	定員	期間	訓練科名	定員	期間	訓練科名	定員	期間	訓練科名	定員	期間	訓練科名	定員	期間	訓練科名	定員	期間	
自動車整備	20	2年																
冷凍空調	20	1年				廃止(H16.3.31)												訓練内容の高度化 →東部校へ統合
インテリア木工	10	1年																
建築設計	20	1年							廃止(H17.3.31)									廃止(求人ニーズ)
観光ビジネス	20	1年																
建築	20	1年										木造建築	10	2年				企業との共同訓練
左官・タイル施工(中卒)	10	1年							廃止(H17.3.31)									訓練規模の見直し
左官・タイル施工(離職)	10	1年								20								→離職職へ統合
インテリア木工(中卒)	10	1年							廃止(H17.3.31)									訓練規模の見直し →中卒の見直し
インテリア木工(離職)	10	1年							廃止(H17.3.31)									廃止(求人ニーズ)
建築(中卒)	10	1年							廃止(H17.3.31)									訓練規模の見直し →中卒の見直し
建築(離職)	10	1年							廃止(H17.3.31)									廃止(求人ニーズ)
電子機器	40	1年												電気工事・設備				訓練目標の見直し
エクステリア造園	20	1年																
配管	20	1年									6月			建築設備	10	1年		訓練目標の見直し →10月1日改編
OAビジネス	40	6月							廃止(H17.3.31)									訓練科の役割終了
												介護サービス	40	6月				民間教育機関に委託

定員は年度の入校定員、期間は訓練期間である。

H14～H18の欄には変更した部分のみを記載した。

定員は年度の入校定員であり、単位は人である。

観光ビジネス科のデュアルシステムの定員は、観光ビジネス科の定員の内数である。

(ウ) 訓練科目の見直しについて

a 訓練科目の見直しは、東部校及び西部校ともに応募率、入校率、就職率の低いものなどについて行うとともに、また民間で実施可能なものについて民間への委譲を進めることとしており、現状の常設訓練科目の状況を分析して迅速に対応していると認められる。

b 外部委託について

(a) 現状

訓練科目で官民競合しているもののうち、理容科、美容科は民間で実施可能な分野ということで、平成 20 年 3 月末をもって廃止することにしており、平成 19 年度は募集を停止している。民間で実施可能な分野は、民間教育機関等の積極的な活用を図る観点から適切な対応である。

(b) グラフィックデザイン科

県内に同様の内容の科目を有する専門学校が 3 校あり、官民競合していること、(上記の理容科、美容科を除き平成 17 年度末常設訓練科目で官民競合しているのはこの科のみ) また、この訓練科目は企業では即戦力としての人材を求めているということ、さらに入校生の年代が 20~30 代の者が多いという特徴がある。若年離転職者やフリーターへの対応にも配慮し、訓練科目の内容を見直すことや、官民競合を避けるために、民間委託すること等の検討を早急に進める必要がある。(平成 19 年度の募集要項では検討中ということで記載されている。)

c 人材ニーズに沿った科目設定

企業の人材ニーズと求職者の求職ニーズの間で、雇用のミスマッチが拡大している。求職者のニーズと同時に、企業の人材ニーズを把握し、求職者が就職に結びつく訓練の実施や、労働者の技術習得に効果的な訓練の実施が可能になるように、科目設定を行う必要がある。

企業の人材ニーズを把握するためには、高等産業技術学校には訓練関係企業、団体、専修学校、経済団体で組織する「高等産業技術学校運営協議会」が設置(東部校、西部校それぞれ学校単位で開催)されており、この協議会で聴取した企業の意見等を参考にすること、また、無料職業紹介所で把握が可能な各科別の企業からの求人数の動向等を分析し、訓練生へ周知することなどの対応が必要である。

(3) 高等産業技術学校の役割の遂行

ア 職業能力開発訓練の質の向上

(ア) 訓練生の満足度調査の必要性

高等産業技術学校は、職業訓練のサービスの提供を行っているが、

平成 15 年度のアンケート調査結果においても、高等産業技術学校の認知度や、非受講についての結果はあるが、訓練生の満足度についてのデータ等が存在しない。（一部プロポーザル等臨時訓練で、受講者の満足度調査を行っている。）高等産業技術学校が提供するサービスの質について、受講者の満足度をアンケート調査等により把握し、その結果を分析し、サービスの質の向上に反映できる仕組みを検討する必要がある。

(イ) 企業や大学等教育機関との連携強化

臨時訓練の実施や高等産業技術学校運営協議会や、ものづくり匠の卵技能競技大会の開催等を通じて、専修学校、職業訓練施設、専門高等学校や企業との提携を図っている。

これらの連携は、労働市場の需要動向や企業の訓練ニーズに即した訓練科目の再編や訓練内容の見直し、求職者への多様な訓練機会の提供に効果的であり、職業能力開発のサービス向上のために、より強化を図る必要がある。

また、職業訓練指導員について、民間企業等の技術者を外部講師として活用する場合等の情報収集に有効である。

(ウ) 労働政策課や関連行政機関との連携

地元公共職業安定所や労働政策課に、高等産業技術学校運営協議会への参加を求めることや、ものづくり匠の卵技能競技大会に企業や独立行政法人雇用・能力開発機構山口センター、工業高校等専門学校が参加している。これらの連携により、指導者の実践的な指導力や技能の向上を図るために、交流・連携を一層積極的に進める必要がある。

(エ) 高等産業技術学校（東部校、西部校）における卒業生情報等のデータベース化

両校では、卒業した学生から外部照会が年間数件あり、紙ベースの検索ではかなり手間とのことである。そのため、学生に関するデータをフロッピー等で保管し、検索を容易にしているが、半面、情報漏えいリスクが生じている。

事務効率の向上と情報リスクの軽減の両方を同時に達成するために、学生データ等のデータベース化を図り、一つのサーバーに機密情報を集中させ、セキュリティ管理をそこに集中するのが合理的である。費用対効果の問題も含め、検討する必要がある。

(オ) 訓練科目の実施状況についての評価

プロポーザル型の臨時訓練では、講師の能力、成果、効果、就職支援等について評価点を付し、委託先の計画から訓練の実施に至るまでの評価を行っているが、担当者 1 名が評価点を記入し管理しているのみである。

評価の客観性を高めるために、組織としてこの評価に取り組む必要がある。また、プロポーザル型の臨時訓練以外の訓練（普通課程、

在職者訓練及び臨時訓練)では評価を行っていないが、評価項目、評価基準及び運用方法について要綱等を定め、評価制度の実施を検討する必要がある。

イ 就職支援活動

(ア) 訓練生の就職支援のために、人材の需給状況や今後の見通しについて、公共職業安定所との連携を強化すること、企業の求人状況の把握のために、就職支援担当指導員の活動をより強化すること、さらには、高等産業技術学校は無料職業紹介業務を行っており、訓練科別の求人情報が集められていることから、雇用のミスマッチの防止のために、企業側の人材ニーズについて訓練生への周知を図っていくことなどが必要である。

(イ) 重点を置く訓練対象者

県が実施すべき職業訓練の対象者は下記 a, b に限定されるべきものではないが、若年者の雇用問題、離転職者等への就職促進や少子高齢化の進展による将来的な労働力の確保等の観点から、重点を置く訓練対象者としてフリーター等の若年者や団塊の世代への高等産業技術学校の対応が必要である。

a フリーター等の若年者対策について

内閣府政策統括官(共生社会政策担当)の「青少年の就労に関する調査報告(平成17年7月)」では、ニートとは無業者のうち非求職型と非希望型の総和を意味するものとして扱っている。またフリーターは、求職型に含まれている。

(a) 無業者とその類型についての定義

呼称	定義
無業者(通学、有配偶者を除く)	高校や大学などに通学しておらず、独身であり、ふだん収入になる仕事をしていない、15歳以上35歳未満の個人(予備校や専門学校などに通学している場合も除く)
求職型	無業者(通学、有配偶者を除く)のうち、就業希望を表明し、求職活動をしている個人
非求職型	無業者(通学、有配偶者を除く)のうち、就職希望を表明しながら、求職活動はしていない個人
非希望型	無業者(通学、有配偶者を除く)のうち、就業希望を表明していない個人

(b) 山口県と全国の無業者比率の比較は次のとおりである。

		無業者比率	求職型比率	非求職及び非希望型比率		
				非求職型	非希望型	合計
2002年	全国	6.27	3.78	1.25	1.24	2.49
	山口県	5.80	3.39	0.82	1.59	2.41
1997年	全国	4.85	2.82	0.83	1.21	2.03
	山口県	4.61	2.49	1.02	1.10	2.12

- (c) 山口県は 1997 年、2002 年のいずれも無業者の比率は全国平均より低いものの、増加傾向にあり、しかも非希望型の増加率が高い状況である。こうした状況が続けば、本人にとって必要な職業能力の蓄積やキャリア形成ができなくなることはもとより、山口県の産業を担う人材の確保や、技能・技術の伝承などを阻害しかねない状況になるので、高等産業技術学校としても対応ができる方策を検討する必要がある。

上記の無業者の中で、求職型は就職を希望しているものである。高等産業技術学校の訓練は、就労意欲があり、かつ一定以上の社会性を身につけたものを対象としているので、求職型(フリーター等)には対応可能であり、これらの就職ニーズを反映した訓練科目を設定することなどの検討が必要である。山口県の平成 19 年度予算案でも、年長フリーターなどを対象にした県内就職促進対策を積極的に推進することがあげられている。

b 団塊の世代等への対策について

(a) 現状

山口県の団塊の世代(昭和 22 年～昭和 24 年生まれ)は、平成 17 年国勢調査によれば 86 千人であり、その前後を合わせた 50 歳代は 237 千人である。若者(15 歳～34 歳まで)の就労人口の減少が予測される状況において、各産業の担い手としていかに就労に結びつけていくかは、県の産業の振興にとって必要なことである。

高等産業技術学校では、左官・タイル施工科やエクステリア・造園科等への応募が比較的高齢者に多いが、就職率は非常に低いという現実がある。その原因として、上記の職種は炎天下や高所での作業等があるため、企業側が安全性や作業の効率性を考慮し、若年者を採用するという傾向が挙げられる。

一方、高齢者の訓練生は、趣味的な感覚での受講動向があり、企業側と訓練生の側の双方の事由により就職につながらないという状況がある。

(b) 対策

① 就職支援体制の充実

高齢者の訓練生には、高齢者の体力に合った技術訓練の実施、また企業側の高齢者の訓練生に求める技術水準や企業ニーズを十分指導し、高齢者の就業が可能となるように、訓練内容を工夫すること等の対応が必要である。また、高齢者で実施可能な業務を就職先として開拓するなど、就職支援体制の充実が必要である。

② 団塊世代の就業に係る支援への情報提供等

東京都産業労働局が平成 16 年 3 月に実施し公表されている「団塊の世代の活用についての調査報告書」のアンケート結果によると、団塊世代の就業に係る支援の利用希望は、男性、女性と

も、転職や再就職を支援する研修、訓練、就業や生活設計に関する情報提供・相談窓口、NPOやボランティア活動の情報提供やセミナー等となっている。

他地域のデータではあるが、転職や再就職を支援する研修、訓練等、就職支援に対するニーズは強いものがあり、団塊世代の就業促進に向けて、高等産業技術学校の業務での対応について検討することが必要である。

(ウ) デュアルシステム訓練について

東部校の溶接科は、平成17年1月から定員10人で実施している。入校は1人で、実習先以外に就職している。(平成18年度入校者3人)

西部校の観光ビジネス科は、平成17年4月から定員10人でデュアルシステム訓練を実施している。平成17年度は3人が入校し、3人とも就労型実習先に就職している。(平成18年度入校者5人)

このシステムは、県と民間の共同訓練であるが、受入先と訓練生双方にメリットがあり、訓練生の就職をスムーズに進め、就職率を高めるために、このシステムの訓練生及び企業への周知を徹底し、積極的に推進していく必要がある。

高等産業技術学校の役割は、県立施設として地域産業の人材ニーズや職業訓練ニーズ等を踏まえ、地域の産業に必要な人材を輩出することである。

その役割を遂行するために学校運営は、上記ア、イの事項等に配慮し、より効果的、効率的に進める必要がある。